

平成 28 年

6 月熊取町議会定例会会議録

平成 28 年 6 月 8 日開会

平成 28 年 6 月 21 日閉会

熊 取 町 議 会

平成28年6月定例会会議録目次

(6月8日)

出席議員	1
議事日程	1
諸般の報告	2
町長あいさつ	2
行政報告	3
1. 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について	3
2. 報告第2号 熊取町土地開発公社の経営状況報告について	4
3. 報告第3号 損害賠償に関する専決処分報告について	6
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8
一般質問	8
1. 文野慎治議員	8
1) 高齢者福祉の展開について	
①高齢者個人の特性・健康状態のアンケート結果の有効活用について	
②包括支援センター指定管理者の、個々人の健康指導とその評価について	
③要支援あるいは要介護認定者の増加に伴う方策について	
④独居高齢者の安全・安心な生活を確保するための具体的な方策について	
2) 学童保育と放課後学習について	
①放課後学習の実施校拡大について	
②全小学校の空き教室の現状とその利用計画について	
3) ひまわりバスについて	
①「駅前乗り入れ」の進め方について	
4) 談合事件損害賠償金の回収について	
①損害賠償金を支払わない業者及び不真正連帯責任の2名への処分について	
②損害賠償を支払った業者を含む、町内業者育成のための入札制度改善について	
2. 阪口 均議員	19
1) ため池管理・水路管理について	
①対地震への安全対策について	
②対ゲリラ豪雨への安全対策について	
2) 熊取にぎわい創生（永楽ゆめの森公園）について	
①遊具の入れ替えについて	
②新設設備について	
③駐車場の有料化について	
④軽トラ市場について	
3. 坂上巳生男議員	29
1) 情報公開と住民参加について	
①住民団体や自治会からの要望と回答について	
②各種審議会への住民参加、議事録公表について	
2) 基金の有効活用について	
①ふるさと応援基金1億円の活用について	

②文化振興財団解散による3億円の活用について	
3) 地域防災力の向上について	
①住宅耐震化の促進について	
②自主防災組織の活動への支援について	
4. 河合弘樹議員	40
1) 熊取町の防災について	
地域防災強化について	
5. 二見裕子議員	41
1) 障がい者支援について	
①ヘルプマークの導入について	
②ヘルプカードの導入について	
2) 災害時における避難施設のトイレ設置について	
①洋式トイレについて	
②マンホールトイレについて	
3) 聴覚障がい者の支援について	
①新生児聴覚検査の実施について	
②人工内耳装着者の支援について	
6. 坂上昌史議員	49
1) 地方創生加速化交付金の申請事業について	
①「くまとりコロケ」のブランド化について	
②その他2事業の今後の展開方法について	
③地方創生の取り組みの考え方について	
 (6月9日)	
出席議員	61
議事日程	61
一般質問	62
1. 鱧谷陽子議員	62
1) 介護保険における地域包括ケアシステム及び総合事業について	
①定期巡回随時対応型訪問介護看護などの進捗状況について	
②在宅医療の普及・医療介護の連携、ひまわりネットの会合回数について	
③介護予防・生活支援について	
④住民主体による多様なサービスについて	
2) 第2次男女共同参画プランについて	
①審議会等委員への女性登用の割合について	
②町における女性管理職の割合について	
③上級試験採用者における女性の割合について	
④小中学校における女性管理職の割合について	
⑤自治会長における女性の割合について	
2. 浦川佳浩議員	72
1) 子ども達の「社会を生きる力を育む」ための本町の取り組みについて	
①中学生における、職業体験の実施状況（①体験日数②受入企業数及び受入企業数の推移）について	
②体験後の効果の検証方法について	
③体験後の評価・ゴールの設定方法について	

④「教育のまち熊取」としてのブランドを全国的にPRしていくための取り組みについて	
2) 100年後の熊取町の「まちづくり」のあり方について	
①NPO法人の登録数の推移について	
②その中で行政と協働で取り組んだことがある団体数及び事例について	
③今後の協働の取り組み・連携方針について	
④「地方創生」のあり方について	
3. 江川慶子議員	85
1) 子どもの貧困対策について	
①貧困対策を統括する部署について	
②学習権と進路保障・食の保障・経済的保障について	
③今後の具体的対策について	
2) 国民健康保険（広域化）について	
①調整会議やワーキンググループに所属していない自治体について	
②医療施設の格差がある中での府内統一の不利益について	
③移行期の国保会計の収支不足分の補填について	
④健診事業の変更について	
⑤町の事務の変更点について	
4. 渡辺豊子議員	96
1) 災害に強いまちづくりについて	
①被災者支援システムの導入について	
②避難所運営模擬ゲームの進捗状況について	
2) 路面下空洞調査の実施について	
3) 食品ロス削減について	
①学校給食現場の残食の状況について	
②食品ロス削減のための啓発について	
③災害備蓄食品の処理について	
④削減目標の設定とその取り組み推進について	
4) 読書通帳について	
①読書通帳の作製について	
②町立図書館におけるシステム更新にかかる読書通帳導入検討について	
5. 佐古員規議員	107
1) 永楽ゆめの森公園整備について	
①夏場の熱中症対策について	
②収益事業について	
③残りの事業（今後の展開）について	
2) スポーツ振興について	
①大きなスポーツ大会の誘致について	
②指定管理者からの提案も含めた収益事業について	
③スポーツ振興助成金と助成事業について	
④広域連携への検討について	
3) 職員の働く意欲について	
①残業時間が削減されたことによる業務内容や職員の負担について	
6. 矢野正憲議員	119
1) 大阪府の自転車の安全で適正な利用促進に関する条例施行に伴う町としての	

取り組みや今後の展開について

2) 福祉避難所・緊急入所施設の指定にかかる今後の展開について

(6月13日)

出席議員	129
議事日程	129
提案理由説明	
議案第51号 税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告について	130
質 疑	132
採 決	132
提案理由説明	
議案第52号 平成27年度熊取町一般会計補正予算(第9号)の専決処分報告について	132
質 疑	133
採 決	133
提案理由説明	
議案第53号 平成28年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分報告について	133
質 疑	135
採 決	136
提案理由説明	
議案第54号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	136
質 疑	137
提案理由説明	
議案第55号 国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る町税の特例に関する条例の一部を改正する条例	137
質 疑	139
提案理由説明	
議案第56号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	139
質 疑	140
提案理由説明	
議案第57号 工事請負契約の締結について(北保育所大規模修繕工事)	141
質 疑	141
提案理由説明	
議案第58号 環境センター専用公用車(4tダンプ)の購入について	142
質 疑	143
提案理由説明	
議案第59号 平成28年度熊取町一般会計補正予算(第2号)	143
質 疑	146
提案理由説明	
議案第60号 平成28年度熊取町下水道事業特別会計補正予算(第1号)	146
質 疑	147

提案理由説明	
議案第61号 平成28年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）	147
質 疑	148
提案理由説明	
議案第62号 平成28年度熊取町水道事業会計補正予算（第1号）	148
質 疑	149
（6月21日）	
出席議員	151
議事日程	151
委員会報告	152
議会運営委員会報告	152
議案第54号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例、議案第55号 国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る町税の特例に関する条例の一部を改正する条例、議案第57号 工事請負契約の締結について（北保育所大規模修繕工事）、議案第59号 平成28年度熊取町一般会計補正予算（第2号）、以上4件一括付議	152
総務文教常任委員会委員長報告	152
質 疑	153
採 決	153
議案第56号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第58号 環境センター専用公用車（4tダンプ）の購入について、議案第60号 平成28年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第61号 平成28年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第62号 平成28年度熊取町水道事業会計補正予算（第1号）、以上5件一括付議	154
事業厚生常任委員会報告	154
質 疑	154
討 論	155
採 決	155
提案理由説明	
議員提出議案第5号 食品ロス削減に向けての取り組みを進める意見書、議員提出議案第6号 次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書、議員提出議案第7号 骨髄移植ドナーに対する支援の充実に関する意見書、以上3件一括付議	156
質 疑	159
採 決	159
議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出について	160

6 月熊取町議会定例会（第 1 号）

平成28年6月定例会会議録（第1号）

月 日 平成28年6月8日（水曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 文野 慎治	2番 重光 俊則	3番 浦川 佳浩
4番 河合 弘樹	5番 坂上 昌史	6番 阪口 均
7番 二見 裕子	8番 渡辺 豊子	9番 服部 脩二
10番 佐古 員規	11番 矢野 正憲	12番 鱧谷 陽子
13番 江川 慶子	14番 坂上巳生男	

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	中尾 清彦
教 育 長	勘六野 朗	企 画 部 長	貝口 良夫
企 画 部 理 事	明松 大介	企 画 部 理 事	寺中 敏人
総 務 部 長	南 和仁	総 務 部 理 事	林 利秀
総 務 部 理 事	阪上 敦司	総 務 部 理 事	田宮 克昭
住 民 部 長	下中 博之	住 民 部 統 括 理 事	吉田 潔
住 民 部 理 事	藤原 伸彦	健 康 福 祉 部 長	小山 高宏
健 康 福 祉 部 理 事	山本 浩義	健 康 福 祉 部 理 事	山本 雅隆
健 康 福 祉 部 理 事	田中 耕二	事 業 部 長	泉谷 徹
事 業 部 理 事	田畑 洋	事 業 部 理 事	大西 宏
会計管理者兼会計課長	北川 雄彦	上 下 水 道 部 長	山戸 寛
上 下 水 道 部 理 事	永橋 広幸	教 育 次 長	中谷ゆかり
教育委員会事務局理事	吉田 茂昭	教育委員会事務局理事	亀坂 典夫

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	阪上 清隆	書 記	阪上 章
-------------	-------	-----	------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

会議録署名議員の指名

会 期 の 決 定

一 般 質 問

議案第51号 税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告について

議案第52号 平成27年度熊取町一般会計補正予算（第9号）の専決処分報告について

議案第53号 平成28年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分報告について

議案第54号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例

議案第55号 国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る町税の特例に関する条例の一部を改正する条例

議案第56号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第57号 工事請負契約の締結について（北保育所大規模修繕工事）

議案第58号 環境センター専用公用車（4 t ダンプ）の購入について

議案第59号 平成28年度熊取町一般会計補正予算（第2号）

議案第60号 平成28年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第61号 平成28年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第62号 平成28年度熊取町水道事業会計補正予算（第1号）

議長（重光俊則君）皆さん、おはようございます。平成28年6月熊取町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会における諸議案の審議に当たりましては、厳正かつ公正を基本に、十分意を尽くされましてご審議をいただき、あわせて、議事の運営が円滑に運びますようご協力をお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年6月熊取町議会定例会を開会いたします。

（「10時00分」開会）

議長（重光俊則君）日程に入る前に、諸般の報告を行います。阪上議会事務局長。

議会事務局長（阪上清隆君）それでは、諸般の報告をいたします。

例月出納検査の結果報告書が提出されておりますので、その報告をいたします。

例月出納検査につきましては、平成28年3月熊取町議会定例会に報告をいたしました以降、3月28日、4月27日、5月26日に実施されまして、監査委員からその結果報告書が提出されております。

その内容はいずれも、「現金の出納及び計数について、関係諸表と出納関係諸帳簿を照合した結果、過誤のないことを確認した」ということでございます。

ご参考までに、平成28年4月30日現在における各合計ごとの現金預金残高を申し上げます。

平成27年度分

一 般 会 計	4億 753万4,713円
下 水 道 事 業 特 別 会 計	1億1,028万9,697円
国民健康保険事業特別会計	7,490万3,480円
介 護 保 険 特 別 会 計	2,214万6,947円
墓 地 事 業 特 別 会 計	3,065万1,207円
後期高齢者医療特別会計	207万8,832円

平成28年度分

一 般 会 計	1億2,597万 730円
下 水 道 事 業 特 別 会 計	774万6,007円
国民健康保険事業特別会計	6,803万3,550円
介 護 保 険 特 別 会 計	2,294万3,872円
墓 地 事 業 特 別 会 計	1,838万6,760円
後期高齢者医療特別会計	475万3,878円
水 道 事 業 会 計	5億8,002万4,817円
歳 入 歳 出 外 現 金	2,788万 106円

となっております。

以上で報告を終わります。

議長（重光俊則君）以上で、諸般の報告を終わります。

本定例会には、町長ほか関係職員の出席を求めています。

町長から挨拶のため発言を求めておられますので、これを許可します。藤原町長。

町長（藤原敏司君）皆さん、おはようございます。議長のお許しを賜りましたので、平成28年6月熊取町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、本定例会を招集申し上げましたところ、何かとご多忙のところご

参集いただきまして、まことにありがとうございます。

さて、本定例会にご提案申し上げております議案でございますが、専決処分報告については税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告についてはほか2件、一部改正条例につきましては行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例のほか2件、契約の締結につきましては工事請負契約の締結について（北保育所大規模修繕工事）、環境センター専用公用車（4 t ダンプ）の購入について、補正予算につきましては平成28年度熊取町一般会計補正予算（第2号）ほか3件でございます。

今回の6月補正予算につきましては、就任後初めての肉づけ予算となりますが、厳しい財政状況が続く中、より一層行政サービスの向上を図るため、施策の選択と集中のもと、限られた資源を有効に活用した本町の特徴的な取り組みを補正予算として提案させていただいております。

主な内容といたしましては、町長給与の20%削減、戦略的なまちづくりを推進する熊取創生プロジェクトチーム運営に伴う経費、各小学校区への無線通信式防犯カメラ設置に伴う経費、ひまわりバスの土日祝日運行などに伴う経費、不妊・不育治療費助成に伴う経費、健康寿命の延伸を図ることを目的とする健康マイレージ事業に係る経費、スクールソーシャルワーカーの1名増員に伴う経費などとなっております。

何とぞよろしくご審議を賜りまして、原案どおりご承認、ご可決いただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

議長（重光俊則君）次に、行政報告を行います。

まず、報告第1号 繰越明許費繰越計算書についての件を報告願います。貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）それでは、行政報告をさせていただきます。

議案書の中ほどの黄色の分界紙の次のページをさらに1枚めくっていただきまして、報告第1号 繰越明許費繰越計算書についてでございます。

平成27年度熊取町一般会計予算のうち繰越明許費に係る経費を翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

次のページをお開き願います。

平成27年度熊取町一般会計予算繰越明許費繰越計算書でございます。事業は4件です。

1件目は、款 総務費、項 総務管理費の地方公会計推進事業でございます。9月議会の補正予算にて計上し、固定資産台帳の整備業務の契約期間が平成28年度にまたがるため、同時に996万7,000円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は、28年度に実施する分として403万1,640円で、財源は全額一般財源でございます。

次に、款 総務費、項 総務管理費の情報セキュリティ強化対策事業でございます。国の補正予算に計上された情報セキュリティ強化対策事業補助金等を活用するため、3月議会の追加補正予算にて計上し、同時に5,815万7,000円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額も同額となっており、財源につきましては国庫補助金850万円と情報セキュリティ強化対策事業債850万円、合計1,700万円を未収入特定財源とし、残りは一般財源でございます。

次に、款 総務費、項 総務管理費の人事給与システム改修事業でございます。平成27年度当初予算に計上した人事給与システムのマイナンバー制度導入に伴う改修業務は、国の対応スケジュールに合わせて改修を進めてまいりましたが、改修作業の一部が平成28年度に持ち越されることが判明したことから、3月補正予算にて21万6,000円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は5万5,080円となり、財源については全て一般財源でございます。

最後に、款 総務費、項 戸籍住民基本台帳費の戸籍事務事業でございます。個人番号カードを平成28年3月までに2,500万枚発行するとして国の計画が完了していないため、3月の追加補正予算にて1,264万8,000円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は1,049万4,000円

となり、財源につきましては、通知カード再交付手数料3万9,000円の既収入特定財源と残りの1,045万5,000円の国庫補助金を未収入特定財源とし、一般財源はございません。

以上で、第1号の報告を終わらせていただきます。

議長（重光俊則君）次に、報告第2号 熊取町土地開発公社の経営状況報告についての件を報告願います。南総務部長。

総務部長（南 和仁君）それでは、報告第2号 熊取町土地開発公社の経営状況の報告につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告させていただきます。

説明につきましては、平成27事業年度熊取町土地開発公社決算及び平成28事業年度熊取町土地開発公社予算でございます。

まず、平成27事業年度熊取町土地開発公社決算につきまして説明申し上げます。

6ページをお開きください。

平成27事業年度事業報告書でございます。1、事業概要につきましては、熊取町土地開発公社は、地域の秩序ある整備と公共福祉の増進に資するため、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、公有地となるべき土地の先行取得及び造成その他管理を行っております。本事業年度におきまして、土地の取得及び処分はございませんでした。

7ページをごらんください。

事業実績でございます。（1）公有用地取得調書につきましては、本事業年度中に新たに取得した土地はございませんので、各保有用地に係る本事業年度の利子のみとなっております。金額は記載のとおりでございます。

8ページをお開きください。

平成27事業年度の収益的収支明細書でございます。

まず、1、収益的収入につきましては、節 受取利息、預金利息4,659円と節 土地使用料、町道整備用地等電柱等敷地使用料1万910円及び塵芥埋立管理用地太陽光発電設備敷地使用料10万2,600円の合計11万8,169円でございます。

次に、2、収益的支出につきましては、節 公課費、法人町民税5万円と法人府民税2万円、合計7万円でございます。

9ページをごらんください。

平成27事業年度の資本的収支明細書でございます。

1、資本的収入につきましては、節 借入金、塵芥埋立管理用地等既取得用地借入金23万3,397円は、利子支払いに充てるための熊取町からの借入金でございます。

次に、2、資本的支出につきましては、節 償還金、利子及び割引料、塵芥埋立管理用地等既取得用地借入金利子23万3,397円でございます。

恐れ入りますが、3ページにお戻りください。

以上により、収益的収入の決算額合計が11万8,169円、収益的支出の決算額合計が7万円、資本的収入の決算額合計が23万3,397円、資本的支出の決算額合計が23万3,397円となるものでございます。

4ページをお開きください。

損益計算書でございます。先ほど、8ページの収支明細書で説明いたしました収益的支出7万円が費用の部、収益的収入11万8,169円が収益の部となり、その差額が費用の部の3、当期純利益4万8,169円となるものでございます。

下の表の貸借対照表をごらんください。

資産の部でございます。1、流動資産として現金及び預金が1,890万7,964円、公有用地が7億7,916万993円、資産の部合計が7億9,806万8,957円となるものでございます。

次に、負債の部でございますが、1、固定負債として借入金7億7,822万9,395円となるものでございます。

続いて、資本の部でございますが、1、資本金として基本財産500万円、2、準備金として前期繰越準備金1,479万1,393円、当期純利益4万8,169円、資本の部合計で1,983万9,562円となるものでございます。

次に、5ページのキャッシュフロー計算書をごらんください。

I、事業活動によるキャッシュ・フローのその他の事業収入11万3,510円は土地使用料、その他業務支出へ7万円は公課費、利息の受取額4,659円となっており、事業活動によるキャッシュフローの合計は4万8,169円の増となっております。

次に、II、財務活動によるキャッシュ・フローでございますが、長期借入れによる収入23万3,397円は、塵芥埋立管理用地等既取得用地の本事業年度の利子の支払いに充てるため熊取町からの借入金で、次の長期借入金の返済による支出へ23万3,397円は利息の支払いとなっております。

財務活動によるキャッシュフローの合計では、増減は生じてございません。

その結果、III、現金及び現金同等物増加額は4万8,169円の増加となり、Vの現金及び現金同等物期末残高はIVの現金及び現金同等物期首残高から4万8,169円増の1,890万7,964円となり、4ページの貸借対照表の資産の部に当たります現金及び預金の額と一致するものでございます。

10ページをごらんください。

財産目録でございます。

基本財産の預金500万円は、熊取町からの出資金でございます。

続いて、運用財産の預金1,390万7,964円は、内訳のとおり、各金融機関の定期預金等として預けてございます。

次に、土地につきましては、面積で1万6,773.75平方メートルで、金額で7億7,916万993円となっており、各用地につきましては内訳のとおりでございます。

これら預金と土地を合わせた運用財産は7億9,306万8,957円となり、財産合計で7億9,806万8,957円となっております。

次に、11ページをごらんください。

負債明細書でございます。

借入金7億7,822万9,395円につきましては、全てが熊取町からの借入金となっております。

恐れ入りますが、2ページにお戻りください。

平成27事業年度熊取町土地開発公社決算につきましては、審査意見書に記載のとおり、平成28年5月12日に決算審査を実施していただき、正確で相違ない旨、勘六野、北川両監事からご意見をいただいております。

決算についての説明は以上のとおりでございます。

続きまして、平成28事業年度熊取町土地開発公社予算についてご説明申し上げます。

決算報告書の11ページの次が予算の1ページとなっておりますので、よろしく願いいたします。

予算の5ページをお開きください。

5ページの上の表、平成28事業年度熊取町土地開発公社事業計画書をごらんください。

1、公共用地の取得につきましては、平成28事業年度では公共用地の取得の計画がございませんので、塵芥埋立管理用地等の既取得用地等に係る借入金利子として8,000円を計上しております。

2、公共用地の処分につきましては、平成28事業年度におきまして墓地公園及び自然公園緑地用地9,082.88平方メートルを熊取町へ譲渡する予定でございます。その売却予定額6,493万9,000円を計上しております。

6ページをお開きください。

平成28事業年度熊取町土地開発公社予算説明書でございます。

収益的収入につきましては、節 公有用地売却収益として墓地公園及び自然公園緑地用地売却収益6,503万9,000円、節 受取利息、預金利子4,000円、また節 土地使用料として町道五門七山線

道路改良用地ほか電柱等敷地使用料1万円及び塵芥埋立管理用地太陽光発電設備敷地使用料13万6,000円を計上しており、収入合計額6,518万9,000円とするものでございます。

続きまして、7ページ、収益的支出につきましては、目 公有用地売却原価、節 公有用地売却原価、墓地公園及び自然公園緑地用地売却原価で6,493万9,000円、目 一般管理費、節 旅費8,000円、需用費4万6,000円、役務費1,000円、備品購入費9万円、負担金、補助及び交付金、研修負担金等で3万5,000円、公課費、法人町府民税7万円を計上しており、支出合計が6,518万9,000円となるものでございます。

8ページをごらんください。

資本的収入につきましては、節 借入金、塵芥埋立管理用地等償還利子借入金8,000円は、利子支払いに充てるための熊取町からの借入金でございます。

次に、資本的支出につきましては、目 公有地取得事業費、節 償還金、利子及び割引料、塵芥埋立管理用地等借入金利子で8,000円、目 借入金償還金、節 償還金、利子及び割引料、墓地公園及び自然公園緑地用地借入金償還金で6,493万9,000円を計上しております。

恐れ入りますが、3ページにお戻りください。

平成28事業年度熊取町土地開発公社予定貸借対照表でございます。

資産の部、負債及び資本の部、それぞれ7億3,321万5,984円となるものでございます。

次に、平成27事業年度熊取町土地開発公社予定損益計算書でございます。

費用の部、収益の部、それぞれ11万6,000円となるものでございます。

4ページをお開きください。

平成27事業年度熊取町土地開発公社予定貸借対照表でございます。

資産の部、負債及び資本の部、それぞれ7億9,806万6,788円となっております。

これら予定損益計算書、予定貸借対照表につきましては、27事業年度最終予算に基づき、28事業年度予算編成上の予定として調整しておりますので、説明は省略させていただきます。

恐れ入りますが、1ページにお戻りください。

以上、ご説明させていただきましたとおり、第2条の収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入では事業収益が6,503万9,000円、事業外収益が15万円、収入合計が6,518万9,000円となり、支出は事業原価が6,493万9,000円、一般管理費が25万円、支出合計が6,518万9,000円となるものでございます。

次に、第3条の資本的収入及び支出の予定額につきましては、収入の資本的収入が8,000円、支出の資本的支出が6,494万7,000円となるものでございます。

2ページをごらんください。

第4条、借入金の限度額につきましては、当該事業年度は公共用地の取得予定がありませんので、利子借入金の8,000円を限度額とするものでございます。

以上で、報告第2号 熊取町土地開発公社の経営状況報告についての説明を終わらせていただきます。

議長（重光俊則君）次に、報告第3号 損害賠償に関する専決処分報告についての件を報告願います。

亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君）それでは、報告第3号 損害賠償に関する専決処分報告につきましてご報告申し上げます。

議案書の黄色い分界紙の後ろ、報告第3号をごらんください。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第2条の規定により報告するものでございます。

次のページをお開きください。

専決処分日は平成28年4月20日でございます。

内容でございますが、1点目の事故発生日時は平成27年12月20日午後0時30分ごろでございます。

2点目の事故発生場所は、熊取町野田4丁目2714-1、熊取町立熊取図書館2階ホール内でございます。

3点目の相手方につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

4点目の事故の概要でございますが、図書館ふれあい事業として実施いたしましたコンサートのリハーサル中に、2階ホール内で机の上に置いていた楽器オーボエを職員が不注意により落下させ、破損させたものでございます。

5点目の損害賠償額でございますが、45万3,600円で、全て楽器の修理費でございます。なお、損害賠償額につきましては全額全国町村会総合賠償保障保険からの補填を受けるものでございます。

今回の事故につきましては、リハーサルの合間に演奏者と打ち合わせを行う必要が生じたため、職員が会場後方より会場前方にいる演奏者に駆け寄った際に、机の上に置いていた楽器に衣服が触れてしまったはずみで落下させたものでございます。

今回の事故を受け、当該職員のみでなく関係する職員全員で、再発防止に向け、会場内を走らないといった基本的な行動等の徹底について再確認を行いました。今後、同様の事故が起こらないよう努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上で、報告第3号 損害賠償に関する専決処分報告について報告を終わらせていただきます。議長（重光俊則君）ただいまの行政報告3件に対し、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。江川議員。

13番（江川慶子君）損害賠償に関する専決処分報告について何点か質問させていただきます。

リハーサルのときにこういった事故が起こってオーボエが壊れたということなんですが、本番のときはそれで大丈夫だったのでしょうか。

議長（重光俊則君）亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君）本番のときの演奏なんですけれども、落としたときにつきましては、とりあえず簡単に調整を演奏者の方にしていただきまして、何とかそれでいけるかなということで本番のほうはさせていただきました。ただ、少し音が小さいでありますとか響きが違うとかというようなことは感じられたということでございます。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。繊細な楽器のことですので、そういうふうなことで費用がかかったということで理解しておきます。

それでこれ、職員の名前というのはもう全然伏せられていまして、相手方というのが議案書の中には書かれているんですが、これについては議会運営上必要であるということでこういう形をとっているんですが、その点の個人情報の改善はされていますでしょうか。

議長（重光俊則君）南総務部長。

総務部長（南 和仁君）議員おっしゃいますように、議案審議に当たりましてはこういった個人情報は掲載して議案書でこういう形で審議していただくということが基本ですので、今回もこういう形で提出させていただきました。

ただ、住民情報コーナーとか図書館で一般の住民の方々に閲覧していただく分については、マスクキングを施していきたいというように考えております。

以上です。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。その辺は改善したということで、十分慎重によりようお願いさせていただきます。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で、行政報告を終わります。

議長（重光俊則君）それでは、本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。議会会議規則第126条の規定に基づき、議長が指名いたします。議席12番 鯉谷議員、議席13番 江川議員、以上の2名の方を指名いたします。よろしくお願いします。

議長（重光俊則君）次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

本件に関し、議会運営委員会委員長の報告を求めます。坂上議会運営委員会委員長。議会運営委員会委員長（坂上巳生男君）それでは、議会運営委員会の報告を行います。

去る6月2日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員7名全員出席のもとに議会運営委員会を開催し、平成28年6月熊取町議会定例会の運営について審議いたしました結果、次のとおり決まりましたので、その報告をいたします。

まず、会期について報告いたします。

会期は、本日6月8日から6月21日までの14日間といたします。

次に、本会議の日程であります。本日6月8日、6月9日、6月13日及び6月21日の4日間といたします。

次に、委員会の開催についてであります。総務文教常任委員会を6月17日に、事業厚生常任委員会を6月15日に開催していただきます。

また、第2回目の議会運営委員会を6月15日に、議員全員協議会を6月17日に開催いたします。

次に、議事日程についてであります。議案書に記載の議事日程表のとおりといたします。

なお、日程第4 議案第51号 税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告についての件、日程第5 議案第52号 平成27年度熊取町一般会計補正予算（第9号）の専決処分報告についての件及び日程第6 議案第53号 平成28年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分報告についての件、以上の3件につきましては、委員会付託を省略し、本会議で審議をしていただきます。

以上のとおり決まりましたので、議長からよろしくお諮り願います。

これをもって、議会運営委員会の報告を終わります。

議長（重光俊則君）お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日6月8日から6月21日までの14日間と決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日6月8日から6月21日までの14日間と決定いたしました。

議長（重光俊則君）次に、日程第3 一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、文野議員。

1番（文野慎治君）おはようございます。議長のお許しがございましたので、6月定例会一般質問のトップバッターを務めさせていただきます。

それでは、通告に従いまして順次質問をさせていただきたいというふうに思います。

1点目は、高齢者福祉の展開についてということで、団塊世代が75歳となる2025年を見据えた高齢者のための保健福祉計画に関して質問をしていきたいというふうに思います。

1点目、高齢者の個人の特性・健康状況のアンケートの結果をどのように有効活用しているか、どういうふうなシステムを構築しているか、こういう点についてご答弁をお願いいたします。

議長（重光俊則君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）それでは、質問の1点目の高齢者の個人の特性・健康状況のアンケート

の結果を有効活用できるシステムにつきましてご答弁申し上げます。

本町では、要介護や要支援のリスクが高い高齢者である2次予防事業対象者を把握するために、要介護者や要支援者を除く65歳以上の全ての高齢者に対し、介護予防に関する健康度調査を小学校区ごとに3カ年かけて町内を一巡する形で平成23年度から実施しております。ご本人から返送いただいた基本チェックリストの内容をもとに、転倒、口腔、認知、栄養、閉じこもりなどの視点で個人の健康状態を分析し、結果を個々に通知するとともに、特に介護予防に資する取り組みが必要と判断された方には、個別に通所型の2次予防事業であるふれあい元気教室への参加勧奨を行っているところでございます。そして、このふれあい元気教室におきましては、参加者の約半数が2次予防対象者から改善するとともに、多くの方が教室終了後も何らかの運動を元気に継続されております。さらに、運動を続ける受け皿の一つである自主活動グループが3団体結成され、活発な活動が行われるなど一定の成果を上げており、当該調査結果を有効に活用できているものと考えております。

しかしながら、国が示す新しい介護予防事業の中では、ほぼ全ての高齢者の健康度を把握するこれらの2次予防事業対象者把握事業は推奨されておらず、高齢者みずからがその担い手となる住民運営の通いの場を地域づくりの視点で継続的に拡大していく方向に転換しております。その理由といたしましては、これまで2次予防事業への参加者数の目標を高齢者人口の5%を目安として進めてまいりましたが、その実績が目標に遠く届かないこと、また、対象者の把握に多額の費用がかかることなどが示されております。

本町におきましても、国が示した方向性を受け、平成29年4月以降の当該通いの場の本格実施に向けて試行的に取り組んでおり、これを町内各地域に拡大することにより、元気な高齢者をふやしていきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）文野議員。

1番（文野慎治君）ありがとうございます。

今ちょうど現在の取り組み、あるいは国のこの施策の目標等、数字も出たんですが、今回の質問の趣旨である、そういうアンケートをとった後、個人の健康状態をどれだけ維持していくかとかいうような形の個々の方に対するフォローというか、町としてどの程度つかんで、そういう人に具体的にどう指導していくかというような詳細な、もう少し突っ込んだようなお話が伺えればありがたいんですが。

議長（重光俊則君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）アンケート調査を行った結果なんですけれども、介護の予防が必要な方につきましては、健康状態につきまして少し介護予防が必要であるということで、教室への参加の勧奨ということで、電話連絡しながらその方の教室への参加を呼びかけたりしてございます。

なかなか出てきてくださる方も限られているといいたいまいしょうか、私は元気ですというような回答の方も結構おられまして、一定参加してくださる方々について、今回、新しい介護予防事業の設計といいたいまいしょうか、それにつながるんですけれども、先ほど私、申しましたように、限られてくるということで参加人数が少ないと。限られた人数でしか予防教室できていないというところが問題点となっていたというところで、参加に関してはほぼ電話連絡などきめ細かく対応しているんですけれども、何分それを通してでも参加する方が限られているというような状況でございます。

議長（重光俊則君）文野議員。

1番（文野慎治君）現状こういう対策をしていると、こういうお答えをいただきました。

それをシステムとして構築していくために、こういう点が行政側としても困っているんだとか、もっと人が要るんだとか予算が要るんだとか、あるいはそういう事例となるようなシステム構築がされておったものが各自自治体のほうへもっとおりてきて活用しやすい、しかしその中には、熊取町のやっぱり今までやってきた状況、経験したような状況の中で、もっと地域にそこは特化したとい

うか自由度を持った制度、こういったようなことをお考えになっていらっしゃいませんか。
議長（重光俊則君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）答弁の中でもちょっと申し上げたんですけれども、限られた人数だったんですけれども、そこが課題やったんです。やはり参加していただいた方につきましては確実に健康状態、運動能力などの改善が見られたというところで、これまで行ってきた2次予防対象者把握事業の中での介護予防事業につきましては一定の成果があって、これは熊取町もしっかりとやってきた成果というふうに考えることができるかなと。ただ、やはり限られたところの中では、新しい介護予防ということの枠組みの中で、地域の中で地域の方々自身で介護予防事業をつくり上げてもらいたい。その立ち上げ、入り口の段階で行政が手を差し伸べるといったシステムづくりで、広くたくさんの方に介護予防してもらえよう、そういう形で考えていければというふうに思っております。

議長（重光俊則君）文野議員。

1番（文野慎治君）ありがとうございます。もう全くそのとおりだというふうに思います。

ぜひ今おっしゃっていただいたような形で、やはり地域でお世話をされている方もたくさんいらっしゃいます。町だけが悩むのではなくてそういう方も巻き込んで、自分たちの地域でやっている方は個々のお顔とかそういうふうな形も把握されていると思います。町は町でそういう方をバックアップするようなシステム、常にそういうことを仕事しながら思い浮かべていただいて、きめ細かくやっていただけたらなというふうに思っています。

関連もありますので2点目のほうにもう移りたいんですが、包括支援センター、ちょっと通告は指定管理者という表現をしたんですが、これは間違いで、委任契約というような形が変わるんですが、個々人の健康指導とその評価というのはどのようにこれから行っていくのでしょうか。

議長（重光俊則君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）それでは、2点目の地域包括支援センターにおける利用者の健康指導とその評価につきましてご答弁申し上げます。

地域包括支援センターにつきましては、平成28年4月1日より社会福祉法人弥栄福祉会に運営を委託いたしました。

ご質問の個々人の健康指導とその評価方法でございますが、地域包括支援センターが主として行う要支援者へのケアプランの作成でございます。このケアプランは、介護予防や自立支援を念頭に置きながら、担当するケアマネジャーが心身の状況や生活環境等を聞き取り、課題を把握した上で作成し、サービス開始後は定期的な家庭訪問により状況把握した上で評価を行うなど、個々に応じたきめ細かな対応を行っております。

今後におきましては、町としまして、委託した地域包括支援センターが要支援者等個人に寄り添った支援を行っているかを含め、運営に対する評価を行っていく必要がございます。この評価は、本町の高齢者保健福祉推進委員会の専門部会として地域包括支援センター運営部会を本年度設置する予定としておりまして、その中で、事業の進捗状況や総合相談支援業務等が適切に実施できているかなど事業実績、実施方法等の報告を受け評価するもので、町としましては、PDCAサイクルの考えのもと指導、助言を行ってまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）文野議員。

1番（文野慎治君）ちょうど3月議会の中でもこういう質問もあったかと思うんですが、ちょうど年度末、3月31日に健康福祉部のほうから議員に情報提供資料という形で、地域包括支援センターへの業務委託の内容、本当にきめ細かい、こういう形あるいは業務量の見込み、こういう条件のもとで先ほどお名前が出た法人のほうへということが決まっているんですけれども、やはり広報等あるいは我々が議会報告で回っておっても、地域の中で、今まで町に相談に行ったら全て把握していただ

いて、それ相当の担当のほうへつないでいただいたというふうなことが、こういうふうに委託されると、そこに相談へ行ったような内容が全てその施設で消化されて、町のほうに行けへんのちゃうんやろかというような率直な心配事ということがよく耳に入るんですよ。ですから、そういう点、せっかくきょうこのことで質問させていただいているので、そこらのお考えというか、そうではないという対策をしていただいていると思うんですが、答弁としてお答えいただきたいと思います。

議長（重光俊則君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）答弁の中でも評価などを行っていきますというふうに言わせていただいたんですけども、そのほかに月1回定例会を開催してコミュニケーションを図っております。

委託をする際には、後方支援、総合調整を行って連携を深めながら取り組んでまいりますというふうに言わせていただいたところもあるんですけども、実は、包括支援センターの職員の方はもう毎日町のほうに来ていただいたり、また町の職員も出向いていたりということで、毎日のようにコミュニケーションをとっております。ただ、またちょっと報告なんですけれども、この委託をやって以降2カ月ほどなんですけれども、前年度に比べても相談件数は遜色なく地域包括支援センターのほうに入っているということで、やはり引き継ぎは一定順調にしているかなというふうな認識もしております。

文野議員おっしゃったそういうことを耳にされるということも、非常にそれを我々のほうに伝えてくれたことはありがたいことで、やはり連携しながら高齢者福祉に取り組んでまいりたいと思っておりますので、今後もしっかりとこういった毎日のように顔を合わすということが大事かなと思いますし、必要であればまたやさかに私もお声かけさせていただくという機会もありますし、そういったところでしっかりと、後方支援という形になるんですけども、町もかかわっていきたいと思いますし、住民の皆様には迷惑がかからんように取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（重光俊則君）文野議員。

1番（文野慎治君）いい答弁をいただいたと思います。

やはり今過渡期であるし、そういう状況が変わったばかりなので、それとまず、住民の方の情報としても、ええっ、もう町を離れたんというようなことがまずあるんです。ですから、特に先ほども言いましたように、地域で福祉の関係、自治会なんかでも本当にボランティアの中で、限られた地域だけども、その方の相談とかを受けて町へ行くように勧めたり同行して説明を受けたりとかいうような方が多く不安の声を上げていらっしゃいます。ですから、過渡期であるということは当然そのことも理解するんですけども、やはり人と人との、物を運んでそこはちゃんと流れますよというようなシステムではなくて、人の健康であるとか人の気持ちをおもんばかって、そういう丁寧な対応というのをこれから構築、流れていったら信頼関係ができると思いますので、ぜひそういうふうな形でお願いしたいと思います。

これも関連的に3点目にまず入るんですが、要支援あるいは要介護認定者が増加すると町財政の負担が大きくなります。個人の健康状況に応じた方策の検討内容というのを教えてください。

議長（重光俊則君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）それでは、3点目の個人の健康状況に応じた方策につきましてご答弁申し上げます。

要支援、要介護認定者の増加を抑えていくための取り組みといたしまして、1点目の答弁でも少し触れましたとおり、高齢者が容易に通える身近な地域において、住民主体で介護予防活動に取り組む通いの場を自発的に展開される環境を整えることにより、地域づくりを前提とした介護予防の推進を図っていきたくと考えております。

具体的には、新たな介護予防メニューとして、現行のくまとりタピオ元気体操に、より効果的な下肢筋力の向上や口の体操などを加えたタピオ体操プラスを試行的実施による効果検証等を通して構築の上、そのDVD化に向けて取り組んでいるところでございます。今後は、このDVDの貸し

出しを中心として、一定期間、町から運動指導士や保健師などの専門職を派遣することなどにより、自主的な取り組みをサポートする立ち上げ支援体制を確立していくものでございます。

また、当該通いの場が立ち上がった後において、人と人のつながりの中でみずからやりたいと思えることが個々の取り組みを継続させる原動力となるとの考えから、現在、継続支援についても検討しております。例えば、定期的に個々の体力や健康状況などを把握することにより、効果を実感いただくとともに、その際に専門職による指導やアドバイスを適宜受けられるような枠組みを想定しております。このような中で、ご質問の個人の健康状況に応じた方策についても検討しながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）文野議員。

1番（文野慎治君）要は、この項目の着眼点は、元気な高齢者を多くつくろうよ、その状態をできるだけ維持して元気に楽しく暮らしていただきましょう、それをやはり福祉分野を担当している皆さん方、町全体として、あるいは地域のそういう法人等も協力いただきながらやっていこう、地域ぐるみでやっていこうというのが、今回ちょっとテーマに上げさせていただいた趣旨なんです。

その心は何かと言えば、健康な方がその状態を長く続けていっていただければ、そして今の人口の割合から言えばどんどん高齢者の方がふえてこられますから、その方がちょっとでも健康寿命、健康な年齢が長くなればなるほど町財政にとってもこれはプラスになる、そういう意味合いから今回このテーマを取り上げさせていただきました。

スマートウェルネスシティという概念もご承知だと思うんですけども、ここに書いている状況で健幸という言葉が、プリントアウトするとすごくなるほどなと思ったんですが、ここで言う、そこで健幸度を25%アップしたら、医療の経済、町で言えば町の負担です。20%抑制できるんやと。抑制したらそれをさらにまだそういうほかの健康増進のための予算に使えるんじゃないか。その健幸度という健康で幸せな時間を極力延ばして、そういう形を熊取町の地域全体としてやっていけば、そういう方の健幸度が25%上がったら予算は20%削減されますよという、こういうプロジェクトが目につきました。

ぜひ、こういった概念で福祉の担当の皆さん方、大変、先ほども言ったように人と人の関係、不安な心を開いて、孤独ではないんだというふうな形で言っているという状況を醸し出すため、頑張ってくださいなというふうに思います。

ですから、3点目までの質問の趣旨というのは、それが町財政にも影響するんだという意味合いで訴えておきたいなというふうに思います。

4点目に独居高齢者の安全・安心な生活を確保するための具体的な方法ということで書かせていただいておりますが、ご答弁をお願いしたいと思います。

議長（重光俊則君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）それでは、4点目の独居高齢者の安全・安心な生活を確保するための具体的な方策につきましてご答弁申し上げます。

本町における高齢者の単身世帯は、年々増加の一途をたどっております。ご質問の独居高齢者の安全・安心な生活を確保するための方策といたしましては、地域包括支援センターの保健師が健康相談を兼ねた電話や訪問を行い、定期的に見守り活動を行っております。また、独居高齢者や高齢者世帯が不安に感じる急病などの緊急時の対策として、親族、ご近所などの協力員に連絡をつなぐ緊急通報装置の貸与につきましても実施しております。

さらに、地域におきまして長年、民生委員児童委員による見守り活動やシニアクラブによる友愛訪問など住民同士の支え合いも行われており、いつも誰かと、どこかの機関とつながっている取り組みが培われてきたところでございます。

今後におきましても、宅配サービス業者などの民間事業所と協力体制の構築を行っていくとともに、地域住民やボランティア団体などの地域資源の発掘や、それらのネットワーク化を図っていくことが重要であると考えております。引き続き、町が中心となって取り組んでまいりますので、ご

理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）文野議員。

1 番（文野慎治君）ありがとうございます。再度お願いしようかなという文言が全て入っておりました。

最後に出た地域のネットワークを構築する、これを行政側の皆さん方が中心になって呼びかけて、ぜひそういう地域のネットワークというのを随所に熊取全域で、やはり濃淡があると思うんです。そういった意味で、お世話をする若い人への啓発もちろん、そしてそれを先ほど健康寿命を延ばそうという本人の意識も含めて、大変アプローチはいっぱい相手方はあると思うんですけれども、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。

それでは、大きな項目の2番目に移りたいと思います。学童保育と放課後学習についてということで上げさせていただいております。

平成29年度から学童保育の運営が指定管理者に委託されることになっております。1つ目として、放課後学習の実施校の拡大は検討されていますでしょうか。

議長（重光俊則君）亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君）それでは、学童保育と放課後学習についてのご質問のうち、1点目の放課後学習の実施校の拡大は検討されているのかについてご答弁申し上げます。

まず、本町の放課後学習の取り組みの現状でございますが、本町では、平成19年度に国において策定された放課後子どもプランを受け、子どもたちを社会全体で育むことを目的として、幅広く地域の方々の参画を得ながら子どもの安全・安心な居場所づくりを進めているところでございます。

具体的には、煉瓦館を初め町内6カ所におきまして、くまとり元気広場という名称で、水曜日の放課後の時間帯と土曜日の午前中に各種のスポーツや工作、調理体験などを12団体のご協力を得て放課後子ども教室事業として実施しております。現在、この事業の一環としまして、子どもたちの学習習慣の定着等を目的として、西小学校及び東小学校において放課後に利用可能な教室を利用し、平成21年度より放課後子ども学習室を開設しているところでございます。

今回ご質問いただきました放課後子ども学習室の拡大につきましては、いまだ実施に至っていない各校とこれまでも継続して協議を重ねてきているところでございますが、安全管理員となっただくボランティアを継続的に確保することが難しいことや、また、児童下校時の安全確保の問題等から実施まで至っていないというところでございます。

今後も、次世代を担う子どもたちを社会全体で育む取り組みを充実させていくため、安全で安心な子どもの居場所づくりを進めていきたいと考えていますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたしまして、ご答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）文野議員。

1 番（文野慎治君）実施されている小学校でいえば2校なんですね。

（「はい」の声あり）

1 番（文野慎治君）そうですね。これが拡大されない理由というのは、もう今、ボランティアであるとか下校の安全確保とか、そういった意味があつたんですけれども、そのほかの学校の場所、広さ、そういったことでの問題点というのは特にないんですか、ふえない理由の中で。

議長（重光俊則君）亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君）現在、残る3校と具体的にこれまでも協議してまいりましたが、場所の問題といいますのは特に出ておらないんですけれども、まずは安全管理員となっただく方を継続的に確保する難しさというのが一番になっております。

ですので、各校におきまして、例えば南小学校におきましては、現在も安全管理員ではなくて担任の先生が補充学習するといったような取り組みも行われておまして、そういう意味でいきますと、場所は全くないということではないのかなというふうに考えております。

以上です。

議長（重光俊則君）文野議員。

1番（文野慎治君）2点目とも関連するので、答弁を用意していただいていると思うので、全小学校の空き教室の現状とその利用計画という形はどうなんでしょうか。

議長（重光俊則君）中谷教育次長。

教育次長（中谷ゆかり君）もう既にご答弁させていただいたような状況でございますが、全小学校の空き教室の現状とその利用計画についてご答弁させていただきます。

本町の各小学校の教室につきましては、普通教室と理科室、音楽室、図工室、家庭科室、コンピューター室、図書室などの特別教室となっております。

特別教室は、先ほどお伝えいたしましたような授業の特性によりまして、全てのクラスが利用する教室となっております。

普通教室については、クラス数を超える教室数がある学校もございますが、例えば算数の授業など、きめ細かい指導の充実や児童一人一人の学習の定着を図るため少数の児童により構成されます集団を単位として行う授業に使用する少人数教室としての活用、また、個別の支援を必要とする児童に対しましてきめ細やかな学習を行うための教室としての活用、一時的に普通教室を離れて、落ちつける環境の中で過ごす必要のある児童のための場所としての活用など、多目的に活用しているところでございます。

このように、学校内の教室につきましては全てを有効に活用しており、いわゆる空き教室と呼ばれる教室は現在のところございませんが、先ほど答弁させていただきました安全で安心な子どもの居場所づくりを進めるために、放課後において活用できる教室はないか等の検討は行ってまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。答弁とさせていただきますと思ってございます。

議長（重光俊則君）文野議員。

1番（文野慎治君）まさに放課後の問題ということを今我々も危惧しておりますので、ぜひそういう検討を進めていただきたいと思います。

3月議会の中で学童保育事業というのを委託ですか、そういう形でシステムを変えようということで、議員の意見も、到達点の目標というのは一緒だと思うんですが、その山の登り方について、時期の問題であるとかそういったことでもかなり意見も討論も反対も賛成も出てということも直近あったんです。私どもの会派は、学童保育の事業というのは放課後学習事業とあわせて小学生の放課後の健全育成のために実施する事案やというふうに捉えて、今先ほどご答弁もあったように、2校でしか実施していないという中途半端な放課後学習事業の今後の町としての展開位置づけ、運営形態、そういうことが明確になっていない中で学童保育の指定管理者という形は順番が違うんじゃないかと、こういう意味合いの中でご意見を申し上げさせていただきました。これは今も思っていますからきょうの質問にもつながっているんです。

ですから、指定管理者ということは決まっていますが、ただ、そういうふうな現状がある中で、町の思っている山頂、頂の姿と、それをやはり我々議員としてもどっちがええんやろかということがあると同時に、今現在、学童保育で子どもを預けて非常に満足度の高いご父兄を中心に、やはり3月議会でこういう方向性になりますよということが現場においてから、かなりまだ不安が高まっています。

主な声としては、何で急にとか、現在の保護者たちの意見を本当に聞いてくれるやろかとか、そういった声が、先ほどの話じゃないんですけど、やっぱり我々の耳に入ってくるんです。ですから、もう決まったから肅々とそうやっていって、問題は、今おっしゃったように2つしか実施してへんのを、教室としては使っているけれども、放課後あくところは今から調査していただいて、その活用方法はないかなと。2校しか実施してへんのを5つ全てやるような形を事業としてはどこかの時点で発案されてご提案されることを期待しているんです。

やはり、順番がそういうふうな状況で、波紋がかなり広がってます。ですから、今通っておられる子どもあるいはそのご兄弟が、あと何年か先にお兄ちゃん、お姉ちゃんが行っているという環

境のもとで放課後親が安心して働きながら学童に預けられるという環境が、今そういう方の心情というのがすごく揺れ動いてはるんですよ。ですから、そういうところにも理事者側の皆さん方も寄り添っていただいて、早くそういう放課後の居場所、そういうようなものを安心して行政としても提供できますよ、そういう仕組みを今考えていますよというような情報をどんどん発信していただきたい、このことを要望しておきたいというふうに思います。やはりこれも住民との信頼関係の問題というふうに思いますので、ぜひよろしくお願いをしたいというふうに思います。

それでは、今のでなければ要望ということにしておきます。

議長（重光俊則君）田中健康福祉部理事。

健康福祉部理事（田中耕二君）学童のお話をいろいろいただいて、全く議員おっしゃっている部分、同感できる部分がたくさんございます。保護者の皆さんがいろんな不安に思われている、私も耳にしております。

1点ご報告させていただきたいのは、先月になります。5月10日におきましても、一定NPOの事務局ともお話をいろいろ、現在もしておりますけれども、その中で保護者説明会をしようということで、約90名程度の方にご参加いただきましてご説明させていただいています。その中では、議員おっしゃいましたとおり、現在の保育の質であるとか安全・安心、指導員の質等、現状のNPOがやっていたら学童の質を落とすことがあってはならないというところがまず1点大きなところだろうと。その上で、できればやっぱり今までお世話になったNPOにお願いしたいというようなところではないのかなというところがございますので、我々もその点十分に反映した上で、基準を考えておるというところがございます。

もう1点、放課後学習との関係につきましては、先ほど教育委員会が答弁いたしましたように検討する中で、学童というところとのコラボにつきましてはもちろん我々もそれを視野に入れながらやっていきたいなど。仮に今、施設の面云々を置いておいたにしても、それで指定管理になったといたしましても、後づけで、仮にですけれども、委託という形で板橋区がやっておったような方式というのは可能であると考えておりますので、よろしくお願います。

議長（重光俊則君）文野議員。

1番（文野慎治君）ぜひよろしくお願いたします。

それでは、3点目、ひまわりバスについてに移りたいと思います。

本年8月1日からひまわりバスの休日運行、バス停の増設等が開始をされるわけでありますが、懸案の駅前乗り入れをどのように進めていくのかということでご質問させていただきます。

議長（重光俊則君）泉谷事業部長。

事業部長（泉谷 徹君）それでは、ご質問のひまわりバスの駅前乗り入れの進め方につきましてご答弁を申し上げます。

ひまわりバスの熊取駅への乗り入れにつきましては、ひまわりバスは主に公共施設等への循環を目的としており、駅への交通アクセスを目的としている路線バスと、役割を明確にしてございます。

さらに、ひまわりバスを駅に乗り入れることにより、路線バスの経営圧迫につながり、路線の縮小や減便なども考えられることから、路線バスを利用し電車での通勤・通学をされている方々のご不便につながる事となります。

また、運賃有料化に先立ち、21年度に実施しました町内循環バス検討会議におきましても、路線バスが衰退するようひまわりバスのあり方では、結果的に住民負担がふえることにつながるため、公共交通全体の維持、発展を念頭に置きつつ検討を行う必要があるとの提言をいただいております。

なお、現在の熊取駅周辺におけるバス停につきましては、七山方面循環コース及び青葉台方面循環コースにおきましては青年会場前バス停が駅から約400メートルの位置に、青葉台方面循環コースにおきましては防災コミュニティ公園前バス停が駅から約250メートルの位置にございまして、いずれも駅から徒歩5分圏内にバス停を配置してございます。したがって、現在のような形態

で路線バスと循環バスとの良好な関係を維持することが住民の皆様にとりまして、より便利な方法とを考えてございますので、現在のところ、ひまわりバスの駅への乗り入れにつきましては考えてございません。

しかしながら、平成26年1月に実施しました利用者アンケート調査結果におきまして、「不満・不便であると感じる点」といたしまして「バス停から駅まで遠い」が11%ございましたことや、議員の皆様方からのご質問も多数お受けしていることから、現在、ひまわりバスの熊取駅への乗り入れについて、バス事業者と問題整理や解決策など調査検討を行っているところでございます。

今後におきましてもひまわりバスの利便性向上に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）文野議員。

1番（文野慎治君）ありがとうございます。

ひまわりバスは平成11年4月1日から運行を開始し、そして平成21年に、それまでは町内5コース、町内循環バス無料ということでやっておりました。そのときは1日5コースで23便が動いていて、平成20年、2年間6万人、1便当たり平均乗車人数10人というような議会での答弁もございました。平成22年10月から新ルート、新ダイヤ、そして有料運行ということで、今回この8月に、若干、前回、この前議員全員協議会でお示ししていただいたように、大きな点としては休日運行が始まると、永楽ゆめの森なんかへ行きやすくなると、こういうことでもございました。本当に、ご答弁にもあったように、議会でもその時々でさまざま、一般質問を調べたらあるんです。平成21年9月、現藤原町長が議員当時もやってはりますし、平成22年9月、2名の議員、藤原町長もやっています。平成22年12月には今いらっしゃる江川議員もやっておられます。

そういう状況の中で、今答弁の中で出ておったそれぞれの変更のときに問題があって、バスカードを導入したらどうやとかフリー乗降の実施はどうやとかICカード導入はどうやとかいうような形をそれぞれクリアしながら、利便性の向上ということでずっとやっていただいています。

それぞれの当時の発言も皆調べました。きょうの部長のご答弁もそれに沿った形やなどということを受けとめているんです。やっぱりアンケート直近のやつでそういうことで、今まで駅前へ入れられない理由というのは、先ほど今まさしくありましたように路線バスを衰退化してしまう、そういうやりとりが先ほど言った議会の中でもいろいろ答弁も出てきて、2回目の大きな変更のときに検討委員会というのも立ち上げて、その中で積み残しとしては休日の運行であるとか駅前ということもなあって、発展的解消という言葉も使われて、そのときの議論の中でも、住民代表というような形で参加されていた方は検討委員会の当初から駅前乗り入れということはおっしゃっていたようなのですが、俗に言う学識経験者というまとめはるような方が、やはり既存のバスと、そしてひまわりバスの性格というようなことからかわかりませんが、今、きょう時点でも部長がおっしゃったような、既存の路線バスが衰退する、こういうことも含めて検討事項ということで、その検討委員会はその時点でもうなくなって、現在ないですね。

一貫して町側が言っておられるのは、ひまわりバスというのは、細かいことを言うと発足したときの熊取独自から国の予算を使うたりとかいろいろあるんですが、無償から有料になって、今、事業主体はバスのほうに、南海ウイングバスですか、そういうところにいるけれど、基本的にずっとお答えになっているのは、ひまわりバスは町の施設を巡回するバスやと。こういうお話なんです。そこへ駅前にバス停をつくったら既存の利用している便数が減ったりというようなことを心配されて、積極的にそれを提案するという状況ではなくて、議会の答弁なんかの中では、今もおっしゃったように、歩いて5分ぐらいのところにはバス停をつくってますから駅前とみなしてくださいよみたいな形で、ずっとこの間、議員の答弁なんかとのやりとりも理解しています。

ことし、この3月議会で新町長になられて、5人の候補者全員が駅前乗り入れというようなこともおっしゃっていて、町長みずからもそういう公約をされて、中西前町長まで言うていたからもう話がついているんやと思うたからマニフェストへ入れたんやというようなご答弁も現実あったんで

すけれど、僕は、ちょっと状況は違うなと思うんですよ。それは、南海バスが衰退をするというようなことは、ひまわりバスが乗り入れたから僕は衰退の方向へ行くんじゃないと思うんですよ。路線を維持するためには、バス事業者に対して行政側として汗をかいてあげられることは、外環の渋滞とかそういうことを早く解消してあげることのほうが、より今バスを利用してはる方も、私はニュータウンに住んでいますけれども、動きませんよ。朝なんかはもう前のバスが見えます。後ろから来るバスが見えます。それほど渋滞の中で、やはり事業の方々は思っています。

それともう一つは、駅前に立つといろんな事業所、病院、学校、そういったところをご自分のところの生徒たちや患者たちや先生たちを乗せるためにバスを運行されて、あのロータリーへ横づけられて、それは学校とか病院とか事業所とかそういうところと駅という、本当、自分のところの社員、生徒、先生、それを送るためのバスは乗り入れているんです。

はっきり申し上げて、南海の路線バスも、昼間の運行とかそれを見たら、維持をさせていただいているというのはやはり通勤、通学の定期で利用されている方が一番大きな柱やと思うんです。そういう状況の中でひまわりバスの利用状況、例えば駅に行きたいけれども、今は5分のところにバス停が2カ所あって、それぞれでそこを利用して駅まで歩いている。そやけどしんどい。だから駅になれへんのかな。過去の質問の中で、泉佐野市とか貝塚市とかそういうコミュニティバスは駅へ来ているやないかという意見を言っている議員がいらっしやいます。そのときの答弁は、そこは既存の路線バスが廃止になったから、それをコミュニティバスがかわりとして運行しているんですよ。それは確かにそうかも知りません。ですから、貝塚市はできているのに何で熊取はできへんねんというのは、さっき今回も今時点でもご答弁があったように、それをしたら既存の路線が衰退してしまうというお答えなんです。ここでやはり切り口を変えないかと思えます。

きょうもおっしゃったように、ひまわりバスは公共施設を回るためのバスなんですよ。駅前に公共施設があるでしょう、駅下にぎわい館。これは、過去やった答弁がいろいろあったときからはなかった状況なんです。今、駅下のぎわい館のあの小さな場所ですけども、情報発信、住民の方にとって住民票はとれる、選挙のときは不在者投票も駅でできる、図書館の本も借りられる、返せる、そういう機能が現実あるんです。先ほど福祉のほうとも前段やりとりしましたけれども、やはり当時と比べて、平成11年に運行したときと比べて熊取町の人口というか、減っていて、高齢者の割合がふえて、高齢者は運転免許を危ないから返しましようというて、地域ぐるみで、長生きしていただく、健康な状態を維持してもらうためにどんどん地域へ出てください、そういうことを片や福祉では推進しているんですよ。そういったときに、ひまわりバスの今までの切り口を変えないかと私は思っています。どんどん、何も全てのコースのバスを会社や学校が出しているようなバスみたいに駅前行きなんてつくれと言うているんじゃないんですよ。今、5分のところにやっている停留所を駅へ持ってくることをお願いしているだけなんです。

ですから、公共施設を回るのがひまわりバスやということは、まさに駅前のあそこの前につけてあげな意味ないんですよ。ですから、悪いけれど、ひまわりバスは事業部のほうの管轄であるけれども、福祉も広報広聴もみんなそこに拠点としてある施設へ、役場へ来るのと同じなんですよ、ある意味でいえば。そこからまた元気な人は電車に乗って買い物に行ってもらったり、また帰ってくる。ずっと言っているように、公共施設を回るから始発も終バスもその時間じゃないですか。だから、そういう日中のところを埋めていくという意味で、切り口を変えて、南海バスと本当に真剣にテーブルに着いてほしいんです。こんな心配をしていますよと言っているだけで、南海バスにほんまにそういうことをぶっちゃけて言ったかどうかというのは別に報告を受けてへんからね。

だからぜひ、きょうは問題提起です。そういう意味合いで発想を変えていただいてぜひとも、そして、こういうふうに言ったけれども南海とはこういう協議になったとか、1回社会実験してもいいじゃないですか。ひまわりバスができたからというて、100円やからそっちばかり乗ってというような性悪説に立たんと、住民の方は必要だからそれがあつたらそれに乗ると思うんです。その施設に行ってもらうためにひまわりバスをどうか、せつかく平成11年から続いている制度ですから、

維持をするために、そして今の高齢者の方が便利に町の情報だとかそういうところを受け取れるように考えていただきたい。ちょっと時間の関係で、そういう要望ということで短くお願いします。
議長（重光俊則君） 泉谷事業部長。

事業部長（泉谷 徹君）ありがとうございます。

ひまわりバスにつきましては、やはり路線バスの現状維持というのを大前提に置きまして検討する必要があると考えてございます。そんな中で、今後事業者と協議を現在もやっているところなんですけれども、時間帯とか乗客数とかいうのでシミュレーション等ができれば、そのシミュレーションを具体的にやって、どれぐらい路線バスで人が減っていくのかとかいうのも検討していきたいと考えてございますので、またその辺の結果が出ましたら、一定、議員の皆様方にもご報告させていただきたいと考えてございます。よろしく申し上げます。

議長（重光俊則君） 文野議員。

1 番（文野慎治君） ぜひお願いします。

衰退するありきでいく必要はないと思いますよ。そこは、何かこんな怖いものが出てくるみたいな形ではなくて発想を変えましょうよ。町の施設がそこにあるんだから、そこにあるがゆえに路線バスも皆乗ってくれている部分もあるんだから、何も南海のお客を奪おうなんて、100円に乗って得しようなんていう住民はいませんよ。それよりも広く、ですから、そういう協議はこうするとか、そういうまた情報も議員へ提供いただけたらより議論が深まると思いますので、よろしく申し上げます。

最後に、談合事件の損害賠償金の回収についてということで入れさせていただいています。

平成25年12月の談合事件最高裁判決から既に2年半が経過をしています。以下について町長に答弁を求めますということで通告させていただいています。

損害賠償金を支払わない業者及び不真正連帯責任の2名にどのような処分を今後行っていかれるのか、お考えを示していただきたいと思います。

議長（重光俊則君） 田宮総務部理事。

総務部理事（田宮克昭君） それでは、ご質問の談合事件損害賠償金の回収についての1点目についてご答弁をさせていただきます。

損害賠償金を支払わない業者及び不真正連帯責任の2名にどのような処分を行うかについてでございますが、現時点において分割納付履行者を除く損害賠償金の完納に至らない者は、建設業者10社と不真正連帯債務を負う個人2名でございます。

これまでも、この10社の建設業者及び個人2名については財産開示手続など可能な法的手続の執行により財産調査及び債務回収に努めてまいりましたが、現時点で新たな財産を把握することは厳しい状況でございます。

損害賠償金の完納に至らない者に対する町としての処分については、平成25年12月17日に住民訴訟判決が確定した後の平成25年12月21日付において、当時、未払いであった業者のうち入札参加資格を有する17社に対しまして6カ月の入札参加停止措置を講じ、現在未納である10社については、入札参加資格を有していないため、町発注の建設工事入札には参加できない状況にあるものの、今後も未払い業者の動向には常に注意し、入札参加については制限する方針でございます。

さらに、平成28年4月より新たに顧問委任をいたしました顧問弁護士の教示を得て、新たな方策、対応などについて協議、調整を行い、債権回収に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君） 文野議員。

1 番（文野慎治君） ずっと議会のたびにご提案申し上げていた町の顧問弁護士をかえるべきだという主張について、新町長は受け入れていただいて、具体的にこういう弁護士もいらっしゃるんじゃないか、議会としても今までご縁のあった方のお名前も含めて発言もさせていただいたんですが、百条委員会で大変お世話になりました先生と顧問契約を結んでいただくと、そういう予算も出ておりま

す。ぜひ、今、田宮理事のほうからもありましたような形で、これもまた新しい切り口で、過去の対応していたことが今のこの時点まで何をしていたんやというようなことが出てくると思います。もっとスピードをこのときにこんなことやったらなというようなこともあろうかと思えます。今ご答弁いただいたこともそうですし、過去のそういうところがまた困難な状況になっているというようなことも出たら、これは率直に、二度とこういう談合事件を起こさない、そしてその後の処理も間違わないという、これは負の財産ですけれども、経験したことですけれども、ある意味、町側としても賢くなる教科書だというふうに思っていますので、ぜひ、顧問弁護士との間の中でも忌憚ない意見をいただいて、それをこういう場でも公表して、まずかったところはまずかったということの反省も含めてやっていただきたいなというふうに思います。

ぜひ、就任していただいた後、その弁護士の指導に基づいてまた原課も頑張りたい、このように思います。

もう1点項目を上げているんですが、損害賠償金を支払った業者を含む町内業者の育成のための入札制度の改善の検討をされているかということも質問していますので、ご答弁をお願いします。

議長（重光俊則君）田宮総務部理事。

総務部理事（田宮克昭君）続いて、2点目の損害賠償を支払った業者（分割納入中業者を含め）を含む町内業者の育成のための入札制度の改善は検討されているかについてでございますが、これまでの経過といたしましては、平成19年の談合事件の発覚後、平成20年度に入札制度の抜本的な改革として、関係要綱の全面的な見直しを実施し、建設業者の指名選定については、町内・準町内業者に加え町外業者3者以上を指名選定の上入札執行してまいりましたが、最低制限価格での応札により、ほとんどの入札案件においてくじ引きにより落札者を決定している状況にあり、町内業者の受注機会の拡大、育成の観点から、平成24年度には町外業者の指名選定を2者以上に、平成27年度には1者以上とする要綱改正を行うとともに、建設工事においては、年間発注件数及び発注見込み額のおおむね4分の1程度の入札案件につきましては町内・準町内業者のみを指名選定するものとする運用基準を定め、地元業者の振興を図ってまいったところでございます。

今後におきましても、競争性、透明性、公平性を確保しつつ、よりよい入札制度の構築に取り組むとともに、地元業者の振興対策及び育成も図ってまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）文野議員。

1番（文野慎治君）ありがとうございます。

以前も言ってますけれども、実態があるのかないのか、営業所というような形のところの実情をちょっと汗をかいていただいて調べるということも、この際よろしくお願ひしたいと思えます。

時間が参りました。藤原町政が始まってこれから本格的なスタートという6月だという意味で、提言というか、こういうふうな方向でこういう考えもありますよというような形を中心に質問させていただきました。ぜひ継続してまた議論していきたいと、このように思っております。

ありがとうございました。

議長（重光俊則君）以上で、文野議員の質問を終了いたします。

次に、阪口議員。

6番（阪口 均君）それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、1番目ですが、最近の自然災害の増加の状況を耳にするにつけ、例えば広島土砂災害とか鬼怒川の氾濫とか、しょっちゅうあります東京都内のゲリラ豪雨とか、そういうことが頻発しています。こういうことを耳にするにつけて、熊取町の対策として、まずため池とか水路、こころ辺の災害に対する対応の仕方についてご説明いただきたいと思えます。

議長（重光俊則君）大西事業部理事。

事業部理事（大西 宏君）それでは、ご質問の1点目、ため池管理・水路管理について、町内のため池の安全対策はについてご答弁申し上げます。

本町が管理するため池につきましては、現在、永楽ダムを含めまして81カ所ございます。

ご質問のため池の対地震につきましては、平成19年1月、大阪府策定の土地改良施設耐震対策計画において、下流への影響が高いため池のうち耐震診断及びハザードマップ作成に対する補助採択基準を満たす6カ所のため池について順次、大阪府においてため池耐震性診断調査を実施するとともに、本町におきましてはハザードマップの作成を行ってまいりました。平成25年度には大池、弘法池、平成26年度には大谷池、坊主池、平成27年度には永楽池の計5カ所にて実施し、全てのため池で耐震性能を有するとの結果となっております。また築留池及び大原池につきましても、改修時に耐震性の調査を行い、耐震性を有するため池となっております。なお、今年度につきましても、引き続き柿ノ木谷池のため池耐震性診断調査を大阪府において実施する予定となっております。

また、平成27年11月に新たに大阪府が策定した大阪府ため池防災・減災アクションプランにおいて、防災・減災対策を重点的に推進するため池としまして熊取町では27カ所のため池が指定され、これらのため池につきましては大阪府が国庫補助金を活用して実施することとなっているため、引き続き、優先度の高いため池からため池耐震性診断調査を実施していただけるよう大阪府に対し要望を続けてまいりたいと考えてございます。

続きまして、対ゲリラ豪雨でございますが、台風の接近などで豪雨が予想される場合は、水害対策として、ため池及び水路を維持管理していただいている各地区の水利団体へ連絡し、事前のパトロールによりため池の水位を下げてくださいたり、水路については雨水がスムーズに放流されるようにゲートの操作や、詰まりの原因となる堆積物の除去など、事前対応をお願いしているところでございます。また町職員におきましても、横断管の詰まりなど発生しやすい箇所につきましては、事前にパトロールを行い、堆積物の除去など対応を行ってございます。

ゲリラ豪雨につきましては、突発的で局地的な豪雨のため予測が困難な面はございますけれども、ゲリラ豪雨などにも対応できるよう水利団体に対したため池、水路の適正な日常管理の徹底をお願いするとともに、本町職員によるパトロールなど連携強化を図ってまいりたいと考えてございます。

以上、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。ご答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君） 阪口議員。

6番（阪口 均君） ちょっと基本的なことを確認しておきたいんですけれども、ため池と水路の維持管理について、所管となるのは水利なのか町なのか府なのかというのを説明いただけますでしょうか。

議長（重光俊則君） 大西事業部理事。

事業部理事（大西 宏君） 通常、ため池の管理につきましては地元の水利団体に維持管理面を担当していただいております。水路につきましては、当然、池からの水路につきましても水利団体に維持管理を担当していただいている。ため池の改修工事とか水路の改修工事とか、そういう面におきましては町が主体になって補助金を使って改修したり、あるいは水路でしたら、ため池改修補助金という制度もございますので、そういう補助金で水利団体に工事をいただいて町からは補助金を出さなかった、そういう制度もございます。

そのほかに、水利団体に日ごろ携わっていただいているのがため池の草刈りという、堤の草刈り業務がございます。これにつきましても、町が補助金を水利団体に交付して、水利団体に実施していただいているという状況でございます。

議長（重光俊則君） 阪口議員。

6番（阪口 均君） そしたら、ため池の診断調査とか、そういうのは大阪府から町に対して調査しないという形になるわけですね。

議長（重光俊則君） 大西事業部理事。

事業部理事（大西 宏君） 先ほどもちょっとご答弁で申しましたとおり、診断につきましては平成27年11月に大阪府が一応ため池防災・減災アクションプラン、これを作成する約2年前から町内のため

池を大阪府が調査いただいて、ため池の状況、例えば堤の侵食があるとか、そういったことの現況を調査しまして、その中で熊取町では27カ所のため池が重点的に下流への影響が大きいと。下流への影響が大きいと申しますのが、例えば下流域に住宅が多いとか、あるいは公共施設、町道、そういうのが存在して、そういうことから万が一決壊すれば下流への影響が大きいだろうというため池、プラス老朽度です。そのため池が侵食によって老朽化しているとか、余水吐に少シクラックがあって危険な状態とか。そういう老朽度も含めてトータル的に調査をして、この計画の中でこういう重点ため池については優先的に耐震診断を行っていかうということで、この耐震診断は大阪府が主体になって実施していただいているということでございます。

先ほど私、水路の管理、水利団体にと申し上げましたけれども、当然、水路には町道の側溝とか、あるいは里道の側溝とか、そういう兼用側溝と。町道の排水も流れ込んでいるとか、そういう水路につきましては当然、町のほうで維持管理ということでございます。

議長（重光俊則君） 阪口議員。

6番（阪口 均君） まず、ため池が決壊するというのはほとんど考えられないんですけども、もしため池が決壊したときに水利組合にも責任がいくんですかということの一つ聞きたいのと、水路が時々あふれるというのがありますよね。これは維持管理が水路ですから、そうなったとき、例えばどこかの家が浸水してしまったというふうなときの責任のあり場所というのはどういう形になるのでしょうか。

議長（重光俊則君） 大西事業部理事。

事業部理事（大西 宏君） まず、ため池の決壊の危険性でございますけれども、通常、ため池と申しますのは、流入の水路あるいは自然の地下水を通過してため池にまず水が入ると。それで、豪雨の際でもその雨水が流入すると。その入った水が、余水吐と申しまして、堤から一定の余裕を持って余水吐というのが設定されております、位置的に。だから、余水吐までため池の水がたまれば自然的に余水吐からため池の外に排水するという構造になってございます。

余水吐の設計につきましては200年に一度の降雨強度と。具体的にどれくらいかと申しますと、時間雨量127ミリと、こういった設計で余水吐の大きさを決定しておりますので、例えば時間雨量このぐらいの雨が降って入っても、余水吐から抜けるために堤まで水位は上がらないだろうという設計になってございますので、当然、現在私が考えておりますのが、堤を越えて溢水するという事は可能性としたらもう極めて低いだろうというのは、1点、ため池については申し上げます。

あと、水路につきましては、当然ため池から出た雨水等は水路を通じて河川まで流れるということになりますけれども、こういった先ほども申しましたようによく水路があふれるというのは、根本的に断面が欠損しているとか、あるいはごみ等が詰まってその部分であふれるとか、例えば水路にしても、田んぼまで送る途中で余分な水をはくために、河川へのゲートをつけて、大雨時には田んぼに入らないようにゲートをあけて河川に放流するとか、そういった構造の水路がございまして、先ほど申しましたような原因で溢水の可能性があるかと。

責任の所在でございますけれども、ため池は町の所有になってございます。維持管理を水利団体をお願いしているということもございまして、責任の所在はどうかと申されますと、これは当然両者にあるかなというふうには認識してございます。

議長（重光俊則君） 泉谷事業部長。

事業部長（泉谷 徹君） ため池、まずお聞きされているのが責任の所在ということなんですけれども、ため池につきましては、先ほど来から耐震診断等、改修については町のほうでやってございます。そして今、理事のほうからご説明させていただいたとおり、余水吐というのがございまして、そこからふえた水が外に出ていく、水路に出ていくと。ただ、余水吐に土のうを積まれる水利団体、水がぎょうさん欲しいからということで余水吐に余分にまた土のうを積むというような行為が以前はありまして、最近いろんな協議の中で、それをやめていただいている状況でございます。

そういうふうな、水利団体が何か行って人為的な要素が原因で決壊するという事になれば、や

はり人為的な工作をした方が責任の所在になるのかなど。基本的には今、理事が申したとおり、決壊というのは現時点では考えられない状況でございます。

それと、水路につきましては、どれだけの雨が降ればその水路がもつのかというのがありまして、やはり今の集中豪雨によりまして、降っただけの雨を流せない断面であるということで断面欠損をやっている水路もございますし、また、水利団体の維持管理が悪くて物が詰まってあふれる場合もあります。ですから、一概にどこが原因やというのはなかなか難しいところがございます、その辺につきましてはこれまでも水利団体と共同で対応もさせていただいているというところでございます。

以上でございます。

議長（重光俊則君） 阪口議員。

6番（阪口 均君） 最近、水路からあふれ出して民家に迷惑がかかったとか、そういった事例というのはここ数年のうちにありますか。

議長（重光俊則君） 大西事業部理事。

事業部理事（大西 宏君） 最近でしたら、平成26年10月13日、台風19号でございます。これによりまして時間最大雨量が58ミリを記録してございますので、このときに一部、水路があふれて床下浸水をしたと。当然、河川についても住吉川の一部で道路に溢水したという経過がございます。

議長（重光俊則君） 阪口議員。

6番（阪口 均君） 先ほどから、池の決壊というのは私も恐らく心配はないと思っているんですけども、ただ、池のことでいきますと、ほとんどの池は護岸工事が完成しているんですけども、一部の池でそれができてないところがあるんです。池のことですから、もう恐らく200年、300年たっている池ですから侵食もされてきています。それを護岸工事していくことがこれからそういった被害をとめていく一つだとも思うんですけども、護岸工事ができていない池の数というのは把握されてますか。

議長（重光俊則君） 大西事業部理事。

事業部理事（大西 宏君） すみません、ちょっと手元に資料がないので何カ所というのは明確にはお答えできないんですけども、通常はそういった護岸の対策ができて、全く安全ということでございます。当然そういったことも内のりの部分についてはしていく必要もあろうかということで、大阪府が調査していただいた資料、あるいは町のほうでも年2回パトロールをしてございますので、これらの老朽化、あるいはやらなければならない対策というのを把握して、今年度のため池改修計画というのを作成する予定でございます。今、議員おっしゃられた内のりにブロックがない池、これらも当然対象として計画的に改修を進めていくべく、今年度、計画を作成する予定でございます。

以上です。

議長（重光俊則君） 阪口議員。

6番（阪口 均君） できるだけ早急にそこら辺の調査あるいは改修をお願いしていきたいなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

あと、むしろ水路のほうが危ないというふう感じております。水路と河川と2つありますけれども、水路は水利組合が維持管理しているということです。河川については、これは府ですか。

議長（重光俊則君） 大西事業部理事。

事業部理事（大西 宏君） 河川につきましては、一応本町で申し上げますと、二級河川と申しまして、これは大阪府の管理になるんですけども住吉川、それと見出川の一部が二級河川でございます。この部分につきましては大阪府の管理になります。雨山川の一部もでございます。それ以外の上流部分の普通河川部分あるいは準用河川部分、これらにつきましては町の管理となっております。

議長（重光俊則君） 阪口議員。

6番（阪口 均君） 見出川が熊取の東のほうを流れておるんですけども、永楽橋がありますよね。あそこの上流も下流も、もう下を見ても水すら見えないぐらい竹が繁殖しています。大宮橋、これも

上流が同じような状況です。下流を見たら、竹はそれほどでもないんですけども、雑木とかが物すごく繁殖しています。三昧橋というんですか、あそこももう下流は竹だらけです。あそこら辺は今おっしゃったように府の管理ということになるわけですね。

議長（重光俊則君）大西事業部理事。

事業部理事（大西 宏君）その部分でしたら、普通河川でございますので町の管理となります。

議長（重光俊則君）阪口議員。

6番（阪口 均君）そこら辺に流れてくるビニール袋であるとか、農家から排出された例えばわらであるとか、そういうものが詰まってもしょうがないような、もう詰まらざるを得んやろうなというほど植物が生えてるんです。ぜひそこら辺を何とか川らしく、そういう被害にならないような状況にならないものかなというふうに感じているんですけども、いかがですか。

議長（重光俊則君）ちょっといいですか、阪口議員。質問でため池と水路とあるんですが、河川が今話になっているので、できたらそれは非常に短目に、もし簡単に答えられるのであれば短目に、ちょっと枠を外れていると思います。大西事業部理事。

事業部理事（大西 宏君）河川につきましては、例を挙げますと、昨年度、今年度で雨山川の上流部、これは成合地区から朝代地区にかけてですけれども、この部分に非常に河川内にアシ類の草が鬱蒼と茂っていて流水を阻害していると。その部分は2カ年かけて伐採したりしゅんせつしたりということで事業を行ってございます。

それ以外には、住民の方から例えば通報をいただいて、河川内にごみが堆積しているとかそういった情報をいただければすぐに対応して、町のほうで伐採したりというふうな対応はさせていただいております。

それで、今、議員がおっしゃった箇所につきましては、一度現場のほうを確認させていただいて検討したいと思います。

議長（重光俊則君）阪口議員、ちょっと質問の途中ですが、今ちょうど昼になるので、ここで一応一旦切らせてもらってもよろしいですか。

6番（阪口 均君）はい、大丈夫です。

議長（重光俊則君）あと、続きは午後からということで。

阪口議員の一般質問の途中ですが、ただいまより昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（「12時01分」から「13時00分」まで休憩）

議長（重光俊則君）休憩前に引き続き会議を開きます。

阪口議員の一般質問を続けます。阪口議員。

6番（阪口 均君）引き続き、質問を続けます。

先ほど来のため池の護岸工事と、それと河川の今現状を十分に把握されて対処されるように、この件についてはよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、ため池関連で太陽光発電のことについて質問したいと思うんですけども、最近、ため池に太陽光発電を置いて発電しているというところが結構あります。町財産の町有地の有効利用の一つとして、そのことについてコメントがありましたらお願ひしたいと思います。

議長（重光俊則君）大西事業部理事。

事業部理事（大西 宏君）ご答弁申し上げます。

ため池の水面を活用した太陽光発電につきましては、事業者より賃借料として収入を得ることができ的事业と考えておまして、現在検討を進めているところでございます。

ただし、全てのため池で実施可能というものではございませんで、採算性から発電に必要となるソーラーパネルを一定量設置できる面積が確保できることや工事用車両が進入できるなどの立地的な条件、また、ため池を維持管理していただいております水利団体の協力が不可欠であることなど、

複数の条件をクリアする必要がございます。また、ソーラーパネル設置後にため池の改修や災害といった事象が発生する可能性もございまして、その際の対応策などの問題点もでございます。このような条件や問題点等について検討を行っているところでございます。

実施に向け進めてまいりたいと考えてございますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（重光俊則君） 阪口議員。

6番（阪口 均君） ちなみに今、町有地の青池のところに、太陽光発電を設置してはいますが、あそこの実効坪数、それから発電量、それと年間契約金額、そこら辺をご説明いただきたいんですが。

議長（重光俊則君） 吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君） 議員ご質問の青池、隣のじんかい埋め立て用地のところでございますけれども、そこにつきましては、8,869平方メートルのうち、3,648平方メートルをソーラーパネルの設置業者に土地を貸し付けているところでございます。年間33万3,000キロワットアワーの発電で、年間でいきますと家庭で100世帯分の電力となるものでございます。また、賃借料につきましては年間151万3,920円いただいているところでございます。

以上です。

議長（重光俊則君） 阪口議員。

6番（阪口 均君） ありがとうございます。

実は、ことしの初めなんですけれども、株式会社L o o o p、ここは青池のところの契約先なんですけれども、株式会社L o o o pとタキロンエンジニアリング（株）というところと、ちょっと私、L o o o pと話をしたかったんで声をかけたらこの2社が来てくれました。タキロンというのはフロート式、要するに池に浮かす、そういう技術を持っている会社でして、小谷と近隣の池で太陽光発電ができるかどうかというのを1回聞いてみたことがありました。残念ながら、先ほど大西理事の答弁にもありましたように、水利組合がどういう管理の仕方をしているかとか、あるいは近隣に住宅地があって反射の問題が出てくるかどうか、いろんな問題の指摘がありました。大体、池というのは池床といって売ったりするんですよ。そこで小魚を飼って何かいろいろするとかいうふうな業者に年間貸すとか、売っています。そういうことをしているところは基本的にはだめでしょうし、さっき言ったように物理的に近隣の住宅地から何かあるであろうところもやっぱり難しいというようなこともあります。

ところが、先ほど一番最初に熊取の町営池が81個あるというふうにお聞きしまして、その中で発電に適するところは、恐らく僕は幾つか出てくるであろうなというふうに考えています。青池のところ、実際に太陽光パネルを敷いているところが100坪。池というのは非常に大きなものから小さいものまでありますけれども、大体200坪、300坪ぐらい平気で敷けそうな、そういう状態の池が結構あります。先ほどの話に戻りますけれども、L o o o pと色々な池を見たときに、大宮に大池というのがありまして、そこは物すごい、それこそ1,000坪を超えるぐらいのスペースなんですよ。全部が全部敷き詰められないと思いますけれども、仮に半分敷いたとして500坪に敷いたら、先ほどの151万円という契約金そのままやとしたら約700万円から800万円ぐらいの収入が得られるというふうな、ざっくりした計算ですけども、町有地をそういう形で有効利用できるというふうな発想になってきます。

ですから、大西理事も検討に入っていますというふうには先ほどおっしゃっていただきましたけれども、できるだけ早く、農家が水を使うのは今の時期から秋まで、9月ぐらいまでです。そこから以降、池は基本的に使わないですから、作業するにつけてもやっぱり冬場なんです。そういう意味ではゆっくりじゃなくて、もしこの本冬場にそういう作業に入るところまでいきたいとするならば、できるだけ早く各地区の区長及び水利組合長に説明をされて、こういう案内を回していただいて説明会をしていただきたいなというふうに思っているんです。そこら辺は、スケジュール的なことはまだまだなんだろうけれども、どんな感じでしょうか、お聞かせください。

議長（重光俊則君）すみません、質問の途中で申しわけありません。

本件につきまして、今、皆さんの配付資料の中に太陽光発電の件は記載されていないと思います。これは、質問締め切りの際に阪口議員からこの項目について原課と事前に質問項目について話し合ってきたけれども、太陽光発電も入っているということで手短にしたいということでため池の一連ということで追加しました。ということで、本件について非常に長くなりそうな質疑になっておりますので、これはこの辺で要望ということで抑えていただいて、次の機会とかでやってもらう。特殊処理をしましたことについて皆さんにおわびいたします。

そういうことで、阪口議員もその辺考慮の上、今の件を要望ということで、一応本件についてはこの程度でおさめていただければありがたいですが、よろしいでしょうか。阪口議員。

6番（阪口 均君）わかりました。議長のご指示に従います。

また、何かの折にこころ辺については進めていっていただきたいなという私の意思をまた伝えていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

続きまして、2つ目の熊取のにぎわい創生についてということで、ゆめの森公園がまさに今、住民の夢、町職員の方々の夢がかなったかのような、かのようなと言うとちょっと語弊がありますが、まさにかなった、大変多い来場者が来られた施設になりました。これをこれからもずっと続けていくためには、ここに書いていますように、遊具の入れかえとか施設の施設の新設であるとかいったことが定期的になされていくことが非常に大切なことだと思っております。こころ辺のことについて、今後どういうスケジュールでどういう形でやっていこうというふうなお考えがありましたらお聞かせいただけますでしょうか。

議長（重光俊則君）大西事業部理事。

事業部理事（大西 宏君）阪口議員、項目別に挙げられている4点を順次答弁させていただきます。

（「はい」の声あり）

事業部理事（大西 宏君）わかりました。

それでは、ご質問の2点目、熊取のにぎわい創生について、永楽ゆめの森公園の今後のビジョンはについてご答弁申し上げます。

ご質問の遊具の入れかえにつきましてご答弁させていただきます。

永楽ゆめの森公園につきましては、昨年11月のオープン以降、6月5日日曜日現在で約20万人の方々に来園していただき、楽しく安全にご利用いただいております。オープン以降6カ月とまだ日も浅いこととございますので、現時点では遊具の入れかえについては考えてございません。ただし、現在設置している遊具の多くは約10年から15年で耐用年数を迎えることから、遊具などの老朽化が進み更新が必要となった場合は、施設の長寿命化計画を策定し、計画的に更新を行う必要が生じるものと考えてございます。

次に、新設設備につきましては、夏場の熱中症対策として、周辺温度を下げるとともに、ミストシャワーを浴びると体温も下げる効果があるミスト装置の設置を予定しているところでございます。7月設置に向け、現在検討を行っているところでございます。

次に、駐車場の有料化につきましては、維持管理費の財源確保、また受益者負担の観点から、有料化に向け検討を進めているところでございます。

議員皆様方にもお知らせ申し上げましたとおり、5月14日から6月12日までの間実施しております永楽ゆめの森公園利用者アンケート調査において、滞在時間や駐車場料金等についてご意見をいただいております。これらを参考に料金設定などの検討を進めるとともに、2月19日開催の議員全員協議会において駐車場の有料化などについて議員の皆様から多くのご意見をいただいておりますので、アンケート調査に加え議員の皆様のご意見を伺いながら、駐車場の有料化につきましては進めてまいりたいと考えてございます。

最後に、軽トラ市場につきましてご答弁申し上げます。

現在、永楽ゆめの森公園におきましては、産業振興の観点から、町内事業者、商工会の加盟業者

の方々を限定に、ことし2月に広報、ホームページ等により平成28年度の出店者の募集をかけ、ご応募いただいた7者の方々に公園・墓苑管理棟横通路におきまして出店いただいているところでございます。特に、土曜、日曜、祝日におきましては多いときで6店舗の出店がございます。また、管理棟内では商工会の地場産品販売ブースとしてタオルや野菜などの販売を行っているところでございます。

ご質問の軽トラ市場の新たな実施につきましては、既に公募による事業者が出店していること、また土曜、日曜、祝日におきましては来園者が特に多いことなどから、新たに実施するスペースがなく、現時点では難しいと考えてございます。

以上、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君） 阪口議員。

6番（阪口 均君） ありがとうございます。

ここに書いています遊具の入れかえというのは、人気のない遊具はどんどんかえていかないと、あるとき突然しょうもない公園やなとなってきましたと、それを取り返すのに相当年数がかかってくるという心配があります。ディズニーランドとかU S Jですら、一度下がりかけた入場者数を取り返そうとするとやっぱり10年単位で日数がかかっていますし、ですから今回されたアンケートみたいな形で2年に1回、3年に1回、アンケートだけで済む場合もありますけれども、人気度合いをよくリサーチされて、10年の耐用年数とおっしゃいましたけれども、それにこだわらないで、5年でかえるものもあれば、あるいは20年継続させるものもあればというふうなことで、そこら辺の新陳代謝をできるだけ短いタームでされていくように、これについては希望していきたいと思います。

それと、新設の設備で夏場のミストということをおっしゃいました。以前、9月に一般質問で浦川議員が孤軍奮闘して夏場の水遊び場を力説していましたが、やはりこれについては必ず必要やろうなというふうなことをどこのほかの公園を見ても感じています。ミストということで代用するならば、どういった機能のミストなのかというのは前もって知っておきたいなとも思いますし、そこら辺の設計とかプランとかがございましたらちょっと説明いただけますでしょうか。

議長（重光俊則君） 大西事業部理事。

事業部理事（大西 宏君） 現在考えてございますのが、長さにして約10メートル程度、それと幅が3メートル程度、これらのテント形式にして、その横にミストノズルをずっと上のほうに設置して、そこからミストを吹き出させるというような、現在のところはそういうふうを考えてございます。

議長（重光俊則君） 阪口議員。

6番（阪口 均君） イメージしますのは、もうミストでびちゃびちゃになるぐらいの量、そこで子どもが遊ぶ、結果熱中症対策になる、要するにもう水遊びしているぐらいの勢いのミストというのが理想やと思うんですけども、そこまでいくようなものなんですか。

議長（重光俊則君） 大西事業部理事。

事業部理事（大西 宏君） 通常、水道の圧のみで噴射となりますと、議員ご指摘のようなちょっと雨の粒の小さい程度の霧状態になるかと思いますが、現在考えてございますのが、それにポンプを設置しまして圧をかけて、ミストノズルもそれ用に細かい霧状が出るというふうに想定していますので、議員のお考えよりもさらに細かい粒子の霧になるようにというふうに現在考えてございます。

議長（重光俊則君） 阪口議員。

6番（阪口 均君） 一例なんですけれども、田辺市に新庄総合公園というのがありまして、下から噴き出すミストがあります。もちろん非常に、それこそわあっとはしゃいでいるだけでびちょびちょになるぐらい、もう水場に行きましたぐらいの感じのやつがやはり大人気なんですよ。今回つくる計画のものが上からだけのものなんですね、今の説明でいくと。それが、また下からもミストががっとなってくるような、そういうほんまに子どもがきゃっきやというて遊んで楽しむというふうな、そ

ういうものにしていきたいなというのが思いなんですけれども、そこら辺はどうですか。今から改善といいますか、ちょっと方向転換なんかは考えられますか。

議長（重光俊則君）大西事業部理事。

事業部理事（大西 宏君）今、議員ご提案の下から噴く噴水上の装置、これらにつきましてもゆめの森公園の整備の設計段階においては一定検討事項ということで、こういった施設もという検討をしたこともございます。ただ、何分経費的に高額になってまいりますので、その時点では一定ちょっと断念した経過もございます。

ただ、現時点では、先ほど私、申し上げましたまずはミストを設置させていただいて、状況を少し見させていただいた中で、先ほど議員ご指摘もございましたとおり、遊具の更新についてアンケート等をもとに今後取り組んでいくということをちょっと見させていただいて、まずはミスト装置の設置というふうにお願い申し上げたいなど。熱中症対策という目的でございますので、どうかご理解をお願いしたいと思います。

議長（重光俊則君）阪口議員。

6番（阪口 均君）それも熱中症対策ならばその程度なのかなとも思いますけれども、やはり遊具としても利用価値があるような形に持っていければそれこそ一石二鳥かなというふうな思いもありますので、様子を見てとありますけれども、圧の調整の仕方だけでそういったことが可能になるならば、あらかじめそこら辺も考慮した、そういう設備にさせていただきたいなというふうに思います。よろしくをお願いします。

続きまして、駐車場の有料化についてですけれども、私自身もこれについては別に反対するものではありません。やはり受益者負担というのはある程度必要なことかなというふうに思いますし、今現在、このアンケートはもうじき終わりますよね、10何日で。回収状況なんかは大分進んでいたり統計されたりしているんですか。

議長（重光俊則君）大西事業部理事。

事業部理事（大西 宏君）先日の土日現在で、数にしまして約600というアンケートをいただいているという状況でございます。

議長（重光俊則君）阪口議員。

6番（阪口 均君）その中に駐車場300円、500円とありましたけれども、そこら辺はどんな感じですか、感触として。

議長（重光俊則君）大西事業部理事。

事業部理事（大西 宏君）まだちょっと集計は、アンケートの期間が終了してございませんので最終的な数字というのはお示しできないわけでございますけれども、現在アンケートいただいている中で重立っては、有料化してもいいですよといいますか、金額の欄に丸を書く形式がありまして、300円、500円というふうなことで示させていただいて、300円というところに割と多く記入いただいているといった状況でございます。

議長（重光俊則君）阪口議員。

6番（阪口 均君）そのアンケートの中に町内から来られているか町外からかというのもあったと思いますけれども、そのアンケートにこだわらずに、今現在把握されている中で町外から来られている人というのは大体何割ぐらいのイメージですか。

議長（重光俊則君）大西事業部理事。

事業部理事（大西 宏君）約9割の方が町外というふうに今いただいているアンケートの中では結果が出ております。最終はまだ確定してございません。

議長（重光俊則君）阪口議員。

6番（阪口 均君）9割が町外ですよ。意外なあれですね。やはり我々町内の者から見たときに、町外から来られて遊んで帰ってくれるのは、それはそれで全然問題なく、いいんですけれども、ある意味、そこに来て弁当を食べてごみも出していくとか、いろんなことがありますよね。その処理は

やっぱり熊取町の経費でするわけですから、だから受益者負担という部分もそうですし、そういった方々に駐車料金という形でご負担いただくというのは当たり前かなと、ある意味そういうふうに思います。ですから、有料化に踏み切るといふことに当たっても、最初の遊具の入れかえとか設備とかこころ辺はやっぱり充実させていかないと、金だけ取ったなみたいなことにならないように、ぜひこころ辺バランスが非常に大切なことだと思いますから、お金をもらうかわりにこれだけのサービスがふえましたよみたいな、それは常に頭の中に入れて対応していただきたいなというふうに考えています。

あと、最後に軽トラ市場になりますけれども、こんなことをしたらどうかなという発案なんです。よく道の駅をつくったらどうやとかいうふうな意見があつたりします。当然、道の駅をつくるに当たっては設備の問題もあるし、広大な駐車場も必要になってくるし、熊取町にそんな場所がどこにあるのかなということになってきます。そんなことを考えたときに、軽トラが自由に野菜を積んで物を売りに来たりとか、あるいはかき氷を売ったりとかポン菓子を売ったりとか、そういうふうな形であそこを有効に利用できたらどうかなというふうに考えているんですけども、先ほど出店者が7者あるとおっしゃいましたよね。この出店費用というのは幾らかいただいているんですか。

議長（重光俊則君）藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）現在、7者の方に申し込みいただきまして、利用料についてはいただいております。

議長（重光俊則君）阪口議員。

6番（阪口 均君）私が今、軽トラ市場ということでイメージしているのは、管理事務所の入り口から入った右側に少しスペースがあるんです。軽トラ10台ぐらいは十分入るかなというふうな感じなんですけれども、あそこに土日祝ぐらいに地元の家庭菜園をしている人とか農家をしている人が、出荷できないB品が出てきた物を積んできて販売するとか、さっきも言いましたけれども、ポン菓子があるとか冷やしあめを売っているとかかき氷を売っているとか、そういう楽しいスペースにしたらどうかなというふうなイメージをしています。

道の駅とさっき言いましたけれども、軽トラの場合でしたら、やってみてあかんかったら撤去したら済む話ですし、しばらく、3カ月やったけれどあかんとなれば、もうそれでもとの形に戻たらいい話ですし、1台当たり例えば1,000円、出店に頂戴すると。10台入ったら1万円で、土日祝が年間に130日あったら130万円というふうなラフな計算をするんですけども、こういうものが先ほどの駐車場の料金とプラスされて維持管理のほうに回っていくというふうな形が非常に理想かなというふうに思って提案しているところです。もうちょっと言えば、町内の家庭菜園とか家でやっている人、あるいは農地を借りてやっている人、いろいろな人がいますけれども、作り過ぎてどうしようもないというのがいっぱいあるんですよ、そういうところから出てくるやつ。それをうまく流通のルートを商工会の人にでもやっていただくか何かして、土日のたびに朝とれたものを軽トラに積んできて市価の半分ぐらいでも販売すると、公園に遊びに来る若い夫婦たちが喜んで買って帰ってくれる、また次も楽しみやから行ってみたいなということになるというふうな、これも公園の楽しみの付加価値やと思うんです。そういうことを目指して軽トラ市場というのをやっていけないものかなというふうに考えているんですが、今、先ほどの答弁からいくと、現状の商工会がされているそれがあるのでというご答弁でしたけれど、いかがですか。

議長（重光俊則君）藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）今、議員からご指摘いただいた形、軽トラという形態ではございませんが、既にテントを町のほうで用意して、そこで出店いただいております。その中では、たこ焼きを初め綿菓子、ポン菓子、フランクフルトなど、もう既に今ご指摘いただいたものは販売させていただいております。農家の方につきましても出店いただくことは本当に歓迎するところではありますが、現実的に本当に商いをあそこでそれだけ1日張りついてやっていただける方がいるかというのは、非常に課題でございます。

当初、ここを出店の際に農協とも実は出店できなかつたという中で調整を図っておったんですが、現実的には前向きな答えをいただけないという中で、農協なしに商工会の方に業者が野菜をいただいて納めていただいているということです。ですので、今回阪口議員がおっしゃるように、そういう意欲のある方がもしおれば、今の現状の7区画という限られた場所ではありますけれど、この中でご出店いただくことは歓迎するところでございます。

議長（重光俊則君） 阪口議員。

6番（阪口 均君） 今、出店されている7者の方は、出店していることによってメリットがあるのか負担だけになっているのかという、そこら辺、要は売り上げがそこそこできているのか、そうじゃないのかということなんですけれども、そこら辺どうなんですか。

議長（重光俊則君） 藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君） ちょっと聞いたところでは、正確なところ業者からなかなか売り上げを聞きにくいところもありますので、これは昨年の12月から3月までのデータですけれども、少ないところで1日約1万円の売り上げ、多いところで2万5,000円ぐらいの売り上げということでお聞きしています。ただ、このときは出店者が3者でしたので丸々いきましたが、今現在その倍になってますので、当然売り上げが全体に少なくなっている可能性はあるかと思えます。

議長（重光俊則君） 阪口議員。

6番（阪口 均君） わかりました。また1回私もその状況を見させてもらいに行きたいと思えます。

農産物の販売ということで、要は町内の高齢者の方が一生懸命農作物をつくりました、残ったやつをそこで売りますみたいな、また次の意欲にもつながっていくような、そういういいサイクルができないかなというふうな思いが非常に私には強いんです。仮に残ったやつは子ども食堂に無償で渡して、そこで有効利用していただくとか、いい循環を熊取町の中でつくっていききたいというふうな思いがあってこんな話をさせてもらいました。

今言っておきましたけれど、農産物を売ってくれる人がいるんやったら出てきてほしいというのはちょっと1回考えてみますので、また動いてみたいと思えます。

以上で私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（重光俊則君） 以上で、阪口議員の質問を終了いたします。

次に、坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君） それでは、私のほうから一般質問させていただきます。

まず、第1点目は情報公開と住民参加についてであります。

情報公開と住民参加というテーマで、まず第1に、住民団体からの要望への回答とホームページでの公開についてお尋ねします。

住民自治を推進する上で、情報公開と住民参加が極めて重要であることは言うまでもありません。そのための大きな柱として、住民要望への文書回答とホームページでの公開が大切と思われます。

本町での現状はいかがですか。

議長（重光俊則君） 貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君） それでは、坂上議員ご質問の情報公開と住民参加について答弁させていただきます。

まず、1点目の住民団体や自治会からの要望と回答についてでございますが、自治会からの要望は、主に町政相談として受け付けさせていただき、内容により担当部署から基本的に文書で回答させていただいております。また、住民団体からの要望につきましても各担当部署で適時適切に対応いたしております。

これらの要望については、それぞれが持つ特有の個別課題であったり個人情報が含まれるケースも多く、公開することにより、自由な意見表明あるいは要望がしづらくなること、公開に際しての事務調整が煩雑になることなど、住民団体や自治会に対する負担増が懸念されるなど、むしろ弊害のほうが大きく、町ホームページでの公開にはそぐわないものと考えております。

一方で、本町では窓口やインターネットを通じてご意見を直接提案いただけるのが町提案箱の制度を実施しており、こちらに頂戴しましたご提案につきましては、町ホームページにご提案の内容と、それに対する町の回答を掲載させていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）坂上議員。

14番（坂上巳生男君）ただいま回答いただきましたが、文書回答という点につきましては、自治会からの要望については基本的に文書で回答しているということのようです。住民団体からの要望に関しては、適切に対応しているというお答えでしたが、文書回答をしているのかどうかという点があいまいでありました。その点、もう一度お答えください。

議長（重光俊則君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）基本的には、過去からさまざまな取り扱いがありまして、一度25年度に要望等に対する事務取扱ということで、全庁的に各種団体等からのそういった要望をどう取り扱うべきかということで、一定整理を内部的にいたしております。その中で、先ほど申し上げた自治会とは町政相談という形で当然させていただいているんですけども、団体によっては、内容によっては本当に真摯に町のまちづくり等について向き合っており、それに対する要望等がございますけれど、一部には町政への圧力であったりとか、およそそういった内容とは判断できないようなこと等も過去からございましたので、基本的には、要望自体が多岐に、課をまたぐ分については広報広聴課でお受けし、内容によっては各担当課で受けと。そして基本的には、各課からの文書回答とかやっておりますような経過、あるいは加えて面談、回答について実際にお会いして直接口頭でお伝えすることもありまして、そういったところは基本的には原則、経過等を踏まえて必要に応じて必要と認める場合はやると、それ以外については参考意見としてとどめるといった取り扱いをさせていただいております。そういった意味で、先ほど適切にということと答弁させていただいた次第でございます。

議長（重光俊則君）坂上議員。

14番（坂上巳生男君）ちょっと回答がわかりにくいですが、今の回答では必要に応じての文書回答もしているということで、その辺が何か相手の出方次第でケース・バイ・ケースで文書回答しているというふうな感じを受けておるんです。住民団体からの要望につきましても、基本的に原則は文書で回答するというお答えいただきたいんですけども、そうはなっていないということなんです。

議長（重光俊則君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）ご意見のとおりでございます。

議長（重光俊則君）坂上議員。

14番（坂上巳生男君）その点は改めていただきたいと思っております。どんな団体であれ基本は文書で回答すると。先ほど、圧力団体とか何かそんな言葉もありましたけれども、その団体を圧力団体と感ずるかどうかが、それは行政側の姿勢次第であります。基本的にどんな団体であれ、要望を町に対して投げかけた場合には文書で回答すると、そういう基本姿勢は必要だと思います。町長はどう思われますか。

議長（重光俊則君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）私のほうから、繰り返しになりますけれども、先ほど申し上げたように、町政の進展あるいは振興発展が主な目的でないような内容、それをそういった圧力的なことというふうな捉え方をしております。ただ、こういった部分は受け付け自体を拒否することもできるというふうなことで整理しております。ただ、一般的に住民からの真摯な、先ほど来申し上げているようなそういった意見は重く受けとめて、当然ながらそういった姿勢で対応はもとよりしてしておりますけれども、文書での回答というのは、やはりいろんな各種文化団体であったり子ども施策に関する団体であったりとか、過去からの原課とのやり取り等を踏まえて、最大限必要であれば文書回答なり、あるいは先ほどの面談をすとか、そういった適時適切に対応させていただきたいと。このあたり

は先ほど来ご指摘いただいておりますように再度精査したいと考えております。

議長（重光俊則君）坂上議員。

14番（坂上巳生男君）過去からのいきさつ、経過等で判断するような部分もあるようではございますけれども、相手方との関係次第では文書回答すると、そういう対応では極めて恣意的な判断ではないかというふうに感じます。ぜひ、原則文書で回答するという方向で改めていただきたいと思います。

それと、ホームページでの公開ということを要望しているわけなんです、公開については個人情報もあって難しいと、また、かえって住民団体にもご負担をかけるとか、そういったことも言われたわけなんです。これにつきましても全国的にも、圧倒的に多くの自治体というわけではないですけれども、住民要望をホームページで公開しているという自治体も結構たくさんあらわれてきております。情報公開を推進するというのはどの自治体でも一つの流れとなっておりますから、こういった団体、自治会、住民団体からこんな要望があって、町としてはこういう回答をしていますよということ、これを原則ホームページで公開し、それをどなたでも見ることができる、そうすれば、こんな要望が出ているんだと、そうすれば我々もぜひこういうことに倣って、またこういうことも要望してみようかというふうなことで、住民参加がより活発になっていくのではないかと思います。

個人情報については、それはもちろん配慮すべき点は配慮し、個人名を伏せるとかそういった点は当然でありますけれども、そういうことは手間になるとか煩わしいとか、そういったことを口実にしてホームページでの公開はしないということであれば、それは非常に後ろ向きだと言わざるを得ないと思います。ぜひ、公開ということについても前向きに検討していただきたいと思いますというふうにお願いしておきます。

議長（重光俊則君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）貴重なご意見として受けとめさせていただきたいと思います。

ただ、今申し上げたことは、さかのぼること平成25年9月にも鯉谷議員のほうから同趣旨のご質問を頂戴して、おおむね同じような基本姿勢をお答えさせていただいております。ただ、住民の皆様との協働であったり、あるいは行政の透明性の確保、こういった意味で公開は非常に重要なことと認識しております。ただ一方で、今回ご質問いただいたことに際して近隣5市3町なり調べたんですけれども、先ほど答弁させていただいたみたいな理由等も含めてだと思っておりますけれども、岸和田市以南で本格的に自治会あるいは各種団体からの要望をホームページで積極的に公開しているというのはまだまだ見受けられないところもございますので、まだまだ今後情報収集なり研究させていただきたいと。先ほど答弁させていただきましたように、わが町提案ということで積極的なまちづくりについての意見等をいただいた分は、それに対する回答も含めて公開させていただいておりますし、それも27年度は24件貴重なご意見をいただいておりますし、こういったところの活用も一方では検討していきたいと考えております。

以上です。

議長（重光俊則君）坂上議員。

14番（坂上巳生男君）今、わが町提案箱への回答は公表しているということをおっしゃいました。それであればなおさら、私もわが町提案箱をホームページで見たことがございますけれども、非常にさまざまな要望、提案がなされていて、それに対して町がきちんと回答していると。それを見ると非常に参考になります。我々議員としても参考になりますし、一般住民の方々も、それを見ることで行政に対するそういう自分自身も主体的にかかわっていかうという意識の醸成につながると思います。ぜひ、わが町提案箱の公開だけにとどまらず、その他の直接町の窓口寄せられた住民団体の要望につきましても、ぜひ回答をホームページに載せるということを検討していただきたいと思います。

次の項目に移りますが、情報公開と住民参加の2点目の各種審議会への住民参加の状況、そして、これもホームページでの公開ということですが、議事録公開の状況はいかがでしょうか。

議長（重光俊則君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）続きまして、2点目の各種審議会への住民参加、議事録公表についてでございますが、まず、各種審議会委員への住民参加の状況につきましては、現在、本町の審議会等会議公開指針の対象となる審議会数が41件、うち公募による委員が構成員となっておる審議会数が3件、委員構成に住民代表と明記されている審議会数が13件となっておりますが、このほかにも、例えば学識経験者や各種団体の代表者として住民の方々に委員になっていただいている審議会もございます。

次に、議事録の公開についてですが、先ほど指針の対象となっている審議会につきましては会議録の作成を義務づけておりまして、その形態は、要点筆記により会議内容を整理した議事概要を基本とし、作成された会議録は原則公表することといたしております。公表の方法につきましては、住民情報コーナーにおいて住民の皆様のご覧に供するとともに、町ホームページにおいて掲載いたしております。

いずれにいたしましても、町政への住民参加は、住民の皆様のニーズを的確に把握し町政運営に反映させていくためにも極めて重要なことと深く認識しております。そのためにも、広報紙や町ホームページなどの媒体を活用して行政情報を適時適切に住民の皆様にお伝えするとともに、パブリックコメントやパブリックモニターなどの制度も通じて幅広くご意見、ご提言を頂戴したいと存じますので、何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）坂上議員。

14番（坂上巳生男君）ただいま各種審議会、協議会、41件中公募委員を求めているものが3件、住民代表が参加しているものが13件という報告があったんですが、41件中公募委員を募集しているというのは3件しかないのですか。もう一度確認のため。

議長（重光俊則君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）具体的に申し上げますと、協働推進委員会で公募委員2名、熊取町廃棄物減量等推進審議会、こちらも公募委員2名、そして高齢者保健福祉推進委員会、こちらも同様に2名ということで、具体的に公募の委員として位置づけをしておるのはこの3つの審議会でございます。

議長（重光俊則君）坂上議員。

14番（坂上巳生男君）それは現在も継続中の審議会等という意味なんですか。私の記憶では、これまで開かれたさまざまな審議会や、あるいは何々策定委員会等で公募委員が参加している委員会等、もっとたくさんあったように思うんですが。

議長（重光俊則君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）そういう意味では、現在も審議会等会議公開指針の対象としては、地方自治法第138条の4第3項に規定されております附属機関を中心に、それに類する機関を対象として41というふうに。ただ、何かの任意の会議とかで公募を一時的に募集されて、そこに公募委員ということは過去からもご指摘のとおりでございます。ただ、この指針の対象としてはこの範囲ということでご理解いただきたいと思います。

議長（重光俊則君）坂上議員。

14番（坂上巳生男君）わかりました。附属機関条例に基づいて設置しているいわば継続的なそういう審議会、協議会に関して公募委員を募集しているのは41件中3件ということで、ちょっと少ないのではないかなという感じもしますけれども、住民参加の促進という点で、公募委員が入る審議会、委員会の数をふやしていくという点ではいかがですか。

議長（重光俊則君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）各審議会が各所管でございますので、今後の審議内容等によって、場合によってはそういう公募というふうに進めていくことも必要かと思っております。それはそれぞれの議論に委ねたいと思います。

ただ、一方で、今までであればパブリックモニター、これも一定公募という形に近い取り扱いで一定期間させていただいたのはご存じのとおりで、この分も8つの委員会に合計で15名入っていた

だいておりましたし、先ほど答弁で若干触れさせていただきましたように、公募あるいは住民代表という表現以外に学識経験者やら各種の団体ということで、こちらのほうから同様に住民の各種団体あるいは住民代表の方に入っていたいただいたケースもあるので、ちょっと見ましたら、それを含めたら7割前後ぐらいは何らかの形で入っていただいているというふうに考えております。

議長（重光俊則君）坂上議員。

14番（坂上巳生男君）わかりました。そうしますと、パブリックモニターの方でこういった審議会、協議会等に入っていただいている方というのは、先ほどの公募3件の中には入っていないということなんですね。

（「はい」の声あり）

14番（坂上巳生男君）わかりました。引き続き、公募委員等住民参加を促進していただきたいと思えます。

その項目の中で会議録の公開ということについてなんですが、先ほど会議録については、要点筆記したものを基本的には全ての審議会についてちゃんと作成し、公表、公開を義務づけていると、住民情報コーナーにもちゃんと掲示しているということなんです。そして、確かにホームページを見ますと各種審議会の会議録という形で一覧できるコーナーがあって、そこで会議録を閲覧できるんです。

参考までに、一般質問資料としてご提出させていただいておりますが、それを見ていただいたらわかりますように、会議録とは名ばかりで、実際はほとんど式次第を書いただけではないかというふうに言えるような、とりわけ国民健康保険運営協議会などは開催場所、議題、傍聴者数2人とか、審議の概要ということで、今回は賦課限度額の見直しについてこういう金額で見直したいということ審議の対象としたということは書いてあります。事務局から一定の説明があって、それに対して質疑応答が行われたということが書いてあるんですが、質疑応答の中身については一切書いていないんです。国保運営協議会の会議録というのは何回かにわたって閲覧できるようになっていますけれども、どの開催日時をクリックしても基本的にはほぼ同じようなことしか書いていないんです。例えば限度額改正をテーマとした場合には、限度額の金額の数字が違っていただけで、あと、ほとんど同じようなことが書いてあります。そういう会議録になっております。

私の資料3ページの子ども読書活動推進連絡協議会、これなどはまだ、概要について若干どういう質問があったかというふうなことが、質問の中身がわかる程度にはまとめて書かれております。ただ、具体的にどういうふうに質問されたかということについては極めてわかりにくいんですけれども、学校図書館司書の役割の重要性、条件整備について考えていくことが必要だという意見をいただきましたとか、そういったことが書かれております。

そういう会議録もあって、一方で4ページの子ども・子育て会議の会議録では、ここでは比較的丁寧に書かれております。委員からの質問の内容、それに対して事務局がどう回答したかというふうなことが書かれております。これ、実際はこの内容がさらにあと何ページか続いていくわけなんですけど、このように会議録、確かにホームページで公開はされているんですが、会議録の作成の仕方が極めてまちまちになっております。ほとんど式次第と言っていいようなそういう会議録もあれば、かなり詳細に質疑応答の内容をまとめているという、そういう審議会もございます。

これは、事前にお聞きしたところ、どうも各担当課に任されているようなんですが、もう少し審議内容がわかる程度に会議録の中身を充実する必要があると思うんです。いかがですか。

議長（重光俊則君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）その前に1点だけ若干答弁を修正させていただきたいんですけれども、先ほど、8会議に15人のパブリックモニターがということで、それが全て附属機関かといったらそうではなくて、例えば熊取モノのブランド創造会議の委員であったりとか、それ以外もパブリックモニターは入っております、その総数が15人ということでご理解いただきたいと思えます。

それと、確かに今ご準備いただいた会議録を見ても一見ばらつきがある、それは事実です。ただ、

公開指針のほうで、平成21年10月に審議会等会議公開指針を定めて、同時に解釈あるいは運用基準のほうを定めております。その中で基本的に要点筆記による会議内容を整理した議事概要ということで、ここの捉え方が各審議会の関係者あるいは事務局の捉え方によってそれを掘り下げたりとかで、そこで差異が出ているのは今おっしゃられたような事実かと思えます。

ただ、一方で、この指針以外に、その附属機関に関しての法令とかで、例えば会議録を要点筆記じゃなくて全て議事録的にまとめなさいとか、そういう表現があればそういうふうに全部載せる方向でいきますし、あるいはそうでなくても、その審議会の長が必要と認めるときは、全文筆記によるものあるいは録音テープそのものを会議録としてもいいですよという、そういった表現もあるので、そういったことからかなりさらに広がりがあるのかなと。今後は、住民の方が見ていただいて十分わかるように一定の内容を記入いただく必要があると思えますので、内部的に今後留意すべき点であったりとか、あるいは配慮すべき点とかを整理して、一度内部で再度周知させていただきたいと思えます。

議長（重光俊則君）坂上議員。

14番（坂上巳生男君）わかりました。

ちなみに私、この資料を用意する際に、平成26年3月4日開催の国保運営協議会に関しては、この当時、私も協議会の委員として参加しておったんです。私自身は、この賦課限度額見直しの審議に当たって一定そこそこの分量を発言した記憶がございます。自分がどういう発言をしていたかなということで情報公開に基づいて会議録のコピーをいただくとしたんですが、その許可がおりるまでに2週間かかると言われまして、2週間待っていたんではとても議会の質問に間に合わないということで今回はそれを参考にできなかつたんですけれども、ここでは賦課限度額についての質疑応答が行われた上でとしか書かれておりませんが、私はかなり突っ込んだ質問をしました。それに対して答弁もありました。しかし、そういったことは一切書かれていないと。国保運営協議会の議事録についても、ホームページでかなり詳細にわたって公開している自治体もあれば、熊取町と同じような程度の公開の自治体、あるいは全く何も公開していない、実際自治体によってさまざまです。この近隣では、高石市、そして泉大津市、岸和田市、そういったところはきちんと国保運営協議会の議事録を公開しているということを確認しております。ぜひそういうものも見ていただいて、そういうのを公開していれば、住民の方々もパソコンとかでインターネットを頻繁に見ておられる方はそこで見てみて、国保について今どんな議論をされているのかというようなことはわかるわけなんです。

しかも、国保運営協議会の日程につきましても、6月中に開催予定と聞いているんですが、つい先日ホームページで見たところではまだ開催の日時も公表されていないということで、何かいつも直前にならないとホームページでも公開されないということで、これも日にちについてはもっと早くにちゃんと決めて、ホームページで公開することを求めておきたいと思えます。その辺、今後の改善を期待して、次のテーマに移ります。

議長（重光俊則君）坂上議員、答弁よろしいですか、今の件で。国保関係で。山本雅隆健康福祉部理事。健康福祉部理事（山本雅隆君）国保運営協議会のほうのご質問をいただいております。

6月20日、運営協議会開催ということで、開催いたします、傍聴ご希望の方はどうぞお越しくださいということでの公募票をホームページのほうにも掲載しておりますので、ご案内をさせていただきます。

以上です。

議長（重光俊則君）坂上議員。

14番（坂上巳生男君）わかりました。6月20日ということですね。私が2、3日前に確認した時点ではまだ出ておりませんでした。本日6月8日ですから、6月20日の国保運営協議会の告知にしてはちょっと直前過ぎるのではないかなという気がしております。ホームページでそういう会議の告知をして、そして会議が終われば会議録を公開しているわけですから、会議録の内容もきちんと充実

していただきたいということを要望しておきます。

次のテーマに移ります。

議長（重光俊則君）必要ですか。

（「意見だけ」の声あり）

議長（重光俊則君）補足ですか。よろしいですか、坂上議員。

14番（坂上巳生男君）はい。

議長（重光俊則君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）簡単に、先ほど高石市、泉大津市、岸和田市、特に岸和田市は丁寧にという話ですけれども、これは公開の指針で定めているところも結構ございますし、岸和田市のほうは条例という形で公開の条例を定めております。ただ、岸和田市は全文、要約を問わないという形で、ごらんいただいたのは全文ということで、全てが岸和田市は全文ということじゃなく、先ほど来申し上げたいのは、とにかく再度内部で調整して、一定の内容をちゃんと確保できるように、そういった対応をしてきたいと思います。

以上です。

議長（重光俊則君）坂上議員。

14番（坂上巳生男君）公開に当たって、内部で調整して、きちんと基準を定めてやっていただきたいと思えます。

大きなテーマの2点目、基金の有効活用についてであります。基金に関しては、ふるさと応援基金と、それと文化振興財団の解散に伴う3億円の活用という2点にわたってお尋ねします。

まず、ふるさと応援基金についてであります。昨年度、全国からたくさんのふるさと応援寄附が本町に寄せられて、それを原資として現在1億円余りがふるさと応援基金に積み立てられています。基金条例では住民との協働のまちづくりに役立てるとあるだけで、具体的な用途は限定されていないようではありますが、住民提案の協働事業に役立てる金額としては大き過ぎる金額であります。ぜひ具体的な活用を検討すべきだと考えますが、現時点での活用の検討はいかがでしょうか。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）それでは、1点目のふるさと応援基金、1億円の活用について答弁いたします。

初めに、平成27年度末におけるくまとりふるさと応援基金の残高、こちらのほうが9,689万9,281円となっていること、これをまずはご報告させていただきたいと思えます。

さて、この基金でございますが、同基金条例第1条に規定されておりますとおり、住民、法人その他団体との協働による定住魅力あるまちづくりを推進するために設置されたものでございまして、その第6条の規定に基づき、基金設置目的を達成するために必要な事業の財源に活用することとされてございます。具体的には、現在、議員ご指摘のとおり、協働推進の取り組みとして実施しております住民提案型の住民提案協働事業や、平成27年度から事業を開始した行政提案型の協働事業の財源といたしまして同基金を活用しているところでございます。

議員ご質問の今後のさらなる有効活用につきましても、本町の特徴的な取り組みである協働によるまちづくりを推進する中で、住民提案協働事業のみならず多様な協働の取り組みが行われているところであり、こうした事業の財源に充当するなど、基金の設置目的に沿った活用方策、これを基本といたしまして現在検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）坂上議員。

14番（坂上巳生男君）現在の基金残高、もう一度数字をおっしゃっていただけますか。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）申し上げます。9,689万9,281円でございます。

議長（重光俊則君）坂上議員。

14番（坂上巳生男君）ありがとうございます。

1億円弱の金額が現在基金として積み立てられているということなのですが、もともとといいますが、当初の段階では、ふるさと応援寄附に寄せられる金額というのは毎年100万円そこそこというんですか、それぐらいの金額で、何年間かの経過を見ておきますと、基金に積み立てるよりも取り崩しのほうが多いぐらいの時期が何年か続いておりました。恐らく、ふるさと応援基金条例を制定した当初は、年間で1億円近くの寄附が寄せられて基金残高が1億円になるというふうな状況は想定されていなかったのではないかとこのように感じます。

条例を見る限りでは、住民協働事業に活用するというふうなことが第1条に書かれてあって、先ほどのご答弁でも多様な協働の取り組みを展開していきたいということなのですが、住民との協働の事業とか協働の取り組みとか、そういう形に限定していると恐らく1億円は使い切れないんじゃないかなという気もしております。ですから、当初の基金条例を制定した当時のそういう方向性、イメージからははみ出てしまっているというふうな状況になっているかと思っておりますので、1億円近い基金については、もちろん寄せられた基金で活用方法を指定している基金についてはそのように活用すればいいんですけれども、使途が限定されていないもの、あるいは住民協働とだけ指定しているもの、そういった基金の活用については、早急にどういう基準で取り崩してどういう基準で活用していくのかということをごきちん決めておく必要があると思っております。

その際に、寄附していただいた方の多くは熊取町外あるいは他府県の方々かと思うんですけれども、そういった方々の意思を尊重するといえますか、それを有効に活用するためにも、この基金の活用については住民の意見を伺って、それはアンケートなり、こういう場合にこそパブリックモニターに対するアンケートをぜひ実施していただけたらいいと思うんです。そういうアンケートを活用して、住民の意見をうまく生かした形での基金の活用ということをぜひお願いしたいと思うんですが、いかがですか。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）結論ですけれども、住民アンケート、モニター等を活用してとのご提案をいただきましたが、こちらにつきましては一旦お預かりさせていただきたいというふうに考えてございます。といいますのが、基本的にこちらの基金でございますけれども、協働という視点で活用していくというところですが、現在、その協働という考え方にも我々2種類あるものと考えております。

まず1点が、現在の協働事業制度に基づいたいわゆる狭義の意味の協働という視点、それともう1点が広義の意味での協働といった2つの考えがあるかと思っておりますので、こちらの寄附額につきましても、議員ご指摘のとおり、協働事業制度では毎年90万円、100万円程度の要は使用と、2件、3件の住民提案協働事業制度の活用ということでございますので、当然9,800万円に対して年間100万円前後ということだと全然余ってくるよということ、これは当然理解しております。そういったことで、今後は2点目の広義の意味での協働という視点、そちらでもって幅広い協働事業の視点で活用してまいりたいというふうに考えてございますので、まず、ご提案いただきました活用方法につきまして、住民からアンケートであったりとかパブリックモニターからの意見を参考にするとするのは、一旦この場では保留というか、参考にさせていただきたいということでご理解いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（重光俊則君）坂上議員。

14番（坂上巳生男君）わかりました。広義の協働ということで捉えて検討していきたいということですが、住民の皆さんから見て、なるほど1億円うまく使ったなと思えるような納得のいく活用方法をぜひ具体化していただきたいということをお願いしておきます。

次のテーマに移ります。

文化振興財団の解散に伴って町に戻ってきたお金が3億円余りあります。その全額が町の財政調整基金に積み立てられたわけでありまして。もともと町の財政から拠出したお金なので、とりあえず

財調に積んだということなんです、広い意味では教育関係の資金であったわけですから、教育、子育て分野での活用など有効活用を図るべきと考えます。これについての活用の検討はいかがでしょうか。

議長（重光俊則君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）ご質問の2点目、財政調整基金に積み立てた熊取町文化振興財団解散に伴う返還金約3億円の有効活用についてご答弁申し上げます。

文化振興財団の解散に伴う返還金につきましては、財団登記手続など解散の手続が本年1月に完了し、さきの3月定例会でご可決いただきました27年度一般会計補正予算第7号において当該返還金を財政調整基金に積み立てる予算を計上し、予算成立後、この返還金を速やかに財政調整基金に積み立てたところであります。

また、出捐金として支出した3億円は、昭和63年度と平成元年度の2カ年で地方交付税として国から交付されたふるさと創生1億円に当時の一般財源を加え、文化振興財団に出捐したものであり、その経緯からも、財団が解散して出捐金が返還された現時点では用途を有するものでなく、地方自治の本旨である住民福祉の向上に資するサービスを推進するために有効活用してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁いたします。

議長（重光俊則君）坂上議員。

14番（坂上巳生男君）このお金については、ふるさと創生の1億円に町の一般財源を加えて3億円を拠出したということで、それが財団の解散に伴って戻ってきたというわけであります。住民の福祉の向上に活用する財源として財調に積み立てたということであるんですが、この3億円、もともと町の財産とも言えるお金であったわけなんで、臨時にお金がふえたということではないんですが、3億円が活用できる状況にあるわけなので、これについては、いろんなところでも意見が出ておりますけれども、例えば小・中学校のエアコン整備、こういったことも2億9,000万円かかるというふうなことを言われております。基本的には町としてはそういったエアコン整備などは補助金を活用しながらということを考えておるんでしょうけれども、場合によったらこういったお金をエアコン整備などに生かすということも可能かと思うんです。そういった点は考えていないということなんでしょうか。

議長（重光俊則君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）財政調整基金は、本来的な目的で申しますと年度間の財源の不均衡を調整する役割なり機能を持っておると。そういう意味では各年度、汎用性が高く、さまざまな分野に一般財源として使えと、そういった特徴がある部分でございます。

今ご指摘いただいたように、エアコンのことも大きな、今後、町長のマニフェストなり、あるいは所信表明でも小・中学校のエアコンのことも表明させていただいております。何らかの財源になることは確実ではございますが、今時点でそのことも含めて幅広く今後検討をしていきたいと。今申し上げましたように、本来的にはそういう各年度ごとの適正な財政を維持するための機能として、調整機能を果たせるように役立てていきたいと考えております。よろしくお願ひします。

議長（重光俊則君）坂上議員。

14番（坂上巳生男君）わかりました。ぜひ、この点につきましても住民の福祉向上、広い意味で住民にとって大いに役に立つ、そういった活用方法を検討していただきたいと思ひます。

次のテーマに移ります。

地域防災力の向上についてであります、まず1点目、耐震改修の問題です。

阪神・淡路大震災、そしてことし4月の熊本地震においても、亡くなった方の7割から8割の方の死亡原因が住宅の倒壊や家具の転倒による圧死だと言われております。したがって、震災による死亡事故を防ぐため、家具の転倒防止と住宅の耐震化が何より大切とされています。本町でも、耐震診断、耐震改修などの補助制度を設け住宅の耐震化を進めてきました。現在の住宅耐震化の到達はいかがでしょうか。

議長（重光俊則君）田畑事業部理事。

事業部理事（田畑 洋君）それでは、地域防災力の向上についての1点目、住宅耐震化の促進へについてご答弁申し上げます。

まず、住宅耐震化の現状についてでございますが、平成25年度より、耐震改修補助金を30万円上乘せしているほか、住宅の建てかえ促進につながる木造住宅除却工事補助金等の制度を創設するなど、支援策の拡充並びに出前講座などのPR活動に努めてまいりました結果、住宅の耐震化率につきましては、平成19年度の耐震改修促進計画策定時の81%から平成27年12月現在の推計値で85%となっており、平成27年度末見込みの府下平均83%と比べましても高い水準となっております。しかしながら、国、大阪府、本町の当初の目標であった平成27年度に耐震化率90%は達成できていない状況にあります。

次に、住宅の耐震化に向けた今後の計画でございますが、大阪府が本年1月に策定いたしました住宅建築物耐震10カ年戦略・大阪（大阪府耐震改修促進計画）では、住宅の耐震化率の目標値を平成37年までに95%と新たに掲げられたところでございます。本町におきましても、大阪府の計画に基づき、現在耐震改修促進計画の見直し作業を進めているところでございます。

また、耐震化には個人の経費負担が伴いますので、住宅所有者の方に耐震化の重要性を理解いただくことが不可欠でございます。

引き続き、住宅の耐震化率の向上を図るため、耐震セミナーや出前講座の開催など、さまざまな機会を通じまして耐震化の必要性や補助制度の普及啓発をより一層図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。ご答弁とさせていただきます。

以上です。

議長（重光俊則君）坂上議員。

14番（坂上巳生男君）ありがとうございます。現在の耐震化達成率が平成27年12月の時点で85%、府平均83%よりは若干上回っているものの、当初の平成27年の目標90%には達していないという報告をいただきました。

大阪府が10カ年計画を新たに立てて平成37年度で95%という計画、これは全国の多くの自治体がそういうふうにならに新たに95%目標値を設定し始めているようなんですが、本町もこれに倣って耐震化の推進計画を見直す、そういう作業を進めているということでありました。

耐震化に関しましては、昨年もこの議会で質問させていただきました。その当時のご答弁でも、平成27年度の耐震改修の利用件数は9件でしたか、かつての耐震改修の利用状況から比べれば、やはり耐震改修補助を上乗せしたということもあるんでしょうが、耐震改修のそういう補助制度の利用状況が上回ってきていると、そういうふう感じております。そういう点で本町の取り組みは一定効果を発揮しているということであるんですが、ところで、昭和56年6月以降に建築確認を受けた新耐震基準の建築物であっても倒壊する場合のあることが今回の熊本地震でも検証されています。平成12年に建築基準法が改正されて、壁のバランス、またそして接合部や基礎などに関して耐震基準が強化されております。そういったこともありまして、徳島県や大阪市、奈良県橿原市など、平成12年5月以前の住宅を耐震改修補助対象に拡大する自治体が広がっております。

現在の熊取町の耐震改修補助の基準というのは昭和56年5月31日以前の建物が対象であるんですが、平成12年に大幅な建築基準法改正がありましたので、さらに平成12年5月以前の住宅を耐震改修補助対象とする自治体が広がっているわけでありまして、さらに耐震化を促進するという点でも熊取町でも補助対象の拡大というのを検討してはいかかかと思っておりますが、どうでしょうか。

議長（重光俊則君）田畑事業部理事。

事業部理事（田畑 洋君）基本的に本町の場合、56年5月31日以前の建物で、一応指標としては1.0以上ということで皆様方のほうに補助金の対象として今までやってきております。平成12年の建築基準法の改正によりまして当然そういう事例が今度、他府県でも起こってきていると、かさ上げをしようということで。今現在、大阪府のほうではそういうご指導も今のところございませんが、近隣

の市町村の動向も見ながら検討していきたいというふうに考えております。

議長（重光俊則君）坂上議員。

14番（坂上巳生男君）わかりました。まだまだ全国的にはそんなに多くはないと思いますけれども、徳島県などはほぼ全県的に耐震改修補助の見直しをやっております。徳島県の場合は、阪神大震災の折の被害が四国の中では結構大きかったんでしょうか、そういう影響もあるのかと思います。また、山形県山形市とか山形県内の一定の数の市町村も、耐震改修を平成12年というところで見直しております。そういった自治体も次々あらわれてきております。そういう動向も見ながら、また検討していただきたいと思います。

もう1点の質問ですが、昨年9月の会派代表質問でも取り上げましたが、地域防災力向上のために自主防災組織への支援が大切であります。自主防災の活動の参考となる地域防災計画の概要版、概要版といってもその名前は地域防災ハンドブックとかいろいろであるわけなんです、そういった地域防災ハンドブックとなるような概要版の作成を検討すべきではないかと思います。いかがでしょうか。

議長（重光俊則君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）続きまして、2点目の自主防災組織の活動への支援について、自主防災の活動に役立つような地域防災計画の概要版（防災マニュアル）が必要ではないかというご質問について答弁いたします。

現在、本町では全39自治会のうち36の自治会で自主防災組織が結成され、97.0%という高い結成率となっております。各自治会が自主防災組織を結成するに当たり、本町では、規約案や計画の様式等組織結成のために必要となる書類作成の参考としていただくための資料提供や、各自治会における役員会議などにおける説明実施などのこうしたサポートを行っております。また結成後におきましても、防災資機材の購入費の補助や活動に対する交付金支給等の財政的支援に加え、自主防災訓練実施に係る企画や訓練における講評等の協力など、各般にわたる支援を行っているところでございます。さらには、自主防災組織が活動していく中で運営方法などについて相談をいただく場合があり、そのような際には、理解を深めていただくために参考となる大阪府作成の自主防災ガイドブックを必要に応じて配布するなどしております。

ご質問の地域防災計画の概要版（防災マニュアル）について、本町においては、ただいま申し上げましたとおり、各自主防災組織の訓練に参加していく中で、必要に応じ参考となるこうした資料をお示ししたり、地域防災計画の内容について住民の皆様から直接質問をお受けして説明するなど行っていることから、現在のところ作成には至っておりません。

しかしながら、地域防災計画をより簡潔、簡易にまとめることで、住民の皆様にとって触れる機会が少なくなりがちな同計画がより身近なものとなり、一層の周知につながると考えられることから、先進自治体及び近隣市町の状況等も確認しつつ、本町の同計画の見直し等を踏まえ、特に自主防災活動に役立つ記載部分のマニュアル等の作成について検討してまいりたいと存じます。

以上、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）坂上議員。

14番（坂上巳生男君）ありがとうございます。

自主防災のマニュアルになるようなものを検討していきたいというご答弁をいただきましたが、近隣の状況を調べましたところ、阪南市のホームページに総合防災マップというものが出ております。これは、地域防災計画概要版とは書いておりませんが、内容的には概要版と言ってもいいような、そういう体裁のものかと思うんです。総合防災マップということで出ております。非常にわかりやすい、住民の防災意識の啓発、地域の自主防災活動に役立つようなものが阪南市ではつくられていると思います。そういったものも参考にしながらぜひ検討していただきたいということを要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

議長（重光俊則君）以上で、坂上巳生男議員の質問を終了いたします。

次に、河合議員。

4番（河合弘樹君）議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

議席ナンバーと同じ4番、守クラブの河合弘樹でございます。

質問の前に、よく聞かれるんですが、守クラブの「守」の由来は、単純な意味で、町民の安全を守るという意味です。人の名前ではございません。よく議長から守君と呼ばれますが、以後よろしくお願いいたします。

その「守」にちなんで質問させていただきます。

九州地方の熊本地震で今もなお被災されている方がたくさんおられますが、近畿地方でも、今後30年以内に発生確率が70%程度とされている南海トラフ巨大地震が起こるとされています。熊取町の地域防災強化についてはどのような計画や取り組みがなされていますか。

議長（重光俊則君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）それでは、熊取町の地域防災強化のご質問について、今、守クラブの由来も含めてご説明いただいたんですが、事前に議員から補足事項としてお伺いしておいたのは、特に消防団の充実強化に関して説明されたいとのご指摘がありましたので、私、これから特に消防団のほうでまずは答弁させていただきたいと思っております。

東日本大震災の経験を踏まえ、平成24年及び平成25年に災害対策基本法が改正されております。これに伴い修正された大阪府地域防災計画の修正と整合を図りつつ、本町の地域防災計画も平成26年度に大幅な修正を実施いたしております。

その際、地域防災力の中核として消防団の充実、強化、自主防災組織との連携強化に努めることを位置づけしており、加えて平成25年には消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が施行していることから、本町としても、地域防災力の強化に係る施策の一つとして消防団の充実、強化に積極的に取り組んでいるところでございます。

具体的に申し上げますと、平成26年度には消防団用の無線受令機の整備を行い、平成27年度には第5分団の車両を更新し、救助資機材搭載型消防ポンプ自動車を整備するとともに、無線機や安全靴など消防団員の装備品を拡充いたしております。今年度におきましても、消防団の各分団の器具庫の耐震診断を実施し、診断結果に応じた必要な耐震改修を今後実施していく予定としており、消防団活動をより充実すべく取り組んでいるところでございます。

このような消防団の装備の充実に努める一方で、さきに申し上げました地域防災計画における消防団と自主防災組織の活動との連携強化を進めるため、消防団の防災活動における取り組みも強化いたしております。消防団の防災技術を高めるための各種訓練を拡充し、休日返上で参加いただいていることを初め、全ての自主防災組織を対象とし約400名の参加を得て昨年度に実施した防災講演会、救急講習会において、消防団は自主防災組織を指導する立場として消防署員の補助を担っていただいております。そのほかにも、各自主防災組織がそれぞれの計画に基づき実施している訓練に要請等に応じて管轄地域の消防団が参加し、訓練の指導その他のサポートを積極的に行っていたなどしております。

このように、消防団は地域のことは自分たちが守るという高い士気のもと積極的な活動を実施しており、本町といたしましても、今後さらに地域防災にとってなくてはならない存在としてますます活動の場を広げていただくことを大いに期待しており、消防団長の指揮のもと、消防団員が崇高な精神による高い士気を継続して活動できるよう、本町としても引き続き適切な消防団運営に取り組み、もって地域防災力の強化へとつなげてまいりたいと考えております。

以上、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）河合議員。

4番（河合弘樹君）ありがとうございます。

私も熊取町の消防団の一員で、新しくなった第5分団所属です。新しい車両に恥じないように、日ごろから訓練に励み、地域の安全を守るために努力しておる次第です。

先月も消防団視察で東北地方に行っていました。震災から5年たっていますが、いまだにまだまだ手つかずのところがたくさんありましたが、復旧に向けて町中の人々が活気にあふれていました。被災された方に聞きますと、多くの方が自分たちは大丈夫と思いこんでいたそうです。そのために多くの犠牲者が出たと言っていました。熊取町におきましても、住民の皆様にとさらなる周知の強化の推進をよろしく願いいたします。

本日の朝刊に載っていましたが、震災で一番大事なのは、まずは命、次に水です。北海道で幼い子どもが6日間遭難した事件でも、水を飲んで生き延びたと言いました。今後、大震災や風水害から町民の生命、身体及び財産を守り、生活基準を確保していくことができるよう防災力を高めるとともに、これまで以上に地域を中心とした防災施策に取り組み、人のきずな、地域のきずなを大切にしていきたいと思えます。

お昼の眠いときに私の一般質問を聞いていただき、ありがとうございます。甚だ簡単ではございますが、私の質問とさせていただきます。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。終わりです。

議長（重光俊則君）以上で、河合議員の質問を終了いたします。

一般質問の途中ですが、ただいまより午後3時まで休憩いたします。

（「14時43分」から「15時00分」まで休憩）

議長（重光俊則君）休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、二見議員。

7番（二見裕子君）議長からのお許しをいただきましたので、通告に従いまして項目ごとに質問させていただきます。

まず初めに、障がい者支援についてですが、4月に熊本、九州において地震が発生しました。大きな災害が発生したときには特に障がいのある方の支援が難しいと思うのですが、3月の議会でも質問させていただきましたが、ヘルプカードについて再度質問をさせていただきます。

まず、1つ目のヘルプマークの導入についてです。東京都から生まれたヘルプマークですが、このマークは、聴覚障がい者や内臓疾患や難病の方、知的障がい者、義足や人工関節を使用している方や妊娠初期の女性など一見しただけでは障がい者とはわからない方など、援助や配慮を必要としていることがわかりにくい方のためのマークです。このマークですが、東京ではストラップになっていて、かばんなどにつけていることで周りの方々から支援が得られるように作成したマークがあります。

大阪府におきましても、特定非営利活動法人ハート・プラスの会が作成した内部障がいを示すハート・プラスマークを初めとする障がいに関するマークに取り組んでいますが、ヘルプマークに関しては、見えない障がいへの思いやりへのきっかけになるマークだと思います。見た目はわかりにくい内部障がい者に対して周囲が配慮しやすい環境づくりを促進するために、ヘルプマークの普及促進は意義があるものと考えます。

ことし4月からは京都府でもヘルプマークの配布が開始されました。東京都でつくられたマークではありますが、熊取町でも啓発に取り組むべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（重光俊則君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）それでは、障がい者支援についてのご質問にご答弁申し上げます。

まず、1点目のヘルプマークの導入についてでございますが、ヘルプマークは、義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、また妊娠初期の方など、先ほど議員がおっしゃっていただいたような外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方々がマークを携帯することにより、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、支援や理解を求めるというものでございます。先ほども議員からもお話がありましたが、東京都で導入されて以降、本年4月から

は京都府においても導入されております。

本町におきましても、ヘルプマークにつきましても、災害時、また日常におきましても交通機関の優先座席の利用での配慮が容易になるなど、その有効性について認識しているところでございますが、利用者の方がいつでもスムーズにマークをご利用いただくためには、広く多くの方に知っていただき、理解されることが必要であると考えております。そのため、広域的な取り組みとして大阪府での取り組み状況を注視しつつ、近隣自治体とも情報共有を図るとともに、先進自治体等の情報を収集するなど研究してまいりたいと考えているところでございますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）ありがとうございます。大阪府とか広域でと、ヘルプカードのときもそのようなご答弁をいただきましたが、まずはヘルプマークというのを知っていただくということも重要でないかなというふうに思いますので、そこら辺はよろしく願いいたしたいと思います。

2点目のヘルプカードの導入に関してですが、東京都では今、災害が起きたときに備えてヘルプカードの普及を図っております。大きな震災が起きたときに活用できるものとして、ヘルプカードというのは必要ではないかなというふうに思います。知的障がいのある方などに連絡先やどんな支援が必要なかをあらかじめ書いてもらい、災害時に周囲からのサポートをスムーズに受けられるようにするのが狙いであります。特に災害のときは、知的障がいのある方は助けを求められず、集団の中で孤立する危険があります。

ヘルプカードの導入については、3月議会のときにもヘルプカードに記載された個人情報が悪用されないかの検証が必要などというふうに課題が上げられていましたが、その辺についてはいかがでしょうか。

議長（重光俊則君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）それでは、2点目のヘルプカードの導入につきましてでございますが、ヘルプカードにつきましては、1点目でご答弁させていただきましたヘルプマークをカードに印刷したものに氏名や住所、生年月日、必要な支援内容などを記載し、緊急時や災害時に提示することにより、周囲に支援や理解を求めるものでございます。このヘルプカードにつきましては、先ほども議員がおっしゃられましたように、3月議会でご質問いただき、答弁をさせていただきましたとおり、災害時や緊急時などの支援に有効であるほか、ヘルプカードを持つことによりまして、本人にとっての安心、家族の方・支援者の方の安心、情報コミュニケーションの支援、障がい者に対する理解促進の役割があると認識しているところでございます。そのため、ヘルプマークの導入に伴う情報収集に加え、ヘルプカードに記載された個人情報が悪用されないかにつきましても現在も自治体の情報を収集して検証を行っているところでございまして、現時点におきましても取り組みを進めていきたいと考えてございます。

本町としましては、ヘルプマーク同様、大阪府や近隣自治体とも情報共有を図りながら、導入につきましても研究を引き続き行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）ありがとうございます。ヘルプカードの意義として今言っていたと思うんですけども、本人にとっての安心、家族や支援者にとっての安心、情報コミュニケーションの支援、障がいに対する理解の促進というふうにありますので、本当に個人情報の悪用が懸念される部分であるとか熊取町だけ進めていってもというふうなご返事をいただいているかと思うんですけども、まずは支援を必要とする方のヘルプマークというこのマークをまずは認識していただくということも、取り組みとしてできるのではないかなというふうに思います。マークを知っていただくことで、それを持っている方は何を手伝ってあげたらいいのかというのを、ストラップとかでかばんにつけていることによって本当に優しい気持ちで接していけるのではないかなというふうに思いますので、

まずはマークの普及ということをお願いしたいなと思いますが、いかがでしょうか。

議長（重光俊則君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）議員おっしゃっていただいているように、外見からはわからない障がいをお持ちの方、そういう方にわかるようにということは非常に有意義なことであるなど、また必要なことでもあるなど考えてございます。ただ、先ほど議員のほうからもお話にございましたように、ハート・プラスカードということで、そのことも府下で導入している自治体もあるというふうにも聞いてございます。また、近隣のほうでもそれを導入していこうかなというふうなところも聞いてございまして、そういったところでハート・プラスカードという、またちょっと表示が違ったりとか、ヘルプカードとまた違うところでもあるということで、先ほどもご答弁させていただきましたが、大阪府のほうでもそういった議論も出ているというお話も聞いてございますので、その辺のところ、我々も高石市以南の8市4町でそういう障がいの担当者会議もございまして。そういったところでの議論であったりとか、また大阪府での取り組みとしましてその辺のところを包括的に進めていただくような、そういう取り組みもできないかなどお話をしていきたいなというふうなことを考えてございますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）ありがとうございます。

ハート・プラスマークというのとヘルプマークというのは微妙に違う部分もありますので、そこら辺もまた研究していただいて、マークを啓発していただけたらなというふうに思いますので、よろしくをお願いいたします。

では、続きまして2点目の災害時における避難施設のトイレ設備についてということで、現在、各住宅においては洋式トイレが普及していますが、熊取町の避難施設の洋式トイレの割合というのはどのくらいでありますでしょうか。

議長（重光俊則君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）それでは、2点目のご質問の災害時における避難施設のトイレ設備について答弁いたします。

まず、1点目の洋式トイレについてですが、避難所におけるトイレに関しましては、大阪府の基準に基づき避難所生活者100人に1基、合計36基の簡易トイレを備蓄しております。これは、地震等の災害による上下水道の損壊も想定し、排せつ物を固形化して廃棄するもので、簡易トイレの形状としては通常の洋式タイプの座って使用するトイレとなっております。したがって、避難所におけるトイレ設備に関し洋式トイレを整備することについては、基本的に簡易トイレの使用による対応を想定しておりますことから現在のところその予定はございませんので、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。

それと、トイレの数等ですが、基本的に指定避難所は小・中学校ということで、今ちょっと手元にある分は学校全体の洋式化率ということで、これは26年9月に会派のほうで質問いただいた中で、教育委員会のほうから7.4%から26.9%と一定ばらつきがあることを答弁させていただいておることと、それと、若干調べた中で具体的に1つ、2つかということではないんですけども、体育館施設が避難所になりますので、南小の女子の一部と熊中、北中も女子の一部が洋式化されているということを確認いたしております。

以上です。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）ありがとうございます。避難場所、特に小学校の体育館という部分で、小学校においては施設自体も避難のときにはまた活用していくのではないかなというふうに思っているんですけども、ほとんど小学校に関しては和式トイレが多く、小学生が新1年生になったときに和式トイレを使用する際に、座る向きがわからない子どもとかがいて先生が指導される場合があるかなというふうに思うのですが、災害が起きたときに簡易トイレを用意してくださっているということ

ありますけれども、使えるのであれば小学校の校舎の中のトイレも使っていけるのではないかなというふうに思うんです。その場合、和式トイレが多く、高齢者の方とか足の悪い方など座れない方が出てくるのではないかなというふうに思うんですけれど、その辺はいかがでしょうか。

議長（重光俊則君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）ただいま答弁させていただきましたように、災害時の対応としては基本的に府のほうで避難者100人当たり1基ということで、3,245人ですか、3,300人近くございますので、基本的には36基で対応は可能かと。ただ、学校のほうでもやはりそういった施設があれば、利活用ができれば非常に有用性、有効性も高いので、ただ、過去から若干切り分けて、教育委員会のほうからは教育環境の整備という一つの課題として、適切な時期に取り組み、課題解決を進めていく考えということで答弁させていただいた経過もございますので、このあたりはまた教育委員会と連携しながら対応、取り組み等を考えていければと考えております。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）先ほどの100人に1基で36の簡易トイレですか、これはどのような形のものでしょうか。

議長（重光俊則君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）いわゆるよく見かける、基本的にはポータブルトイレです。大きさも縦40センチ、横45センチ、高さ35センチ程度です。よくある分で、ふたがついていて、中が排せつする容器になっていまして、そこにナイロン袋を置いて、そこでした後、薬があつて、消臭というかにおいを消すのと、それを固化さす凝固剤、消臭にも役立つそういう薬がついています。それを入れて、一定たまれば大きなそういうにおいの出ないまた別の袋に入れて最終焼却するというふうな形で、非常に構造としてはシンプルなもので、そういった分で非常時の対応をしていくというふうな考え方です。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）その簡易トイレというのは、使用場所というんですか、その辺の施設での場所とかは考えられているんですか。

議長（重光俊則君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）基本的に、皆さんがいらっしゃる場所で使うというわけにはいかないんで、学校施設の例えば体育館内がいいんであれば一画を仕切る、あるいはちょっとそういう若干多少なりともにおいだとか、やはりちょっとデリケートな部分もあるんで、別のところへそういった囲みをつくって個別に施設をつくるとか、あるいはトイレ自体が、例えば流す部分がだめだとしても、トイレの建屋自体が残っていれば男女別のトイレ自体があるので、そちらに持ち込んで使うということも想定しております。臨機応変にということでお願いします。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）ありがとうございます。簡易トイレを今のトイレが使えない場合はそこへ設置するというので、洋式トイレではないトイレ、和式のトイレの上にそれを持ってきてということいいですか。

議長（重光俊則君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）いわゆる個室になっているところで使うのであれば、臨機応変に下に何か敷いてとかそういうことを考えられますし、トイレの個室じゃない部分でそういう一画をつくるとか、それはもうとにかく臨機応変に対応できるかと思えます。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）熊取町では今まで大きな災害とかはありませんでしたけれども、本当にいつ起こるかわからない災害ですので、できればトイレの洋式化ということも一日も早くお願いしたいなというふうに思うのですが、災害時に、食べるものというものはある程度は辛抱できても、トイレというのは本当にそういうわけにはいきませんし、100人に1基の簡易トイレが一応示されている数であ

るということですが、本当にそれでいけるのかなというのがとても心配だなというふうに思います。男性の方は多分そこまで考えられないのかなと思うんですが、やっぱり女性であると、本当に災害が発生したら、トイレがないとなると余計に行きたくなくなったりとかということも起こったりしまして、3時間以内ぐらいですぐにトイレに行きたくなくなったというのが阪神・淡路大震災のときに55%ぐらいの方がそうであったというのと、東日本大震災でもそういう感じで、やっぱりトイレがないとなると余計にトイレがしたくなるというふうな心理も働くかなというふうに思います。

簡易トイレを用意していただいているということなんですけれども、阪神・淡路大震災のときは水洗トイレが使えなくなってトイレが汚れる、汚れたものでいっぱいになったりとか、簡易のポータブルであればそれをくくって捨てられるという便利もあるのかなと思いますけれども、新潟の中越地震においても、車を利用して泊まられていた方がやっぱりトイレを控える、夜中にトイレへ行きたくても暗くて行けないとか寒くて行けないとか、そういうのでエコノミークラス症候群で死亡するとかという例もあったりとか、本当に災害時にトイレはすごく大事やなというふうに思ったので、快適なトイレ環境を確保することがやっぱり命を守っていくことではないかなというふうに思いました。

水が使えなくなったりとかでトイレを我慢しようということで水分を控えたりとか、避難生活の中でそういうトイレの個室に入ることだけでも気持ちが一人になれるというので、肉体的、精神的な部分でもちょっと安心になるという部分がありますので、そこら辺も含めてトイレの整備というの、町としても考えていただけたらなというふうに思います。

もう一つ、提案という部分でマンホールトイレということで質問させていただこうと思っているんですが、マンホールトイレというのは、災害時に下水道管路にあるマンホールの上に簡易なトイレ設備を設けて使用するものであるということで、熊取町においても、下水道が通っている避難施設でのマンホールトイレの設置というのは可能なのでしょうか。

議長（重光俊則君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）先ほど、1点目のほうの被災者へのそういった配慮の重要性というのは改めて認識いたしましたので、貴重なご意見として受けとめさせていただきたいと思います。

2点目の答弁のほうに移らせていただきます。

2点目のご質問につきましては、マンホールトイレは、し尿を下水道管路に流下させることができるため臭気、衛生面ですぐれ、また、し尿の廃棄が軽減されることから避難所の生活環境確保の一つの方策として国の防災基本計画にも位置づけられております。

一方で、マンホールトイレにつきましては、下流側の下水道管路、マンホールポンプ、処理場などが被災していない場合に使用が可能な施設であること、し尿を流すための水源が必要になることなど、整備に当たっては整理すべき課題も多々ございますことから、本町におきましては、さきに答弁申し上げましたとおり、簡易トイレの使用による対応を基本としながら、避難所の生活環境の向上に係る一つの課題として、その設置について調査、検討を進めてまいりたいと考えていますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それと、ただいま申し上げましたとおりでございますが、国のほうからこの3月にマンホールトイレのガイドラインというのがまさしく国土交通省のほうから示されたところでございまして、近隣をいろいろ調べましても、全国で大体マンホールトイレが200基の設置、人口7,000人に1基とまだまだこれからの施策で、そういった意味では具体的なところは、本町について適当な場所であったりとか具体的な対応というのはまだ今後の検討、取り組み課題ということでご理解いただきたいと思います。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）下水道の普及が今、町として74、5%で、これ、100%となれば容易にマンホールトイレの開設もしやすくなるということでしょうか。

議長（重光俊則君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）普及率も若干かかわりはあろうかと思うんですけれども、基本的に今申し上げましたように、やはりそれを稼働させるためにはポンプあるいは管路、処理場等が被災していないと、そういった状況にあるということが重要なところでございまして、普及率は全体としての話にかかわりはございません。基本的には今申し上げたほうを重点的に検討していくべきかと。

それと、下水道の事業継続計画、BCPの計画をこの4月1日に策定してございまして、それに際して、また今後こういう下水道の側からもマンホールトイレの今後の検討をということはまだ触れている程度でございまして、まだまだ今後、検討課題を整理して取り組んでいくべきことかなと認識しております。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）財政支援ということで国のほうから上げられている部分とかがあるかなというふう思うんですけれども、それは下水ありきの部分でという捉え方でいいということでしょうか。

議長（重光俊則君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）下水道整備のほうはちょっと私は存じないんですが、例えば消防防災施設整備事業費補助金とか一定の対象になるかとか、それはちょっと見てみないと……。ただ、何より例えば避難所にちょうど適当な場所があるかとか、管路等の位置であったりとか、そういったとにかく整理。それと、先ほど来、基本となるポンプなり処理場とかのどこまでそういった機能が確保されるかと、そういったところも重要かと思われま。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）先ほど、簡易トイレをご用意してくださっているということで、簡易トイレと、また携帯のトイレとかいろんな考え方があるかと思うんですけれども、災害時のときのトイレというのは発災後の時間経過と被災状況を考慮して、携帯であるとか簡易トイレであるとか仮設トイレとかもあわせて確保していくということで、町としては簡易トイレをきちっと確保してくださっているということでしょうか。ありがとうございます。

先ほどおっしゃってました防災基本計画におけるマンホールトイレの位置づけということで、災害予防対策として、市町村は指定避難所においてマンホールトイレ等を要配慮者にも配慮した施設の整備に努めるものとされているということで出されていますので、何かあったときにはやっぱり遅いですし、簡易トイレでいけるであろうではなく、いろんなことを見ながらきちっとその辺のことも見ていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

そうしましたら、3点目の聴覚障がい者支援についてお聞きしたいと思います。

まず、新生児聴覚検査の実施についてですが、これは、生まれつき聴覚に障がいのある先天性難聴というのが1,000人に1人から2人の割合でいらっしゃるということで、早目に補聴器をつけたり適切な指導を受けることで言語発達の面で効果があるということで、今、厚生労働省のほうで調査をしたということで、全1,741市区町村のうち実施、助成されているというところが109市町村という、6%しか新生児聴覚検査の助成をされていないということなんですけれども、厚生労働省のほうで、全ての新生児が検査を受けることが重要として、この3月に公費助成とか検査の実態把握など積極的な対策を求める通知を出しているかと思うんですが、熊取町としては今どのような状況でしょうか。

議長（重光俊則君）田中健康福祉部理事。

健康福祉部理事（田中耕二君）それでは、新生児聴覚検査の実施につきましてご答弁申し上げます。

新生児聴覚検査につきましては、障がい児を早期に発見し支援を行うことで障がいの影響を最小限に抑えることにより、コミュニケーションや言語能力の発達を促すことを目的として新生児に対して実施するものであり、近隣の産科では生後5日ごろまでに保険適用外の任意検査として実施されている状況でございます。

新生児聴覚検査の結果につきましては、こんにちは赤ちゃん訪問事業の際に助産師が母子健康手

帳を用いて母子の心身の状況の経過について問診する中で、新生児聴覚検査受診の有無と結果について確認し訪問結果報告書に記録するとともに、訪問終了後は保健師が助産師から結果報告を受けることにより、新生児聴覚検査を含めた母子の状況把握に努めております。

また、4カ月児健康診査では、保健師による問診と聴力のチェックや医師の問診及び診察により、聴力を含めた乳児の発育、発達を総合的に確認しており、乳幼児健診で経過観察となった場合や乳児の聴力に関して保護者からの相談があった場合は、担当保健師が訪問、面接などで乳児の状況と保護者の意向を確認し、本町が実施する経過観察健診の紹介、また医療機関の精密検査につながるなどの支援も行ってまいります。

さらに、精密検査の結果、支援が必要となった乳児の把握につきましては、医療機関からの要養育支援情報提供票や乳幼児一般健康診査、こんにちは赤ちゃん訪問事業などにより把握し、担当保健師が電話、面接、訪問などで支援を開始し、療育に関する事業や制度の紹介などの支援を行っているところでございます。

本町といたしましては、今後も引き続き、医療機関、助産師、療育施設などの関係機関と連携し、聴覚について支援が必要な乳幼児や保護者に対しまして担当保健師が中心となった支援に努めるとともに、新生児聴覚検査につきましては今後、広域での調査、研究を提案してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。

新生児聴覚スクリーニング検査というのが今言われている検査なんですけれども、熊取町としては、これ、自費で大体5,000円ぐらいかかるというもので、生まれた産院で出生の直後に行う検査であります。眠る新生児に音を聞かせて脳や耳の反応から難聴の疑いの有無を調べるというこの検査をきっかけに診断され、早期から人工内耳や補聴器を装用し訓練を受けた難聴児が、発見が起きた難聴児と比べて言葉の発達が促されるというふうな結果が出ているということで、地方交付税措置というふうになっているとお聞きしているんです。地方交付税というのは、入ってきたお金の使い道は自治体が決めるというふうな形になっているかなというふうに思うんですけれども、これに関してのお金というのは、今後、公費負担的なものはないのでしょうか。

議長（重光俊則君）田中健康福祉部理事。

健康福祉部理事（田中耕二君）まず、ちょっとご確認という、議員よくご存じかと思っておりますけれども、先ほどのスクリーニング用の音響放射を使ったいわゆるOAEと言われている検査、これともう1点、実はABRと言われているのが、これも2種類大きくはございます。多くはこの2種類でやっております、料金的なものを参考に申し上げますと、本町の場合、もともと残念ながら産科がないというところで、大体、妊婦の7割から8割が泉佐野市にございます谷口病院、りんくうの総合医療センター、あと貝塚市にございますあかね・レディースクリニック、こちらのほうでカバーしております。そちらのほうもちろん検査しております。ほとんどというか全ての医者が受診の勧奨をなさっていただいています。そのときの料金が、実は500円から1万円までまちまちでございます。これは、もちろん先ほどの2種類によっても違いますし、検査機器の新しい古いという部分によってもかなり違ってくる部分があるというところでございます。

そんな中で本町の今現在の受診率、おおむね85%程度の方が受診していただいているというところでございます。もちろん厚生労働省の通知、先ほどの交付税措置等も含めまして、検査の必要性というのは十分に認識しておるところでございます。ただ、いかんせんながら、先ほど議員もおっしゃいましたように、実は109団体ではなくて108団体というところでございます。大阪府内ではもちろん実施団体はございません。多分、議員ごらんになった資料では大阪で1というのが上がっていたと思いますが、あれはちょっと修正されておるところでございます。

そういうふうに、前向きに考えていきたいなと思っておりますが、交付税、こちらのほうが平成19年の三位一体の改革のときにいろんなものが交付税化されておまして、実は我々もちょっと交

付税、一体どれぐらい措置されているのか調べにかかったんですが、全くそこまでの情報が明らかにされておらないというところで、ちょっとその辺も含めて研究していきたいというふうに考えておると。その辺のところは近隣にも確認しましたが、基本的には一緒に勉強したいなというようなところは確認できておりますというところでございます。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）ありがとうございます。金額がまちまちであるということも、医者によって金額が違うということも何でやろというふうに思うんです。助成していく、公費で負担していく部分というのは全額とはならないかなと思うんですけども、そこら辺もちょっと考えていただいて、あれもこれも公費で公費でと言うているかなというふうに思うんですけども、やっぱり、結局そうやって早く見つけてあげることによって、後々、言い方は悪いですけども、かかってくる保険料であるとか本人のご負担を考えると、赤ちゃんのうちに見つけてあげることによってその子どもが本当に言葉の発達とかもなくしっかりと生活できるということが一番じゃないかなというふうに思いますので、研究していただいて、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（重光俊則君）田中健康福祉部理事。

健康福祉部理事（田中耕二君）議員おっしゃるとおりで、全てをケアするというのはなかなか難しいところがございますので、もちろん交付税で措置されている分に見合うような形というのが基本になってくるのかなと。あと、公費でという形になれば各市町ともに財政状況がやはり異なっておりますので、ただ、実施するという形になれば、母子の今までの制度、産後2週間もそうでしたけれども、3市3町連携してと。これは医師会からの要望でもあるというものも含めて、一緒にちょっと勉強させていただきたいなというところでございます。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）ありがとうございます。またよろしくお願ひします。

そうしましたら、2点目の人工内耳装着者の支援ということで、昨年9月の議会でも質問させていただきましたが、そのときの回答は、人工内耳に対する購入や電池は品目に含まれておらず、近隣市町についても同様の対応となっておりますということで、厚生労働省における基準についても人工内耳に関する品目は含まれていない現状であるというふうに言われていまして、今後、情報収集を行って、近隣市町とも情報交換を続けていくというふうなお話をさせていただいたんですが、その後どのような形で話をされていますでしょうか。

議長（重光俊則君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）それでは、聴覚障がい者の支援についての2点目、人工内耳装着者の支援についてのご質問にご答弁申し上げます。

まず、人工内耳の埋め込み手術につきましては、音声を電気信号に変えるスピーチプロセッサなどの器具を含め、その費用につきましては健康保険が適用され、また更生医療や育成医療の公費負担医療費制度の対象ともなっております。

しかしながら、装着後、数年に一度交換が必要となるスピーチプロセッサにつきましては厚生労働大臣が定める補装具の支給品目となっていないこと、また、スピーチプロセッサの使用に必要なボタン電池の交換につきましては厚生労働省が示す日常生活用具の対象要件に該当しないことから、利用者負担となっている状況でございます。

人工内耳の手術は言語能力が形成される幼少期に行うケースが多いことから、長期間にわたり機器の維持が必要となり、また、スピーチプロセッサに使用するボタン電池は、1個当たりの単価は高額ではないものの消耗が早く、数日ごとに取りかえる必要があるため、相当程度の費用負担がかかることとなります。そのため、本町といたしましては、スピーチプロセッサの買いかえ等の購入助成につきましては、補聴器の買いかえが補装具として支給されていることから、スピーチプロセッサの買いかえにつきましても同様に補装具に位置づけることが望ましいと考えておりますので、国及び府に対しまして補装具の支給品目に追加されるよう要望してまいりたいと考えているところ

でございます。

また、ボタン電池の日常生活用具での給付につきましては、他の日常生活用具につきましても使用時に電池やバッテリーが必要となるものもあることから、他団体の実施状況なども勘案し、総合的に検討を行ってまいりたいと考えてございますので、ご理解いただきますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）前のご回答でもいただいたんですけれども、ボタン電池につきましては高石市以南の8市4町の中でもう既に去年の時点で岬町が助成をされているということで、岬町のほうにもお聞きしたんですが、その辺は8市4町で協議していくというふうなお答えもいただいたんです。ボタン電池一つではありますけれども、やっぱり住民にとっては本当に都度都度子どものボタン電池が外れるたびに買いかえないといけないというふうな部分もあるので、その辺はどうでしょうか。

議長（重光俊則君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）議員おっしゃられますように、数日、3日から5日で、24時間つけているという状況から、それも2つか3つぐらいのボタン電池が必要ということで、そういったところから消耗も激しくて、1度手術をしてつけるということになりましたらずっとそれ以降必要となるという部分は十分認識してございます。そういった意味で検討を行ってきてございますが、先ほど議員おっしゃられましたように、岬町は既にそういうことを実施されているというのはお聞きしてございます。ほかの市町につきましても、今現在検討しているというふうなお話であったり検討していないというお話もございまして、なかなか、日常装具ということで、ボタン電池につきましても一応ほかのものに、例えばバッテリーとかほかの障がい者の方がお使いのものでも対象となっていないものもございまして、そういったものもやはり何とか対象にというようなお話もいただいているという現状もございまして、そういったところのバランスも考えながら検討していかないとけないなということが一つ。

あと、これは日常装具のそういうものにつきましても国から50%、府から25%、75%という補助の率にはなっていないということでございまして、実質は55%程度の率になっているというところがございまして。全体のところを申しますと、やはりほかの例えば義足であったりとか車椅子であったりとか、そういったところで利用されている方も多くて、費用的には結構事業費としては出ているところではございますが、やはり単費で出しているというところもございまして、そういった事情も当然考えながらやっぱり必要性というのも考えて、近隣市町のほうとも協議をして、その辺の考え方を検討していきたいなというふうな考えているところでございます。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）ありがとうございます。また近隣市町村等も見ていただいて検討していただければなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（重光俊則君）以上で、二見議員の質問を終了いたします。

次に、坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）議長よりお許しをいただきましたので、通告に従って質問させていただきます。

地方創生加速化交付金申請事業についてということで、まず1点目、くまとりコロッケのブランド化、PRということで、この事業名自体、熊取創生プラットフォーム事業ということで事業内容の趣旨を説明いただいたんですけれども、いまいち熊取コロッケと僕自身つながってこないんで、もう一回説明いただいてもよろしいですか。

議長（重光俊則君）藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）それでは、地方創生加速化交付金の申請事業のうち、「くまとりコロッケ」のブランド化についてご答弁させていただきます。

熊取コロッケにつきましては、平成24年、第1回熊取ふれあい農業祭において、熊取町の農産物

里芋を使った食べ物として開発、販売し、住民から大変好評であったことから、これ以降、毎年度の農業祭のほか、大阪泉州農協直売所のイベントにおいても販売してきたところでございます。この熊取コロッケのブランド化を産業の活性化の一つのメニューとして捉え、平成27年度に熊取食のブランド創造会議におけるたび重なる試作を重ねた後、本年2月にレシピを確定、広報紙やホームページにて広く公開するとともに、町内小売店にて販売開始したところでございます。これらの熊取コロッケの取り組みの経過を踏まえ、より一層ブランド化を推進していくために、このたび、国の地方創生加速化交付金を活用すべく申請を行ったところでございます。

交付申請に当たっては、多様な関係者、団体が参画するネットワーク、いわゆるプラットフォームを構築し、後ほどご答弁申し上げる情報誌、動画作成に係る取り組みとあわせて、当該プラットフォームの枠組みによる熊取コロッケのブランド化に向けた取り組みを端緒とし、若年層の地域への愛着の醸成、地方創生人材の育成を図っていくものでございます。

熊取コロッケのPRに当たっては、町内外のできるだけ多くの皆様に熊取コロッケをまずは食していただくことによって、地域に根差した熊取ブランドに育ててまいりたいと考えております。具体的には、熊取コロッケを町内外の各種イベント等において来場者に販売、試食を通じてPRしていくほか、町内の小・中学校の給食や町内大学の学食への熊取コロッケの導入を進めてまいりたいと考えております。

また、試食によるPR効果を一層高めるため、自動車の中で調理ができるケータリングカーを購入し、車体には熊取コロッケをデザインしたラッピングを施したものを考えております。ケータリングカーの活用方法といたしましては、販路拡大に向けた大学生等による大阪市内や関空への試食・販売等を通じたPR活動、さらには地域の団体や町内の大学などにも積極的に貸し出しを行うほか、日常の職員の移動手段としても活用し、官民協働により熊取コロッケのPRと自走化の後押しを目指してまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）ありがとうございます。熊取コロッケというのは実質、平成24年から動いているのか、ことし2月ですか、そこから動いているのか、認識としてどちらですか。

議長（重光俊則君）藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）熊取コロッケとして住民の方に提供したのは、平成24年農業祭の中で、農業実行委員会の委員の発意によりまして提案いただいて販売を開始したものでございます。ことし2月というのはあくまで、レシピがいろいろございまして、その中で味の薄い健康的なコロッケであるとかいうふうなメニューが幾つもございましたので、最終的にそれを一つに決めるために、この2月に決定したというのが経緯でございます。

議長（重光俊則君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）それから、先ほどケータリングカー購入とありましたが、その費用としては説明いただいた300万円強の中に入っていますか。

議長（重光俊則君）藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）ケータリングカーにつきましては、議会の皆様にご説明した際に、全体的な予算のかさ上げの議論の中で一部会派の方から移動販売車、農産物です。そのようなご提案もいただいたことから、加えて今回申請に上げてございます。

議長（重光俊則君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）加えてということは、300万円強から金額は上がっているということですか。

議長（重光俊則君）藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）当時300万円でしたけれども、現在、申請額は840万円でございます。

議長（重光俊則君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）わかりました。

熊取コロッケなんですけれども、今マツゲンのほうで販売していたので私も一度買わせていただいたんです。それから何度か僕自身マツゲンに寄ったりするんですけども、最近余り見かけないんです。今現在販売はされていますか。

議長（重光俊則君）藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）基本的には継続して販売いただいておりますが、1日につくる数を限定されているようで、時間によっては売り切れの場合もありますし、ここ1週間、特に里芋の仕入れの中でちょっといい材料が整わないということで、とめているときもあるということで情報は聞いております。

議長（重光俊則君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）以前説明いただいた中で里芋の熊取町内での生産体制の確立と書いていますが、どの程度生産できればそうやって、ない日、販売しない日がなく1年間通じて販売できるようになるか、どの程度生産できればいいと考えていますか。

議長（重光俊則君）藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）里芋の農産物は1年を通して出荷できないこととなっています。基本的には9月から10月ぐらいが基本となって、その前後1、2カ月ぐらいが熊取町の場合のピークになってございます。ですので、1年間通じて熊取産で売るといのは現実的には難しいと思います。ただ、マツゲンにつきましては1年を通して売りたいということもございますので、それぞれその季節に応じて入荷先を変えて販売いただいているというのが現状でございます。

議長（重光俊則君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）今、1年を通じて熊取産の里芋では販売は難しいかなという答弁でしたけれども、そうすると、熊取コロッケという名前前で販売するに当たって、このレシピというのはいまいちふさわしくないのかなと。もうちょっと、1年通じて熊取で生産できるものでコロッケなり、コロッケやったらB級グルメになるかなとも思うんですけども、そのほかの料理であったりというのを考えられることはないでしょうか。

議長（重光俊則君）藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）確かに、食のブランドをつくっていく中でいろいろな品物を考えていくというのは十分必要でございますが、熊取コロッケは、先ほど申し上げましたように、農業祭で非常に住民から好評であったと。また、町の農産物で府内で里芋をつくっているのは5団体、うち熊取町が出荷量が府内でも3番目という特異性がありますので、里芋をやはり基本としてブランド化していくことが重要ではないかなということで、熊取コロッケにさせていただいたところです。

1年を通してということをしていくためには、冷凍技術というのを当然入れていかなあきませんので、その辺も加速化交付金の中で一定そのような業者があるのかどうか、例えば、あればそれを冷凍しておけば、1年を通して冷凍を今度揚げる状態で1年販売できるということも可能性としてはございますので、そういう方法もちょっと考えていきたいなと思っております。

議長（重光俊則君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）冷凍してでも1年売れるのであれば熊取コロッケという名前はふさわしいかなと思いますけれども、生産量としてどれだけ1年間を通して生産すればいいかというのも、それぐらいは把握しておいたほうがいいかなと、そういうことを思います。

次に、近い目標として何年後に幾らぐらいの売り上げを目指すという目標はございますか。

議長（重光俊則君）藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）現時点において数値において幾らという売り上げについては、現在、目標は持っておりません。あくまで現在は、住民にいかにか知っていただくか、それに重点を置いて取り組んでいるところです。最終的には、需要があれば供給体制もふえていくというふうな形の中で推進していきたいと考えております。

議長（重光俊則君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）幾らぐらいの売り上げか目標がないということやったんですけども、840万円の税金を使うわけですから、近い3年後ぐらいの売り上げ目標ぐらいはあってしかるべきかな、そう思います。

議長（重光俊則君）藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）地方創生上は当然K P Iというのを出さなあきませんので、それでは32年3月で4万個販売するという目標を持っております。

議長（重光俊則君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）わかりました。4万個ということで、4万個で大体値段として幾らぐらいというのを考えていますか。

議長（重光俊則君）藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）値段というのも需要と供給でどれぐらいで販売するかで大きく変わってきますけれども、マツゲンで約130円程度で1個売っていますので、それを掛けると500万円ぐらいになるかと思えます。

議長（重光俊則君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）計算してなかったのであれば仕方ないですけども、500万円の売り上げであればちょっと……。これだけの税金を突っ込んで売り上げ500万円は少ないかなと、そう思います。もうちょっと、税金を使うんですから、金額的な面も考えて5,000万円とか明確な売り上げ目標を持つ方がいいんじゃないかなと、そう思います。

次ですけども、今マツゲンのほうは1カ所で販売されていますけれども、今後、売ってくれる業者の数の目標とかはございますか。

議長（重光俊則君）藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）現在、町内の事業者でコロッケを販売している業者は1社もございません。ですので、今後新たに需要があれば、そういう店舗の拡大等にも尽力していきたいと思えます。当面は飲食店で一品として扱っていただくとか、そういうふうな形になろうかと思えます。

議長（重光俊則君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）需要があれば需要があればということなんですけれども、さっきから言っていますけれども、税金を使うんですから、需要があればではなくて、この事業を申請した時点で需要をつくるとか金額的な目標をしっかり決めていかなければならないんじゃないかなと思えます。3年後、たとえこのコロッケが4万個売れたとしても500万円でしたか、金額的に500万円であれば、840万円はもったいないですよ、普通に。なので、やっぱり熊取コロッケのブランド化とPRということは今後要るのかどうかというのを考えた方がいいかと思うんですけども、その点はどうか。

議長（重光俊則君）藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）金額で申しますと確かに言うように500万円と800万円という単純な計算になるんですけども、そもそもブランド化ということは、ご承知かと思えますけれども、やはり地域資源の販売促進、全体につなげていきたいというところがございます。その結果、農家への好影響であったりさらなる販売業者の創出も期待できるところがございます。最終的には経済の活性化ということを目標にしているわけなんです、最終的には熊取コロッケという中で熊取町全体のイメージアップに、ブランド化というところ、やはり金額にあらわせないブランド力をつけていくという可能性も当然秘めているわけで、最終的にはそういうところにも目標を置いてつくっていききたいというふうに思っております。

近隣でいくと、例えば岸和田市でいえばだんじりといえば岸和田市という形のブランド力で、例えばコロッケ一つでなく全体的に及ぼす影響というのも相当ございますので、単純にコロッケとそれにかかる費用が違うからブランドをしないということではないというふうに考えております。

議長（重光俊則君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）わかりました。4万個目標ということで、これ、熊取町内の人が1人も買わずに、熊取町外の人が熊取に来て1人1個買っても4万人ですよ。実際、4万人でそういう経済効果とか、農家で里芋をつかって売り上げがあるとか、そういうのもありますけれども、この4万個が多いのか少ないのかという捉え方はどう思いますか、3年後の目標で4万個というのは。

議長（重光俊則君）藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）今回、本年度の目標として1万個と掲げさせていただいておりますので、年度計算した中で4万個という目標を立ててございます。当然、それ以上の売り上げがあれば期待するところではございますが、あくまで今年度につきましては、先ほど申し上げましたように、まず住民の方々に知っていただくというところから、学生であつたり小・中学生の学校給食、そういうところにも導入させていただいて、まず熊取コロッケというものを知っていただくということを重点に取り組んでいきたいと考えております。

議長（重光俊則君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）わかりましたけれども、これほど熊取コロッケのブランド化というのを押し進めるところがよくわかりません。熊取コロッケにどれほどの魅力があるのかということと、また、町職の中で誰か一人でもすごい熱意があつて進めていこうという人がいるのかどうかというのはどうですか。

議長（重光俊則君）藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）全体的なお話として、熊取コロッケということで今進めさせていただいています。産業振興の観点では、別に熊取コロッケ一つではないと認識しています。さらなる第2、第3のブランド品というのも当然必要に応じて考えていくことも必要であるということ認識しております。

ただ、熊取コロッケというのは、先ほど言いましたように、平成24年に住民から非常に好評であつたということと、現在、熊取食のブランド会議、このメンバーにおきましても、全国調理師会の名誉会長であつたり食改の会長、野菜出荷協議会、にぎわい観光協会、そして商工会、飲食店の代表の方々、いろいろなご意見をいただいた中でこのブランド化を進めていくことが非常に重要であるという認識のもとに進めさせていただいているということをご理解いただきたいと思います。

議長（重光俊則君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）平成24年の農業祭とかで好評やつたということですがけれども、町民全体で農業祭にどれほどの人が行っているんかとか、今まで試食した人が熊取町内にどれぐらいいるんかというのはよくわかりませんが、少なくとも僕自身の周りで熊取コロッケの存在を知っている人すらいなかったという現状です。これはやっぱりいかなものなのかな。平成24年から熊取コロッケというものがあるのにもかかわらず、またこれからブランド化をしていくに当たって、1年間を通して販売できる里芋を確保できていないということと、また生産量も余りわかっていないし、これから冷凍する業者を探しますとか、何よりやっぱり僕が気になるのは、3年後の目標として4万個、売り上げはもっと多いかもしれませんけれども、今マツゲンで売っている価格に対して4万個掛けたら500万円くらいというのであれば、やっぱり840万円をこれにかけるのはどうかなと、そう思います。どうですか。

議長（重光俊則君）藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）まず、知らないということいろいろご意見いただきましたけれども、それを知っていただくために今年度は取り組みをするわけでございます。そこはご認識いただきたいと思います。

予算の大小というのは、いろいろ議論はあろうかと思えます。当然、今回PRするための費用として約300万円、そして一部会派の方からご提案いただきました車、これが約500万円ということで予算を積ませていただいております。コロッケに対するご意見がいろいろあるというのは十分認識しておりますが、まさにこれは産業振興の観点で重要な事業であるというふうに認識しております。

繰り返しになりますが、コロッケだけではなくて、さらなるブランド品の創出については産業振興の一環として取り組んでいきたいと考えております。

議長（重光俊則君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）わかりました。でも、やっぱり数値目標とかが余りにもなさ過ぎるのと、あと第2、第3の食のブランドを創出すること、これも期待論でしかないので、コロッケを売っていくということに対して数値目標がなさ過ぎるなと思います。ぜひ、今後これを推し進めていくのであればもっと高い目標を持って、840万円以上のものを3年後に取り返すつもりでやっていただきたいなと思います。

次の質問の2番目に移らせていただきます。

その他2事業の今後の展開方法についてお伺いいたします。

その他2事業といたしまして、（仮称）熊取物語の制作、これはプロモーション動画を学生主体でつくるということ、もう一つは若年層向けの情報誌の作成、これも大学生を初め若年層を対象とした情報誌のようですけれども、これを使って今後どのように展開していくか、ご説明ください。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）それでは、2点目のその他2事業の今後の展開方法につきましてご答弁申し上げます。

ご質問の事業ですが、今、議員のほうからご披露いただきましたとおり、本町の魅力を再発見できるような動画や若い方が本町の暮らしをイメージできる情報誌を大学生が中心となって作成するものでございます。その今後の展開方法につきましては、この事業で作成した動画及び情報誌を町ホームページを初めさまざまな媒体を通じて発信するとともに、イベント等においても積極的に活用する予定でございます。また、学生の若い視点で本町の魅力や充実した子育て、教育環境をイメージしていただける内容を想定していることから、町内の大学生を初めとした若い方へのプロモーションツールとしても効果的に活用してまいりたいというふうに考えております。

さらに、この事業のもう一つの狙いとしましては、制作過程に携わった学生自身が本事業を通じて本町の魅力を体感していただき、将来的に本町を選んでもらうことも目的としておりまして、このツールを生かして本町の転出超過が顕著でございます20歳代の転入・定住にもつなげてまいりたいと、このように考えております。

以上、ご理解いただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）ありがとうございます。まず、動画のほうから順次質問します。

この動画ですけれども、シリーズ化となっています。一体どれぐらい、何個ぐらいの動画をつくる予定ですか。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）こちらのほうですが、一応予定では4本ないし5本というふうに考えております。その内容でございますが、いわゆる春夏秋冬、四季がございます。また、あるいは自然編であったりとか教育編、子育て編といったような、そういった構成の仕方もあろうかと思っております。また、今年度、熊取観光協会におきましても動画というのをつくっていかうじゃないかという動きも一方でございますので、それらの団体とのコラボレーションということも想定できようかと思っております。

今、予算計上的には4、5本というふうに考えてございますが、その内容につきましては、学生を中心としたプラットフォーム、こちらのほうで十分に検討を重ねて、いいものをつくっていききたいというふうに考えておりますので、よろしくお伺いいたします。

議長（重光俊則君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）今4、5本ということやったんですけれども、この事業の予算が250万円ですから、大体50万円ないし50万円ちょっとですが、今、各基礎自治体、また都道府県では、かなり有名なタ

レントを使ったPR動画なり何なり制作されています。たった250万円くらいの予算で、これをまたそこから4分割、5分割して、その予算でそちらに勝てる動画をつくれますか。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）こちらは、申しわけございません、1本50万円と申しますが、いわゆるこういったプロモーション系をやられていますコンサル系、そちらのほうが大体50万円あれば1本当たり使えると。その50万円は、当然有名タレントを入れるということは不可能かなというふうに思います。ただ、その内容につきましてはいろいろなやり方というのがあろうかと思えます。お金をかけなくても楽しい動画をつくる方法というのはたくさんあろうかと思えます。全国の動画日本グランプリ的なものを総務省がやっておりましたけれども、その中でも宮崎県の小林市なんかでしたら西諸弁という方言をあたかもフランス語でやるということで、それが非常に好評を博したということでした。それなんか聞きますと、出演料は当然お金もかかっていないと。ただ、大手の制作会社を通じてつくったということで、費用のほうにつきましてはそういったことで、うちが想定している範囲内ぐらいでできるということも確認してございますので、そういったところ、お金をかけなくても他市町村に勝てるといった、そういった動画を検討してまいりたいと思えます。ご期待願いたいと思えます。

議長（重光俊則君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）今おっしゃられました小林市の動画は、まさしく250万円の予算でつくられたということでした。それと、あの動画はすごくヒットしたんですけれども、大手の広告代理店の方が小林市と関係があって、その人を呼んできて破格の安さでつくられたという点が大きいかと僕自身は認識しているんです。それでも250万円という予算を4分割、5分割して動画を数本つくるのか、それともやっぱり250万円かけて1本に絞るといふのか、その辺のところはどうでしょうか。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）4本、5本というのは、あくまでも予算段階での構想段階というふうにご理解いただけたらと思います。議員おっしゃるとおり、例えば250万円1本で、よりインパクトのあるものがつくれるということはこの協議会、プラットフォームの中で決定、みんなのアイデア、学生中心にいろいろな楽しいアイデアとかが出てくることを期待しておるんですが、その中で1本集中、その1本つくったものを例えば30秒の長いもの、それを例えば10秒編、20秒編ということで編集しますれば、1本でもって2本、3本というようなつくり方もできるかなとも思えますので、そこにつきましては、すみません、策定段階におきましてしっかりと、1本物がいいのか、それとも予定どおり4本物、5本物で構成していくのがいいのかというのはしっかりと検討してまいりたいと思えますので、よろしく願いいたします。

議長（重光俊則君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）わかりました。小林市の日本で一番おもしろい動画とか取り扱われているような動画ですら250万円なので、余りここで予算を分割してつくるのはよくないんじゃないかなと、そう思いますし、それと、ここでコンサルを入れるということでしたけれども、やはり税金を使うことですし、コンサルを入れたほうがよりよいものができるのかもしれないですけれども、町内の人材でつくったほうが町内に還元されるのかなという、そのような考えもあるんです。どうでしょうか。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）議員おっしゃるとおりのことを私も実は考えてございます。コンサルが必ずしもいいものをつくれるかといったら、決してそうではないと思えます。実際、どちらかといえばコンサルというよりは映像を撮るほうの専門家、これはやはり必要かと思えます。ただ、中身を検討していただくのは、我々今回、学生を中心としたという設計をしておりますので、その学生を中心とした方々からアイデアを募って、楽しいもの、それを入れていきたいというふうに考えてございます。

また、先ほどにぎわい観光協会の動画の作成も参考ということがありましたけれども、本年度、

協働事業のほうで、永楽ゆめの森公園をつかった新しい取り組みということで、フラッシュモブという新たな形も秋ごろに実施されるということでございます。当然その手法というのも非常に楽しみにしております、参考にさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

議長（重光俊則君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）わかりました。

制作した動画ですけれども、ホームページとかいろんなイベントとか各種媒体で見てもらうということでした。具体的には各種媒体というのはどのようなものを想定されていますか。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）まずは動画を張りつけるということで、一番身近なところといたらホームページが想定される場所なんですけど、あと、総務省のほうでそういったふるさと動画特集というようなサイトがございますので、そこに張っていくというのも当然考えてございます。ただ、ちょっと表現が思いつかないんですけれども、余りおもしろくないところのサイトかなと思いますのでちょっと訂正もさせていただきたいんですけれども、見ていただきにくいサイトというそういったところも総務省のサイトのほうはあるかなと思いますので、どちらかといえば子育てお母さん世代であったりとか若い方であったりとか、またあるいは宅建協会というんでしょうか、不動産をお求めになられる方、我々、最終目的というのは「住んでみたい・住んでよかったまち“くまとり”」の実現でございまして、そういった転入・定住促進に資するようなどころにもどんどん掲載して、ホームページのリンクだけではなくて、当然それらの催されるイベントがございますので、そこでブースでどんどん流して発信していったりとか、うちが想定できるありとあらゆるそういう機会というのを生かして発信してまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

議長（重光俊則君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）わかりました。

総務省の全国移住ナビというやつ、あれを結構見ている人もいると思うんですけれども、あそこに張っただけでは余りいっぱいの人には見てもらえないかなと、そう思います。僕自身ユーチューブにも張るのかなと思いましたが、ユーチューブという発言がなかったので、ユーチューブと言ったら何万再生を目指すんですかとかいう質問もあったんですけれども、それは置いておきます。

その次、動画を学生主体でつくるということやったんですけれども、今、明松理事がおっしゃられた子育て世代というターゲットなのであれば子育て世代の、今実際に熊取に住んでいる僕らぐらいの30代、また実際にお母さんとかそういう人の目線でつくるほうが、ターゲットとするような人たちには受けるんじゃないかなと思うんですけれども、その辺はなぜ学生なんですか。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）こちらのほうなんですけれども、我々今回、前段の熊取コロケ、こちらの動画、それから情報誌というのは、プラットフォーム、地域総がかりで実効性の高い地方創生の取り組みが進められるようにということで、地域の関係者の方にどんどん入っていただくという想定をしております。その中で、今回につきましては学生、冒頭、先ほども申し上げましたとおり、熊取町の転入・定住促進における弱みというのは20代、とりわけ20代前半の学生の就職期というふうに認識しております。その部分を要は取り込んでいきたいということで、今回その中心はあえて学生ということにしたということをご理解いただきたいと思います。

ただ、当然地域の方、さまざまな方に入っていただくという想定でございますので、女性といいますか子育て世代のお母さんにも当然入っていただきまして、そういったやわらかいイメージの動画、またあるいは子育て世代に訴えかけられるような動画、そういったものもつくってまいりたいというふうに考えております。

議長（重光俊則君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）次に、熊取物語の説明の中で、大阪府と連携した首都圏における若者を対象とした事業を実施するとなっていますけれども、なぜ首都圏なのかということが一つです。むしろ移住するのであればやっぱり大阪市とか堺市とかそちらのほうがハードルが低いかなと思うんですけども、なぜターゲットとして首都圏を選んだんですか。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）議員ご指摘のとおりでございます。うちの転入・定住促進の人口分析でいきますと、出ていくところ、入ってくるところで圧倒的に負けていますのが大阪市、堺市でございます。そちらのほうに今、先ほどの20代が出ていかれていると。それはもうわかるとおり、就職で出ていかれているということで、当然ターゲットは大阪市、堺市に訴えかけていくという必要性があるということは認識してございます。

ただ、今回、加速化交付金のほうで首都圏のPRというふうに入れさせていただきましたのは、大阪府のほうは東京一極集中の是正というそういった大きな視点で加速化交付金を設計しているというたてつけ上、東京のほうに大阪府は行きはるわけなんですけれども、その際、市町村に対しましても、要は江戸のほうにPRと一緒に行きませんかというそういった府からのお誘いが実はございまして、直接的な効果というのは、加速化交付金の事前説明をさせていただいたときも議長のほうからご指摘ありましたけれども、なかなか直接的な効果はないものと認識してございますが、何かインパクトあるものというような、ことしのプロモーションの中では東京、江戸のほうにもプロモーションに行ってきたんだという、そういった幅広い意味でのプロモーションをさせていただくということでご理解いただけたらと思います。

以上でございます。

議長（重光俊則君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）その点についてはわかりました。

次に、動画についての数値目標なんですけれども、この動画をつくったことによって、見た人から移住の問い合わせとかの数字の目標、または町内に住んでいる学生の方の転出減の目標というのを持っておりますか。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）動画の数値目標、先ほど議員おっしゃられました例えばユーチューブの閲覧数を何万にするとかいう、それはすみません、今現時点でどの媒体に載せるか、ありとあらゆる掲載可能なものには載せていただきたいということでございますので、その数値についてはまだ検討中ということでご理解いただきたいと思います。

ただ、もう1点のほうの20歳から29歳までの転入者数なんですけれども、平成28年度末、今年度の目標数値といたしましては504人を掲げてございます。そして、3年後の目標数値としまして519人ということで掲げさせていただいております。

以上でございます。

議長（重光俊則君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）これは単純に転入の目標数値ですよ。

（「そうです、はい」の声あり）

5番（坂上昌史君）やっぱり動画をつくったことによる効果、これはわかっておいたほうがいいと思うので、転入した方については何で来られましたかというアンケートをぜひとってほしいなと思えますし、さっきから言うてますけれども、税金を使ってやることですから数値目標をきっちり持っていただきたいなと、そう思います。

次、情報誌のほうに移らせていただきますけれども、動画があるのに情報誌は要りますか。どうですか。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）情報誌のほうにつきましては、動画とはちょっと違うつくりを想定してござ

います。端的に言いますと、もう熊取町で結婚して熊取町で子どもを産んで熊取町で子育てをして、そしてまた、その子どもたちがどんなふうにして親になっていくかというのを、ちょっとストーリー性を持って、私の今、私案で申しわけないんですけども、できれば本当に漫画的なものでいいのかなというふうに考えております。要は、学生の方が熊取町での一生を漫画で読んでいけて、その漫画をつくるのは、我々がかたい頭でつくりますとまたとんでもない漫画になると思いますので、漫画をよくごらんになれる世代の学生にしっかりとストーリー性を持った情報誌、そういった漫画的なものと、駅なんかで配りますと帰りの電車の中でしっかりと読んでいただけたりとかするのかなというふうにも考えております。当然、中身についてはしっかりと動画とはすみ分けて、動画はもう30秒とか1分物でインパクトのあるものをつくっていくと。それに対して、情報誌のほうはストーリー性を持って漫画的に読んでいただけるというようなそういったもので、それをつくることによって、発信力は当然のことながらそれに携わった学生自身が熊取町ってすごく充実したとこやなということで、また結婚するときに漫画のような暮らしをしたいということで帰ってきていただけたらというような、そんなところでございます。

議長（重光俊則君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）漫画的なものを考えているということでしたけれども、やっぱりいろんな媒体、ネット上に載せられる動画のほうが圧倒的に費用対効果というのは大きいと思います。この事業に携わった学生なり何なりがいろいろな熊取町での一生を考えるという効果はあるかと思いますが、やっぱり500万円かけて漫画のようなものをつくるというのは、一体何冊ぐらいをつくる予定ですか。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）冊数でございますが、当初は2万冊ぐらいというようなイメージで想定してございました。後ほどしっかりと見させていただきます。2万冊ぐらいを予定していたというのは私の最初の想定でございますので、調べてまた後ほど正しい数字を申し述べたいと思います。

議長（重光俊則君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）やっぱり2万という数字もネットが発達した中では少ないのかなと、そう思います。同じ紙媒体のメディアということで、ポスターとかは考えられないのかなというふうに思います。ポスターに動画のQRコードを張りつけておけば、そのポスターを見た人は気になって、QRコードもちょっと大き目にしておけば遠くからでも読み取れますし、そのほうが500万円の波及効果というのはかなり大きなものになると思いますけれども、その辺はどうでしょうか。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）予算は枠で、むちゃくちゃ違う目的のものには使えませんので、一定ポスターですと動画、それから情報誌と関連している印刷物ということで、範囲内で使えるものかなというふうに想定できますので、それにつきましては貴重なご意見として参考にさせていただきたいと。その際には、おっしゃるとおりQRコードというのも一ついい案かなと思いますので、参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

議長（重光俊則君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）もしかしたらその予算をポスターとして使えるかなということでしたので、私からのこれは提案ですけども、変にポスターに情報を入れ込まずに、大きく町名だけを入れて、QRコードをかなり大きく、真っ白なポスターに。それで東京都内の各駅にいっぱい張りつける。そうすれば、謎のポスターを張っているというふうになりますので、やっぱりみんな気になってQRコードを読み取りますよね。そしたら熊取町の動画が勝手に流れていくというふうな、謎のポスターを張ったら都内のマスコミも何やあれはというふうになると思うので、その辺もちょっと考えていただければと思います。これは提案です。

（「はい、ありがとうございます」の声あり）

5番（坂上昌史君）次、最後の熊取町として地方創生の取り組みの考え方ということでお聞きします。

今後、熊取町として地方創生の取り組みはどのような方向で進んでいくのでしょうか。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）それでは、地方創生の取り組みの考え方につきまして答弁いたします。

昨年10月に策定いたしました熊取町まち・ひと・しごと創生総合戦略、いわゆる熊取町創生総合戦略の冒頭、第1章におきまして、本町の地方創生の基本的な考え方を示してございます。具体的には、地域コミュニティや大学、住民団体などの多様な関係者との協働のまちづくりの理念のもと、豊かな自然に恵まれながら府内中心部への良好なアクセスを有する大都市近郊住宅都市や3大学、1研究施設のある府内有数の学園文化都市といったまちづくりの方向性を維持してまいりたいと考えております。そして、自然と共生しながら地域コミュニティや大学などとの協働により、子ども、学生から高齢者まで、多世代が交流しながら互いに支え合える本町ならではの人のよさを生かしてまいりたいと考えております。

このようなまちづくりの方向性や本町の特徴を生かし、人口減少、少子高齢化が進行する中、将来にわたり活力ある地域社会を維持するべく、総合戦略の3つの柱であります「魅力ある選ばれ続けるまちづくり」「子育て世代の希望を実現するまちづくり」「活力あふれるまちづくり」を基本目標に地方創生に取り組んでまいりたいと考えております。

また、ご質問の1点目、2点目の今般の地方創生加速化交付金の申請事業につきましても、この基本目標に基づき申請させていただいたところでございます。

以上、ご理解いただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）今聞かせていただいたこれからの方向性ですけれども、大都市圏のトカイナカというふうなイメージなんです。今、大阪府の中でトカイナカというふうなインターネットで検索すると、まず和泉市が上がってくるかなと思うんですけれども、そこに勝つための新たな方策とか何かございますか。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）今、具体的に和泉市のお名前が出ましたが、まず1点、最初にトカイナカという表現ですけれども、熊取町が先に使った言葉ということ、これをまずご理解いただきたいと思えます。和泉市が後から使っているというような、これはまずご理解いただきたいと思えます。

今、非常に難しいご質問、和泉市に勝つ方策というところでございますが、大阪府内の市町村にはそれぞれの市域の特徴というんでしょうか、市のそれぞれの役割分担というのが私はあるかというふうに考えております。その中で和泉市につきましては、当然ご存じのとおり山手のほうに工業団地という、要は企業誘致のできる整備された広い区域がございます。一方、熊取町はそれがあのかといえ、当然17平方キロメートルという小さい区域、また調整区域が多い中ではなかなかそういった土地が設けられないというところ、ただ、熊取町には何があるかといいましたら、原子力研究所がある、また3つの大学がある。和泉市に大学はございますけれども、うちのほうが数的にも多いです。

ただ人口は、当然市域が向こうは広いですので、和泉市のほうが20万弱ですか、中核都市を今、目指してらっしゃるということでございますので和泉市のほうが多かろうと思えますが、私の結論といたしましては、それぞれの市域の特徴、熊取町は要は学園文化都市であり、良好な住宅都市であると。隣の泉佐野市は、関空があつてホテルもたくさんあつて観光客、インバウンドも多いという、大阪府内でもそれぞれ特徴というのがあるかと思えますので、それぞれの市町村がそれぞれの役割分担をしっかりと担いながら大阪府全体として関西をまずは盛り上げ、大阪府を盛り上げ、その中で熊取町がしっかりと存在感を示していくといった、そんな形が私は理想的ではないかと。ですので、具体的に打倒和泉市であつたりとかというふうなそういったスタンスは、当然転入・転住促進では必要なんですが、特にむき出しというところはございませんのでご理解いただきたいと思えます。

議長（重光俊則君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）わかりました。検索でも和泉市より上に来るほうが目に触れる人も多くなるので、ぜひその辺も目指してほしいなと思いますけれども、今、理事がおっしゃったとおり、僕もその考えです。特段、全国に誇る観光スポットも熊取町にはないですし、特筆すべき産物とかもございません。やっぱり熊取町でお金をかけていくべきは、これからの投資ということで、教育とか子育てしやすいまちとうたっているんですから、アピールとして待機児童がいないとか、すばらしい学童が各小学校にあるとか、また近隣よりも自信を持っている教育という面で、PRとしてここに一番お金をかけて、また施策としても推し進めていくほうがいいんじゃないかなと、そう思います。

お金のことばかりなんですけれども、よく町長がおっしゃっている税金、予算です。ないんですけれども、熊取町の町域も狭いですし、企業の大きな工場を誘致するのも無理ですので、これは私からの提案なんですけれども、先般の議員全員協議会で僕がしつこく聞いた永楽ダムの浄水場とか自由が丘の下水処理場の跡とか来年度から閉鎖される南保育所、ここを熊取町で起業したいという人に無料で貸す。その約束として、熊取町に会社の籍を置いてもらって熊取町に住んでもらうというのはどうでしょうか。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）アイデアということできょうは承りたいと思います。一つのアイデアとして、熊取町の未利用地の有効活用というところは、これはもう今プロジェクトチームでも進めているところがございます。そのプロジェクトチームも当然こういったところをどういった形で活用するのがいいかというのは検討していくことになるかと思っておりますので、きょうはアイデアをいただいたということで、またもう一つのプロジェクトチームのほうに伝えていきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

議長（重光俊則君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）要は、僕は何を言いたかったというのは、行政で施設の利用のこととか企画とか考えていくのも大事ですけども、今住んでいる住民の方や将来住むかもしれない住民の方に対してまちの活性化を預けるという考え方も、熊取町協働事業とかいうていますけれども、やっぱり弱いかと、そう思っています。一旦、勇気が要るかもしれませんが、今後のまちのあり方、活気のつくり方、にぎわいのつくり方というのをこれからの住民に少し預けてみてはどうかなと提案させていただきます。私の質問を終わらせていただきます。

議長（重光俊則君）以上で、坂上昌史議員の質問を終了いたします。

議長（重光俊則君）お諮りいたします。議事の都合により、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定しました。

本日はこれにて延会いたします。

（「16時41分」延会）

6 月熊取町議会定例会（第 2 号）

平成28年6月定例会会議録（第2号）

月 日 平成28年6月9日（木曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 文野 慎治	2番 重光 俊則	3番 浦川 佳浩
4番 河合 弘樹	5番 坂上 昌史	6番 阪口 均
7番 二見 裕子	8番 渡辺 豊子	9番 服部 脩二
10番 佐古 員規	11番 矢野 正憲	12番 鱧谷 陽子
13番 江川 慶子	14番 坂上巳生男	

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	中尾 清彦
教 育 長	勘六野 朗	企 画 部 長	貝口 良夫
企 画 部 理 事	明松 大介	企 画 部 理 事	寺中 敏人
総 務 部 長	南 和仁	総 務 部 理 事	林 利秀
総 務 部 理 事	阪上 敦司	総 務 部 理 事	田宮 克昭
住 民 部 長	下中 博之	住 民 部 統 括 理 事	吉田 潔
住 民 部 理 事	藤原 伸彦	健 康 福 祉 部 長	小山 高宏
健 康 福 祉 部 理 事	山本 浩義	健 康 福 祉 部 理 事	山本 雅隆
健 康 福 祉 部 理 事	田中 耕二	事 業 部 長	泉谷 徹
事 業 部 理 事	大西 宏	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	北川 雄彦
上 下 水 道 部 長	山戸 寛	教 育 次 長	中谷ゆかり
教育委員会事務局理事	吉田 茂昭	教育委員会事務局理事	亀坂 典夫

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	阪上 清隆	書	記	阪上 章
-------------	-------	---	---	------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

一 般 質 問

- 議案第51号 税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告について
- 議案第52号 平成27年度熊取町一般会計補正予算（第9号）の専決処分報告について
- 議案第53号 平成28年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分報告について
- 議案第54号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第55号 国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る町税の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第56号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第57号 工事請負変更契約の締結について（北保育所大規模修繕工事）
- 議案第58号 環境センター専用公用車（4 t ダンプ）の購入について
- 議案第59号 平成28年度熊取町一般会計補正予算（第2号）
- 議案第60号 平成28年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第61号 平成28年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第62号 平成28年度熊取町水道事業会計補正予算（第1号）

議長（重光俊則君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年6月熊取町議会定例会第2日目の会議を開きます。

（「10時00分」開会）

議長（重光俊則君）それでは、本日の日程に入ります。

前日に引き続き、日程第3 一般質問を継続します。

初めに、鱧谷議員。

12番（鱧谷陽子君）議長のご指名がありましたので、質問させていただきます。

すみませんが、初めに、私の質問1の3で生活予防となっておりますが、介護予防の間違いですので、訂正をお願いいたします。

さて、介護保険における地域ケアシステムと総合事業についてお聞きいたします。

地域ケアシステムですが、第6期の計画では、高齢者が住みなれた地域で生活を維持できるようにするため、在宅医療・介護連携の推進、認知症の施策の推進、地域ケア会議の推進、生活支援サービスの充実強化を制度化しますとなっております。

私の資料1をごらんください。地域包括ケアシステムの姿として描かれております。

国は、団塊の世代が75歳となる2025年を目標に医療と介護を大きく再編しようとしております。入院期間を短縮し、介護への流れをつくり、単身や重度の状態になっても住みなれた地域で暮らし続けることができるようにするため、市町村が中心となって介護、医療、予防、住まい、生活支援が一体的に提供されるシステムとされています。

システムのうち介護は、前回23年の改正で定期巡回・随時対応型訪問介護看護などが制度化されました。日中、夜間を通じて訪問介護と看護が一体的に提供されることで、重度単身者への24時間対応が可能になるとされていました。しかし、入院期間は短くはなりましたが、介護の受け入れ皿が整っているのでしょうか。23年に24時間対応の質問をしたときには、内容を見て検討すると言ってくださいました。24年に質問したときには、事業実施が可能になるよう計画を見込んでいるとの答えでした。現在の進捗状況についてお伺いいたします。よろしくご答弁をお願いいたします。

議長（重光俊則君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）それでは、私のほうから介護保険における地域包括ケアシステム及び総合事業についての1点目の定期巡回随時対応型訪問介護看護などの進捗状況についてご答弁申し上げます。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護につきましては、介護保険法改正に伴いまして、介護が必要になっても住みなれた地域で生活ができるよう、市町村指定の事業所が提供する地域密着型サービスの一つとして平成24年度に新たに創設されたサービスでございます。

本町における現状でございますが、地域密着型サービスにつきましては、指定、指導、監督権限が町となりますので、町において住民のニーズなどからサービスの必要性を判断し、介護保険事業計画に基づき計画的に整備するということになっております。

議員ご質問のサービスにつきましては、本町としましては、既存の居宅サービスにある訪問介護及び訪問看護の提供によりまして十分対応できているものと考えているところでございます。そのため、現在の第6期介護保険事業計画期間である平成27年度から平成29年度におきましては、当該サービスの整備を行う予定はございません。しかしながら、今後も住民ニーズに応じ、必要性が生じた場合、計画的に整備していきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

議長（重光俊則君）鱧谷議員。

12番（鱧谷陽子君）ありがとうございました。

以前に質問したときには、必要なら岸和田市から来てもらっているとの答えでした。同じような状況と考えていいのでしょうか。

議長（重光俊則君） 小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君） 定期巡回・随時対応型訪問介護看護ということで、この近隣におきましては、議員先ほどおっしゃっていただいていたように岸和田市のほうに2事業所がございます。実際、近隣でも貝塚市であったり和泉市、そういったところも事業所がございませんでして、もし住民からのご要望とかそういうことがございましたら、岸和田市のほうの事業所を活用しているという現状もございます。そういったところでの対応は可能かと考えてございます。

議長（重光俊則君） 鱧谷議員。

12番（鱧谷陽子君） ニーズがないとおっしゃいましたが、本当にニーズがないのかどうかというのは難しいところでして、私の知っている方も、今施設に入所されていますが、できれば家へ帰りたい、ところがひとりで生活で足が悪くて動きが鈍く、身の回りのことができないということで施設に入っているようないやいます。希望をかなえるということであれば、そういう人たちも本当に介護にうたっているようなとおりであれば、家に帰って24時間どなたかが単身でも生活できるというのが本当だと思えますけれども、仕方がないから今のところは我慢していらっしゃるというふうな形でいらっしゃいます。だんだんとそういう方というのがふえてくる状況にあると思いますので、また実情をしていただいて、岸和田市で対応できているといううちはいいかと思いますが、またお考えいただけたらありがたいと思います。

議長（重光俊則君） 小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君） 先ほどのご答弁でも説明させていただきましたが、今後もそのニーズ、今、議員おっしゃられましたような状況も把握しまして、その必要性があればそういうところも計画に今後盛り込んでいくということも考えの中にはございますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

議長（重光俊則君） 鱧谷議員。

12番（鱧谷陽子君） 次へ移らせていただきます。

医療につきましては、入院日数の削減や介護ベッド数の削減などで病院からの追い出しが今促進されておりますが、在宅医療や医療介護の連携の状況は今どうでしょうか。ひまわりネットが連携をしているかと思いますが、介護回数などはどれぐらいでしょうか。

議長（重光俊則君） 山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） それでは、2点目の在宅医療の普及、医療介護の連携とひまわりネットの介護回数につきましてご答弁申し上げます。

まず、在宅医療の普及、医療介護の連携でございますが、町内における医療機関の医師、歯科医師、薬剤師等や介護事業所のケアマネジャーなど多職種の方々による熊取町医療介護ネットワーク連絡会、ひまわりネットが中心となり、地域包括ケアシステムの構築に欠かせない在宅医療の普及や医療介護の連携に取り組んでおります。

具体的な活動といたしましては、平成25年度におきまして、在宅医療・介護施設の情報を掲載した医療介護連携ガイドブックを作成し、各事業所を通じ、住民の方々には在宅医療を含む医療や介護事業所の利用を選択するための判断材料として活用されております。さらに同年度、医療介護連携マニュアルを作成し、その活用により、医療機関退院時にかかりつけ医や介護事業所が円滑にケースの引き継ぎができるようになってございます。また、多職種間で在宅医療をテーマに意見交換を行ったり、その内容をもとに研修会を実施しており、さらには、26年度におきまして、在宅でのみとりをテーマにした住民向け講演会を開催し139名の方々が参加するなど、多種多様な活動を展開しております。そして、これらの取り組みによりまして、往診を行っていただけるかかりつけ医療機関も3者から5者にふえており、大きな成果の一つになってございます。

次に、ひまわりネットの介護回数でございますが、年度ごとに事業計画を定めて開催しており、

従来の医療介護連携の3回に加え、認知症施策に特化した研究会3回と合わせ、全体の回数といたしましては6回開催しております。

今後におきましても、本町の地域包括ケアシステムを構築していく上で非常に重要な役割を担っていただけるものと考えており、引き続き、顔の見える関係づくりを基盤にしつつ、在宅医療・介護の連携に係る施策を展開していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君） 鱧谷議員。

12番（鱧谷陽子君）ありがとうございます。今お聞きしましたところ、3つの医療機関から5者の医療機関まで往診していただける先生がふえたということで、喜んでおります。本当に、病院は退院したけれども後どうすればいいのかというところで困っていらっしゃる方々が多くいらっしゃると思いますので、割合にもうこんな状態で帰ってきていいのというふうな状態で病院から帰って様子を見てくださいというふうな状況も、がんの手術とかそんなのでも1週間ぐらいで皆さん帰ってこられているというふうなことを聞きます。後、家で生活するのにも大変なこともありますので、その辺、医療介護がきちっとしていただけたら……。

お年寄りでしたら、まだ永山の横に保健施設がありまして、あそこは病院で、退院してからしばらくの間、家へ帰るまでの間見てもらえるというふうな施設らしいですけれども、ほかのところというのはなかなかもうどこの施設を見てもいっぱい状況で、すぐに入れるというふうなところは少なくなってきているかと思います。特養なんかも要介護3以上でないと入れないということで、お金がないと本当に困ってしまうというふうなところもありますので、やはり在宅で元気な間というか、病気でなかなか元気ではいられないでしょうけれども、在宅できる間は在宅で暮らしたいという我々の年代の方も多くいらっしゃいます。その辺は、今の5つの診療所で足りているかどうかというのはまた見てもらって、広く希望される方が皆在宅診療を受けられるというふうな形へ持って行っていただけたらというふうに思いますので、よろしく願いしておきます。

議長（重光俊則君） 山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） 議員おっしゃっていただくように、非常に大事なところ、その考え方は地域包括ケアシステムの構築というところにつながってくるのかなと思っております。永山病院という話がございましたけれども、老健施設といたしましては七山病院のアルカディアも入っております。熊取町では老健施設は2施設となっております。

また、在宅診療、往診していただけるお医者さんが3者から5者ということで、これは本当に町といたしましても大きなひまわりネットの成果かなというふうに思っております。ひまわりネットに参加していただいた医師の方が、やはり在宅医療は大事だよねという考え方のもと、往診に行きますと言っていた方がひまわりネット立ち上げ後に2者ふえたということは、すごく4万人の熊取町をカバーしていく上では財産になっていくのかなというふうに思っております。

引き続き、地域包括ケアシステムの構築、いろいろと取り組みがございますので一生懸命取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

議長（重光俊則君） 鱧谷議員。

12番（鱧谷陽子君）本当に我々の年代、団塊の年代は、人数が多いゆえにもう施設へは入れないだろうという、そういう思いを持っています。だから、病気になればやはり家でもう最後の最後までいてなくてはいけないだろうというふうな思いがありますので、ぜひその辺はしっかりと構築していただいて、心配のないようにしていただけたらと思っております。

次へ移らせていただきます。

私のケアシステムの図の下側を見てください。

生活支援と介護予防の提供主体を多様なサービスに移行していきます。しかし、高齢化が進む地域では自治体役員や民生委員のなり手がなく、地域活動の担い手も不足しています。また、国が当てにしております60代から70代前半の前期高齢者は、悠々自適の生活を送れるような年金の人

は少なく、生活のために働いている人も多く、安易に住民主体のサービスをつくってははいけません。

そこでお聞きいたします。2014年の介護保険法改定により新しい総合事業がつけられ、今までのように任意ではなく、29年度までに必ず市町村で実施されることとなりました。熊取町は、来年4月からの移行はできるのでしょうか。また、そのための審議会など協議体はつくるのでしょうか。協議体は、前の質問のときにつくるとおっしゃってくださったような気もしているんですけども、もしつくるとすれば、福祉や介護に係る関係者に門戸を開き民主的な運営を望みますが、いかがでしょうか、よろしくご答弁お願いします。

議長（重光俊則君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）3点目の介護予防・日常生活支援総合事業に関する質問でございますが、市町村事業に移行する予防給付の訪問介護や通所介護につきましては、平成29年4月からの実施に向け準備を進めているところでございます。年内には、介護事業所のケアマネジャーを初め関係機関の方々に対し、介護保険制度改正の趣旨や新たなサービス体系についてご理解いただくための説明会を開催するとともに、住民の皆様には当該事業についてわかりやすく記載した冊子を作成し、周知を行う予定でございます。

また、生活支援に係る協議体の設置についてでございますが、まず、昨年度におきまして、町職員2名が地域における資源開発やネットワーク構築などを担う生活支援コーディネーターの研修を受講いたしました。今年度に入りまして、委託した地域包括支援センター、社会福祉協議会、社会福祉施設等地域貢献委員会、ケアマネジャー連絡会、シルバー人材センターの代表の方々など、地域福祉に携わる関係者を中心に協議体の準備会を立ち上げたところであり、今後、その中で協議体のメンバー構成やそのあり方について検討を行っていく予定でございます。そして、今年度中には正式に協議体を発足させたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）鱧谷議員。

12番（鱧谷陽子君）ありがとうございました。今、今年度中というお話を聞かせていただきましたが、4月にされるということだと、ちょっと今年度中というのは、やはりもう9月、10月には立ち上げて議論していただかないとというふうな気もするんですけども、またその辺は考えていただきたいと思います。

議長（重光俊則君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）議員おっしゃるとおりでございますが、協議体の設置につきましては今年度中と私申し上げましたけれども、3月末までを想定しているという気はございません。できるだけ早い段階ですけれども、いつ立ち上げられるかというところをまだ明確にお答えすることができませんので、今年度中という表現をさせていただきました。

地域生活支援コーディネーターの研修とかいろいろ、いろんな方に受けてもらう予定でございます。そしていろんな方々にかかわっていってもらおうということも踏まえまして、準備期間ということでできるだけ早い、我々目指しているのは今年度中にも立ち上げることができればなというふうに思っておりますけれども、明確にはまだちょっと申し上げることができませんので、早い時期に立ち上げて、やっていきたいなというふうに考えております。

それとあと、今回の総合事業への移行なんですけれども、4月1日全てスタートではありません。やっぱり協議体を立ち上げて、それを運営しながら継続的に総合事業への移行ということで考えてございますので、よろしくお聞きいたします。

議長（重光俊則君）鱧谷議員。

12番（鱧谷陽子君）ありがとうございました。

私も弥栄園の地域包括支援センターを訪問させていただきました。本当に地域支援センターの職員も弥栄園に溶け込んで意欲的に取り組んでいただけているという様子を見せていただきまして、大変喜んでおります。

今、総合支援事業に関します各自自治体の実施というのは3つのタイプに分けられるかと思うんです。一つは国のモデルを率先実行型というんですか、それは三重県桑名市などがそうなんですけれども、総合事業によって卒業できる計画をケースワーカーが立てて、その人たちを卒業したら地域活動にデビューさせるというようなことを目標としている、そういう計画を立てている総合事業、2番目は、安上がりのサービスを押しつけていく基準緩和中心型というんですか、これは、総合事業の担い手の養成はなかなか簡単にいかないために、既存の事業所の無資格の方に安上がりのサービスを担わせていく、でも、そこら辺のところはやはり人が集まらず、事業継続がかなり難しくなっている状況も聞かれます。3番目としましては、現行相当サービスのみで実施の自治体になっております。27年度実施が283市町村、28年度実施が311市町村で、全体で37%に今なっているんですが、ガイドラインが描くような多様なサービスによる市町村介護予防生活支援が提供されるような体制の準備というのは、なかなか各自自治体、めどが立ちにくいところが多く見られます。

現行相当サービスによる提供がほとんどを占めておりまして、私の資料2のほうを見ていただきますと、これは倉敷市のチラシなんですけれども、変更のときに総合サービスに移りますがサービスは変更なしとしております。私も、この方向でいき、多様なサービスは時間をかけて準備していくべきじゃないかなというふうに考えております。これで進んでいけば一番いいんですけれども、しかし国は総合事業の上限を決めておりまして、総合事業の上限は、当該市町村の事業開始年度の前年度の実績プラス実績の総額掛ける当該市町村の75歳以上の高齢者の伸びとしています。高齢者の伸び、大体全国平均3から4%以下に抑えていこうというのが国の抑制の狙いではないかなと考えております。2017年度まではその伸びを10%までできるという特例があるようなんですが、2019年度あたりから上限を超えてくるのではと、我々の年齢がだんだんとふえていく時代になってきますので、上限を超えそうだというふうに言われております。

私たちも要介護者1、2の方々を守るため頑張っていきたいと思いますが、町としても上限の設定をやめるよう働きかけていただいて、要介護1、2の方々を守っていただけたらと思います。また健康寿命を伸ばす取り組みをお願いしたいと思っております。

それに関連して次へいきたいですけれど、何かありましたら。

議長（重光俊則君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） 鯉谷議員の思いがたくさん詰まったお話で、熊取町といたしまして、資料をいただいた倉敷市は、やはり早い段階で事業移行をやって、それは国の目指すところではなしに、とりあえずいこうかみたいな形の資料になっているかなと。だからそのままの分、鯉谷議員は現行相当とおっしゃいましたけれども、これはもう現行のままという形になっているかというふうに思っております。

国が示している現行相当のサービスでありましたり緩和したサービス、こういったところというのは、この中の緩和したサービスの部分については、やはり議員おっしゃるようにちょっと時間をかけながら、地域の方々にもご理解いただきながら、たくさんの方々に参加型という形でネットワークを築いていかなければいけないところがございます、継続的に取り組んでいくというところが必要になってくるのかなというふうに思っております。

また、現行相当につきましては町につきましても事業所と連携をとりながら取り組んでまいりたいというふうに考えておりまして、できることならば国が目指す方向に近い形、理想は高いところを国は置いているかもわかりませんが、なかなか市町村はついていけない状況かなというところを実は感じているところがございます。ただ、町といたしまして、29年まで条例を制定し移行期間を設けたというのは、やはり現行相当へのアプローチでありましたり緩和したサービスへのアプローチというところを考えまして、時間をいただいて構築していくところを考えました。ですので、先ほどの答弁でも言わせていただいたように、協議体の設置でありましたり生活支援コーディネーターの育成でありましたりということにつながってくるのかなというふうに思っています。

引き続き、しっかりと理想形に近づいていけるように、そして、先ほど議員おっしゃいましたように事業の上限額、これは制度の大きな改正かなというふうに思いますけれども、やはり目指すところは、高齢化率というのは自然と上がってきますけれども、きのうの文野議員の負担額を抑えていくというところにも話はつながるかなと思います。介護予防にもしっかり取り組んで、認定率をできるだけ現状維持に近い形で、高齢化率は進むけれども認定率も一緒に上がっていくようなことのないようにしっかりと取り組んでいかなければいけないなというふうに考えておりますし、また、そういったサービス、支援の必要な方々につきましては、いろんな方々に協力いただきながら、熊取町は人に優しい地域包括ケアシステムがある程度構築できているなど言ってもらえるようなまちにやっていければなというふうに思っております。

議長（重光俊則君） 鱧谷議員。

12番（鱧谷陽子君） 次の質問ですが、今のお答えに答えるような感じではないかと思うんですけれども、住民主体の多様なサービスというのは、公的介護サービスの受け皿というのではなくて、住民における支え合いや地域づくりとして推進して健康寿命を伸ばしていく、そこが目標かと考えますが、いかがでしょうか、ご答弁よろしく願いいたします。

議長（重光俊則君） 山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） それでは、4点目の住民主体の多様なサービスでございますが、議員ご指摘の公的介護サービスの受け皿ではなくという点につきましては、超高齢社会を背景に、介護保険制度を持続可能な制度にするため、今回の見直しの中で住民主体の多様なサービスを構築していくことが求められていると一つには考えておりますが、一方では地域における支え合いや地域づくりという観点も重要な視点であると認識しております。

今後におきましては、先ほど申しあげました協議体を立ち上げた後、地域でボランティア活動を展開している住民団体などの方々にも参画していただき、その中で、現行相当のサービスに加え、住民主体の多様なサービスの担い手の養成や発掘を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君） 鱧谷議員。

12番（鱧谷陽子君） 文野議員のときにもご答弁いただきましたけれども、本当に地域での支え合いというのがこれから大切になってくるかと思えます。今、認知症カフェとかそういうことを取り組む自治体がふえてきていますし、貧困対策で子ども食堂がテレビで取り上げられたり、さまざまなボランティア活動がふえております。精神障がい者の方々も地域の方々との交流の場を望んでいらっしゃいます。このようなさまざまなカフェの中で地域の方々や交流者が交流でき、そしてその中で健康寿命を伸ばすような活動というのですか、そういうことができればすばらしいなと思っているんですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

議長（重光俊則君） 山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） 認知症カフェにつきましても、昨年度2回開催し、かなりたくさんの方々に来ていただいて、すごく好評でございました。やはり議員おっしゃるように、これを広く継続してたくさんの方々に来てもらって、また我々、町長のほうからもサロン、コミュニケーションの場をしっかりとつくっていくようにというような指示もいただいておりますので、それに基づいて、たくさんの方々が参加して集えてコミュニケーションをとって、ひとりにはならないような、そういう取り組みをしていきたいと思っております。

議長（重光俊則君） 鱧谷議員。

12番（鱧谷陽子君） ありがとうございます。そういうサロンのなものとカフェ的なものが各自治会で定期的に開催されるということが非常に望ましいと思うんですけれども、これはちょっと悲しいことですが、各自治会では区長になる方がなかったり長生会の会長になり手がなかったりして、大変今困っているような状態の自治会も聞きます。そういうカフェとか地域交流やタピオ体操なども、区長などが重みに感じないような、そういうふうな形で町からの丁寧な指導や、それから手助けが

必要なんではないかなというふうに感じています。地区ごとにいろいろな条件が、やはりここはこうしてくださいというのではなしに、条件がいろいろと、これが大好きやというふうな人がいらっしゃる地区もあれば皆さん何もしたくないと言わはる地区もあると思いますので、その地区地区の要望や意見をしっかりと聞いていただいて進めていただけたらと思うんですが、またその辺よろしくお願いしておきます。

議長（重光俊則君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）なかなか地域によりましてはというところもございまして、それはやはり我々も根気強くアプローチしながら、たくさんの方々に参加してもらえようという取り組みということで頑張っていきたいなと思っております。

一つご紹介なんですけれども、きのうのご答弁の中にも頑張っていきたいと言わせていただいた通いの場の地域展開、できるだけたくさんの方でやってもらうということで今後は進めていきます。その中でカフェ、サロンのようなところも一つメニューの中に入れていって、介護予防に参加される方々はもちろんのこと、仕切りを低くできるようなそういう仕掛けといいたいまいしょうかアイデアといいたいまいしょうか、考えていければなというふうに思っておりますし、頭を固執せず、臨機応変に柔軟な考え方のもとで要望を聞きながら取り組んでいければなというふうに思っております。

議長（重光俊則君）鱧谷議員。

12番（鱧谷陽子君）ありがとうございます。よろしくお申し上げます。

次の質問に移らせていただきます。

私は、男女共同参画プランにつきまして22年12月と24年12月に質問させていただきました。昨年12月に国は第4次男女共同参画基本計画を公表いたしました。ここでは、以下の4つを目指すべき社会として、その実現を通じて基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図っていくと述べております。「男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力のある社会」「男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会」「男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会」「男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会」を目指しますと書かれております。

熊取町では、平成15年に熊取男女共同参画プランを、平成25年に第2次男女共同参画プランを策定されました。審議会委員の女性の積極的な登用、町役場における男女共同参画の職場づくり、地域社会におけるリーダーの育成などが述べられております。

そこで、3年間の取り組みについてお聞きいたします。

1番として、審議会等への女性の登用の割合はいかがでしょうか、ご答弁よろしくお願ひします。

議長（重光俊則君）田宮総務部理事。

総務部理事（田宮克昭君）それでは、鱧谷議員の第2次男女共同参画プランについてのご質問にご答弁させていただきます。

第2次男女共同参画プランにつきましては、平成25年3月に策定し、以後、計画期間である平成34年度までの間、本プランに基づき各種施策の展開を図っているところでございます。さらに、毎年開催しております男女共同参画推進審議会におきまして、施策の進捗状況についてご審議をいただいているところでございます。

まず、1点目のご質問の審議会委員への女性登用の割合についてでございますが、平成28年4月1日現在において、41の審議会等における委員502名のうち女性委員は105名であり、割合としては20.9%となっております。この割合は、第2次男女共同参画プラン策定直後の平成25年4月1日現在におきましては16.7%であり、以降で4.2%の増加でございます。また、本年4月1日時点で委員が委嘱されている37審議会等のうち、女性委員のおられる審議会は33でありまして、その割合は89.2%となっております。

以上でございます。

議長（重光俊則君） 鱧谷議員。

12番（鱧谷陽子君）ありがとうございます。24年度が16.7%ということで、大分伸びているというふうな思いはいたしますが、目標が34年で40%とされておりますので、あとまだ20%伸ばしていかななくてはならないということです。私が思いますのには、パブリックモニターの方々で審議会などへの登用をされたというふうにお聞きしていますが、その中で女性の割合はどれくらいだったでしょうか。

議長（重光俊則君） 貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）41の審議会のうち3つの会議に入っただいておりまして、各1名ずつで3名の方が女性のモニターから参画いただいております。

（「女性の方ばかりですか」の声あり）

企画部長（貝口良夫君）3会議に各1名ずつ、女性のモニターの委員としては3名。

議長（重光俊則君） 鱧谷議員。

12番（鱧谷陽子君）3会議で3名モニターから入っただけにいるということで、モニターから男性の方は入っていらっしゃらないということですか。

議長（重光俊則君） 貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）もう少し幅を広げてお話ししますと、平成26年8月から本年、28年3月まで試行的に実施いたしまして、それでモニター男女合わせて15名の方が8つの会議に就任いただいております、今申し上げましたように、全体で言えば4つの会議に4人なんですけれども、41の審議会に限っては41の中の3つの審議会に各1名ずつの合計3名の女性というふうに……

（「女性の方が」の声あり）

企画部長（貝口良夫君）はい、ご理解いただければ。

議長（重光俊則君） 鱧谷議員。

12番（鱧谷陽子君）15名の中の3名が女性だということではないのですね。15名の方が入っていらっしゃるというお話がありましたけれど、そのうちの3名の方が女性だという理解でいいのでしょうか。

議長（重光俊則君） 貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）15名からでいきますと4名になります。15名なら4名でして、限定的に41の審議会等に関しては41の3つの審議会の中に1名ずつということでご理解いただければ。よろしく願いいたします。

議長（重光俊則君） 鱧谷議員。

12番（鱧谷陽子君）わかりました。女性がパブリックモニターのほうから入っただけにいるということは非常にありがたいと思います。やっぱりパブリックモニターというのはそれだけ町政に関心がある方が応募されてきていると思いますので、女性の数がどれだけあるかというのはちょっとわかりませんが、審議会の女性といえば婦人会の方が多いうふうな思いをしています。そういうところじゃなくて、モニターのほうからも女性の方を登用していただいているというのは非常にありがたいかなというふうに思っております。

国のほうでは27年度で平均として審議会に入っいらっしゃる女性が25.15%ですので、熊取町のほうが国よりは進んでいるかなと思います。でも、34年に40%を目指して頑張りたいという思いをいたしております。

では、次の質問に移らせていただきます。

2と3につきましては一緒にお聞きいたします。熊取町におきます管理職における女性の割合はどれくらいでしょうか、また上級試験の採用者の女性の割合はどれくらいありますでしょうか、よろしくご答弁をお願いいたします。

議長（重光俊則君） 田宮総務部理事。

総務部理事（田宮克昭君）それでは、2点目と3点目をあわせてご答弁させていただきます。

まず、第2点目の町における女性管理職の割合についてでございますが、本年4月1日現在にお

いては、管理職65名のうち女性は12名で、その割合は18.5%となります。平成25年4月1日時点の16.9%と比較して1.6%の増でございます。

続いて、3点目の上級試験採用者における女性の割合についてでございますが、平成27年度に実施した上級試験での採用者8名のうち女性は3名であり、割合は37.5%でございます。採用者は年により増減いたしますが、割合としては、平成25年度の採用者の16.7%と比較して20.8%増加しております。

以上でございます。

議長（重光俊則君） 鱧谷議員。

12番（鱧谷陽子君） ありがとうございます。この値も、国の第4次の計画の中では、地方公務員の市町村の課長相当に占める割合は27年度については14.5%、その割合を32年度末には20%を目標としております。また、係長相当に占める割合は27年度で31.6%で、32年度には35%を目標としております。

この目標から見ましても、町のほうが18.5というんですか、これが課長に相当するとすれば国よりは進んでいるというふうに考えられますが、係長クラスも含んだのかどうかというところ辺がわかりませんが、順調に女性の登用も熊取町としては進んできているのかなというふうに思っております。町としてもやはり目標を定めてもらって、課長級相当に女性が35%ぐらいを占めるところまで目標として言っただけならありがたいと思いますが、その辺についていかがでしょうか。

議長（重光俊則君） 林総務部理事。

総務部理事（林 利秀君） まずは、議員のほうで係長級はどうかという話がございますけれども、グループ長級がいわゆる係長級になります。熊取町の場合は28年4月1日現在では42.2%、同じく副主査級については51.1%ということで、先ほど議員がおっしゃられました国のパーセントよりは多く推移しているというところでございます。

今後、そのパーセントでございますけれども、熊取町のほうでは28年3月に女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画ということで、平成31年度末までに管理職の目標値ということはず20%を目指しましょうということで設定してございます。その中で今年度は18.5%ということで、近づいていっているのかなというような状況でございますので、議員のおっしゃられたような35%ということの先の目標値に向けて研修等も実施していますし、鋭意取り組んでいきたいと考えてございます。

以上です。

議長（重光俊則君） 鱧谷議員。

12番（鱧谷陽子君） ありがとうございます。町内でよく頑張ってくださっているんだなという姿が浮き彫りにできまして、うれしく思っております。

また、小・中学校におきます女性管理者の割合についてお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（重光俊則君） 田宮総務部理事。

総務部理事（田宮克昭君） それでは、4点目の小・中学校における女性管理職についての割合でございますが、本年4月1日現在におきまして町立小・中学校8校の管理職は、校長及び教頭各8名の計16名のうち女性は校長3名、教頭1名であり、女性管理職の割合は25.0%でございます。平成25年4月1日現在の女性管理職は3名であり、割合としては18.8%でございましたので、6.2%の増加となっております。

議長（重光俊則君） 鱧谷議員。

12番（鱧谷陽子君） ありがとうございます。小・中学校は本当に女性教師が多いんですが、管理職の割合というとなりがちが多いというふうないつも感じたんですけども、今数字をお聞きしましたら少しづつ女性の管理者がふえているということで、国の第4次計画でも初等教育機関の教頭以上に占め

る女性の割合を平成25年で14.7%、だから国よりも大分熊取町のほうが多いという数字が出ておりますし、目標が32年度に20%ということですので、熊取町ではもうその20%を超えているというふうな感じで思います。なかなか女性が管理職につくというのは難しいところもあると思いますけれども、少しずつふえていっているという状況をこれからも続けていただきたいなと思います。

最後に、自治会長における女性の割合をお聞きいたします。

議長（重光俊則君）田宮総務部理事。

総務部理事（田宮克昭君）5点目の自治会長における女性の割合についてでございますが、町内39の区や自治会のうち、本年4月1日現在におきましては女性会長はおられない状況でございますが、平成25年4月1日の時点では、その割合は10.5%でございました。

以上でございます。

議長（重光俊則君）鱧谷議員。

12番（鱧谷陽子君）すみません、25年度が10.5%ということは2名ですか。3名ではないですね。3名でしょうか。

議長（重光俊則君）3名ですね。鱧谷議員。

12番（鱧谷陽子君）わかりました。ありがとうございます。

国の基準計画でも、自治会長に占める女性の割合というのは非常に少なく、27年度には4.9%、目標が32年度に10%になっております。25年度の熊取町の自治会長の割合が目標値だと思います。でも、なかなかこれが1回は実現しても後、実現していかないというのは、認識的に自治会長は男性になるものみたいにみんなが決めていってしまったのではないかなというふうに感じております。女性が半数いるのですから、半数自治会長であってもおかしくはないはずですので、その辺をまた自治会の皆さんにもお話とかいろいろご指導いただいて、自治会長に立候補しやすい環境、推薦しやすい環境というのをつくっていただきたいなと思うんですけども、その辺についてはいかがですか。

議長（重光俊則君）藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）自治会における男女参画の取り組みということでございますが、議員おっしゃられるように、女性が地域活動の中で施策方針等に参画するというのは大変重要であるということとは認識してございます。また、男女共同参画プランにつきましてはホームページや、概要版につきましては全戸配布し、一定啓発をさせていただいているところでございます。しかしながら、自治会におきましては、役員の選出方法に選挙であったりくじ引きでやるところもありますし、また、各班長がそのまま順番にされているという個別にルールが定められているところで、女性をルール化するというのは非常に現実的には難しいのではないかなということで考えてございます。行政といたしまして、やはり男女参画プランのほうに掲載しておりますので、そのような機会を見つけてしっかりと啓発に努めていきたいと考えております。

それと、先ほど3名ということでご答弁させていただきましたけれども、26年1月1日と25年1月1日、そして24年4月1日は4名の女性の自治会長がなられてございます。

以上でございます。

議長（重光俊則君）鱧谷議員。

12番（鱧谷陽子君）ありがとうございます。その4名のときに自治会の中がどうであったかというのはわからないんですけども、そういう4名以上の方が自治会長として出てこられるような環境をこれからもつくっていただけたらというふうに考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

議長（重光俊則君）田宮総務部理事。

総務部理事（田宮克昭君）自治会の関係だけではなく、一般の住民様に向けまして、男女共同参画とは何かということにつきましては人権推進課のほうで中心となりまして住民に向けての啓発を常日ごろからさせていただいております。また、ホームページ、広報紙等、また社会情報紙というふうな発行も継続して続けさせていただいておりますので、そういう機会を捉えまして、全ての住民にお

かれまして男女共同について考えていただく機会を設けさせていただくことを引き続きさせていただくことによりまして、住民の意識のほうも、一遍に変わるということはまずかなり難しいかとは思いますが、徐々にではありますが常にそういう意識を持っていただくということを町としては心がけていくというふうな意味合いで今後も活動を続けさせていただきたいというふうにご考えておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

議長（重光俊則君） 鱧谷議員。

12番（鱧谷陽子君）ありがとうございました。女性が半分いるんですから、女性が50%とは言いませんけれども、せめて30%ぐらいが各いろんなところで、男性がいてるところでも活躍できるような、そういう社会を目指していきたいと私は思っているんです。

熊取町議会は昨年から4名の女性議員です。国の市町村議会に占める女性の割合は26年度で8.9%、27年度より熊取町は28%を女性が占めております。国よりは随分進んでいるなというふうにご考えております。次の選挙でどうなるかというのはわかりませんが、女性の目線で質問をしたり、議会として女性がふえていくということは私はいいいことだというふうにご感じております。皆様がどう思われていらっしゃるかはわかりませんが、

女性がさまざまところで性にとられることなく人間として生きていけるように、人間として男性とフィフティー・フィフティーの関係が築かれることを願っております。熊取町の男女共同参画プランは、それぞれの課で取り組んでいくというプランになっております。現在の到達点を聞かせていただきまして、熊取町はまだ国よりは進んでいるのかなというふうにご考えておりますが、何が女性の進出をとめているのか、それぞれの課で取り組むべきことは何なのか、しっかりと話し合っていたいただきまして、熊取町が女性の輝く社会の実現へ向かって取り組んでいただけることを願ひまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（重光俊則君） 以上で、鱧谷議員の質問を終了いたします。

次に、浦川議員。

3番（浦川佳浩君） それでは、議長のお許しを賜りましたので、通告に従い質問させていただきます。

その前に、議員の仕事をしていただいて1年が経過しましたので、感謝の気持ちと、1年生らしく空気を読まずに本日質問させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

まず最初に、キャリア教育を充実させ、子どもたちの社会で生きる力を育むためにどういった取り組みをしていけばよいかについて順次伺ってまいりたいと思ひます。

キャリア教育という言葉は今から約17年前、1999年に登場し、望ましい職業観、就労観及び職業に関する知識や技能を身につけさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力、態度を育てるとされております。本町のみならず、全国の中学校における職場体験の実施率は98%とされており、キャリア教育の一環として企業向けに3つの中学校から子どもたちのインターシップの受け入れの要請が参ります。

しかしながら、中学校における職場体験は生徒のその後の生き方にどう影響しているのか、キャリア教育は生徒の意欲の向上につながっているのか、将来の職業や個人の特性について考えるきっかけをどのような形で提供していくべきなのかについて、順次本町の考えを伺いたいと思ひます。

まず、1番の本町の中学生における職場体験の実施状況について答弁をお願いします。

議長（重光俊則君） 吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君） 子ども達の「社会を生きる力を育む」ための本町の取り組みについてご答弁申し上げます。

議員ご指摘のとおり、平成11年にキャリア教育という用語が初めて登場し、その必要性が提唱されました。その後、社会的・職業的自立に課題を抱える子どもたちの増加を受け、平成23年中央教育審議会答申において、キャリア教育とは、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通してキャリア発達を促す教育と定義され、子どもたちが未来を切り開く力をつけるための教育、職業的・社会的に自立することを支援する教育であると捉えられて

おります。さらには、学校だけではなく、家庭、地域・社会、企業等と連携し、それぞれの役割を發揮し、一体となった学びの環境づくりを目指すことが明記されております。

本町の取り組みにつきましては、各中学校区におけるキャリア教育全体指導計画のもと、系統的、継続的に取り組みを進めているところでございます。また、キャリア教育を推進する取り組みの一つとして、職業体験学習を全中学校において実施しております。各中学校においては、働く意義や自分の将来について考える機会となるよう、体験前の学習を十分に行い体験に臨んでおります。また、町内での体験を通して地域とのつながりを感じることができる取り組みでもあると考えております。

さて、質問1点目の本町の中学生での職業体験の実施状況でございますが、体験日数につきましては、2校が1日、1校が2日間実施しております。体験先の数につきましては、平成27年度は各校につき約50の事業所に受け入れていただいております。事業所の延べ数の推移につきましては、平成24年は187カ所、平成25年は168カ所、平成26年は136カ所、平成27年は147カ所となっております。多少の増減はあるものの、総じて減少傾向にあると言えます。

これが以上、現状でございます。

議長（重光俊則君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。

やはり熊取町は事業所が少ないという部分で、あと経営者の皆さんが高齢化とか後継者不足とかで事業所というのが今後減っていく傾向にあるんじゃないのかなど。今、理事がおっしゃっていたように総じて減少傾向にあるというところで、受け入れ企業数というのがやっぱり今後減っていく、それに関してどういう形で今後フォローしていくというか、子どもたちの受け入れ先というのを確保していこうというふうに思われていますか。

議長（重光俊則君）吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君）まず1点、先ほど申し上げましたように、今減少傾向にはあるものの、各中学校や教育委員会におきましては、やはり事業所については、当然ながら日々営業等の活動をされている状況の中で中学生を受け入れていただいているということについては、非常に感謝させていただいているところであります。

そういった中で、今後の事業所の確保ということなんですけれども、まず1点、キャリア教育の中の職業体験につきましては、当然ながら子どもたちがこういった職業につきたいであるとかこうしたいというふうな思いの中で自分の思いと合致する業者、企業もあれば、合致しないものも当然あるかもしれないと。ただ、この意義というのは、自分が行きたい場所である、あるいは夢である、そうでないにかかわらず、子ども自身が仕事ということを体験しながらその大変さや、また仕事を経験することによって自分自身がこれからどんな生き方をしていけばいいのかというようなことを考えることに意味があるというふうに考えております。

ですから、若干受け入れの事業所が減少したとしても、やはり子どもたちがしっかり事前学習を行い、そういった目的、目標意識を持って参加させていただくというふうなことになるれば、若干数が減ってもそれは大きな問題ではないのかなというふうに我々は考えておるという状況でございます。

議長（重光俊則君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）僕自身も同じというか、中学校の段階で個人の特性を考えるきっかけをどういうふうに提供していくのかということが最も重要なのかなというふうに思っています。

この辺の質問に関してはまたどんどん次の質問にも重なっていきますので、次の質問に入りたいと思うんですが、その前に、1社当たりのインターンというんですか、子どもたちが大体一つの企業に何人ぐらい行っているものなのか、ちょっと教えていただいてもいいですか。

議長（重光俊則君）吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君）これは受け入れ先によってさまざまですので、例えば3人、4人

から7人、8人程度ということで、当然ながら受け入れていただける数というものを確認させていただいた上で、子どもたちに希望をとって体験先を決定しているというふうな状況です。ただ、余り多くの人数が一遍に行くというのは非常にご迷惑になってしまいますので、そのあたりは受け入れていただく業者のお考えに応じて派遣させていただいているということでございます。

議長（重光俊則君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。では、また次の質問等で詳しく論じていきたいと思っております。

2つ目の質問です。職業体験が子どもたちのその後のキャリア教育にどのような影響を与えているのかという検証は必要だと思っておりますが、体験後の効果の検証方法についてご答弁をお願いします。

議長（重光俊則君）吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君）では2点目、体験後の効果の検証方法についてでございますが、職業体験学習などの体験活動は、達成感や満足感を得ることによる自信、働くことや学ぶことの意欲の向上など、さまざまな効果が期待できます。その効果の検証方法といたしまして、子どもたちに対しましては、壁新聞や事業所へのお礼状の作成等を通して体験で学んだことを振り返る機会を設けておるということでございます。また、事業所に対しましてご意見をいただき、子どもたちへの指導や次年度の取り組みに生かすというふうな形で行っておるという状況でございます。

以上でございます。

議長（重光俊則君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。これについてもまた次の質問で詳しくもうちょっと掘り下げたいと思っておりますが、最終的に体験後の評価、ゴールの設定方法についてということで、今現在取り組んでいただいている職業体験が子どもたちの将来就職するときなんかにもどの程度プラスになっているかということ、ここが一番最終的には重要なのかなど。職業体験、キャリア教育という部分で、今、雇用のミスマッチとかという問題が非常に問題となっているわけで、一番最初の自分がどういう職業につきたいのかとか自分とはどういう人間なのかとか、自分の特性を理解していく取り組みがやっぱり一番最初の職業体験からスタートしてくるんじゃないのかなと思っております。これについて、どういう状況であれば、どういうところまで導くことができたら職業体験は成功したというふうに言えるのか、どういうお考えでやられているのかについて、すみません、答弁をお願いします。

議長（重光俊則君）吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君）それでは、体験後の評価、ゴールの設定方法についてご答弁申し上げます。

職業体験を通して子どもたちは自己有用感を味わい、働くことの大変さやその意義について理解を深めることができているというふうに評価しております。さらには、自分の将来について立ちどまって考えたり、勉強の必要性に気づいたりできる絶好の機会にもなっております。その後の学習意欲の向上につながっているとも考えております。これらのことが、まさに職業体験が目指すところであるというふうに考えておるという状況でございます。

議長（重光俊則君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。

いろいろと質問させていただいたんですけど、この質問をさせていただききっかけになったのが、気になるデータというのを私のほうで見まして、それが厚生労働省所管の労働政策研究・研修機構が2010年に出している報告書で、学校時代のキャリア教育と若者の職業生活といったような形、これはインターネットでも検索したら出てきます。この報告書によると、23歳から27歳の若者約4,000名を対象に調査を行っているんですけども、学校時代のキャリア教育に対する評価などの記憶を尋ねて、当時のキャリア教育が役に立ったのかどうか、また、どんなキャリア教育が印象深かったのか、いわゆる当時の中学生だった子どもたちが、キャリア教育が導入されて10年たって25歳前後になって自分が就職した。就職したときに、その当時実施してもらった職業体験であったり

キャリア教育が役に立ったのかどうか、そういった追跡調査のような形で報告書では上がってきています。

その報告書を見ると、中学生時代のキャリア教育を覚えている割合というのは、「かなり覚えている」「やや覚えている」という割合が30%、逆に「余り覚えていない」「ほとんど覚えていない」という回答が60%と非常に厳しいデータが出ています。さらに、学習したことが役に立っていますかという質問に関しては、「余り役立っていない」「ほとんど役に立っていない」という割合も60%という回答が出ています。

私、これを見たときに、熊取町の子どもたちも、10年たったとき、自分が就職するタイミングで過去を振り返って、職場体験、自分の将来を考えるきっかけになった当時のキャリア教育が果たしてどれだけ役に立っているのか、そういうことを検証していくというのが非常に大事な作業になってくるんじゃないかなと。当然ながら、そのときに学んだ、体験を受けた子どもたちは意欲の向上につながったり自立という部分につながってくるところは多々あるかと思うんですけども、最終的にそれが就職するときに雇用のミスマッチが起こってしまうようなことでは、キャリア教育が成功しているというふうには必ずしも言えないのではないかなというふうに思っていますが、ちょっとショック的なデータを聞いてどのようにお考えでしょうか。

議長（重光俊則君）吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君）まず1点、キャリア教育とは一体何なのかというふうなところで、当然ながらこういった統計を出されるところで、キャリア教育とは何かということを考えておられて出されていると思うんですけども、もともとキャリアという言葉の語源はラテン語でして、馬車などの乗り物が通った後にできる車輪のわだち、これがもともと語源であると。これが人が生きていく中で足跡ということへと転じて、やがて人が生きていく中で担っていくさまざまな役割、仕事などの足跡を意味するようになったというふうに言われています。つまり、その中でさまざまな役割というのは、家庭での役割、地域社会での役割あるいは仕事での役割というふうなことです。人は、さまざまな役割を果たしながら活動することを通して他者や社会とかわかって、そのかわりの積み重ねが自分らしい生き方になっていくというふうに言われています。キャリア教育を定義しますと、一人一人の社会的、職業的自立に向け必要な基盤となる能力や態度を育てることを通してキャリア発達を促す教育、これがキャリア教育であると。まさしく生き方の教育であるというふうに熊取町教育委員会では解釈しているというふうなことでございます。

ですから、学校の教育活動でさまざまな取り組みをします。例えば集団の中で友達と仲よくやっっていく経験をする、あるいは係活動で自分の役割を与えられて、その役割をきちっと果たしていく、あるいはわからないこと、疑問があればしっかり学習してそれを理解していく、こういった本当に日常教育活動で行われていることが、実は子どもはキャリア教育であるというふうに基本は考えています。ですから、どんな職業を選ぶかということも当然ながらキャリア教育の中の一つではあるんですけども、つまり、子どもたちは小中の義務教育段階でいろんな経験をし、いろんな役割を担い、あるいは人とのつながりをし、自分のよさをわかり、自分が今後どう生きていきたいかということを考えて職業を選択する、そのための基礎を培うのが小・中学校でのキャリア教育だと考えておりますので、ですから、もし子どもたちにいろんな教育活動を行う場合には、一つ大事なことは、教職員もそうですけれども、実は生き方を考える、自分の将来を考える、その一つでもある教育活動全体がキャリア教育なんだという意識を持って子どもたちに接していくということが大事なのではないのかなというふうに我々は考えております。

ですから、なかなかそのキャリア教育についてどんなんしたか覚えてないという子どもたちが多いんですけども、実はそこへ到達するまでのさまざまな、例えば選択をするための材料を探すことも含めて、その職業を選んだことも含めてキャリア教育なんだと。それを考えると、これから将来働いてからも、やはりキャリア学習を我々、僕ら自身もやっっていくのかなというふうに考えているところですので、だから、この結果は確かにパーセンテージが非常に低いんですけども、これは

もしかしたらキャリア教育の捉え方の若干の違いの中で、職業をどうするかということに限定されたもののパーセンテージになってくるのかなというふうに思っています。

議長（重光俊則君） 浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。かなりこれ難しい問題だと僕自身も思っています。生き方であったりとか将来につながる考え方を育むという部分でも、非常に当然ながらこれは就職してもその後ずっと続いていくものなので、どこで正解を区切るかというのはやっぱりできないと僕も思っています。ただ、望ましいのは、やはりあのときの中学校で学んだ職場体験、キャリア教育が非常に役に立ったというパーセンテージを、これがちょっとどれぐらいのものかはわからないにしても、やっぱり上げていきたい。

教育に関しては素人ですが、素人なりにいろいろほかの中学校でどんなことをされているのかなという先進的な取り組みをやっている中学校を、僕自身の中でも学校特集の雑誌とかもいろいろ見て調べたんです。名古屋市立千鳥丘中学校、これ、生徒350人で11学級ある学校だそうです。この学校は、キャリア教育の特集という部分で出てきた学校なんですけれども、連日生徒の問題行動があった中学校で、それを打破するための取り組みとしてキャリア教育というものを導入、しっかり力を入れていったというふうな背景があり、1年生には職場訪問、2年生で職場体験、1年生のときに職場訪問の事前学習としてドリームマップというものをつくっています。ドリームマップは今もう本当にどんどん普及していて、書店に行ってもたくさん並んでいるかと思うんですけれども、自分の夢を文章や写真などを使って台紙に表現し、漠然と描いている夢を視覚化する、こういった作業になります。書いた夢に直接または関連する事業所を訪問し、直接話を聞かせてもらいレポートにまとめると。事後には職場訪問発表会を開き、レポートの内容を生徒間で共有する。3年生のキャリア教育には、これまでの進路学習とか軌跡というものを振り返って、志望校に合格したらそれで終わりということではなくて、先ほど申し上げたようなどんな人間になりたいのかとかどういう生き方をしていきたいのかということを開きかける作業、ドリカムカードというものもあわせて導入しているということで、そこには掲載されていました。

本町でも、先ほど壁新聞とか同じような取り組みをされているということで、もう少し取り組み内容について詳しく聞かせていただけたらと思います。

議長（重光俊則君） 吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君）では、先ほどご答弁の中でキャリア教育の全体計画を立てているというお話もさせていただきましたので、全体計画といいますのは中学校のみではなくて、中学校区、小学校、中学校9年間を見据えたキャリア教育の計画を本町では立てております。

例を言いますと、小学校1年生の中では、例えば1日の家族の動きや仕事を調べてくるであるとか、あるいはグループでいろいろなことを話し合ってみる、これは小学校2年生です。3年生では、スーパーマーケットを実際に訪問してみる、それから日根野の電車区を見学して電車区の仕事を知る、タオル工場を見学して地場産業について知る。4年生になってきますと、消防士の仕事、願いを知り、自分たちにできることを考えていく、また、車椅子体験等も実際に行ってみる。それから、4年生の10歳のところでは、特徴的な取り組みとして2分の1成人式というのもやっている学校がございます。この2分の1成人式というのは、ちょうど10歳になるときですので、例えば今までの生活を振り返ってみる、自分のうれしかったことを書いてみるであるとか、あるいは大人になったら自分はどんなふうになりたいと思っているのかということを書いて書き出してみる、あるいは家族の方への感謝の気持ちをそこであらわすといったような、ちょうど10歳ですので2分の1成人式というような取り組みもしております。小学校の5年生になってきますと、今度は関空の施設の見学をしたりとか自動車工場を見学してみるというふうなこと、6年生になりますと、劇団員や学芸員や飼育員の仕事、それぞれの役割について知ってみるというような体験もしております。

中学校1年生になってきますと、保健師や助産師、栄養士、保育士等の講話を聞いたりする経験もすると。ちょうど中学校2年生になりますといわゆる職業体験と。職業体験する前には、当然、

どんな職業があって、自分のなりたい仕事を考えて、その仕事につくにはどうしていくことが必要なのかといったような調べ学習もします。また、企業に職場体験に行かせていただく上でアポをとるのも自分たちでとる、どんなふうな電話の仕方をしたらいいのかも当然勉強させていただきます。帰ってきた後に振り返りをし、お手紙、お礼を書く、その中で自分の思いをもう一回振り返ってみる、それで壁新聞をつくって全体に周知するといったような作業をします。中学校3年生になれば、実際の高等学校あるいは就職する子ども、いろいろいますけれども、自分の将来、いわゆる進学等について考えるといったような計画、これがキャリア教育の全体計画です。これは各中学校区ごとにつくってやっております。

ただ、なかなかこのとおりにうまくきれいにいくかというたら、それは難しいんですけれども、我々考えておるのは、やはりキャリア教育の重要性ということを考え、9年を見据えて発達段階に応じてその場その場で何をするのがいいのかということ計画立てて進めていく、これは、教職員がみんなこうするんだよ、小学校の先生も、中学校へ行けば、中学生になったらこんなんするんや、中学生の先生は、受け入れる前に小学校でこんなことをしてきたということをお話の上で進めていくからこそ、より充実したものになるのかなと思っていますので、今現在そのような形で進めているというふうな、これはあくまで一例でございます。

以上でございます。

議長（重光俊則君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。僕がいろいろ探していく中で、先進的に取り組んでいる中学校という形でクローズアップされていたんですけれども、今お話を聞くと熊取町のほうがやっぱり全然進んでいるかなというふうに思いましたし、やはり熊取町の教育水準というか、教育委員会を初め学校の先生方が本当に子どもたちの将来に真摯に向き合っているという姿勢が本当に感じられている部分であり、本当にありがたいというふうに思っています。

しかしながら、こういった報告書もありますので、常に今やっていることが子どもたちの役に立った、役に立ってなかった、覚えている、覚えていないという部分で、子どもたちみんながやっぱりよかったよねと思ってもらえるようにやっていただく、そういった取り組みをしていくということを頭の片隅に置いていただきながら、次の質問に入っていきたいと思います。

教育のまち熊取としてのブランドを全国的にPRしていくための取り組みについてということで、従来から私たちの会派未来では、教育のまち熊取というものをどういう形で全国的に発信していくのか、PRしていくのかについていろいろ議論させていただいています。教育のまち熊取としてのブランドというのは、住民の方たちにはある一定のご理解が広がっているかと思っておりますけれども、やはり町から一歩出ると、なかなかそこまで浸透していないのかなというふうにも思います。今後、教育のまち熊取というのを確固たるブランドとして町内外で当然ながら推進していくかと思うんですけれども、どういう計画でやられていくのか、お聞かせいただけたらと思います。

議長（重光俊則君）吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君）それでは、教育のまち熊取としてのブランドを全国的にPRしていくための取り組みについてご答弁申し上げます。

現在、教育委員会といたしましては、子どもたちの生きる力の育成に全力を尽くしてまいりたいというふうに考えているところでございます。学校教育といたしましては、引き続き、教育活動全体を通じてキャリア教育等を行い、将来子どもたちが社会の一員としての責任を担い、社会的な自己実現を図ろうとする意欲や態度を育てていくとともに、全ての子どもたちに対して、人とつながる力、確かな学力、そして生きる力を地道に、そして着実に育てていきたいと考えておるというふうなことでございます。

以上でございます。

議長（重光俊則君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。教育のまち熊取は、我々熊取町はここに力を入れていくん

だというふうに発信していきたい。これ、でもどこの自治体もやっぱり同じだと思うんです。自分とこの自治体は教育に力を入れているというふうに思われていると思います。

どういった形で差別化していくのかというふうに思って、ちょっと今回も新たな提案をしたいというふうに思うんですけども、東京都、愛知県、また兵庫県とか奈良県で、住民団体が主体となり行政が連携するような形で、夏休みを利用したサマーセミナーというワークショップが今どんどん広がっていています。ご存じの方も多いと思いますけれど、兵庫県尼崎市でもみんなのサマーセミナーとして、中学生から大学教授、地元住民など誰もが先生となって誰もが生徒となる、そういった取り組みを、学校の校舎や地元の飲食店であったり会議室などを利用して、夏休みの期間2日間ではありますけれども、いろんなことが学べていろんな世代の人たちがそこに集うというようなイベントとして開催されています。例えば、この教室のこの時間では防災の常識を学ぶ講座とか、同じ時間のほかの教室ではみんなが知りたいお葬式の話、また素敵なラッピングの仕方教室とか社長の仕事を紹介しますとか、変わったものでいくとスライムのつくり方を教えますとか、いろんな講座があって、100人を超える地元の先生が講師となって講座を開いて、それに学びたい、そういったことに興味のあるのが大人、子ども関係なくみんなが学べる、そういったまちに今、尼崎市というものはなっています。こういった取り組みがどんどん今広がってきているんです。

前回私、3月議会の一般質問でも、年齢を重ねていくにつれて子どもたちが夢を失っているといったような質問をさせていただきました。これらを解決する方法として、出前授業であったりとか、夢をかなえた大人に講師として学校に来てもらって、実際に夢を目標に変えていくような取り組みについて少し触れさせていただいたんですけども、こういうワークショップを熊取町でもできないものかというふうに思っています。どうしても教育のまち熊取ということで、今までは子どもの教育という部分を僕自身はずっと考えていたところがあるんですけども、そうじゃないと。教育のまち熊取というものをブランド化していくのであれば、大人も子どもも学べるまちというような形で、こういったワークショップを熊取町でも導入してみてもはどうかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

議長（重光俊則君） 亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君） 今、浦川議員のほうからおっしゃられました子どもだけではなくて大人の方も含めてということでございますので、生涯学習の分野のお話をさせていただきたいと思えます。

まず、熊取町では、町内を一つの大学と見立てまして熊取ゆうゆう大学というものを実際にやっております。毎年4月には入学案内というようなものも発行させていただいて、住民の方に周知をさせていただいておるところでございます。この中では体験学部という学部と教養学部、ゆうゆう学部と3つの学部で構成して行っているわけなんですけれども、まず体験学部で学習者の方、これは年代を問わず、さまざまな方を対象としまして、高齢者向けであったりとか親子向け、子ども向けといったようにいろいろ講座を準備して体験していただくという目的、また教養学部ということで、内容をIT関係であるとか料理、語学、人権というような何か一つのテーマに絞った中でいろいろと学習していただく。それとあと、ゆうゆう学部と申しますのは、こういった既存の講座を修了された方がみずから主体的な学びに発展、進化していただくというような意味で、今では地域活動への入門講座というようなものもしております。

それと、こういったゆうゆう大学の取り組みとは別に、先ほどご提案いただきました住民主体といえますか、住民団体が主催するサマーセミナーというふうなものに生涯学習としてどう取り組めるかというふうなところなんですけれども、今現在行っています制度でくまもり人材バンクという制度がございます。こちらの中では、先ほどご紹介いただいたような幅広くとまではいかないかもしれませんが、現在89人の方、特技であったりすぐれた技能をお持ちの方に登録いただいております。この中では、それこそ生け花であったりとか書道であったり、あとはいろいろパステル画とか絵手紙であるとか、水墨画とか音楽関係であるとか、89人という方ではございますが、いろいろ

な講師になれる方を登録いただいておりますので、住民団体の方と講師の方を仲立ちするというんですか、そういった役割は担えるのではないかと考えています。

以上です。

議長（重光俊則君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。ゆうゆう大学とサマーセミナーと、この線引きはどこですか、のかなというふうにちょっと今聞きながら思ったんですけども、ゆうゆう大学の参加者であったりとかは盛り上がっているとか活気づいているとか、認知度とか、その辺はどうなんでしょうか。

議長（重光俊則君）亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君）ゆうゆう大学の全体の今受講された方、延べ参加者の人数をご紹介します。平成25年には延べで3,043の方がご参加いただきまして、平成26年では3,358人、平成27年では3,810人と、少しずつではございますがふえていっているような状況でございます。

以上です。

議長（重光俊則君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。延べ人数なので、例えばこれは同じ人が10回講座とか8回講座とかというような形でのカウントも入ってきますよね。はい。

ちょっと毛色が違うのかもわからないですけども、先ほど学校教育の中で子どもたちがキャリア教育を覚えているとか役に立っていないとかいうような話をさせていただいたんです。役に立った、非常にインパクトがあったと、印象深かったと答えている生徒、生徒とか、もう25歳になっているわけですけども、それは、職業人や地域の人に仕事の話聞くであったりとか仕事を調べる授業というのが非常に印象深かったというふうな回答が上位にランキングされています。

先ほど一番最初の質問のご答弁の中にもあった、例えば熊取町は、なかなか企業を誘致するというのも大きな事業者が入っていただくというのも難しい、そういった特性もあって、今後事業所が少なくなってきたときに、じゃどういった形でキャリア教育、職業体験を子どもたちに学んでもらうのかという一つの視点として、先ほど申し上げたようなワークショップに地元のお店の経営者、オーナーに来てもらって自分のお店をPRするもよし、自分の仕事についてそこで学んでいただく機会をまた子どもたちに与えたりとか、何よりも子どもだけじゃなくて大人も学べる機会というもの、ぜひともこれ生涯学習、教育課ともあわせて、例えば煉瓦館を1日貸し切って、きょうはそういった形で大々的に教育のまち熊取を推進していく、そのための取り組みとして煉瓦館を丸々1棟貸し切ってそういったイベントをするというようなことでも発信力はあるのかなというふうに私自身は考えています。

さらに言うなれば、熊取町には3つの大学、1つの研究所があり、きのうの答弁の中でも学園文化都市という言葉が出てきたと思うんですけども、そういった優位性がありながらも、残念ながら、各個々の大学と熊取町とは連携できてきていると思うんですけども、横断的に4つの大学が一堂に集まって何かイベントするといったことは、なかなか今できていないのではないかなというふうに思っています。そういった4つの大学を柱として、そこにいろんな住民と子どもたちであったり大学と行政と一緒にワークショップを組んでいくというような取り組みもぜひとも一度ご検討いただけたらなというふうに思っていますが、大学との連携ということに関してはいかがでしょうか。

議長（重光俊則君）藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）大学との連携につきましては、4大学と協定を結びまして、日ごろから協働事業を中心に進めさせていただいております。毎年2回、各大学の事務局長に寄っていただきまして、日々その年に実施いたします事業についてそれぞれ話し合うという機会を持っております。また、先ほど4大学の横断的なのというお話の中で、きっかけづくり交流会ということで、これは担当

者レベルではございますが、町、各大学の先生方に一堂に寄っていただいて、そういう交流をする機会というのもつくっております。先ほどご提案いただきましたような発展性というのは、その中でも議論できるのではないかなというふうに思っております。

議長（重光俊則君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。なかなか学園文化都市といえどもそういったきっかけづくり交流会ですか、それをどんどん発信させていって、やっぱり教育のまち熊取というブランドは絶対に他市に負けてはいけないとか、ここは絶対に押さえておくべきところなのかなというふうに私は思っています。こういったイベントを行政主導でということがなかなか難しいということであれば、そういった団体、協働提案事業という形になるのかどうかわからないですけれども、そういったところと連携しながら、熊取町は子どもも大人も学べるまちなんだといったことが一つのブランドにつながってくるのではないかなというふうに思っていますので、大学を横断的に、大学との取り組みをやっていくという意味でも、煉瓦館1棟貸し切って教育のまち熊取というものを推進していくんだとアピールしていく、発信していくことをしようとする、ほかがないことをやっていかないとなかなか住民とか、ほかには伝わっていかないとこのふうにも思っています。

せっかく各個々ではいろんないいことをやっているにもかかわらず、それがなかなか伝わっていかないというのは非常にもったいないのかなというふうに思っています。ぜひ、この件に関して前向きにご検討いただいて、また機会があれば私のほうからも進捗したいと思います。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）煉瓦館の1棟貸しというような大胆なPR方策、ありがとうございます。また今後の参考にさせていただきたいと思います。

こちらの質問ですけれども、子育てしやすいまち、教育のまち熊取のブランドPR、こちらでございます。シティプロモーション推進課が企画部のほうにございますが、やはりこちらの課が中心となって町内外、全国に向けて発信していく、そういった役割があると思います。事業原課のほうはしっかりと事務事業を推進しながら、個別施策について広報、ホームページ、そういった媒体によりまして住民の皆様にお伝えする役割分担であるというふうに考えてございます。

教育委員会の答弁でもありまして、子どもたちの生きる力の育成に全力を尽くすというそういったことに代表されますように、事業原課のほうは子どもたち、また住民の皆様の前線でしっかりとまずは事務事業、こちらを推進していると認識してございます。これらの一つ一つの事務事業の積み重ね、これがおのずと住民の皆様により施策であると感じ、また評価いただき、また、とりわけその中でも若年世代、子育て世代のお母さん方に感じていただいて、そのお母さん方の口コミなどの情報ネットワークによりまして自然的に広まっていくこと、これがお金のかからない最も効果的なPRではないかなというふうに考えてございます。

ただ、本日、浦川議員から、先ほどありましたような尼崎市のサマーセミナーといった取り組み、また煉瓦館1棟丸貸しというような、またさらには本町の特色であります大学連携と横の横断的というようなご提案もいただいております。そういったところにつきましては、逆に浦川議員自身が本町の教育レベルが高いということをご認識いただいていることの裏返しかなというふうにも理解いたしますので、その期待に応えられるように、今後におきましても、昨日の坂上昌史議員への答弁のとおり、先進的な、要は斬新な新たなPR方策、それらをしっかりと今後検証しながら取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（重光俊則君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。ぜひとも今後、次の質問にもつながってきますけれども、協働のまちづくりというものを推進していく上でやはりこういった取り組みというのは重要ではないのかなという意味で、前向きにぜひご検討いただけたらと思います。

では、次の質問に入りたいと思います。

100年後の熊取町の住民協働のまちづくりのあり方について、順次伺ってまいりたいと思います。

平成22年に、協働によるまちづくりによる熊取町の目指す姿として、協働の理念について熊取町協働憲章が定められました。この協働憲章は、今後10年間のまちづくりの方針を定めた第3次総合計画を進める上で最重要規範となるものと定義されています。地方創生が叫ばれる中、少子高齢化が進み地域社会での課題が多様化、複雑化していく中、本町を含む地方自治体では、人的あるいは予算上の制約などで行政サービスを十分に提供できなくなりつつあります。そうした制約を補填するような形で、まちづくり、医療・福祉、環境、防災など、地域社会での課題解決の担い手として、株式会社やNPO法人など多くの事業者や住民団体が主体となって、熊取町を元気にしたい、住民の役に立ちたいと日々奮闘されています。地域社会の課題が多様化、複雑化する中で、今後これら増加する担い手をどのように支援または連携していけばよいか大きな課題になってくるかと思えます。本町が掲げる住民との協働のまちづくりを本当の意味での協働につなげていくため、方向性を伺いたいと思います。

まず、一番最初の本町のNPO法人の登録数の推移についてご答弁をお願いします。

議長（重光俊則君）藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）それでは、100年後の熊取町の「まちづくり」のあり方についてご答弁いたします。

まず、1点目の本町NPO法人の登録数の推移でございますが、本町に登録されているNPO法人数は現在17法人となっております。NPO法人の設立認証は、平成22年に大阪府からの権限移譲を受けており、それ以降、設立の認証につきましては4件、町に転入してこられた団体が3団体、反対に町外に転出された団体が2団体、閉鎖が1件でございます。

以上でございます。

議長（重光俊則君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。

続いて、次の質問に入りたいと思います。

その17団体で、行政と協働で取り組んだことがある団体数及び事例についてお願いします。

議長（重光俊則君）藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）それでは、2点目の登録されたNPO法人の中で行政と協働で取り組んだことがある団体数及び事例についてでございますが、平成22年に本町が定めた熊取町協働憲章を具体的に運用するために策定した、補助制度を伴った新しいまちづくりシステムである住民提案協働事業制度がございます。本町に登録されているNPO法人でこの住民提案協働制度を活用した実績のあるNPO法人は現在のところ2団体、公園の整備に関するものが1事業、国際交流に関するものが2事業の実績がございます。

他方、住民提案協働事業制度の活用ではなく、本町に登録されているNPO法人が本町の各所管部局との間で個別に事業を展開するケースといたしましては、17法人のうち約半数、9法人と協働で事業を実施しております。具体的には、町から事業を委託している契約先NPOが5法人、町主体事業やNPO主体事業の実施に当たって相互に協力関係にあるNPO法人が4法人、計27事業を実施しているところでございます。

議長（重光俊則君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。住民提案協働事業についてちょっと質問したいんですけども、熊取町まち・ひと・しごと創生総合戦略、その中のKPIの中に住民提案協働事業実施件数として26年度の実績は3件というふうになっていて、目標、31年度には7件というふうになっています。今平成28年度ですので、ちょうどその真ん中ぐらいに時期的には当たるのかなと思うんですけども、今年度、ちょうど今ぐらいですか、提案協働事業を募集されているかと思うんですが、何件ぐらい採択されるというか、進んでいくようなイメージがありますでしょうか。

議長（重光俊則君）藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）今年度につきましては今現在募集しておりますので、ちょっと今の段階で何件ということはお示しできませんが、過去、今回K P Iの中で7件ということでございます。平均いたしまして、昨年度提案数で6件、そしてその前が5件、一番多いところで7件ご提案いただいたところが実績でございます。

議長（重光俊則君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。提案なので、採択とはまた別ということですか。

議長（重光俊則君）藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）そのとおりでございます。提案いただいても、その事業自身が公益性があるとか事業の必要性等々いろんな審査項目がございまして、それに合致しない場合は不採択ということもございます。

議長（重光俊則君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。

提案事業についても、本来はこういった取り組みをするという単発的なものじゃなくて、やっぱり継続事業だと思うんです。1回採択されてよかったらというか、きちっと目標に向かって進むことができれば、その翌年度も同じように手を上げて継続していきたいというような趣旨で活動されていると思うんですが、継続事業につながっているのかどうかというところを聞いていきたいと思えます。

議長（重光俊則君）藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）住民提案事業の中で継続につきましては、平成28年度、これは28年度実施予定でございますが、継続事業が2事業、27年度も2事業、そして26年度は1事業、25年度は3事業の継続でございます。

ただし、補助事業につきましては制度上3年という限度を設けておりますので、補助を受けられるのは3年ということになってございます。

議長（重光俊則君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。協働提案事業については、また後日、もう少し別の件で詳しく聞いていきたいと思えます。

では次に、3つ目の質問に入ります。

今後の取り組み、連携方針について、先ほどこちょっと継続事業云々の話をさせていただいたんですけども、今後、行政との取り組みもしくは連携方針について、どういう形で続けようとしてしているのかについてご答弁をお願いします。

議長（重光俊則君）藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）それでは、3点目の今後の協働の取り組み・連携方針についてご説明申し上げます。

本町の協働のまちづくりにつきましては、熊取町協働憲章にも記述しておりますとおり、協働を進める意義といたしまして、住民等と行政の協働、または住民等同士の協働、さまざまな担い手が協働することによる、よりよいまちづくりの実現が目的でございます。この協働のまちづくりを実現するためのツールといたしまして、平成26年度には住民提案協働制度の団体提案タイプに行政提案型の仕組みを追加するなど、制度を一部改良して現在に至っております。

協働の理念といたしましては、ただいまお答えさせていただきました補助金交付を伴った住民協働提案制度といった制度運用的な協働のまちづくりだけではなく、N P O法人や地域の自治会、各種団体など住民団体との間でいかに住民団体等の声に真摯に耳を傾けることができているか、あるいは制度的な枠組みではない部分で公益的な事業を住民団体と協働で取り組むことができているかといった部分が、協働のまちづくりの基盤というべき部分であると考えております。

町内には39の自治会があり、年間5回にわたり自治会会長が一堂に会して町政連絡事務嘱託員連絡会を開催し、相互にさまざまな情報を提供、交換するなど、連携を深めております。また、本町

の登録NPO法人のおよそ半数が個別に本町事業施策にかかわって協働でまちづくりを進めていただいているところでございます。さらに、協働のまちづくり研修会と題して、NPOのみならず、公益的な活動を行う団体も対象として研修、意見交換の場を設けており、平成27年には33団体49名の参加をいただいたところでございます。

本町といたしましては、住民協働提案制度としての制度運用と制度の枠組みを超えた日常的な協働のまちづくりを今後も一層発展させるために、協働に対する理解を一層深め、協働を推進、実践することにより、住みよい豊かな地域社会の実現に向けて取り組んでいく所存でございますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。いろいろと改良を重ねられて、協働のまちづくりを推進しているというふうなお話をいただきました。

住民参加と言われるようなアンケートであったりとかパブリックコメント、パブリックモニターなんかは住民との協働という部分では当てはまるのかなと思いますけれども、住民参加ではなくて住民が主体となってまちづくりを行っていくということが今後重要になるという話をちょっとさせていただきたいと思うんです。

そういったことに既に取り組まれている先進的な取り組みとして、静岡県牧之原市があるんですけども、人口約5万人の市で、この市は、行政ではなく住民が市の基本方針を話し合っ決めていくといったような取り組みをされています。例えば、保育所をもっと充実してほしいとか公園が欲しい、バスの便をふやしたい、そういった住民の不満を、ただこういうものが不満だから解消してくれと行政に要望するのではなくて、じゃそれをどういう形で実現していくかというのを住民同士で話し合っ、それを実際に計画の中に入れて達成していくという自治体で、非常に驚くべき先進地だなというふうに思っています。やっぱりこれが本来の協働のまちづくりのかなと。市の職員も、私たちは市民に雇われている立場である、何にお金を投資し何を削るべきかは住民に判断してもらうことがあるべき姿だ、こういうふうに特集記事でもコメントされています。これを読んだときに、すごく本気度が伝わってくる、非常に勇気のあることだと思います。

本町もどんどん住民との協働のまちづくりを推進していくという意味で、いろんなところに改良を重ねながら住民の意見を聞けるような、そういった体制づくりができてきていると思いますけれども、やっぱり最終的には、極端な話を言うたら全部住民が決めて、最終的にそれを行政が形に変えていくというのが、最後というか目標ですね。協働のまちづくりという部分もあるのかなというふうに思っています。

いろいろ問題の中で、例えば粗大ごみの処理の仕方とかこういったことも住民からのご要望というのが僕たち議員も非常に多いわけですけども、例えばごみの処理の仕方一つにとっても、じゃどうやって解決していくかというのを住民同士で、そういう問題を提起した住民が集まって解決に向かっていけるような、そういった取り組みをされているんです。

なので、何が言いたいかというと、住民が決めていく、そしてそれを形に変えるのが行政というような形、協働のまちづくりとして、それがあべき姿なんじゃないのかなというふうに思っています。

では、最後の質問になるんですけども、本町の地方創生のあり方について伺いたいと思います。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）それでは、地方創生のあり方について答弁いたします。

昨日の坂上昌史議員の質問に対して答弁申し上げましたとおり、地域コミュニティや大学、住民団体などの多様な関係者との協働のまちづくりの理念のもと、本町の地方創生を推進してまいりたいと考えてございます。

本町では、古くから地域コミュニティ活動の運営が盛んであり、とりわけ防犯・防災を初めさまざまな分野において、住民間の自主的な話し合いにより地域の問題は地域で解決するという機運が

醸成されてございます。また、地域のボランティアの方などさまざまな関係者との協働による地域全体での子育て支援の取り組みは、子育てしやすいまちとしての熊取ブランドの確立に大きく貢献してございます。

このように、地域コミュニティや大学などとの協働により、子ども、学生から高齢者まで多世代が交流しながら互いに支え合える本町ならではの人のよさを生かし、人口減少、少子高齢化が進行する中、将来にわたり活力ある地域社会を維持するべく、地方創生に取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。

ここで先ほどのまち・ひと・しごと創生総合戦略についての話をさせていただきたいんですけども、先ほどの牧之原市の例で例えると、K P Iのところの指標の中にいわゆる住民粋というか、住民が決めたことを達成していくような取り組みがもう基本方針として盛り込まれています。熊取町はどうかかなと、住民との協働のまちづくりを推進していくに当たってどこに落とし込んでいくのかなというふうに見たんですけども、最終的なK P Iにはちょっと結びついていない。もちろん、自治会の加入率を上げていくということも重要です。地域の問題を地域で解決していく、それについても重要なんですけども、住民同士が話し合っただけで決めていくという指標というのがここにはないのかなと。この指標になれば、幾らその協働のまちづくりを推進すると言っても、最終的な目標がないから、どこまで進んでいるかというのなかなか見えにくいのかなというふうに思っています。

そういった意味でも、住民の声にのっていきという部分でいくと、今、若者の社会参加ということも非常に注目を浴びてきていますけれども、残念ながらその関心を広げていく機会が少ないという問題も同時に起こっています。2014年、内閣府によって諸外国の若者と日本の若者比較調査というものをやられているんですけども、自分が参加することによって社会が少しでも変えられると思いますかという質問に対して、3割の若者は肯定的な回答をして、7割の若者が自分が参加したって変わらないというふうに答えています。もう既に問題はあって意識改革はしたいと思っているけれども、自分が参加しても社会は変わらないというふうに諦めていっているわけです。これは、もちろん熊取町云々の話じゃなくて日本の若者全部に質問しているわけで、ただ、これはすごく的を射ているなというふうに私は思っています。やはりこれを変えていく、自分の参加、あなたが参加することでこのまちは変わるんだということを実現していく、その場があって初めて自分事になって、まちづくりというものは始まってくるのじゃないかなというふうに思います。

なので、そういった若い人たちも含めた住民の人たちが参加して、あなたたちの参加によってまちづくりは変わるんだというものをこの指標の中にもしっかりと落として、ぜひともやっていただきたいと思います。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）総じて議員のほうから協働と、それから地方創生との関係ということで、牧之原市を代表にされて住民粋といったような、そういったご提案をいただいたところでございます。

その粋につきましては、私ども、今制度としてあります住民提案協働事業制度、こちらのほうでしっかりとご提案いただくという粋は想定してございますが、ただ、K P Iの設定、これにつきましては今、議員からもご指摘ありましたとおり、協働のまちづくりの推進というところで自治会加入率、大学との連携事業数、また住民提案協働事業の実施件数ということで、幅広いところで具体的に議員がご提案のようなものは入ってございませぬけれども、状況によりましては、K P Iの設定というのは自由に出し入れ可能となっておりますので、そういったところも検討していきたいと思っております。

ただ、一つ言えることは、協働というのは、もう議員の皆様もご存じのとおり、あくまでも協働

することがゴールではございませんでして、協働はあくまでもよりよいまちづくりをするためのツールの一つであると、そういった認識を持ってございます。そういったことで、最終的には地域の独自性とか連帯感とか地域の誇りとか、そういったことを住んでいる方々に感じていただいて、今後も住み続けたい、またこれからよその人が熊取町に住んでみたいなというような、そんな魅力的なまちづくりにつなげていくというのが最終目標地点かなというふうに思っておりますので、国が定めている地方創生のベースになる考え方、これはすなわち協働であるということはもう深く認識してございますので、また住民部の所管の熊取町協働憲章と、それから総合戦略、この2本をしっかりとした軸として、しっかりと熊取町の地方創生に取り組んでまいりたいと思います。ご理解のほどよろしく願いいたします。

議長（重光俊則君）以上で、浦川議員の質問を終了いたします。

一般質問の途中ですが、ただいまより昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（「12時02分」から「13時00分」まで休憩）

議長（重光俊則君）休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、江川議員。

13番（江川慶子君）それでは、私から一般質問させていただきます。

まず、1つ目は子どもの貧困対策について質問します。

貧困対策推進法が成立し、昨年9月議会でも私から質問させていただきました。その後の状況をお伺いします。

1点目は、貧困対策について統括する部署をお示しください。

2点目は、学習権と進路保障、食の保障、経済的保障が必要だと思っておりますが、具体的な町の考えをお伺いします。

3点目も共通するので一緒に答弁を求めますが、今後の実態調査、就学援助の対象者引き上げ、子ども食堂、無料塾など必要だと思っております。明快なる答弁をお願いいたします。

議長（重光俊則君）田中健康福祉部理事。

健康福祉部理事（田中耕二君）それでは、子どもの貧困対策につきまして、まず、1点目の貧困対策について統括する部署につきましてご答弁申し上げます。

子どもの貧困対策は、国の子どもの貧困対策に関する大綱におきましても、一般的な子ども関連施策をベースにその改善充実を図ることが不可欠とされており、一方で本町では、従来から福祉や教育など各分野での子ども・子育て支援に関する取り組みをまとめております熊取町子ども・子育て支援計画の総括を初め、保育所や小・中学校など各現場において児童や家庭の問題を抱える状況を把握した場合なども、健康福祉部と教育委員会が連携しながら、児童相談事業を所管しております健康福祉部子育て支援課がコーディネートしているというところもあり、子どもの貧困対策につきまして子育て支援という意味から子育て支援課が統括するものでございます。

続きまして、2点目の学習権と進路保障・食の保障・経済的保障につきまして、総論的にご答弁申し上げます。

子どもの貧困対策に関する大綱では、教育の支援や生活の支援、経済的支援などを重点施策として設定し、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指すとしてされています。また、子どもの貧困対策は、議員ご質問のとおり、経済的側面のみでなく教育や就労などさまざまな側面があり、国におきましても25もの指標を用いて各施策の検証等を行っているところであり、さまざまな施策を総合的に推進することが重要であると認識しており、昨年9月議会での江川議員からの一般質問時にご答弁させていただきましたとおり、本町におきましては、子どもの貧困対策を含めた熊取町子ども・子育て支援計画に掲載の各施策を着実に推進することにより、子ども

の貧困対策を総合的に推進できるものと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

続きまして、3点目の今後の具体的な対策につきましてですが、先ほども申し上げましたとおり、引き続き熊取町子ども・子育て支援計画に掲載の各施策を着実に推進することはもちろんですが、支援が必要な児童や保護者に寄り添い、ケースごとに適切な支援をきめ細かく継続的に行っていくことが肝要だと考えております。その面では、本6月議会に補正予算案として上程させていただいております子育て世代包括支援センター事業や本年度から実施しております産後2週間サポート事業につきましても、妊産婦や子育てママのケアをより早く行うことで子どものケアにもつながるものであり、重要だと考えております。

具体的に挙げていただいております実態調査等のところにつきまして、私のほうからは実態調査及び子ども食堂について、まず答弁させていただきます。

実態調査につきましては、今年度、大阪府が子どもの生活に関する実態調査を実施の上、必要な施策の検討及び国・府・市町村の役割分担を明確化する予定であり、本町といたしましては、これらの動向を注視するとともに連携を図ってまいりたいと考えております。

また、子ども食堂についてですが、さまざまな事情を抱えた子どもに無料や低価格で食事を提供する場所としてだけでなく、子どもたちの居場所、交流の場の提供ということも視野に入れ調査、研究を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）ご答弁ありがとうございます。

アベノミクスの関係でしょう、貧困がとても加速していると言われております。熊取町では、保育所、幼稚園、学童保育、そういった新制度にかかわった立てられた熊取町子ども・子育て支援計画の中に貧困問題も総括して入っているんだというご答弁だったんですが、これは、よく中身を見ると、新規事業について、新制度について先ほど2点、子どもの包括支援サポートとか妊産婦のこととか幾つかありましたけれども、どうみても貧困問題の対策については提案が非常に弱いと思います。その点はいかがでしょうか。

議長（重光俊則君）田中健康福祉部理事。

健康福祉部理事（田中耕二君）私、答弁の中でもちょっと申し上げたんですけども、貧困でという側面はいろんな側面があると。国においても25の指標を使ってそれを判断しておく。その中には、当然経済的な面でありましたら例えば高校の進学率、またひとり親家庭の親の就業率、スクールソーシャルワーカー、保育所、いろんな指標を用いていると。その中で、国自体も実は新たな指標の調査、研究を進めていかなければならないというようなところで、単に経済的な部分だけをもって貧困という部分では少し違うのかなというところもあります。

その中で、我々の子ども・子育て支援計画、まさに子育て支援、子どもに関することを総合的に網羅した計画であります。ホームスタート事業等も支援という部分ではそうであろうし、一定、貧困という言葉とはまた違う部分の、先ほどの25の指標の中の一つとしてやっていく部分、そういうものを総合的にやっていくということが重要だと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。ということは、町のほうでも熊取町子ども・子育て支援計画で貧困問題についてこれで足りていると思っているわけではなくて、大阪府のほうは今動き出しているから、それにあわせてまた対応も調査、研究しながら総合的に考えていくということで受けとめますよ。

議長（重光俊則君）田中健康福祉部理事。

健康福祉部理事（田中耕二君）もちろん、計画は計画としてあります。常に動いておるとい部分では、府の今後の施策等も当然連携できるところは連携するでしょうし、町として必要な施策というもの

は新たに打っていくというところは当然でございます。

1点、この機会ですのでちょっとご紹介だけさせていただき時間をいただきたいんです。数字の話ですので、実は決算委員会等でもよくご議論いただく数字にもなるんですけども、本町のいわゆる要支援児童数、いかに本町がきめ細かなことを対応して、それぞれのケースを把握しながら支援に結びつけているかというところなんですけれども、27年度要支援の児童数、これは複数回何らかの相談であるとか面談であるとかやっておるところと理解していただければ、大卒でよろしいんですけども、この件数、児童数が480名ございます。じゃ近隣はどうなのかというところになりますと、岸和田以南市町村、これは本町が調査をさせていただいた数字になりますと、多いところで222名、少ないところでは0名というような回答を得ているところがあります。

これを見たときに、熊取町はじゃ大変なまちなんだというような誤解をなさるところがあるんですが、この数字がまさに他市町に比べまして本町がいかにきめ細かな支援を、水際と申しますか、もう早い段階から手を差し伸べて一緒に考えていっているかというところがございます、子育て支援の先進地として、よく新聞等でも出てくるんですけども、三重県の名張市、こちらのほうが人口が約8万人、年間の出生数が約600人、ほぼ本町の倍に近いような団体なんですけれども、こちらのほうの27年度の2月末の要支援児童数が730件となっております。名張市のある資料に出ている言葉では、やはりきめ細かな支援の効果がここにあらわれているんだと彼らも言っておるところで、我々はこれを今後も進めていきたいなど。

その中で、いろんなやるべき施策というものが出てくるであろうから、それについては対応したいし、もちろんオール大阪等での、オールジャパンもそうですけれども、基本的な施策というのはやはり国・府が一定示していただいた上で、熊取町はどうかという部分についても検討したいというところですよ。すみません。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。今の支援計画で足りているとは思っていないと、そういうことですね。それで、子どものケースに合わせて対策は考えていくんやということで受けとめました、子どもの貧困率、これもとても話題になっていて、きょう資料につけさせてもらっています。

子どもの貧困対策に関する大綱についてということで、平成26年8月29日の閣議決定で出ている資料です。貧困対策に関する目的・理念というところですが、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る。大きな2つ目が、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進するというところで、4枚にわたって書かれておりますが、左の下です。子どもの貧困率というのが全国的には16.3、これ平成24年の指標ですが、大阪の状況はご存じでしょうか。

議長（重光俊則君）田中健康福祉部理事。

健康福祉部理事（田中耕二君）すみません、ちょっと時間をいただきます。たしか大阪はその数字が出ていなかったのではないのかなと思っておるんですけども、ちょっとお待ちいただけますでしょうか。

（「もういいです」の声あり）

健康福祉部理事（田中耕二君）いいですか。

すみません、大阪はデータがないというところがございます。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）データがないということなんです、全国で数字が出ています。それで、平成9年には8.4%で全国で10位ということなんです、平成24年度が大阪は21.8ということで、沖縄に次いで第2位の高い数字になっています。特に母子世帯は54.6ということで、背景にワーキングプアの状況が深刻になっているなどということで、大変困難さが伴っております。

昔の人の働き方と違う困難さがあるんですけど、大阪府は子ども・子育て支援計画に貧困対策が含

まれているというふうに最初、現在述べていまして、策定での貧困問題に関する実態調査や検討会議がこれまで丁寧に行われていたとは思えないです。それをこれから行っていくんだということの答弁だったと思うんで、これから大阪府が調査し、検討し、それを受けて熊取町も連携してやっていくんだということで受けとめました。それでよろしいですか。

議長（重光俊則君）田中健康福祉部理事。

健康福祉部理事（田中耕二君）1点、私がデータなしと申し上げましたのは、27年3月の大阪府子ども総合計画、これがまさに議員おっしゃった子どもの貧困に対するところを包含した部分でございますが、その中の参考指標では大阪府数値はデータなしという形なんで、ちょっとどうなのかというのは私もわからないんですが、それはそれといたしまして、議員おっしゃいますとおりで、これから夏にかけて府のほうで調査等をする。それを踏まえて秋以降、対策本部会議の中でいろんな来年度の施策も含めて検討していくことになるというところでございます。そちらのほうとは何らかの形で恐らく市町村と連携というところが必ず出てくるかと思っておりますので、その辺は、十分連携をとれる部分についてはとっていきたいと考えております。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。

資料につけている子どもの貧困対策に関する大綱、2枚目には指標が載っていきまして、3枚目には教育の支援ということで、具体的な、学校をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開、貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上、就学支援の充実、4つ目に大学等進学に対する教育機会の提供、次に生活困窮世帯等への学習支援、その他の教育支援と、教育支援でもかなりたくさん項目が挙がっています。

また、生活支援のほうは保護者の生活支援、子どもの生活支援、関係機関と連携した包括的な支援体制の整備、子どもの就労支援、支援する人員の確保、その他の生活支援、熊取町は子育て支援のまちということで、とても手厚い部分もあります。切れ目なくということで妊産婦から義務教育の間は結構手厚くやられているんだけれども、中学を卒業した後は府の事業だということで一定ちょっと放り出されているような感がとれるところもあるんですが、3枚目には指標に向けた当面の重点施策ということで、保護者に対する就労支援、経済的支援、子どもの貧困に関する調査研究等、施策の推進体系等ということで具体的な重点施策が書かれています。

その中で食の保障、今、各地で子ども食堂の話が話題に上がっています。先ほどでも阪口議員のほうからも鱧谷議員のほうからも少し子ども食堂の言葉が出て、一般的に広がりが出ていますが、熊取町でも子ども食堂を始めたところがあるとかいうお話を聞いたんですが、それはご存じですか。

議長（重光俊則君）田中健康福祉部理事。

健康福祉部理事（田中耕二君）熊取町で1事業所が子ども食堂をやっている。月1回だけ300円の費用で。毎回10名程度が集まっておられるという状況です。また、運営に関しましては大阪体育大学の学生たちがボランティアとして参加していると。いわゆる宿題だけではなくて居場所的、お母さんたちの居場所も含めてというような、みんなで楽しく食事をするというところで、実は、子育て支援課の人間がお話をお伺いに行っております。

非常に志の高い事業主で、料理、飲食を扱う者としてやっていくべきことだということで、我々、先ほど今後研究したいというところを申し上げましたが、一体どんなことができるのか。一方で、実は我々だけでやりたいんだというような、行政が入ることによって動きづらくなるというような側面も中身によってはあるというのも事実でございますので、一体どんな役割分担ができるかということも含めて勉強したいなというところです。

ちなみにもございますが、近隣、岸和田市以南で子ども食堂をやっておるという情報は、各市町村これも問い合わせたんですが、情報としては各市町村ともにつかんでおらないというようなところでございます。

以上です。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）さすが、しっかりつかんでいただいているということなんですが、そういった民間の力をかりてやろうじゃないかというところがあれば、そこにまた協力してもらえるとということで、やはり町のほうも応援していくようなものがこれから必要だと思います。

また、大阪体育大学でも朝のモーニングサービス、学生たちが朝食をとらないで学校に来られる方がいるということで、学校のほうも比較的安く食事を提供する場をつくったということも聞いております。

そういった部分で、子ども食堂の意欲あるところへ補助金とか、そういった制度というのを今後考えていただきたいと思いますが、その点いかがですか。

議長（重光俊則君）田中健康福祉部理事。

健康福祉部理事（田中耕二君）朝の浦川議員の一般質問でもございました。本町は協働というものを押し進めてきたまちでございます。いわゆる協働事業としてやっていけるのか、例えば、全然まだわからないですけども、行政募集型の協働事業なんていう形でやっていけるのか、それともまた違う形でやるほうが動きやすいのか、その辺は十分我々も勉強しないとイケないですし、相手のご意見も尊重しながらやっていきたいと思っております。

ただ、何分まだそこまでは至っておらないので、これからいろいろ勉強させてもらいたいなというところでございます。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）勉強をよろしくお願いします。

堺市でしたか、泉佐野市も補助金制度をつくられたということをお聞きしています。そういったことも情報として入れて、よりよい、やろうと思う人がどんどん協力してもらえる、また周知も協力できるような、どんな子が行ったらいいのか、対象の子どもがちゃんと耳に入るような、そういった施策というか、呼びかけにしていかなあかんかなと思うんで、その辺もこれから工夫していかなければいけないことだと思います。より具体化が早くできますように、よろしくお願いします。

それから、小・中学校のことなんです。先ほど大阪体育大学が朝の食事提供を始めたということですが、義務教育である小・中学校の子どもたち、朝ごはんを食べずに来ている現状があるようなんです。それで、小学校、中学校に朝の軽食、バナナだとかヨーグルトとかそういったもの、つくらなくても提供できるような、そういったサービスということも今後検討が必要ではないかと思うんですが、その点はいかがでしょう。

議長（重光俊則君）中谷教育次長。

教育次長（中谷ゆかり君）非常に難しいご提案だというふうに今の段階では思っております。

本町の姉妹都市でございますミルデューラ市の場合ですと、途中の時間にするといったそういった習慣があるというふうに、私も行かせていただいたときに驚いたところでございますが、熊取町は、現在のところでは早寝早起き朝ご飯ということで、できるだけ皆さんご自宅でとってきていただく。それが当然1日の体づくりになるといったところからまず始めさせていただいておりますので、学校の今、教育の中でお昼の給食以外に朝の軽食というところにつきましては非常に難しいご提案だというふうに感じておりますが、だからといって全く考えなくていいわというレベルではないというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）ありがとうございます。

一昔でしたら、お母さん、お父さんがおられて就労されていて、それでも子どもたちを送り出してくれる環境というのが比較的あったんですけども、現在、本当に働き方が変えられてきている、収入も減っている、行ってらっしゃいと言ってもらえるお母さんがいなかったり、ただいまと帰ってくる時にいないとか、帰ってくるまで食事を待たなければいけない、ワーキングプア、さぼっ

ているわけじゃなくて、働いているのに収入が低くて生活が困難だという人たちがいて、そういう人たちがばかりじゃないんですけれど、そういう子どもたちもしっかり同じように教育できるような生活できるようなということで、貧困対策に関する法律ができて、やろうと進めているので、ぜひその点もお願いしたいと思うところです。

それから、学校給食の件でも、これは一定食育なので、給食費というのを無償で取り組んでいるところが全国でも10カ所余りあるんですが、そういったことの検討もやはりしてほしいなと思うんです。その辺はいかがでしょうか。

議長（重光俊則君）中谷教育次長。

教育次長（中谷ゆかり君）こちら也非常に難しいご提案であるというふうに感じております。

議員もよくご承知いただいておりますように、給食費につきましては非常に安価な設定とさせていただきます、なおかつ栄養バランスのとれたということで工夫して提供させていただいているところでございますし、給食費が困難なという言い方は非常に申しわけないんですが、就学の援助という制度も活用させていただきながら進めさせていただきたいというふうに思っております。

議員のご質問の中には就学援助のことについても触れていただいておりますが、本町の就学援助、議員よくご存じいただいておりますように、生活基準の1.1倍ということで、非常に近隣の市町に比べましてもそこはしっかりと対応させていただいているというふうに思っております。この点についてもご理解いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）その質問も次にしたかったんで、もうここで再質問させてもらいますが、泉佐野市がこの4月から1.2に引き上げたということで、熊取町も1.1ではなくて、やはりもう少し上に、1.5ぐらいまで上げて対象者を広げてほしいなと思うんですが、これは試算されていますか。

議長（重光俊則君）中谷教育次長。

教育次長（中谷ゆかり君）個々の方々の所得そのものを全部調べているわけではございませんので、この率が変わったときに町の負担額がどれだけ大きくなるかというような試算は行っておりません。

ただ、現状の中で小学校、中学校とも就学援助をさせていただきます割合というのが非常に高くなってきてございますので、この中で引き上げというようなことを考えてまいりますと、非常に今細かな計算をさせていただいております。本当に必要としていただく方に支援が届くようにということで、非常に細かな計算をさせていただいておりますので、その辺が雑駁な形になってしまいますと必要な方に届かなくなってしまう可能性がございます。そのあたりは現状のところを続けていきたいというふうに思っております。

今の私の答弁の中で、議員、首をちょっとかしげられるところがあったんですが、実際に生活保護基準ということで、そのご家庭の家族構成とか年齢とか本当に生活保護の部分に当てはめていきまして、どういう状態なのか、当然、所得だけではなく、保険料を払ったらこんなに減っていったらよとかということ、そういったところも全て計算を細かくさせていただいて今実施させていただいておりますので、現状、この制度のまま進めさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）毎回、就学援助の質問をしたときには同じ答弁で、今回もそう変わりはないだろうなと思って質問したところなんですけど、今の答弁でも職員側の事務の大変さばかり強調されていて、子どもの実態、親御さんたちの状況、4月の入学時にお金が足りないと、熊取町は制服も必要だしランドセルも買わなあかん、そういったときに就学援助のお金も7月、8月ぐらいになると。そういったことも改善できない状態で、一つも就学援助について前進しようという前向きなところが見えないのがとてもいつも残念だなと思うところなんですけど、実際に子どもを行かしている親御さんは、みんなと同じように学校に行かせたいと思っていろいろ工面して準備されていると、そういった状態もありますし、1.1から1.2、1.3、少し上げてもらうことで対象者がふえることによって、

親御さんの苦しさを経済的援助となるので、その辺もやはり考えていってほしいなと思います。

これ、また大阪府がこういった方針を出してきたら多分横並びですとなるんかもわかりませんが、そういった就学援助の制度の見直しというか、いい方向での改善というのは引き続き検討をお願いしたいなと思います。

次、学習権と進学権の保障、高学費は、日本の学費の高さというのはすごく異常であるということで現金給付が求められています、経済的支援ということで、熊取町では遺児福祉年金、それから国のほうから児童手当、児童扶養手当、こういったものが出ていること、また熊取町は医療費を中学校卒業まで引き上げたということで喜ばれています。引き続き高校まで要望しますが、その点はいかがでしょうか。

議長（重光俊則君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）ちょっと想定しておりませんでしたので細かな数字的なものは今お示しできないんですけども、今時点、今回拡充をさせていただきましたいわゆる乳幼児子ども医療の助成につきましては、想定していた受診率以内におさまっておるような状況であります、やはり財政状況を考えた中では、今時点、拡充直後ということでございますので、その状況を確認しつつ、中身のほうは今後の研究課題やというふうにも今時点で考えております。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。中学卒業まで一気に上がったということで、とてもすごく喜ばれているんですが、ふたをあけたら近隣も一緒にどっと上がったということで、熊取町が特に目立ったわけではなくなくなってしまったわけです。ですので、引き続き検討をお願いします。

それから、無料塾のことなんですが、これは煉瓦館に今、机とテーブルを置いて自習学習する場をつくっていただいていますよね。そういったところにボランティアの方に来ていただいて、ちょっと無料塾的なこととかできないかなとか思うんですが、どうでしょう。

議長（重光俊則君）中谷教育次長。

教育次長（中谷ゆかり君）ご紹介を今までさせていただいていなかったかもしれないんですけども、中学生の居場所づくりという形の中でスタディスクールというようなものをさせていただいております。各3中学校それぞれでやってございますので、そこで学習等の機会を月4回、週1回なんですけれども設けさせていただきまして、無料塾とはまた違うんですけども、そういった活動はさせていただいております。

以上です。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。いろんな形で広げてもらえたらなと思います。

子どもの貧困対策については、これから秋に向けて大阪府が取り組む中で熊取町も連携して取り組んでいくということのご答弁だったんで、全体的に、熊取町子どもたちに関する貧困が世代を超えて連鎖するようなことのないよう、必要な対策をしていただきますようお願いしておきます。

それでは、2つ目の質問に入ります。

平成30年に国民健康保険が都道府県で広域化、一元化される予定であります。1点目は、調整会議やワーキンググループに所属していない自治体の意見はどのような取り扱いになっていますか、この答弁をお願いします。

議長（重光俊則君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）それでは、国民健康保険の広域化についてのご質問にお答えをいたします。

国民健康保険制度改革の一環といたしまして、ご存じのとおり、平成27年5月に持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が公布されまして、平成30年度から都道府県が市町村とともに国保の運営を担うということになっております。現在、大阪府が主体となりまして広域化に向けての作業を鋭意進めておるところでございます。

そのうちのまず1点目のご質問でございます調整会議やワーキンググループに所属していない自治体についてでございますが、ご質問にあります調整会議及びワーキンググループは、都道府県国民健康保険運営方針に盛り込む内容に関する事項、国民健康保険事業費納付金の算定ルール等財政運営に関する事項、それから標準保険料等に関する事項及び国民健康保険事業に関することを検討するために、同じく平成27年5月に設置されたものでございます。広域化調整会議につきましては、市長会選出が6団体から6名、町村長会選出が3団体から3名、それから大阪府国民健康保険団体連合会及び大阪府からそれぞれ1名、合わせまして11名で構成されております。

また、ワーキンググループは財政運営検討ワーキンググループと事業運営検討ワーキンググループが設置されておまして、その構成メンバーは、今申し上げました広域化調整会議の構成メンバー11名に、さらに市長会のほうから5団体5名が加わりまして、国保連合会と、それから大阪府の2名の方は両方のワーキングに参加する形をとりまして、各ワーキンググループとも9名の構成となっておりますのでございます。

それから、熊取町も含むいわゆる町村長会の選出メンバーは北部、東部、南部の3ブロックからそれぞれ1団体が選出されておまして、熊取町が属する南部の忠岡町以下4町の意見は、代表である岬町を通して行うこととなっております。

以上でございます。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）ありがとうございます。熊取町の意見というのは、代表とする岬町が総括して会議に出ていると言ってよろしいのでしょうか。

議長（重光俊則君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）ワーキンググループは今現在、月に1回程度定期的で開催されております。開催に当たりまして意見の集約等もやっていただいております。また、大阪府のほうからも、何かこれに関しての各市町村の意見を聞かせてくれというような文書も参っております。そういった形で熊取町としての意見、要望なりを提出しておるといような状況でございます。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。熊取町からの意見は岬町が集約して持っていつてくれているということですね。そのつもりではないと言っているというか、そういう組織の中で選ばれたわけではないと言っている市町村のワーキングの担当グループの方もいるんですが、熊取町はそういった形だということによろしいですね。

議長（重光俊則君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）今、江川議員のおっしゃっているのがどちらの団体のことを言われているのか、ちょっと私、検討つかないんですけども、岬町のほうからは、次のワーキングでこういったことがあるので何か意見があればというような、そういったメールも頂戴しておりますし、また、町村会のほうの南部は岬町が、それから町村会全体は島本町のほうが財政運営のほうの代表になってくれておまして、そちらのほうからもご意見があればというような、そういったメールも頂戴しておりますので、決して、なかなかほかの市町村を代表して意見を申し述べるというのはなかなか荷の重たい仕事やと我々恐縮しておるところですけども、そういった形で、代表というような形でワーキングの中で頑張っていたいただいているものというふうに認識しております。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。そういうことであれば一定安心しました。意見が取り上げられずに進んでいるのかなと、ちょっと危惧したので質問させていただきました。

それで、熊取町は広域化につきましてどのようなお考えで今挑んでいるのか、お聞かせ願えますか。

議長（重光俊則君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）熊取町としての考え方といいますか、そもそも広域化の始まりというの

は、江川議員もご承知のとおり、国民健康保険制度そのものがもう行き詰まっているということの制度改革の一環として実施されておるといふものでございます。

具体的な例を申し上げますと、国保の歳入のうち被保険者が実際にお納めいただいている保険料というのは2割程度になっております。2割を少し下回るぐらいの負担をいただいております。それ以外はいわゆる公費、税金と、それから国保以外の社会保険の拠出金、いわゆる前期高齢者交付金と呼ばれるものなんですけれども、退職後の方が国保に大量に入ってくるということで、医療保険制度全体で財政を調整しようという制度がつくられております。それらを踏まえて保険料以外で8割を占めるというような、そういうような財政状況になっておまして、国民健康保険の保険料だけでは到底運営が成り立たないような制度状況となっております。そういったことで、より広域で事業をやって財政の安定化を図るために、広域化というのが進められておるわけでございます。

熊取町といたしましても、制度の細部、詳細についてはまだ具体的なところまで詰まっておられませんけれども、熊取町としてどうなんやというあたりよりも、やはり国保制度そのものが持続可能な制度として今後も続けていってもらえるように、熊取町としても全体の流れに従って熊取町の国民健康保険が持続可能な制度として維持できるように、熊取町としての努力もやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）国が進める国民健康保険の一元化の部分の今お話だったと思うんです。行き詰まりを感じてきていると、これ以上は持続可能な制度にならないから一元化については一定やむを得ないかなというようなお話でしたが、今回大阪府が進めようとしているのは、それプラス統一保険料、統一減免、これも一緒に進んでいます。その点の町のお考えはどうでしょうか。

議長（重光俊則君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）大阪府が独自に統一保険料を決めようと、ほかの都道府県がばらばらなのというわけでは決してございませんで、やはり国のほうから一定のガイドラインも都道府県のほうに対して示されております。国のほうとすれば、医療費水準がほぼ大きな差がなければ統一保険料が適当であろうというような考え方が示されております。大阪府のほうも、そういった考え方、ガイドラインに従って統一の保険料でいく方向で、今現在考えておるなというふうに理解しております。

以上です。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）そうなんです。そういうふうに今、医療費の水準で調整しながら話が進んでいるんです。

これについて、医療機関がたくさんあって、500床ぐらいのベッドのある医療機関がこの辺にはない、医療費水準じゃなくて医療水準です。熊取町にとってみたら、とてもこれは住民にとっては保険料だけ上がって施設がない、熊取町も特に公立の病院もありませんし、医療水準が違う中で統一になるということに対して、これは住民にとって保険料だけ高くなってサービスが減るといふふうに私は考えるんですが、その点いかがですか。

議長（重光俊則君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）すみません、そしたら2点目のご質問かと思えます。

次に、2点目の医療施設の格差がある中での府内統一の不利益についてでございますが、全国的に見ましても、大阪府は交通機関も整備されてございます。医療機関の所在地との相関関係は少ないというふうに考えております。したがって、熊取町だけが不利益をこうむるということにはならないというふうに考えております。

以上です。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）ということは、熊取町は一元化も統一保険料、統一減免も推進の立場で、この協議会というのか、話し合いのテーブルにのっているということですね。

議長（重光俊則君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）統一の府内の保険料につきましては、江川議員もご承知やと思うんですけども、江川議員のほうからご提出いただいた資料のほうにも載っていますとおり、かなり以前から議論がなされておる話でございます、基本ラインとして統一の保険料というのがそもそも考えられておったという経過もございます。

統一保険料によって不利益が大きく生じるという、あるいは激変が生じるという場合には、大阪府のほうもそれに対しては激変緩和措置というものも考えておるといふふうに聞いておりますので、やはり一定、大阪府民としてどこで生活しても同じ保険料というの、これはまた納得性のある話やと思います。この点については詳細、まだどういったことが盛り込まれるのか、全てはつきりとわかった状態ではございませんので、今すぐにお答えというわけではございませんけれども、基本ラインとしては統一保険料というのは、これはもうやむなしというふうに考えております。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）この間も国保会計を見ていきますと、共同事業交付金というのがありまして共同事業拠出金、この2つの収入と歳出の関係が、今かなり拠出のほうがふえて、熊取町の支出、ここにかかわる保険料の値上げ分というのがこの部分にかかっているんです。これがますます差が出てくるので、医療費の一元化の問題もあるので3年間の対応があるんですけども、今の段階でも、共同にすることによって熊取町の保険料がよその人たちの医療に使われた分まで負担しなければいけない、その分が熊取町の国保の会計の保険料の値上げの一つの要因であるということを考えると、統一国保というのは、今でさえ高い国民健康保険料なのにまた上がるのであれば、これは反対してほしいなと切に思っているところです。

それは、まだ標準保険料が出ていない今だからこそ、予想がつくならば今もう反対と言うてほしいなと思うんですが、その辺は統一を考えているということで答弁が来ているので、多分答弁いただいても平行線かなというふうに感じるんですが、でも、あえてもう一度お聞かせください。

議長（重光俊則君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）まず共同事業の話でございますが、こちらは保険制度にさらに保険を掛けるという制度になっておりますので、熊取町で今現在これだけの医療費でおさまっておられるけれども、やはり高額な医療が発生するケースも当然今後発生する可能性が大いにございます。そういったときに熊取町単独でかなりの医療費の毎年の格差が出た場合、財政運営が極めて困難になるケースも考えられます。そういったことを踏まえての保険制度のさらに保険制度でございますので、これは、熊取町だけちょっと収支差が損するから今時点マイナスやから抜けます、やめておきますということは、これは申せません。

それと同じことございまして、やはり統一の保険料によって大阪府内どこに住んでも同じ保険料で納得のいくというあたり、それから、統一の保険料ではありますが実際に保険料を賦課決定するのはそれぞれの市町村ということになります。その際には、激変緩和措置というのはまた大阪府のほうも考えておるようございまして、その辺につきましては今後詳細、その結果なりが出てまいりましたら、一生懸命中身を精査して研究してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）大阪府は全国が進める以上に統一をすり込んで話を進めています。しかも、調整会議メンバー以外は議論し意見する場がないです。こんな大事なことが議会にも、私たち議員にも説明なく着々と進んでいくということは非常に問題だと思っています。

早いうちに町が大阪府から抜けて自分でやるんだと、こういうことは難しいのかもしれませんが、一度検討してもらって、大阪府だけで先行してやろうとする統一国保料、統一減免はぜひ抜ける、

そういった住民の負担をふやさないためにも、その部分だけは先行してやらないということを宣言してほしいなと思っています。

医療費格差1.4を年齢調整して1.2と大阪府のほうが言っているようですが、1.2というのが1と同じということではありませんし、ぜひとも、保険料はもう本当に上がります。そのことを考えて、住民にとってどうなのかということをもう一度考えてもらいたいなと思います。

4点目の健診事業の質問に入りますが、これまで医療費抑制のためということで健診重視で頑張ってきました。それで、健診のほうでも国基準から追加して尿酸だとか、健診の内容をふやしてやってきましたんですが、すみません、3点目が抜けていました。3点目は移行期の国保会計による収支による不足分の補填、それと4点目の健診事業はどう変わりますか。この2点について答弁をお願いします。

議長（重光俊則君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）続きまして、3点目の移行期の国保会計の収支不足分の補填についてでございます。これまでも説明申し上げましたとおり、被保険者の受益と負担の公平性を確保するため、国民健康保険事業特別会計の収支につきましては、これまでどおり特別会計の中で均衡を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

続きまして、4点目の健診事業につきましては、保健事業に関しましては基本的には今までどおり市町村が実施することとなっておりますので、変更はないものというふうに考えております。

以上です。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）時間がないので5つ目もお願いします。

議長（重光俊則君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）5点目の町の事務の変更点についてでございますが、資格管理、保険料の賦課・徴収、保険給付・保健事業など、これまで市町村で実施していた事務に関してはそのまま継続としていく見通しとなりますので、住民の皆様への影響は特にはないものと考えられます。しかしながら、新制度に移行する前後には、さまざまな事務的な検証作業やシステムへの対応など通常の事務業務に加えて、プラスアルファの事務業務が発生するものと想定されております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくご理解いただきますようお願いいたします。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）ありがとうございます。

先ほどちょっと言いかけたんですけれども、健診事業は標準保険料とは別ですので、そこにまた保険料が、計算するとその費用はプラスになりますよね。そうすると、とても健診によって医療費の抑制を図っていた、健診重視で頑張ってきた健診事業が今後そうならないのではないかなと心配します。医療費抑制のために健診事業を行っていた部分が、町側のインセンティブが上がらないのではないかということで、ちょっと不安を感じています。

それから、町の事務については一切変わらないと、今までどおりだということですよ。ですので、そういった保険料だけは大阪府が統一でいくと、そこが統括してやるという形になるので、保険の大きなところを大阪府が握って、熊取町は事務はやるけれども権限はないという形に変わってしまいますよね。そういった部分でも住民自治に反する内容だと思います。

今、過渡期である時期に熊取町の姿勢を大阪府にはっきり述べるのが大事だと思います。住民の利益第一に優先する対応を求めまして、私の……。答弁ありますか。

議長（重光俊則君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）すみません、時間がない中、申しわけございません。

先ほども申しましたとおり、保険料が占める割合は2割を切るような状況で、熊取町単独での国民健康保険事業運営というのは、これはもう極めて困難でございます。そういったことで、財政運営の安定化、これが極めて今回の統一の一番の目的でございます。大阪府という大きなスケールで

もって財政運営を図ることで、保険財政の安定化を図って持続可能な医療制度とするために実施するものでございますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）職員の事務のことから考えるのではなく、住民の目線で、住民の暮らしを見て、そういった立ち位置に立って今後考えていただきたいなと思います。

ということで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（重光俊則君）以上で、江川議員の質問を終了いたします。

次に、渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）議長よりお許しをいただきましたので、通告に従いまして項目ごとに一般質問させていただきます。

1項目は、災害に強いまちづくりについてであります。

先般、熊本、大分地方に震度7の強い地震がありました。たくさんの方が被災をされました。被災された皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、亡くなられました方に謹んでお悔やみ申し上げます。

また、東日本大震災から5年がたちました。東北地方、そして熊本、大分地方の一日も早い復旧・復興を願っております。南海・東南海地震がここ30年以内に発生するであろうという確率は60から80%と言われております。改めて、災害に強いまちづくりへの取り組みの強化を進めていかなければなりません。

東日本大震災直後の平成23年6月議会で、被災者支援システムの導入について質問いたしました。そのときのご答弁は、導入の是非について検証していきたいとのことでした。被災者支援システムとは、阪神・淡路大震災を経験した兵庫県西宮市が被災者のために必要な支援策を集約し開発したものでございます。住民基本台帳のデータをベースに被災者台帳を作成し、被災状況を入力することで罹災証明書の発行から支援金や義援金の交付、避難所や救援物資の管理、仮設住宅の入退居など一元的に管理できるシステムであります。

災害発生時、何よりも人命救助が最優先であります。そして、その次に必要なのは被災者への支援であります。中でも、家を失った方が生活再建に向けてなくてはならないものは罹災証明書であります。この発行には住民基本台帳、家屋台帳、被災状況という3つのデータベースを照合、確認する必要がありますが、これらが独立して存在している場合、災害時に照合、確認作業に手間取り、被災者の方は罹災証明書一つもらうのに長時間並んで待たなければなりません。東日本大震災のときもそうでしたが、先般の熊本地震でも罹災証明書の発行のおくれが問題視されておりました。

災害が発生したとき、行政は住民の保護、支援を速やかに実施しなければなりません。平時より災害時における迅速な行政サービスの提供ができるシステムを準備しておくことは極めて有益と考えますが、被災者支援システムの導入についてどのように検証されておられるのか、お伺いいたします。

議長（重光俊則君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）それでは、災害に強いまちづくりについてのご質問の1点目、被災者支援システムについて答弁いたします。

このシステムは、災害発生時の住民基本台帳のデータをベースに被災者台帳を作成し、これに被災状況を入力することで、罹災証明書の発行から支援金・義援金の交付、救援物資の管理、仮設住宅の入退居などを一元的に管理できるシステムでございます。

前回の一般質問以降の同システムの導入についての検証状況でございますが、現時点で府下で導入済みの自治体数が20と、現状では導入が半数に満たず、近隣泉南5市3町でもまだ未導入の状況となっております。

議員ご指摘の平成28年熊本地震における罹災証明書発行のおくれにつきましては、同証明書発行のために必要となる住宅などの被害認定調査に係る調査員不足が大きな要因と考えられております。

したがって、こうした大規模災害が発生した場合に同証明書の発行等の被災者支援をスムーズに行うため、今回の地震により蓄積される問題点あるいはそれに対する解決策などの知見を参考にしながら、本町における支援体制について改めて検討が必要と認識しております。そして、そのさまざまな問題点について検討していく中で、当該被災者支援システムも一つの検討課題として、その有効性を含めさらに調査、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

議長（重光俊則君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） わかりました。

人材不足というところのご答弁だったんですが、人材不足を補填するためにもこのシステムが必要だということなんです。実際、倒壊調査するときには人が要りますが、このシステムがあればそういった手続をスムーズにすることができ、事務手続を少なくすれば調査する人もふえますので、そういった面で言っているわけなんです。

まずちょっと具体的に質問させていただきたいんですけども、義援金とか仮設住宅の入居とか、そういったときに必要な罹災証明書の発行なんですけれども、罹災証明書を発行するのに平時でしたらどのくらいの時間がかかりますか。

議長（重光俊則君） 貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君） 担当部局の税務のほうに確認しましたら、証明書を出しますのは多少時間をいただいでです。ただ、先ほど答弁の中で申し上げましたように、現場に行きまして災害状況調査のほうはかなり時間がかかります。例えば2時間、3時間とか、そういった時間をいただいて現場に行って、そして戻ってそういう最終的には罹災証明書を発行するというふうな形をとっております。

議長（重光俊則君） 阪上総務部理事。

総務部理事（阪上敦司君） 先ほど企画部長のほうから大体のお話があったんですけども、災害の状況にもよります。現在、本町の場合は地震による罹災証明書というのは、阪神・淡路のときに数件対応したことはあるんですけども、主に瓦がずれたとかいう程度の部分で、かなり発災、地震が起こって以降の調査でしたので、それほど時間はかかっていないんです。検証等、先進地の状況とか聞かせていただきますと、やっぱり発災時の第1次調査ということで、外観をばあっと見ていく部分で大体30分ぐらいは1棟当たりかかってくるやろうと。2次調査といたしまして、最終的に罹災証明書を出すということになりますと、家の傾きぐあいであったりとか内部の壁の被害ぐあいであったりとか、そのあたりも家屋の中に入って調査ということになりますので、標準的な住宅、120平方メートルぐらいで2時間程度、調査員2人でかかるというふうな形の想定をさせていただきます。

以上です。

議長（重光俊則君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） わかりました。それが本当に災害時でもっとたくさんの件数が被害を受けたらもっと時間がかかるということなんですけれども、こういったシステムがあるならば全て一元的に管理できるというところで、スムーズに対応ができるということなんです。

これは、阪神・淡路大震災のときに被害を受けた西宮市がその経験を受けてシステムを開発したわけなんですけれども、まず、東日本大震災に遭ったときに災害対策基本法、平成25年に改正をいたしました。それで、そのときに罹災証明書は遅滞なく発行しなさいよというふうに市町村長にそういった義務づけをされたわけなんです、その改正法によりまして。ですので、遅滞なくしなければならないというところで、やはり何か手を打っていかないと遅滞なく発行できないかと思うんです。それでこのシステムがあるわけなんです、このシステム、参考資料の中につけさせていただきました。一元で管理できるわけなんです、避難所関連システム、緊急物資管理システム。だから、避難所につきましても、どこの避難所にどういった人が避難しているのかということはこの中に入ってくるわけなんです。そして避難物資につきましても、どこにどんな物資が行ったのか、そういったものもここに管理されていきます。そして仮設住宅管理システム、仮設住宅が必要な人の

管理もここでできます。そして、犠牲者の遺族管理システム、本当に災害で亡くなった方もあります。そういった方の遺族の管理システム、そういったものも全てシステムの中に入り込んで、全て一元化されてできるわけなんです、これも全て担当課がそれぞれ違うんですよ。ですので、一つ一つしようと思ったら本当に担当課の人が要ることになってくるんです。それを、これがシステム化すれば本当にわずかな人数で掌握ができるということなんです。

まず聞きたいんですけども、さっき言うていた罹災証明書というのはどこの課が発行しますか。1つずつ教えてください。罹災証明書はどこが発行するのか、被災者台帳はどこが発行するのか、避難行動要支援者台帳はどこが管理するのか、そして義援金の管理はどこがするのか、避難所の管理はどこがするのか、仮設住宅の管理はどこがするのか、支援物資の管理はどこがするのか、全て、全部違うと思うんです、私が言いたいのは、全部ばらばらの課が管理するんです。ですので、それだけの課の人が要るわけなんです。たくさんの職員が要るわけ。

でも、このシステムがあればわずかな人が管理できるということなんです。あとは人が動ける。だから、そういった倒壊の調査も行ける人がふえるということなんです。外に救援活動できる人がふえるということなんです。

だから、ふだんからこういったシステムの中で管理化すれば、そういったことが一元化されれば、いざというときには少ない人手で救援活動、またこういった状態を掌握することができると。どこの避難所にどんな人がいて何を救援物資として必要としているのか、それを持っていかないといけないというのが一元化されることによってわかるということ、そういったシステムになっているということなんです。

さっきの質問はもういいです、もうそれで。そういうことなんで、ばらばらになっている分が一元化されているんだと。たくさんの職員の手が操作に縦割りになっている分が一つにまとまって管理化されることの必要性、これがこのシステムなんだということをご理解いただきたいと思うんです。

まず、その分につきまして、私、これをまず最初に総務省のほうから平成21年に無償でCD-ROMが配付されました。それをまず一番に取り組んだ平群町に行ってまいりました。その担当者の方に聞いてきたんです。そしたら、やっぱりその方がまずは本当にこういったことを一番に取り入れて導入されました。その中で説明も聞いてきたんですけども、費用対効果につきましても、初期費用としては80万円程度で、そして毎年の管理費は電気代でいけるというところで、本当に平時からこういった準備をしておくことの大切さというものをすごく感じてお話を聞かせていただいたわけなんです。

それは、なぜこういったことが必要かというところで、根本は住民の命を早く守るところなんですけれども、それ以前に、それとともにまずは職員を守りたいと、そういう思いがこのシステムの中にはあるということなんです。同じように災害があったとき、職員も家庭があります。家族があります。家があります。皆さんもやっぱり被災者なんです、同じように。災害があったときに職員も同じ被災者だ。でも、自分の家を放り、家族を放って支援活動しなければならない、住民を守らなければならない。だから、そういった罹災証明書の手続を、たくさん並んではる住民の手続を職員は自分の家族や家を放ってしなければならない。一生懸命やっているんですけども、たくさん並んでいる住民からはやっぱり焦りから怒涛が来る。でも、職員も同じ被災者なんだというところで、職員の事務の手続をふだんからこれをしておけば、本当に職員も守ることができるんだという思いで、このシステムをまずもって導入したんだということをお聞かせいただきました。

そういったお話をまずちょっと説明させていただきました上で、もう一度しっかりと研修していただきたいんです。部長、何か言いたそうですか。いいですか。

それで、まずもってやっぱりこのシステムの導入に向けて、今、最初の答弁ではまだまだなかなかそういった倒壊に人が要るからどうのこうの、また府下でも取り入れているのは20だとか、泉南この一帯ではないんだというふうに言っていましたけれども、周りを見るんじゃなくて、我がまち

を守るために何ができるか、平時から何に取り組んでいくかというところ、そういうところをしっかりとまずは研修していただきたいと思うんです。

今言う西宮市の情報センター、その当時これを開発した吉田センター長なんですが、全国サポートセンターのセンター長として今なっておられます。今、全国にこの研修に回っておられます、各自治体に。危機管理講演と、そしてシステム操作研修をセットにして、自治体に被災者支援システムの説明会を全国の要望があったら随時説明に出向いていきますということを言ってくれておまして、私もこの方、平群町の職員を通じてセンター長にお願いしておりますので、ぜひとも研修をまず受けていただきたいと思うんですが、その辺どうでしょうか。

議長（重光俊則君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）種々ご提言も含めてご指摘どうもありがとうございます。総括的にお話しさせていただきます。

そういった平群町なり、あるいはそれ以外のところで参考事例等を収集すること、あるいは直接足を運んでお話しはぜひともお伺いしたいと思っております。

ご質問をいただいてから私自身もいろいろこの件は調べました。その中で、やはり有用性は非常に高いと思います。まだ5市3町でもないですけども、よく調べたら泉佐野市とかもちょっと来年度以降かかっていくという話とかがあったりとかで、近隣でもそういう動きがございます。

その中で、実は大阪府に全体的におおさか防災ネットという仕組みが平成8年、阪神・淡路以降に府下全域でそういったシステムを導入しておまして、情報の一元化であったり防災情報のメールを出したりとか、一元的なのはそういうシステムがございまして、それがちょうど来年度、ほぼ20年のソフトのシステム自体の更新に今差しかかっておまして、府との調整の中で来年度そういったシステムを変えると。その中でこのシステムのこともお伺いしたところ、例えばマイナンバーとかああいった新たな、今の西宮市とかはそれは対応できていません。ただ、新たなシステムとなればマイナンバーの対応とかも含めていくというお話も伺っていますので、来年度の大阪府のおおさか防災ネットの更新に合わせて、我々も今以上に積極的に導入に向けて検討を進めていきたいと考えております。

それには、先ほど80万円とかおっしゃっていましたが、例えば防災ネットのほうでもパソコンとかプリンターとかそちらのほうであるんで、そういったハード部分とかもさらに割愛できる可能性もありますし、あるいは大阪府が入ってのまたシステムづくりということも大いに期待されますので、そういうような形で検討のほうは今以上に進めてまいりたいと考えております。よろしくご理解のほどお願いいたします。

議長（重光俊則君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）先ほど、西宮市のシステムはマイナンバー対応にしていなかったけれども、対応しています。最初のころから毎年毎年バージョンアップしておまして、今バージョン7になっておまして、マイナンバーに対応できるふうに自動的にバージョンアップされております。それは平群町の導入しているところが言うておりましたので、一度この研修、来年の府の状況ではなくて、西宮市がまず最初にこういったシステムを導入し開発したセンター長の研修をしっかりと受けていただきたいということを要望させていただきます。よろしく願いしておきます。

議長（重光俊則君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）マイナンバーの分は昨年度の資料の収集ですので、その後バージョンアップというのは認識していなかったもので、その点は修正いたしたいと思っております。

いずれにしても、府のシステム改修等に合わせて、全面更新に合わせて検討を進めてまいりますので、またご支援のほどよろしく申し上げます。

議長（重光俊則君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）よろしく願いしておきます。

この質問をした後に、平群町のほうにその当時の職員が行ってくれているみたいなんです。その

職員が言うておりました。熊取町の職員が来てくださって説明したら、わかりました、いいですね、やりますよとかいうて言うて帰ったと言うています。でも、まだやってなかったんですかというて言われたもので、またどうぞよろしく願いしておきます。

次、ちょっと時間がありますので2点目を言います。

災害に強いまちづくりとして地域の防災力の強化も重要なポイントと考えております。自主防災組織の育成として、平成24年6月議会で避難所運営模擬ゲームHUG、Hは避難所、Uは運営、Gはゲームの頭文字をとったもので、英語でHUG、抱きしめるという意味ですが、避難者を優しく受け入れる避難所のイメージと重ねて名づけられたそうであります。地域の防災力の強化として、自治会や学校現場で実施してはどうかと質問させていただきました。調査、研究を行いながらそのゲームの長所を訓練に生かして取り組んでいきたいとのことでしたが、状況についてお聞かせください。

議長（重光俊則君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）次に、2点目のご質問の避難所運営ゲーム、通称HUGについて答弁いたします。

HUGについてでございますが、避難所運営をみんなで考えるための一つのアプローチとして平成19年に静岡県が開発したカード型防災ゲームで、老若男女さまざまな事情を抱える人を避難所にどう収容していくか、あるいは発生するであろうさまざまな出来事にどう適正に対応するかなど、ゲーム感覚で避難所の運営を学ぶことができるツールでございます。

前回の一般質問以降、HUGの導入について調査、研究を行った結果、25年度に本町の職員が実際にHUGの研修にも参加し、有用性を確かめた上で、既にHUGに使用するゲームツールは購入しております。

また、これを活用してまずは本町の職員を対象にした訓練として、当該HUGを実施すべく28年度、今年度の年間訓練計画に既に位置づけしており、来年2月に同訓練を開催したいと考えております。

今後は、この訓練により培ったノウハウを生かし、各自主防災組織の訓練等においてHUGを実施することも視野に入れ、より一層地域防災力の向上に取り組んでまいりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）わかりました。早速取り組んでいただくとのご答弁なんです。

HUGというのは、避難所運営マニュアルというものもあるかと思うんですが、昨日の質問の中でもやっぱり自主防災組織、自分たちの地域防災というか、自分たちの地域は自分たちで守るんだという意味で、避難所におきましてもせっかく立ち上げた自主防災組織、今、きのうも39自治体の中で36立ち上がったと、97%なんだというご報告ありました。その自主防災組織が、いざ被害があったときにどういうふうに活動していったらいいのかというところの避難所運営をゲーム感覚で、自分たちで避難所をどんなふう運営していったらいいのかということを考えることになっております。自主防災組織の育成として大きな役割を果たすかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

もう次の質問にいきます。

次、2項目めは路面下空洞調査についてお伺いいたします。

道路は、私たちの日々の暮らしに密接なかかわりを持ち、日常生活を支え続ける社会基盤であります。その路面下には、生活に欠かせないさまざまなライフラインが張りめぐらされて埋設されております。道路や橋などのインフラの老朽化が進む中、早期に異常を発見するインフラ点検の重要性が高まってきています。

道路構造物の延命化を図るため、長寿命化修繕計画や道路舗装修繕計画に基づき計画的に交付金を活用し整備していただいていることには敬意を表しておりますが、目視だけではわからない路面

下の危険な空洞を見つけ出す調査を近隣市町では実施しているようであります。道路の陥没による事故を未然に防止するために路面下空洞調査を実施してはいかがでしょうか。

議長（重光俊則君） 泉谷事業部長。

事業部長（泉谷 徹君） それでは、渡辺議員のご質問の2点目、路面下空洞調査についてご答弁申し上げます。

路面下の空洞調査につきましては、レーダー探査によるもので、新たな道路ストックの長寿命化修繕における調査の分野であり、大阪府においても新技術を活用した不可視部分の点検として平成27年度に初めて導入実施した業務でございます。近隣市町におきましても、泉佐野市が平成27年度から、田尻町が今年度から、避難路等重要路線を中心に社会資本整備総合交付金を活用して導入実施しているところでございます。

道路等公共施設の維持管理につきましては、現在、大阪府において、土木事務所単位で情報を共有し、研究会等も実施しております泉南地域維持管理連携プラットフォームに本町も参画しており、本年3月に岸和田土木事務所で開催されました路面下空洞調査車両による道路点検技術研修にも参加したところでございます。

本町におきましても、路面下空洞調査は道路の陥没による事故を未然に防ぐ手段といたしまして重要なものと認識しております。今後も、大阪府等からの情報を共有しつつ、実施の検討について調査、研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） わかりました。道路の陥没を未然に防ぐというところで、道路の内科健診といえますか健康診断といえますか、そういったものになるかと思うんですけども、平成25年9月に豊中市のほうでは市道が陥没したというのがすごくニュースになっていたかと思うんです。また、27年5月には金沢市の県道が陥没して、全国至るところで道路の陥没というのがあるわけなんです、やっぱりインフラの老朽化による原因で、雨水が流れ込んで土砂が流れ込んで空洞ができるというところのものかと思うんです。その分を今本当に、先ほど部長も府のほうで研修を受けてきたということですが、そこを走行することでマイクロ波で空洞を検査することができるという、そういった最新の技術ができたというところで、今、泉佐野市も検査して空洞が見つかったというふうに聞いております。泉佐野市の市役所の前の道にすごく大きな穴がそういった検査をした結果あるということで、それで掘削して調べたら1メートル真四角の大きさの空洞が見つかったというところで、27年度は予算をとって本格的に検査をしたということを聞いております。田尻町も、今、部長が言ってくださいましたように、28年度に予算をとって検査するというふうに聞いております。

費用もかかります。泉佐野市におきましては4路線、片側5.5キロメートルを検査して205万円の予算をとったらしいです。田尻町は28年度、15キロメートルで350万円の予算をとったというふうに聞いております。整備交付金ですか、そういったものが活用できますので、そういったものも活用してやっていただきたい、研究してやっていただきたいと思います。よろしくお願いしたいと思います。

本町もサンプル調査があったと思いますが、本町についてはその状況等どのように検討されるおつもりですか。

議長（重光俊則君） 泉谷事業部長。

事業部長（泉谷 徹君） サンプル調査におきましては、昨年5月に調査業者が自主的に本町町道2.93キロメートルについてのサンプル調査を実施されてございます。本年の2月に調査業者よりその内容の報告を受けたところでございます。

報告によりますと、町道五門久保小谷線におきまして深さが40センチ、幅が80センチ、長さが3.1メートルの空洞箇所が1カ所あったということで報告を受けてございます。この箇所につきましては本年度、掘削によりまして目視により空洞の確認を行いたいと考えてございます。

また、報告を受けた後は随時確認を行ってございます。現在のところでは特にたわみ等も発生しておりませんので異常は認められない状況でございますが、今年度中、早いうちに、もう夏ごろには掘削したいと考えてございます。

以上でございます。

議長（重光俊則君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） 本当に未然に防止できる対策はとっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

大阪府としっかりと連携して、府道等もありますので、緊急物資等、緊急避難通路というか、そういうものも府が管轄している分とかもあるかと思えます。府と連携しながらよろしくお願いいたしますと思えます。

道路の関係で、今ちょっと私自身が見守りをやっている道路も、もうそこは表面だけなんだと思うんですが、整備していただいてもすぐ穴があいて水がたまっているんです。そこは空洞かどうかというのはわからないですけれども、やっぱり整備してもすぐに亀裂が入ったりとかくぼみができるところ、そういったところは気になって、そして今回、路面下空洞調査について質問をさせていただきましたので、またどうぞよろしくお願いいたします。

次、3点目へいきます。

3項目めを質問させていただきます。3項目めは食品ロス削減についてであります。

皆さんは食品ロスという言葉をご存じでしょうか。ロスは、損とかなくしたものという意味であります。食品ロスとは、食べ残しや賞味期限切れなどで本来食べられるのに捨てられてしまうものであります。農林水産省によると、日本では年間1,700万トンの食品廃棄物が発生して、このうちの4割近い642万トンが食品ロスだそうです。また、そのうちの半分は家庭から、残りはお店や工場から出ています。食品ロスは、日本人1人当たりが毎日茶わん1杯のご飯を捨てている計算になるそうでありまして。日本で1年間に食べられる魚介類の量は約622万トン、その量とほぼ同じ量を捨てているということになります。

そして、国連が発展途上国に送る食べ物の合計は約320万トンで、その倍の量が食品ロスになって捨てているということになってくるわけでございます。国連は、2030年までに世界全体の1人当たりの食品廃棄物を半減させるという目標を採択しております。

4月から始まった政府の第3次食育推進基本計画では、食品ロスの削減のために何らかの行動をしている人をふやすことを柱としております。ポイントの1つ目は、子どもたちのもったいない精神を呼び起こし、家族への波及効果を促そうという点で、学校給食の食べ残しを減らす授業の拡大が検討されておられるようでございます。

そこでお伺いいたします。本町の学校給食現場における残食の状況はどうでしょうか。

議長（重光俊則君） 中谷教育次長。

教育次長（中谷ゆかり君） ご質問の本町の学校給食現場における残食の状況について答弁させていただきます。

学校給食における残食は、季節やその日のメニューによって差が大きく、詳細に数字でお示しできる状況ではございません。例えば、新学年が始まる春につきましては、学年が上がることにより必要摂取量がふえますが、全員が急に食べる量がふえるわけではないので残量が多くなる、冬場は牛乳の残量がふえる、伝統的な和食は好まれにくいといった傾向となっております。そのような状況ではございますが、一定の目安といたしまして、平成27年度の全小・中学校の残食の状況について算出いたしましたところ、全体で、非常に雑駁ですが、おおむね8%の残食が発生しているというところでございます。

以上です。

議長（重光俊則君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） わかりました。一応うちの今ちょっと例で聞かせていただいたんですけども、学

校給食の残食というのは全国的にもやっぱり多くて、環境省が調査したらいいんですけども、小・中学校の給食を調べたところ、1年間に食べ残しが児童1人当たり茶わんに47杯分、7.1キロあったそうなんです。ですので、うちの8%というのもどうなのかわかりませんが、本当に給食の残食があるというところで、この残食の状況からしてまず、先ほども言いましたように、食育、環境教育を通じて、アレルギーとかいろんな条件は省いて、食べられるのに食べられない子どもたちの残食をいろんな教育の中で減らして、もったいないからもったいない運動を子どもたちに植えつけながら、学習していただきながら、各家庭で残さないという、そういった子どもたちを通じて各家庭に運動を起こしていこうという、そういったものが今回食育基本計画の中で盛り込まれたらいいんです。それでちょっと学校給食のほうも聞かせていただきました。子どもたちのもったいない精神、それを呼び起こして家族への波及効果を促していく、食育、環境教育が重要かというところでございます。

食育、環境教育を通して食品ロス削減のための啓発を進めるべきであると思いますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

議長（重光俊則君）中谷教育次長。

教育次長（中谷ゆかり君）食育、環境教育という視点で、まず学校の食育の推進につきましては、栄養教諭を中心に給食時及び家庭科や保健学習の時間など、各教科等の時間を利用して取り組んでおります。

給食を通じた取り組みといたしまして、学級担任や栄養教諭から食べ物の大切さ、栄養素の働きやバランスのよい食事などの食に関する指導を行うほか、校内の給食委員会の活動として、給食内容の栄養黒板や給食放送での紹介、配膳台の点検、清掃活動などを行うほか、給食の残量調査を実施いたしまして、結果報告を児童朝会での発表という形で行うなどの取り組みを行っております。また、伝統的な和食を取り入れるなどによりまして、食文化への学習にもつなげているところでございます。

学校におきましては、引き続き、食事の重要性、健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方、また食物への品質、安全性等への正しい知識、食べ物を大切に、生産にかかわる人々への感謝の心、各地域の産物、食文化や食にかかわる歴史なども総合的に育むことを目的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）わかりました。

そういった感謝の心等、食育をしっかりとしていただくことが、また各家庭に波及していくかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

国連食糧農業機関、F A Oが調べた結果の中で、世界で9人に1人は栄養不足に陥っているという結果があります。そして、発展途上国では栄養不良によって5歳になる前に命を落とす子どもが年間500万人もいるという現実があるとF A Oの中で発表があるわけなんですけど、飢餓で亡くなっている、そういった世界の情勢もまた食育の中で入れていただきまして、栄養不足で子どもたちはこうやって食べられなくて、世界では5歳までに命をなくしている子どももいるんだよというところのことも教育の中にまた盛り込んでいただけたらと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次にいきます。

次に、今年度は災害用備蓄物資の更新となっておりますが、未利用の災害備蓄食品についてはどのように処理しておられますか。

議長（重光俊則君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）続きまして、3点目の災害備蓄食品の処理につきましてご答弁申し上げます。

本町の地域防災計画に基づく備蓄食品等といたしましては、現在、ボトル水500ミリリットル

6,600本、アルファ化米3,300食、乾パン300食、高齢者用食が300食、粉ミルクが15缶を各指定避難所の防災倉庫等に備蓄しております。

それぞれの備蓄食品等については5年保存の物を中心に備蓄しており、保存期限が到来するものについては計画的に更新をしております。更新に当たっては、従来より有効活用を図っておりますが、本年度におきましても、総合防災訓練を初め各自主防災組織における訓練での炊き出しや試食用として訓練参加者に配付するなど適切に活用するとともに、今般の平成28年熊本地震の被災地支援物資としても現地の需要等を踏まえて活用を図ったところでございますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

議長（重光俊則君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） わかりました。

今回は熊本地震があったので、そういったところへ物資として提供したというところではご報告を聞いているんですが、アルファ化米をどれだけ送ったんでしょうか。

議長（重光俊則君） 貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君） やはり全国各地からいろんな物資がそろってまいります。それで最初、4月にまず高石市以南の8市4町、それに引き続いて堺市以南の9市4町、広域的にそういった緊急物資の送付等をしております。その中で、アルファ化米等がかなりあったという判断で、向こうのほうから例えば紙おむつであったりとか生理用品であったりとか、水も限定的に各市町600本と指定がございましたので、熊本地震の2回の機会については、和泉市がアルファ化米900食を送った以外は本町はボトル水600本という形で、おおむね水を中心に送っております。

議長（重光俊則君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） わかりました。

そうしたら、今回アルファ化米3,300食はそのままあるというところで、今年度は更新になるというところなんですけれども、私が言いたいのは、未利用になった分につきまして、今そういった防災訓練等で配付しているということですが、3,300食も配付しているのかということもありますので、まず、フードバンクというのがありまして、消費期限の6カ月前に非常食、そういったもの、未利用の備蓄食品をそういうところに提供して、フードバンクというのは福祉施設ですとかホームレスとか児童施設とか障がい者福祉施設とか、そういうところに食べられるそういったものをそこに送っているんです。そういったボランティア団体なんです、フードバンクというのが。

フードバンクというのをご存じですか。

議長（重光俊則君） 貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君） 今初めてお伺いしたところです。

ただ、基本はあくまで防災用の備蓄ということで、その用途について適正かどうか、今そういったご提案、ご提言いただいておりますように、大阪府なり近隣の状況などを調べて検討してまいりたいと思います。

議長（重光俊則君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） また調べていただきたいと思うんですが、今私が資料を出しております。国が今食品ロス削減に向けた国民運動の展開という資料を出しているんですけれども、今、国のほうも食品ロス削減に向けてこういったプロジェクトを立ち上げておりまして、この中にも、一人一人のそういった食品ロスに向けての意識改革、行動改革が必要やというところで国も訴えているんですが、なかなか前へ進んでいかないというところで、その中にもここにフードバンク活動支援とあります。それがそれなんです。そういったところに食品ロスを削減するため、まだ食べられる食品、業者なんかがちよっと規格外の食べられるお菓子とか、そういったものをフードバンクに送ってというふうな活動をされているところもあるんですが、フードバンクの活動支援というところはそういったものなんです。

ちよっと時間がありますので、これまた研究していただきたいと思います。よろしくお願

いしたいと思います。

今、このように国のほうも食品ロスに向けて運動しているんですけども、なかなか進まないというところで、一人一人の意識改革が必要やというところで、それぞれの市町村で削減目標を掲げて取り組んでいるところもあるんです。国がやろうというだけではなくて、それぞれの市町村が目標を掲げて取り組んでいるところもあります。

京都市では、2020年までにピーク時から半減させる目標を掲げ、家庭で食材を無駄にしないために啓発活動をしていますと。また長野県の松本市では、宴会があったときに乾杯とかありますよね。そのときに、宴会の食べ残しを減らすために乾杯後の30分と終了前の10分間は自席で食事を楽しむ3010運動、30分と10分で3010運動を進めているそうなんです。こういったこともしながら食品ロス削減の運動を市民の皆様の声にかけているというところなんですけど、本町も削減目標を設定してこういった取り組みを推進してはいかがかと思います。どうでしょうか。

議長（重光俊則君）吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）それでは、4点目の削減目標の設定とその取り組みの推進について答弁申し上げます。

食品ロス削減の取り組みについて、国においては平成13年5月に食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）が施行されました。この法律は、食品関連事業者に対して廃棄食品を飼料、肥料や熱エネルギー化などの有効活用を実施することにより廃棄物排出の抑制を図るとともに、食品業界の健全な発展を促進し、生活環境の保全と経済の健全な発展に寄与することを目的としたものでございます。この法律のもとに、食品関連事業者を食品製造業、卸売業、小売業、外食産業の4つに分け、それぞれ再生利用量の目標が定められております。

一方、本町におきましては、平成26年3月に第2期熊取町一般廃棄物処理基本計画を策定し、一般廃棄物の排出抑制、減量化、再資源化並びに適正処理に関して基本的な方向性を定めております。その中で、食品廃棄物は生ごみとして可燃ごみに位置づけており、ごみ発生量の削減に努めているところでございます。

生ごみを分別収集していない本町につきましては、議員ご提案の削減目標の設定ではなく、ご飯はつくり過ぎず、残さず食べようといったリデュースを促進させるため、環境フェスティバルや環境教育セミナー等の開催による環境教育の推進、町広報紙によるPRを行うとともに、生ごみ処理機等購入補助により、可燃ごみ全体の削減に注力したいと考えておりますので、よろしくご理解を申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）わかりました。目標といってもそういうことになるかと思うんですが、啓発をしっかりとかまたよろしくお願ひしたいと思います。

私、一つ思いますのは、賞味期限と消費期限は違うというところ、そういったところの啓発もしていただいたらどうかなと思います。賞味期限はおいしく食べられる期限ですので、ちょっと過ぎても食べられるわけです、まだ。でも、消費期限はそれを過ぎたらやっぱりちょっとやめておいたほうが良いという、そういったところの違いというものも広報か何かでまた啓発していただくなり、また、各家庭に対してなんですけど、まずは家にあるものを先に食べよう。そして、お店で売っているのは、自分も気をつけないとあかんのですが、期限の迫っているものから買おうと、ちょっと奥に手を突っ込んで奥のものをとるんじゃなくて、店の期限が迫っているものから買っていきましようねという、それも一つの啓発かと思います。

すごく今回これ質問しながら自分が気をつけなあかんことがいっぱいあるんですけども、本町に飲食店で残さず食べる運動、また持ち帰り運動、バギーバッグ運動と、そういったものをしっかりと町民と事業者と、また行政等が一体となって啓発しながら食品ロス削減に向けて取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次、4項目めへいきます。

4項目めは、読書通帳についてお伺いいたします。

第3次子ども読書活動推進計画が昨年7月に策定されました。計画の実施期間は平成27年度から平成31年度までで、5つの基本方針が掲げられました。その中の一つに学校における読書活動の推進及び学校図書館の活用があり、指標として、学校図書館での子どもの貸し出し冊数を平成28年度は現状より2%増、31年度は4%増となっております。子どもたちが自分の読書記録を残しながら読書活動を推進する取り組みとして読書通帳を作成してはどうかと思いますが、どのようにお考えですか。

また、読書通帳の取り組みについては、平成26年3月議会の予算審査特別委員会でも質問させていただきました。町立図書館での読書通帳導入については、そのときの館長がシステム更新にあわせて検討を予定しているとのことご答弁でございましたが、検討状況はどうでしょうか。

議長（重光俊則君） 亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君） それでは、読書通帳についてご答弁申し上げます。

まず、1点目の読書通帳の作製につきましては、子どもたちが自分の読書記録を残すことにより、より本に親しみ、興味を持つなど子どもの読書活動の推進につながると考えられることや、また、大人の方でも読書意欲が高まり、図書館の利用促進につながったとの報道もされているところがございます。このため、読書通帳の導入を進めてまいりたいと考え、本議会の補正予算で読書通帳の作成に必要となる関連費用を計上させていただいております。

なお、新サービスの運用につきましては、通帳の印刷や図書管理システムの調整など、必要となる準備を行った上で、10月から開始したいと考えています。

2点目の町立図書館のシステム更新時における読書通帳の導入検討につきましては、全国的にも読書通帳を導入する図書館がふえつつあるという状況の中で、平成27年度の図書館システムの更新時には、読書通帳が新たな機能の一つとして既に図書管理システムに組み込まれておりました。

ただし、これまでの図書館では、誰が何を読んでいるかという情報については個人のプライバシーに属することであるため貸し出し履歴を残さないシステムとしてきたこともあり、貸し出し履歴を残すことを目的とした読書通帳という新しい機能をどう活用するかを検討してまいりました。

その検討の結果、全体の図書管理システムは、従来どおり貸し出し履歴を残さないシステムとすること、また、読書通帳への記帳には自身の利用カードが必要になること、記帳できるのは貸し出し期間のみとすることで、プライバシーの保護に十分留意しながら新しいサービスを提供したいと考え、今回補正予算を計上させていただいております。

今後も、広く住民の読書活動を推進するため、図書館サービスの向上を図るよう努めてまいりますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

以上です。

議長（重光俊則君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） ありがとうございます。具体的には何部作成ということになるんですか。

議長（重光俊則君） 亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君） 今回予算で計上させていただいております費用につきましては、3,000冊を予定しております。

以上です。

議長（重光俊則君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） それは、そしたら希望する方は全て対象というところなんですか。

議長（重光俊則君） 亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君） 申しわけございません。まずは町内在住の中学生以下のお子様につきまして2,000冊、この2,000冊といいますのが15歳以下の図書館の年間利用者数の約8割の方を見込んでおります。それと、その他の希望者の方ということで、16歳以上の方の年間の利用者数、また町外の方の利用も合計しまして、その希望者1割というような見込みで3,000冊をつくるもの

でございます。

議長（重光俊則君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） わかりました。

この間の読書活動推進計画の中で、中学生の年間の貸し出し冊数が10冊だったんですね。小学生は45冊か何かだったんですが、そういったことを通じて、この通帳を子どもたち、中学生がいただいて、この通帳でためていこうねということで読書の環境を推進できたらというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、今全国的に読書通帳をどこにも取り入れていっているわけなんですけど、もっと楽しくそういったことができるようにということで、通帳に何ぼか、50冊なら50冊分たまったら、富田林市でしたらキャラクターのシールをプレゼントしたり表彰状をプレゼントしたりしているんですけども、熊取町もそういったことを考えておられますでしょうか。

議長（重光俊則君） 亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君） 子どもの読書の推進につながる取り組みとして、そういったことがあるということは把握しております。本町も何か考えたいなというふうに考えております。

以上です。

議長（重光俊則君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） でしたら、また取り組みをよろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、図書館のATMを使ってできるというところなんですか。ちょっとその辺のところの説明がよくわからなかったんです。

議長（重光俊則君） 亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君） 今回のシステムなんですけど、機能そのものは図書館の管理システムの中に含まれておりますので、専用のプリンターを置くことになります。それで、図書館のほうで利用カードをかざしていただいて、その利用カードから情報を呼び出して専用プリンターで、預金通帳のようなイメージをしていただいたらいいんですけど、それを記帳するというような形になります。

以上です。

議長（重光俊則君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） わかりました。

読書通帳を通じてしっかりと、本当に熊取町にはすばらしい図書館もありますし、また、各学校には全ての学校に司書もいらっしゃいますし、子どもたちの読書環境が本当に整ってきておりますので、しっかりと読書を推進しながら心豊かな子どもたちを育成していただきますようお願い申し上げます。私の質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

議長（重光俊則君） 以上で、渡辺議員の質問を終了いたします。

一般質問の途中ですが、ただいまより3時15分まで休憩いたします。

（「15時00分」から「15時15分」まで休憩）

議長（重光俊則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、佐古議員。

10番（佐古員規君） それでは、議長のお許しを得ましたので、一般質問させていただきます。

まずは、大きく2点あります。

1つ目は、永楽ゆめの森公園整備についてでございます。昨年11月にオープンした待望の大型公園です。これ、かなり盛況で、うれしい悲鳴で、多くの入場者で今現在もにぎわっているところでございます。

そこで、今後の運営面などについて、下記について伺いたいと思います。

まず1つ目、ことしで初めて迎える夏場の対策についてお伺いしたいと思います。夏場の熱中症対策についてご答弁をお願いします。

議長（重光俊則君）大西事業部理事。

事業部理事（大西 宏君）それでは、ご質問の1点目、夏場の熱中症対策についてご答弁申し上げます。

現在、公園内には、日よけの施設としまして管理事務所内の休憩所、7カ所のあずまや及び木陰がございまして、来園者はこれらにより日差しを避け、お弁当を食べたり休憩されたりしている状況でございます。今後、これら以外の新たな熱中症対策としまして、周辺の気温を下げるとともに来園者の体温調節や涼を得る施設としまして、7月よりミスト装置の設置を予定してございます。

また、来園者の方々にも、水分の補給や体調管理についても気をつけていただく必要があることから、熱中症予防に係るポスターの掲示や環境省から発表される暑さ指数を掲示するなど、来園者に注意喚起を行ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（重光俊則君）佐古議員。

10番（佐古員規君）ありがとうございます。

昨日の一般質問の中でもございましたように、ミストシャワーを設置するという事をお聞きしました。それで、ミストシャワー、ぜひこれはほんまは提案したかったなと思ったけれども、もう設置しますということです。

そこでお聞きいたします。設置場所、それから数的なもの、何カ所に設置するのか、その辺について、もしご検討していただいているのであればお答えください。

議長（重光俊則君）大西事業部理事。

事業部理事（大西 宏君）まだ決定事項ではございませんけれども、候補の箇所としましては公園入り口、広いほうです。を入りましてちょうど管理棟の裏手に当たる箇所、そのあたりを想定してございます。

それと、大きさでございませうけれども、昨日もちょっとご答弁申し上げましたとおり、テント形式の例えば幅3メートルの部分を約10メートルにわたって連結し、そこにミストのホースをはわせて、噴射するミストを来園者が体に浴びられるようなと、そんなふう到现在のところ考えております。

議長（重光俊則君）佐古議員。

10番（佐古員規君）そしたら、そこ1カ所ということではよろしいんですか、今検討しているのは。これはちょっと要望なんですけれども、前回、5月の連休のときに結構暑かった日に見せていただいて、そしたらやはりお父さん、お母さん方が墓地との境目の木のところ辺とかあそこら辺、ちょっとした陰になるんですけれども、そういったところに座り込んでいたりとか、それからブランコの周りとか、あずまやが今7カ所あると言いましたけれども、そこはもうやっぱり結構いっぱいだったと。5月の時点でそういう状態だということでもありますので、これはもう7月、8月のむちゃむちゃ暑いときであれば、こんなの1カ所やそこらじゃちょっと足りないんじゃないかなというふうを考えております。

一番考えてほしいなと思うのは、今言われた管理棟のところはそれでいいかなと思います。もしできるのであれば、墓地の境目の木のところとかでもやってあげたらかなり涼しいのではないかなというのと、それからあと、ブランコのところも人気があつて結構並んでいるんです。あそこは陰が何にもないんで、だからそこあたりもうまくつけられたらなというふうを考えています。ですので、その辺もしっかり検討していただきたいなというふうには思います。

ただ一つ、ちょっと安全対策という意味で、ふわふわドームがありますね。あそこの付近でもミストシャワーをやってしまうと、ぬれた足でそのまま入ってしまうと滑る可能性があります。そういったことも考慮しながらやらないといけないというふうには考えています。

ここでもう一つ質問があります。ふわふわドーム等の遊具に対する要は事故等の状況もしくはそれに対する安全策をどうされたかというのを、今まで、もうここ半年ぐらいたっていますよね。その状況について、お答えできる範囲でお願いいたします。

議長（重光俊則君）大西事業部理事。

事業部理事（大西 宏君）事故等でございますけれども、現在私どもが把握してございますのが、現場におります臨時職員を通じて報告を受けた3件ございます。そのうち2件につきましては大型滑り台に係る件でございます、そのときの状況等を申し上げますと、例えば滑り終えた子どもたちがその場に立ちどまったままのケースが見受けられまして、上から違う子どもが滑ってきて衝突してけがをしたと、そういうケースがございました。対応としましては、すぐさま、そこに立ちどまらないようにすぐ外へ出てくださいということで、立ちどまらないでくださいという大きい表示を滑りおりた、ちょうどやわらかいクッション面になるんですけども、その部分に5カ所表示したと。加えて上のほうには、今度、滑る側からの注意事項としまして、下に人がいなくなってからということで、その部分につきましても表示で示しております。加えまして、これはテープレコーダーによりまして上のほうから注意事項、下の方がいなくなってから滑ってくださいというようなテープを、人が通れば感知するテープレコーダー、これを用いまして常時流しているということでございます。

あと、ふわふわドームの事故につきましては、大きいけがというのは現時点では聞き及んでございません。私がちょうど現場にいてるときに、少し足を滑って痛めたという方が1名おられた程度でございます。

そのほかには、スケートボード広場でも1件ちょっとけがをされたという方もございまして、この方につきましては、当然、現場には注意の必ずヘルメットをしてくださいとか、そういった警告の看板を既に設置してございますので、そういうPRということで再度、この件につきましても私がちょっと現場でたまたまいたものですから、それについてもちょっとアピールさせていただいて、注意を促すというふうな措置をとらせていただいております。

以上です。

議長（重光俊則君）佐古議員。

10番（佐古員規君）ありがとうございます。

ふわふわドームですけれども、インターネットでこれを見ていて、どういう仕組みになっているかというのを以前から調べていたわけです。そこでいろいろ出てくるのは、やはりふわふわドームでのけが、これが結構あるわけなんです、実際には、その対策ということで国からもそういう指示なんか出ているそうです。けがでは骨折、それから打撲、脱臼、打ち身、切り傷、そういったものもろもろがございます。これは何で起こるかという、ぴょんぴょんはねているときにぶつかったりもしますし、ドームの中で走ったりとか、それから急斜面になっているところでの転倒。こんな話もあります。清掃している大人の清掃員の方が転んでけがをしたとかいうのもあります。

そこでちょっと聞きたいのは、ふわふわドームの高さ、今現在どれぐらいですか。

議長（重光俊則君）すみません。通告事項からちょっと外れているので、もう少し概要を提出質問に絞っていただきたいと思います。佐古議員。

10番（佐古員規君）わからなかったらそれで結構です。要は何を言いたいかということ、ふわふわドームも結構危険がいっぱいありますということを知りたいんです。それもちょっと調べていただけたらと思います。

もう一つ、もとに戻ってきまして、熱中症対策ではないんですけど、夏場の対策として、はだしであそこを上がると布というんですか、あれがすごく熱くなっています。あるところでいくと、夏の暑いときには使用禁止にしていたりとか、そういった対策をしております。大体40度から60度ぐらいまで上がる可能性があるということになっていきますので、小さいお子さんであればはだしでは夏場にやけどをするということもありますので、そのあたりについてもしっかりとした対策が必

要かなというふうに考えています。そのあたりについてどうでしょう。

議長（重光俊則君）大西事業部理事。

事業部理事（大西 宏君）まず、高さでございますけれども、ドームが小さいドーム、大きいドームとございまして、小さいほうが約1メートル高さがございます。大きなほうで1メートル300という高さがございます。

ご質問の熱くなればはだしで、その対策という、現時点ではちょっとまだ考えてはございませんけれども、議員に今ご指摘いただいたことを受けまして、どういった対策をとれるのか等々について考えてまいりたいと考えております。

議長（重光俊則君）佐古議員。

10番（佐古員規君）ここで見ていたら、対策は一応高さを今2メートル以下にшинаさいというふうに書いてあるんです。だから、今1メートル幾らということであれば、それは大丈夫なんかなという気はします。ですので、あとこれは要望ですけれども、サイン表示、看板です。看板をつけていただいて、熱くなったときには使用しないとかがそういったこととか、靴を脱いで遊ぶであったりとか、そういったことをしていただきたいなというふうに考えています。これは要望です。

議長（重光俊則君）大西事業部理事。

事業部理事（大西 宏君）現在、ふわふわドームで、その横に遊ぶときの注意事項ということで、先ほど議員ご発言された中では靴を脱いで遊ぶがでございます。当然、ぬれているときは遊ばない、それと飛び乗らない、火の気は近づけない、自転車で乗らない、周りの砂場で遊ばない等でございます。ただ、熱さ、はだしがじかに熱い幕に触れると、その対策の項目がございませんので、それらもちょっと考えたいなと思っております。

議長（重光俊則君）佐古議員。

10番（佐古員規君）ありがとうございます。ふわふわドームも人気の遊具ですので、ぜひその辺の対応も、事前にわかる範囲であればやっていただきたいと思えます。

それから、もとに戻ります。熱中症対策についてですけれども、タープとかテントとかもできたらどこかに張ってあげてほしいなというふうに思っております。あずまや7カ所、これはちょっと少ないかなと。ほかの公園を視察に行かせていただいたときには、勝手に各個人でドームみたいなものを持ち込んで、それで日陰をつくって休まれているということもありました。そういった貸し出しのまで要るんかどうかわかりませんが、ちょっと大きなタープとかそういった木陰をつくるようなところをちょっと設けていただきたいなと思っております。この辺についても検討をお願いしたいと思います。

議長（重光俊則君）大西事業部理事。

事業部理事（大西 宏君）確かに現在でも私も幾つか確認をしております。ただ、公園としての機能を損なわない、例えば広場に全面にそういったタープを張るとか、当然公園の機能を損なうこととなりますので、例えば議員おっしゃられた区域を限定した中で設置していけるかどうか、そういうのは検討事項と現在考えております。

議長（重光俊則君）佐古議員。

10番（佐古員規君）その検討をお願いしたいんですけれども、もう一つご提案がございまして。これは熱中症対策というより夏場の事故対策というか、夏場は、これほどこの公園でもそうですけれど、遊具がかなり熱くなります。滑り台も熱くなります。その対策として、熱交換塗料というのがございます。それを塗ることによって、塗っているところと塗っていないところ、要は塗料です。これが熱エネルギーを運動エネルギーに変換するという機能で熱を発散させるというんですか、ですから、実際に塗っていないところとの差というのは15度ぐらいになると。だから、手でさわられへんぐらいの遊具がさわってもそれほど熱く感じないぐらいまでになるということもありますので、そういったものも一度検討いただけたらなというふうに考えております。これについてはいかがでしょうか。

議長（重光俊則君）大西事業部理事。

事業部理事（大西 宏君）本町の都市公園は、ゆめの森を含めまして100カ所以上ございます。そういった中で、今、私も初めて議員のほうからこういった塗料があるというご提案を受けた中で、当然、施工するに当たりまして経費面等あらゆることから検討が要ってくるかなという状況でございますので、ちょっと今すぐには、はいわかりました、やりますという答弁はできない状態で、検討したいということで申し上げます。

議長（重光俊則君）佐古議員。

10番（佐古員規君）これは遊具だけではなくて、道路とかアスファルトとかプールサイドであったりとか、そういったところにも有効ということですので、ぜひこれは研究していただきたいなというふうに思っております。これは要望ですので、もう次にいかせていただきます。

2つ目としまして収益事業についてです。こちらは、何か検討されていることございましたらお答えいただきたいと思っております。

議長（重光俊則君）大西事業部理事。

事業部理事（大西 宏君）続きまして、2点目の収益事業についてでございますが、永楽ゆめの森公園の維持管理費の財源確保に大きくつながることから、現在、飲料水の自動販売機を4台設置し、年間約230万円の使用料収入を得ているところでございます。これに加えまして、現在、広告事業及び駐車場の有料化についても実施に向け検討を行っているところでございます。

まず、広告事業につきましては、駐車場やスケートボード広場などを活用し、広告看板の設置など広告事業を進めてまいりたいと考えてございます。

また、駐車場の有料化につきましては、先日の阪口議員ご質問の答弁と重複いたしますが、維持管理費の財源確保及び受益者負担の観点から有料化に向け検討を進めているところでございます。現在実施しております永楽ゆめの森公園利用者アンケート調査において滞在時間や駐車料金等についてご意見をいただいております。これらを参考に料金設定などの検討を進めるとともに、2月19日の議員全員協議会において駐車場の有料化等について議員皆様から多くのご意見をいただいておりますので、アンケート調査に加え議員皆様のご意見を伺いながら、駐車場の有料化につきましては進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（重光俊則君）佐古議員。

10番（佐古員規君）広告収入であったり、自販機も結構収益があるんやなというのを感じました。広告収入についてもですけれども、仮に駐車場有料化と広告収入が希望どおりぐらいにいったなというふうに考えると、どれぐらいの見込みになるんでしょう、収益見込みというのは。

議長（重光俊則君）大西事業部理事。

事業部理事（大西 宏君）広告の使用料でございますけれども、これは都市公園条例のほうで1平方メートル1日200円という金額が出てございます。金額的にはこういった金額になるんですけれども、年間に直しますと、例えば365日つけるとなれば1平方メートル当たり年間7万3,000円という額が見込まれます。

そしたら、どれぐらいの規模でということでございますけれども、現時点ではまだ広告の大きさとかどれぐらいの枠でとかいう、ちょっと具体的なことは考えてございません。ただ、1点申し上げられるのは、最初から例えば全面的に枠をつくってしまっただけで、公募の時点で応募される企業の方かがおられないというふうになってもこれまた投資の無駄になりますので、一定幾つかをまず先行して設置して公募をかけて、その状況に応じて、ああ需要があるなとわかった時点でまたふやしていくとか、そういったことで現在考えてございます。

議長（重光俊則君）佐古議員。

10番（佐古員規君）ぜひこれ広告収入、要は経費がふえている分の賄える分は最低お願いしたいなというふうに考えています。ですから、駐車場有料化についても、これは検討の余地ありというふう

判断しております。

あと、イベント開催等による分で何か収益的な事業はできないのか、その辺についてはどうでしょう。

議長（重光俊則君）大西事業部理事。

事業部理事（大西 宏君）まず、イベントの性格的なものとか主催者の団体的なものによりまして、都市公園条例の中で官公署が主催によるものとなれば当然これの免除規定がございます。通常の企業で利益を目的としてのイベントとかでしたら当然使用料としていただけるということになっておりますので、イベントの主催者が誰になるかとか規模がどれぐらいかとか、それによってケース・バイ・ケースで違ってまいります。

議長（重光俊則君）佐古議員。

10番（佐古員規君）その辺も、何か例えば音楽イベントをするなりとかダンスイベントをするとか、そういうものをぜひ何か考えていただけたらいいかなと思います。

そんな中で、先に3番にいきます。残りの事業、要は今度、今やり残している分の今後の展開等についてご答弁をお願いしたいと思います。

議長（重光俊則君）大西事業部理事。

事業部理事（大西 宏君）それでは、3点目の残りの事業（今後の展開）についてでございますが、今年度におきましては、交付金を活用して熊取町土地開発公社用地の買い戻しを、そして1点目の答弁のとおり、熱中症対策としましてミスト装置の設置を予定してございます。また、現在検討しております駐車場の有料化実施時には、駐車場料金システムの設置も必要となります。

なお、渋滞対策であります駐車場の拡張工事につきましては、ひまわりバスの利用状況なども勘案し、検討してまいりたいと考えてございます。

また、公園の管理運営につきましては、引き続き適正な管理運営に努め、本公園のキャッチフレーズである「元気いっぱい！！夢いっぱい！！みんなが楽しめてみんなに誇れる公園」づくりを行ってまいりたいと考えておりまして、適正な管理運営には民間のノウハウを幅広く活用することで、住民の皆様のさまざまなニーズに効果的、効率的に対応し、住民サービスの向上や経費の節減も期待できることから、指定管理者制度の導入につきましても進めてまいりたいと考えてございます。

以上、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）佐古議員。

10番（佐古員規君）ありがとうございます。

以前、計画にありました羊ヤードはどうなっていますでしょうか。

議長（重光俊則君）大西事業部理事。

事業部理事（大西 宏君）羊ヤードは既に昨年度完了してございます。ただ、羊でございますけれども、今年度予算計上をさせていただいております。今年度中には購入を考えているところではございませんけれども、飼育に当たりましてはやはり、これは当初からのことでございますけれども、一定の手間がかかること、現在、先ほど申し上げますとおり指定管理者に向け検討を行っているところでございまして、購入のタイミングを見計らっているところということでございます。

議長（重光俊則君）佐古議員。

10番（佐古員規君）先般、船橋市にあるアンデルセン公園というのに行ってきました、そこでも動物ヤードというか、動物をたくさん飼っているんですけれども、どうですかと聞いたら、やはり動物は維持費がかなりかかると。それで、獣医も24時間体制で契約せなあかんということで、その辺については余りお勧めできないですという回答をもらったんです。ここまで進んでいるんやったらあれですけど、その辺についてもちょっと今後考えていく課題の一つかなというふうに思っております。それはそれでもうちょっと、また検討の余地がありということをお願いしたいと思います。

次へいきます。

これは提案なんですけれども、ここに行ってきたときにいろいろイベントがあったんです。子ど

も参加型のイベント、これは有料化で、子どもが参加してもらったら、例えばこまをつくったりだったりそういったもの、グリーンパークがよくやっていたりするんですけど、自然教室であったりとか。そういったものについては有料化でいけるのかなど。ただ、どこにお金が入るんかは別としてですけど、そういったものもぜひ計画の中に入れていただきたいなというふうに思っております。これは要望ですけど、どうでしょう。

議長（重光俊則君）大西事業部理事。

事業部理事（大西 宏君）今後指定管理を目指しているわけでございますけれども、当然、指定管理者募集の段階で要項等の中に町の事業としてこういうことを必ず盛り込んでくださいとか、こういうことを考えているので積極的に提案願いたいという項目は必ず記入できる部分があるかと考えておりますので、そういった方向でできる限り進めていきたいというふうに考えてございます。

議長（重光俊則君）佐古議員。

10番（佐古員規君）公園については、最後、もうこれは回答なしで結構です。要望だけ言わせていただきたいなと。

これは予算のある話なんですけれども、平日はやはりご家族というか、かなり少のうございます、お客。です。ので、できたらお年寄りの方とかにも楽しんでもらえるように、大原公園のところにあるような健康ヤード的なもの、そういったものを何かできないかなというふうに考えております。そこで、ハイキングに来たときにちょっとついでに寄って腰のストレッチをするなり、そういったものでここまで達したら健康年齢幾つですよとわかるようなものであったりとか、そういったものを何かつくっていただけたらな、そういうヤードがあればなというふうに考えています。これはもう回答は要りません。ぜひそういったものも含めて検討をお願いしたいと思います。ありますか。

議長（重光俊則君）大西事業部理事。

事業部理事（大西 宏君）現在、一番下の芝生広場のちょうど一番羊小屋側に健康遊具3基を既に設置してございます。できましたら、今後ますますPRに努めて、できるだけ活用していただくように。ただ、現在は芝生養生中のため、その部分は立入禁止になってございます。

以上です。

議長（重光俊則君）佐古議員。

10番（佐古員規君）この健康遊具もいいんですけど、もっと楽しめるようなアスレチック的な感じのものをイメージしているんです。ぜひ、その辺も含めてお願いしたいと思います。

そしたら、次へいかせていただきます。

大きなテーマのスポーツ振興についてということで、2つ目に入りたいと思います。

もう私がここに立ったら大概この質問が来るかなという感じで思っているかなと思いますけれども、2020年の東京オリンピック・パラリンピックもしくは2019年にはラグビーのワールドカップもございます。そんな中、大阪体育大学がある熊取町での今後のスポーツ振興、これはぜひ必要だと私は常々思っております。そんな中で具体的に質問させていただきたいと思います。

まず、1つ目、大きなスポーツ大会の誘致など今現在の現状と、それから今後の予定等ありましたらお答えください。

議長（重光俊則君）亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君）それでは、スポーツ振興についての1点目、大きなスポーツ大会の誘致など現状と今後の予定についてご答弁申し上げます。

スポーツは、青少年の健全育成や住民の健康増進につながることから、本町ではいつでも、どこでも、誰でも気軽にスポーツに親しむことができる環境づくりを基本目標としまして、幅広くスポーツの振興に取り組んでいます。そのような中で、多くの方がスポーツへの関心や興味を持ち、またスポーツへの参加意欲を高めることを目的としまして、これまでも指定管理者等と連携を密にしながら大規模な大会等を招致し、観るスポーツの充実に取り組んできたところでございます。

今年度におきましては、4月の第24回JOCジュニアオリンピックカップ武術太極拳大会の開催

を初め、6月は第13回ひまわりオープンペタンク大会、7月は第8回中国伝統武術近畿交流大会及び第8回大阪府ジュニア武術太極拳大会、また第17回アジャタ関西選手権大会、9月は第44回西日本トランポリン競技選手権大会、10月は2016年全国トランポリン・シャトル競技大会、また来年2月には第4回全国エアロビック交流大会2017の開催が予定されているところでございます。

今後につきましても、指定管理者はもとより、行政のみならず、より多くの関係機関と連携を密にしながら各スポーツ関係団体等に働きかけを行い、大規模なスポーツ大会等の招致に引き続き取り組んでまいりたいと考えています。

また、今年度開催された大会の関係者には継続した開催を働きかけるとともに、大会の盛り上げの雰囲気づくりなど、開催決定の一助となるような工夫につきましてもあわせて検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）佐古議員。

10番（佐古員規君）ありがとうございます。

今の項目について再質問しましたら、以前はもっとでかいというか、今言われたものも大きな大会でございますけれども、ジュニアオリンピックのトランポリンであったりとか近畿大会のボクシングのインターハイがあったりとか、何かもっと活気があるようなスポーツというんですか、今のがないとは言いませんけれども、まだまだいろいろ呼んでくる道があるのではないかなというふうに考えています。

この質問をするに当たっての根拠というか、前回、亀坂理事も出ていただいたと思います。去年の12月に日本スポーツ振興センターというところの審議役されている方の講演を受けさせていただいて、地域におけるスポーツ振興施策についてということを受けてきました。その内容は、まず去年10月1日からスポーツ庁というのが設置されました。それに伴い、要は今まで文部科学省とかいろいろな部署でスポーツに関連するところがいろいろ多岐にわたってあったところを、そのスポーツの部分だけをぴゅっと集約したというのがスポーツ庁でございます。5課2参事官で121名で成る大きな組織でございます。長官は鈴木大地さんでございます。そんなんで、スポーツ庁がせっかくできましたよと、そういった中で、さあ我々大阪も含めてですけども、この熊取町、大阪体育大学、泉州として何ができるんかなというのを考えていきたいというふうに考えています。

地域スポーツの推進に関する取り組みということで、これはスポーツ庁のスポーツ基本計画の中にも子どものスポーツ機会の充実であったりとかライフステージに応じたスポーツ活動の推進であったりとか、そういったもろもろをたくさん掲げてございます。これ、予算的にも大体3億3,000万円の予算をつけてくださっています。そういった予算を我々が、せっかく熊取町には大阪体育大学があるのに何してんねんというふうな話です。ですから、そういった意味で例えばスポーツ推進方策に関する提言というのも出ている中で、ちょっと一つ申し上げます。

まずは、急速な少子高齢化や人口減少、地域コミュニティの希薄が進む我が国において、スポーツに期待される役割や機能が拡大と。地域スポーツは、健康寿命の延伸、地域コミュニティの再生、地域経済の活性化等につながるものとして一層の充実が必要等々、いろいろ書いてございます。スポーツのもたらす効果というものをここで目標として挙げてくださっているわけです。効果的な取り組み例として、スポーツを通じた健康増進、この内容については、スポーツなどの健康ポイント等のインセンティブつきスポーツプログラムの実施であったりとか、スポーツを通じた地域活性化、こういうのが方策として挙がっております。何が言いたいかといいましたら、まず、熊取町においては地域活性もしくは熊取町の活性のためにはできることからやっつけていかないといけないという意味で、まずスポーツに対する姿勢、それを改めて方向転換していただきたいなど。

もう一つ言いましたら、スポーツやスポーツを通じた健康づくりに関する立県、都市宣言というのを都道府県別でいくと12県、スポーツ立県宣言というのをやってございます。市でもたくさんやっているところがございます。そういった意味で、熊取町が今後5年、10年、20年先、何でインセ

ンティブをとれるかというたら、スポーツが一番近いところにあるのではないかなと。先ほど教育のまち、もちろんそれもそうです。ですけれども、ここには大阪体育大学があります。岸和田市にはございません。貝塚市にもございません。熊取町にあるんです。ですから、その立地を生かした取り組みを連携した形でやっていく必要があるということで、大きなスポーツ大会の誘致なんかでも、大学ともしっかりと密にして、どんなところを呼んだらええんやとかいうのをしっかりと研究する必要があるのではないかなというふうに考えています。そういった意味で、これも提案だけにしておきますけれども、スポーツイベントの検定試験というのをございますし、職員みずからそういった勉強もして、どういったイベント、どういった大会を呼べば盛り上がるんかというのをしっかりと住民も含めて研究する必要があると思っております。その辺についていかがでしょう。

議長（重光俊則君） 亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君） これまで本町のスポーツといいますと、現在、みんなの学びづくりプランの中におきまして生涯スポーツの推進ということを掲げて、いろいろなスポーツの関連施策を進めてきているところでございます。今、佐古議員おっしゃられましたように、もともとスポーツが持っていた効果といいますか、青少年の健全育成でありますとか住民の方の健康増進につながるような取り組みということでございましたが、現在、ご紹介いただきましたように、新たなスポーツの持つ力というものを発揮するといいますか、それを使ってまちづくりにつなげていこうという取り組みがなされてきているところであるということは認識をもちろんしております。

それで、先ほど大阪体育大学との連携の話もございましたが、我々町職員のみ、また指定管理者と連携はもちろんするんですけれども、それだけではもちろん不十分であると思っておりますので、今後、大阪体育大学との連携については、より深くできますように努めてまいりたいと考えています。

以上です。

議長（重光俊則君） 佐古議員。

10番（佐古員規君） そういったイベントをやろうとした場合に施設の改良というのが必要になってきます。そういった中で、これももう前から言うている要望です。これは、もし答えられるのであればいいんですけども、スポーツ合宿の簡易施設というのはぜひ検討の一助にさせていただきたいなというふうに考えています。これがないと大きなイベントも呼べないんです。だから、ぜひそういったものも前向きに検討いただいて実現できるように、熊取町にそういったいろんなオリンピック選手が宿泊できる、それでここで大会もできるような、そんなスポーツ施設があるんです、ひまわりドームには。そういったものを活用しながら、ぜひそういったことも検討していただきたいと思えます。もしスポーツ合宿簡易施設、これ何か検討材料があるのであればお答えいただきたいんですけども、なければ結構です。

議長（重光俊則君） 明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君） ただいま議員のほうからご指摘いただいている点につきましては、もう本当に昔からご質問、ご提案いただいているところでございまして、議員もご指摘いただいておりますとおり、熊取町には大阪体育大学という財産がございます。ひまわりドームもございます。関西空港もございますが、何が熊取町だと言われたら、やっぱりスポーツの面でいえば大阪体育大学、これが一番大きな財産であるかなというふうに考えてございます。

ただ、議員かねてからご提案いただいておりますとおり、ひまわりドームでの大規模大会、その宿泊客が泉佐野市、ほかに流れているというご指摘でございます。また、関西空港が非常に好調ということで、インバウンドを含めた乗客数というのが非常に多くなっているという現状、熊取町のほうはその恩恵を享受できているかということでございますが、その感じは泉佐野市等々に比べれば薄いという、これもまた事実かと思えます。

そういったところで、この17日の議員全員協議会のほうでまた詳しくはご説明させていただきますが、この2つをやはり取り込んでいきたいというところ、議員ご指摘のひまわりドームでの大規模大会であったりとか、またスポーツ合宿でひまわりドームをぜひ活用いただきまして、また町の

PRにもつなげていきたいという、そういった視点で17日に宿泊施設の誘致の考え方、これをまたご説明させていただきたいと思えます。すみません、また詳しくは17日に説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

議長（重光俊則君）佐古議員。

10番（佐古員規君）ぜひ期待しておりますので、よろしく願いします。

時間が余りなくなってきました。2番の指定管理者からのご提案も含めて、収益事業につながる事業、何かご提案ございましたらお願いいたします。

議長（重光俊則君）亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君）次に、2点目の指定管理者からのご提案も含め、収益事業につながる事業についてご答弁申し上げます。

現在、年間22万人を超える利用実績があるひまわりドームにおいては、貸し館業務による施設使用料、また指定管理者による教室受講料のほか、自動販売機や商工会を通じた物販による行政財産使用料の収入がございますが、中でも施設利用料が大きな収入となっております。今後も引き続き、施設を利用されている皆様からのご意見を踏まえながら、指定管理者とも十分に協議の上、新たな収益事業となり得る施設の運用等について検討してまいりたいと考えています。

以上でございます。

議長（重光俊則君）佐古議員。

10番（佐古員規君）もう端的に申し上げます。前回、前々回か、前の教育長ともいろいろ話をしたことがあります。ここで駐車場を有料化できないかということをご提案したことがございます。そのときの答えは稼働率が下がるということだったんですけれども、これは、我々としては熊取町の町民は減免制度があります。だけど、他市から来ているお客は駐車場が無料やからといって八尾市からでも来るわけなんです、テニスをしに来たりとか。そんなんで、何でこんなところまで来てんねんて言うたら、いや高速を使っても安いと、駐車場が無料やから安いということで来られていたんです。そういった意味で、町民は優遇できるように、それで、できたら他市からの方はちょっとそういうご負担をお願いしたいなということをご提案したいなというふうに考えております。そういったことで、有料化で指定管理者の収益になればなというのを1点考えているところです。とりあえず、そこについての検討の余地はあるのかないのかとか、その辺について。

議長（重光俊則君）亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君）ただいま駐車場の有料化ということでご提案いただいたところでございますが、まず、ひまわりドームの立地条件と申しますか、今あります駐車場が分散されているということと、それと丘陵地にひまわりドームがありますもので、進入路がずっと勾配がついていてカーブがあってというようなことになっておりまして、本当に有料駐車場として管理する場合に券売機の場所であるとか精算機の場所であるとか、そういったことを具体的に検討をもちろんする必要があります。そういう中で、一面である平面的な駐車場でする場合よりも若干効率が悪くなるんではないかということは、指定管理者との協議の中でも出ていたところでございます。

それともう1点は、ひまわりドームの利用者の特性ということも考える必要があると思えます。現在、これは住民の方からいただいたアンケートの結果でございますが、まず年齢なんですけれども、70代の方と60代の方を合わせて8割以上の方がございます。そのうちの女性の割合が60%以上、あと、町内の方は大体6割弱というようなアンケート結果でございました。あと、職業もお聞きしておるんですけれども、無職の方、それと主に家事の方というのが8割という結果になっておりまして、このあたりの利用者特性ということと物理的な要因の特性というような面とあわせて、この件については慎重に検討する必要があるかなというふうに考えております。

以上です。

議長（重光俊則君）佐古議員。

10番（佐古員規君）何も、有料化が一つの方策やと提案していますけれども、これを必ずしてほしいと

いうわけではなくて、これも一助かなと。今の公園の話もそうなんですけれども、そういった意味で広告収入であったりというちょっと収益的なことも検討していただかないと、今は指定管理者がしっかりやってくれていますからまだ今はいいですけども、オープンカフェをするなり、そういう何か工夫が必要かなというふうに考えておりますので、ぜひその辺についてもよろしくお願ひしたいと思います。

もう時間がないので、次、3つ目、スポーツ振興助成金と助成事業について、現状と今後についてお答えください。

議長（重光俊則君） 亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君） それでは、3点目のスポーツ振興助成金と助成事業についてご答弁申し上げます。

現在、市町村が助成対象となっている事業としては地域スポーツ施設整備助成及び地方公共団体スポーツ活動助成がございますが、これまでのところ、助成要件に合致した事業がなかったことから本町における採択実績はなく、今年度についても現在のところ交付申請の予定はございません。今後も、新たな施設整備やスポーツ大会等を計画する際には、引き続きスポーツ振興助成金の活用も視野に入れて検討してまいりたいと考えています。

以上でございます。

議長（重光俊則君） 佐古議員。

10番（佐古員規君） ちょっと調べました。これはt o t oのスポーツ振興の助成金になります。これは大阪府でもかなり、和泉市であったり高石市、岬町、人工芝の新設であったりとか体育館の改修工事であったりとか、そういったものに対してでも補助が出ているよということでございます。だから、こういったものをどんどん活用して、例えばt o t oの助成金もしかり、それから防衛庁であれば、災害拠点であれば災害拠点になるということにすればクラブハウスとかそういった広場をつくるのに助成が出たりとか、いろんなそんな補助金、我々よりも皆様方のほうが得意だと思います。ぜひともそういったのを研究して、あるものはぜひ使っていただきたいなというふうに考えています。これはもう要望で結構でございます。

次、4つ目へいきます。

地域連携の検討の進捗はということで、今現在どのように考えておられるのか、お答えください。

議長（重光俊則君） 亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君） それでは、4点目の広域連携への検討の進捗についてご答弁申し上げます。

今回、広域連携への検討状況はというご質問をいただきましたが、昨年12月議会の一般質問の中で佐古議員よりご提案いただきましたスポーツコミッションへの取り組みの状況につきましてご説明をさせていただきます。

ご提案いただきましたスポーツコミッションについては、まずはより深く理解することを目的としまして、専門的なご指導を賜るべく、現在、スポーツコミッション関西へ参画されている大阪体育大学のご協力を得まして、教育委員会、企画部、住民部が合同で勉強を始めたという段階でございます。なお、今後の大事な視点としまして、まちづくりにスポーツをどう位置づけするのか、また広域で取り組む場合の組織の適正規模をどう考えるかに留意しながら、引き続き、スポーツコミッションの果たす役割等について調査、研究に取り組んでまいりたいと考えています。

以上、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君） 佐古議員。

10番（佐古員規君） これは、地域活性化という意味で、昨年研修に行ってきましたけれども、そのときの先生が実は文部科学省のスポーツ振興課長だったわけです。それが、先ほど申し上げたスポーツ振興助成金を扱っています日本スポーツ振興センターの審議役になられています。そういうパイプは大阪体育大学が持っております。ですから、そういった意味でもt o t oの助成金につなげる

ようなことが可能であるのと、この先生がスポーツコミッションをぜひ立ち上げなさいというふう
に提言いただいたわけなんです。これは、熊取町だけでスポーツコミッションという地域活性化の
ものを立ち上げようとしてもやっぱり結構無理があるんです。ですから、これは広域で考える必要
があるということで、実は我々勉強をやっている中で、泉州の中でのスポーツコミッション、要は
広域のスポーツコミッションを立ち上げていきたいというように計画づけております。

それをちょっとご紹介したら、泉州観光プロモーション推進協議会という堺市以下の9市4町で
構成されます協議会というのがございます。そこにぜひスポーツコミッション事業というのを追加
検討していただけないかなと、こういうのを前回は提案したかと思えます。これについての前段階
として、泉州観光プロモーション推進協議会、こちらの活動内容についてちょっとご紹介いただ
けたらと思えます。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）ただいまご紹介いただきました泉州観光プロモーション推進協議会でごさ
います。設置目的でございますが、堺市以南の9市4町の泉州地域、こちらと関空会社のほうが一体
となりまして、その地域資源や特性を生かした関空イン、関空アウトのインバウンドによる観光振
興及び泉州地域のプロモーションを推進し、関西国際空港及び泉州地域の活性化、国内外における
泉州ブランドの確立に寄与することを目的としてございまして、さまざまな取り組みを行っている
というところでございます。その中でスポーツという位置づけでございますが、当然、スポーツツ
ーリズムということで、2020年の東京オリンピック・パラリンピックを初め、ラグビーのワールド
カップ、それから関西ワールドマスターズゲームズといった大規模な関西での大会に向けて、スポ
ーツツーリズムの視点ということで取り組んでいるというところでございます。

議長（重光俊則君）佐古議員。

10番（佐古員規君）もう余り時間がないので手短かに、やっぱり地域活性化をするには首長の強いリーダ
ーシップが必要かと思えます。ですから、ぜひ熊取町から発信して、スポーツツーリズムを実現す
るためのスポーツコミッションをぜひ実現していただきたいと思えます。町長、何か意気込みをお
聞かせいただけたらありがたいです。

議長（重光俊則君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）いろいろとまちの活性化についてのご提言ありがとうございます。

既に熊取町は、ひまわりドームを使用した全国大会規模のスポーツイベントが年中あるというふ
うな状況です。これをさらに拡大する上では、そういうスポーツコミッションという、私もまだ勉
強不足で中身についてはわかっていないんですけれども、いろいろと体育大学の先生方にご教授願
いながら、熊取町から発信できるような、そういうものを構築してまいりたいと、そのように考え
ています。

まちづくりにスポーツを利用する、これも一つ大きなツールだと、そのように思っておりますの
で、また皆さん方のご協力をよろしくお願いしたいと思えます。

議長（重光俊則君）佐古議員。

10番（佐古員規君）ありがたい答弁をいただきまして、ありがとうございます。

もう最後です。一番最後、3つ目、職員の働く意欲についてということで、これについてもです
けれども、要はトップ、社長がかわりました。それで、残業時間も前回までいろいろ削減とかもさ
れておりました。職場環境も変わったはずでございます。そんな中で業務内容の改善された内容で
あったり職員の負担等はどう変わってきているのか、お答えできる範囲でお願いいたします。

議長（重光俊則君）林総務部理事。

総務部理事（林 利秀君）それでは、職員の働く意欲についてのご質問についてご答弁申し上げます。

職員の超過勤務につきましては、議員ご承知のとおり、職員の健康面、行財政改革の観点から、
従前から抑制に努めているところでございます。特に平成25年度からは、新規採用者の採用により
正規職員を増員し、超過勤務が恒常的に発生する部署に非正規職員の増員を行うとともに、管理職

のマネジメントをさらに徹底し、職員全員がこれまで以上に事務の効率化に取り組んだ結果、大きな成果を上げてきたものと考えており、基本的には職員が処理する業務量は平準化され、職員の負担についても一定軽減された中で、超過勤務の削減に至っているものと考えています。

なお、業務の効率化は行いまして行政サービスの低下を招かないように、今までと変わらず努力してまいりたいと考えております。

さらに、職員の働く意欲につきましては常に高めておくことが重要であって、本町におきましては、従前から職員の給与面については国公準拠を徹底するとともに、行財政改革の中で現在に至るまで給与カットを行わず進めてきており、さらに、努力した職員が報われる制度として、平成14年度から全国に先駆けて勤務評定制度を導入するなど、職員のやる気、能力を向上させる取り組みを進めてまいりました。

ことし1月末から藤原町長体制となり、本町といたしましては引き続き、職員の健康管理面を初め、行財政改革の方針のもと、適正な人員配置やさらなる事務の効率化を進め、超過勤務のない働きやすく働きがいのある職場づくりを進めてまいりますので、ご理解をお願いしまして、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）佐古議員。

10番（佐古員規君）ありがとうございます。聞いていたら、すごくいい職場に思えます。ですから、見えないところの苦しんでいるような、だから、例えば風土についてもそうですけれども、失敗したらこれはもうえらいことになるということで失敗できない、だから余分な仕事はしない、そういった風潮ではなくて、失敗しても、よう挑戦してくれたなと褒められるぐらいのそんな職場、生きがいにしていただけたらと思います。

公務員の最終ミッションということがあります。公務員の最終ミッションの考え方、これは国や地域社会を活性化し、発展させ、国民、地域住民の皆さんが今まで以上に幸せを感じられるようにすること、これが公務員に課せられた最終ミッションであるというふうに書いてございました。ですから、今の目の前の仕事をこなすだけが能ではなくて、やはりこういったせっかく公務員、皆さん方は我々よりもはるかに優秀な方ばかりだと思っております。ですから、その力をたった目先の仕事だけにとられるのではなく、いろいろ挑戦できる体制づくり、それがぜひお願いできたらというふうに思っております。残業も隠れてすることのないように、そういった職場づくりをぜひお願いしたいと思います。

最後になりましたけれども、けさの新聞の記事を持ってきました。これは何かといいましたら、今はIT産業ということで、AI、要は人工知能のそういう新聞記事でございました。AI新時代ということで、人工知能やロボットにより代替される可能性が高い100業種、その中に行政事務員ということで县市町村というのも入ってございます。ですから、これからはもっとサービスというか、人間にしかできない、そんなロボットやAIには負けない、そういった気概をぜひ熊取町の職員に持っていただきたい、そういう思いでこの質問をさせていただきました。

これで、すみません、時間もオーバーしてしまいましたけれど、終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（重光俊則君）以上で、佐古議員の質問を終了いたします。

次に、矢野議員。

11番（矢野正憲君）それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問の最後ということで張り切っていきたいと存じます。

まず冒頭に、4月14日に発生しました熊本・大分大地震でいまだに避難所で生活を余儀なくされている皆様には心からお見舞いを、お亡くなりになられた方々には心からお悔やみを申し上げます。

それでは、質問の1番目、自転車の安全で適正な利用促進に関する条例についてであります。

通称自転車条例でありますけれども、ことし4月1日より、兵庫県に続きまして大阪府で自転車の安全で適正な利用促進に関する条例が施行されております。主な内容は、自転車保険の加入の義

務化、これは7月1日に施行する。続いて交通安全教育の充実、自転車の安全利用、交通ルール・マナーの向上の4本柱から成るものでありますが、熊取町行政としての取り組みや今後の展開についてお尋ねをいたします。

議長（重光俊則君）答弁をお願いします。泉谷事業部長。

事業部長（泉谷 徹君）それでは、ご質問の自転車の安全で適正な利用促進に関する条例についてご答弁申し上げます。

議員ご質問のとおり、大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例につきましては平成28年4月1日に施行され、自転車の安全利用、交通ルール・マナーの向上、交通安全教育の充実及び自転車保険の加入義務化の4本柱から成るものでございます。

そのうち、自転車の安全利用、交通ルール・マナーの向上、交通安全教育の充実に対する本町における取り組みといたしましては、熊取町交通事故をなくす運動推進本部の事業活動の一環といたしまして、泉佐野警察と連携の上、町内全ての保育所、幼稚園、小・中学校におきまして毎年、全学年を対象に自転車運転マナーを含めた交通安全教室を実施してございます。

一方、浪商学園につきましては、本町道路課、泉佐野警察及び浪商学園の3者により、通学時等の運転マナーについての定期的な協議並びに交通安全指導を毎年実施してございます。特に、通学による自転車の通行が多い府道泉佐野打田線におきまして、通学時間帯における安全通行指導を行うとともに、浪商学園中学生及び高校生を対象に交通安全マナーの向上を目的とした交通安全講習会を実施してございます。

さらに、大阪体育大学の運動クラブの学生を対象といたしまして、自転車運転マナーを含めた交通安全教室を各クラブ単位で実施するなど、交通安全教育に努めているところでございます。

また、高齢者に対しましても、シルバー人材センター及び長生会連合会の総会等におきまして、泉佐野警察と連携し、安全運転講習会を開催したところでございます。

ほかにも、町広報紙及びホームページにおきまして自転車運転マナーに関する記事を毎年、春・秋の全国交通安全運動の時期等に適宜掲載してございます。本条例の制定に関する記事といたしましては、5月号広報及びホームページに掲載し、また7月号広報におきましても掲載を予定しており、自転車安全利用等につきまして啓発に努めているところでございます。

残る条例の柱、自転車保険の加入義務化につきましては、7月からの施行となり、7月号広報記事とあわせて各自治会におけるビラの回覧等も予定してございまして、住民への周知に努める予定としてございます。また、町内の大学における大学生に対しましては、5月に開催されました町内大学連絡会を通じ、学内掲示や講義におけるアナウンスをお願いしたところでございます。町内小・中学校の校長会におきましても、本条例の周知に努めたところでございます。

本町におきましては、年々増加する自転車関連事故を踏まえ、自転車の運転に関する安全教育を重視し、これまでどおり全ての保育所、幼稚園、小・中学校、高校、大学や高齢者の多く集まる総会などにおきまして、引き続き、安全教育を実施しつつ自転車の安全対策に努めてまいりたいと考えてございます。

今後におきましても、泉佐野警察等と連携を図りながら、なお一層の自転車の安全利用促進に鋭意取り組むとともに、今回のような直接住民の皆様方に影響がある条例改正や、また法改正等につきましては、あらゆる機会を通じてPRしてまいりたいと考えてございますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）矢野議員。

11番（矢野正憲君）この4月1日に大阪府のほうで条例ができたというふうなことになるんですが、少し紹介させていただきますと、2013年の小学生、男の子ですか、当時11歳が夜間自転車で帰宅途中に歩行者の女性と正面衝突を起こされて、はねられた女性が頭蓋骨の骨折というふうなことで、意識が戻ることなく寝たきりになってしまったというふうな事故があったと。その事故をめぐって神戸地裁が小学生の母親に約9,500万円の賠償を命じたというふうな事例がありました。これ

を受けて去年の10月に兵庫県のほうで自転車条例が制定され施行されておるといふうな中で、大阪府のほうもこの3月24日に自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例を可決されている。3月30日に損害保険会社5社、それから自転車販売会社1社と連携協定を結ばれている。4月1日に条例を施行というふうな形になっているんです。自転車保険の加入の義務化については告知の期間が要るといふうなこともあって7月1日からなんであろうというふうなことになるんですが、ちょっとこの議場の中におられる皆さんの中で、もう既に自転車保険に入っておられるとか、子どもであったりとか家族で入っておられるというふうな方はどれぐらいおられますか、挙手で結構です。

大阪府の調査によると、自転車保険に入っている加入率というのは大体4割ぐらいだといふうに言われております。今見たら何人ぐらいですか。10人……。

議長（重光俊則君）4割ぐらいですか。矢野議員。

11番（矢野正憲君）ちょうど4割ぐらいですかね。ちょっと切るぐらいですかね。というふうなことなんだと思うんですが、そういった意味では、情報提供を今されていますよね。さっき答弁の中で、ホームページの中でされている。今はもう一覧表から見ないと、クリックしないと、1ページめくらないと出てこないというふうな状況になっている。先月、5月に広報くまどりのほうでされている。あと、僕が目にしたのは、泉佐野署のほうの安全だよりか何かで入っておるのを見たことがあります。そういった意味ではやはり情報を提供するというのは非常に大切になってくると思うんですが、この辺でこういった形でこれからやっていくのかというのを尋ねたいのと、それから相談窓口というのは熊取町では設けていないのか、その辺ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（重光俊則君）泉谷事業部長。

事業部長（泉谷 徹君）特に自転車保険のPRにつきましては、7月広報にて掲載するとともに各自治会においてビラの回覧等を予定してございます。

また、7月広報の内容につきましては、先ほど議員のほうからご紹介がございました平成25年度に判決のありました兵庫県における9,521万円の高額賠償事例の自転車事故の事例とあわせて、大阪府と事業提携協定を締結しました自転車専門店や保険会社等のおおさか自転車ほけんについても紹介をする予定でございます。

また、7月広報とあわせて各自治会におきまして回覧予定のPRビラにつきましては、自転車保険の加入に関するチェックシートや保険の種類についても紹介してございます。

また現在、ポスターについて、熊取町役場の玄関を入ったところのピンクのボードのところ、そしてひまわりドーム、煉瓦館、駅の自由通路、ひまわりバス、図書館等について掲示してございます。またほかにつきましても、各自転車駐輪場、個人の駐輪場、駅周辺で6カ所と町の駐輪場3カ所等についてもこのようなポスターを掲示するというところで現在進めているところでございます。以上でございます。

議長（重光俊則君）矢野議員。

11番（矢野正憲君）今後の対応というふうな形でいろいろやっていくというふうな形なんですね。

実は僕、大阪府のつくられたパンフレットですか、ちょっと熊取町内で見つけることができなかつたんでダウンロードしたんですが、これ、よくできているなというような認識を持ちます、いろいろな事例等も入っていますので。ただ残念なのは、例えば年間の保険料、私ももう入っています。自動車の特約で年間3,500円いかないぐらいの保険に入っておりますけれども、やっぱりそういうふうな値段がどれぐらいののかなというような具体的な事例も挙げながらチラシを配ったりビラをつくるんですよね。というふうなことをするのであれば、やはりそういったことも疑問に思われている方がおられるようです。だから、そういったこともしっかりと中に入れていただきたいというふうにしておるんですが、それと同時に、熊取町では相談窓口をもう既に設置されているんでしょう。その辺どうなんですか。

議長（重光俊則君）泉谷事業部長。

事業部長（泉谷 徹君）自転車の今回の条例改正に基づく相談窓口というのは特別に設けてはございませんけれども、道路課の窓口のほうに来ていただければ、先ほど私がお説明させていただきました自転車の保険の加入とか、いろんなパンフレットを使いましてご説明をさせていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（重光俊則君）矢野議員。

11番（矢野正憲君）大阪府は相談窓口を持っているんですか、大阪府の条例なので。できたら熊取町は7月1日までにつくったほうが私はいいと思います。その中でいろんな情報を熊取町自体が仕入れるようなことをしないといけないと思います。

先ほど自転車保険については加入率が4割やというふうな話をしましたけれども、未加入の方々の理由として一番大きいのが保険について知らない、それからどこに申し込んだらいいのかわからない、過去に加入しておったけれど更新していないというのが大体大きな3つの要因だそうです。恐らく、相談窓口等を設置しておればそういうふうな相談もあったのかなというふうな認識をしております。そういったものをやはり告知する、情報提供するだけではなくて、フェース・ツー・フェース等でやはりやっていくのも大切なのではないのかというふうな思いを持っているんですが、その辺についてはどう考えますか。

議長（重光俊則君）泉谷事業部長。

事業部長（泉谷 徹君）本町の相談窓口につきましては、ちょっと検討が必要かなと考えてございます。周知の仕方でもいろいろございまして、大阪府のほうでは、確かに議員がおっしゃられるように、パンフレットの中で相談窓口ということで電話番号の記載がございます。それと重複しまして町のほうでも相談窓口を設置するののかというところはちょっと検討が必要かなと。確かに、議員が申されますように、何かそういういろんな情報を町が集めるということであれば町の相談窓口は必要となるかなと思うんですけれども、現在、保険につきましても大阪府のほうで各業者等と提携してございますし、その内容についての詳しいご説明につきましては、やはり町のほうはかなり難しくございます。そんな意味ではちょっと検討が必要かなと考えてございます。

議長（重光俊則君）矢野議員。

11番（矢野正憲君）難しい話を僕、しているつもりはありません。いろいろな告知ビラをつくったりポスターをつくったりされるというようなことで、やはりこういった条例ができたということを皆さんに周知するために情報提供していくんですよね。その中で、大阪府のアンケートの調査結果を見たらどういった形にすれば入ったらええんかわからんというふうなことも出ているというふうなことなので、そういったところは親切丁寧に対応されたほうがいいのかというふうに思います。

それと、やはり保険というふうなことになれば月々3,000円ぐらいかかるんかなというふうな思いを持たれている方もおられると思いますが、そうじゃなくて、大体1カ月300円弱ぐらいですよ、家族で入ったら。私のところはそうですから。だから年間でいうても3千4、5百円で済むというような結構割安のあるような保険を大阪府は用意をされているというふうなことで、そういったこともあわせてやはり告知ビラ、ポスター等に張るべきだろう、熊取町のホームページのほうにもやはりするべきではないのかなというふうな思いもありますし、こういった条例ができた背景というふうなことも、9,500万円払えというふうに神戸地裁のほうでなったというふうなこと、これが大きなトピックスになっていますよね。しかも11歳の男の子で、払えと言われたのは保護者であるお母さんであるというふうなことで、そういったことも、これは入らなあかんというふうなことを思わせるような内容にさせていただきたいと思います。

議長（重光俊則君）泉谷事業部長。

事業部長（泉谷 徹君）言葉足らずですみません。

ポスターとかビラにつきましては、先ほど議員のほうからもご紹介ありました大阪府のポスターを使用したいと考えてございます。また、広報等ホームページにつきましては、連絡先等につき

まして道路課も踏まえて記載はやってございますので、道路課のほうに連絡がございましたら、今、議員おっしゃられましたとおり、丁寧に保険の内容についてご説明するとともに、まず、多分かなりの方が入っておられる個人賠償責任補償特約というので今現にもうついている保険もございますし、定額で特約で追加でできる内容もございますので、まずはご自分が今入っている保険の内容を確認していただいて、その後新たに、自転車保険というのが何もなければ自転車保険に入っていたと。自転車保険も、賠償額によりますけれども月々100円から300円ぐらいの幅がありますので、その辺も各ご自分で検討していただいて入っていただくというような細かい説明につきましては、町のほうでも対応させていただきたいと考えてございます。

議長（重光俊則君） 矢野議員。

11番（矢野正憲君） わかりました。情報提供というふうな形はしっかりやったださるといふような形で、まあまあ納得をしておきます。

この条例、保険の加入の義務化というのが一つの目玉であって特徴であるんですけども、事業主が働いている方の自転車保険ですか、これも加入義務があるというふうな条例になっているんです。熊取町の職員も結構自転車等で通勤とかされていることも多いと思うんですが、その辺についての対応というのはどないなっているんですか。

議長（重光俊則君） 林総務部理事。

総務部理事（林 利秀君） それにつきましては、同じように事業部から情報をいただきまして、議員が今見せていただいたそういう内容も提供いただいています。職員についても、もちろん通勤に自転車を使っている方が多いので、同じように発信をさせていただいたところでございます。

議長（重光俊則君） 矢野議員。

11番（矢野正憲君） 先ほど手を挙げてもらったら4割弱ぐらいやったんで、やはりその辺もしっかりと、7月1日までには入りますよというように感じで皆さんの手が挙がるぐらいの、やはりそういったことも努力が必要なのかなというように思います。

それから、観光客についても自転車保険が加入義務になっておるといふように聞いているんですが、熊取町も駅下にぎわい館のほうでメジチャリでしたか、やっておられるというふうになっているんです。その辺の対応というのはどないなっているんですか。

議長（重光俊則君） 明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君） こちらのほうも情報をしっかりとつかんでございます。7月1日保険加入に向けて、協会の予算のほうで保険加入の予定で今進めているところでございます。

以上でございます。

議長（重光俊則君） 矢野議員。

11番（矢野正憲君） 了解です。よくわかりました。

次、教育委員会です。

この条例をつくることになったもともとの出来事、事故というのが、11歳の男の子が女性にぶつかってというふうな形になっているんですけども、教育委員会は小学校、中学校の学生を扱っているところなんです、これいろいろ調べていると、大阪府の教育委員会は、府立の高校の自転車通学をされる生徒たちには、自転車通学をさせる許可の条件として保険に入りなさいよというふうなことになっていると聞き及んでいるんです。府の教育委員会のほうから、市町村の教育委員会の公立の中学校でも自転車で通学されている生徒たちがたくさんおられると思うんですが、それにも同様のことをやってほしいというというふうな通達が出ているというふうなことを聞いているんですが、その辺の対応というのは教育委員会はどのようにされていますの。

議長（重光俊則君） 吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君） 町内の中学校、自転車通学している生徒に対しましては、同様、保険に加入することを条件として許可するというふうな形で今動いています。ただ、現に自転車通学をしている子どもたちがいておりますので、これから保険に加入する家庭もあります。ただ、そ

れにつきましても、全自転車通学者に対して学校のほうで確認し、例えばまだ入っていない場合があればきっちり入ってくださいよということで一人一人きっちり確認をして、全員加入ということをやはり条件で進めていきたいということで、今もう動いている最中でありませう。

議長（重光俊則君） 矢野議員。

11番（矢野正憲君） わかりました。

自転車通学の生徒たちはそういった形でやっていますよね。自転車通学じゃない生徒たちにはどうされているんですか。要するに、未成年なんで入らなあかんのは親御さんの保護者になるというふうな形になっているんですが、その辺はどういうふうな対応されているんですか。

議長（重光俊則君） 吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君） 全保護者、全小・中学校の児童・生徒の家庭に、今お見せいただきましたパンフレットがございますけれども、その分を増し刷りしたものを配付させていただいて、7月1日からそういうふうな形で保険の加入義務がありますというふうなことについての全家庭への周知をさせていただいておるといふような状況でございます。

議長（重光俊則君） 矢野議員。

11番（矢野正憲君） それ先生、最近。うち、娘が小学校4年生ですけど、悪いけれど俺、見てへんわ。というふうなことの、やっぱり親御さんというか、そんなものかもしれませんわ。例えば7月1日までに入らないといけないというふうなこともあるんですが、自転車というたら日ごろ乗るようなもので、夏休みに入るとまた一段と乗るような機会もふえると思うんですけども、もう一度するようなことを考えたほうがよろしいんじゃないですか。その辺どうですか。

議長（重光俊則君） 吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君） 確かに全家庭に配付したはずではありますけれども、今おっしゃいましたようになかなか保護者の方には届かない場合もあるかもしれませんので、当然、7月1日までというのはまだ間があります。前回、6月の頭に校長会があったんですけども、その折にも各校長に対しましては、そのあたりきっちり各家庭に行くようにというふうなことで教育委員会のほうから通知させていただいておりますので、そういった事例もあるというふうなことを含めて、また各学校への対策を教委のほうから指示していきたいというふうに思っております。

議長（重光俊則君） 矢野議員。

11番（矢野正憲君） わかりました。またうちの娘が持って帰ってくるであろうというふうなことを、そのときはしっかりと確認をさせていただきます。そういった形で、いろいろなことでやはり教育委員会のほうも危機管理能力が問われているようなことでもあろうかと思っておりますので、その辺はしっかりとさせていただきたいなというふうに思います。

同時に、学校のほうでは交通安全の教育等もやらないといけないというふうな形になっていますよね。ちょうど1年前に改正道路交通法ですか、去年のちょうど6月1日に改正されましたよね。そのときの質問で服部議員が同じようなことを聞いてはっていて、いろいろされているというのは認識させてもらっているんですが、そういったことをもう一度ちょっと答弁でいただければなと思います。

議長（重光俊則君） 吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君） 先ほど事業部長からのご答弁の中にもございましたけれども、警察と連携していきながら当然交通安全指導も行っているというふうなこと、また、子どもたちの通学等に関しましても日常のことですので、やはり常々子どもたちには安全運転の指導もしていかなければならないということ、さらに、こういった条例ができたというふうな背景の中で、今まで以上に交通安全に対する指導を徹底していかなければいけないということで、今後、充実した取り組みを進めてまいりたいというふうに考えてございます。

議長（重光俊則君） 矢野議員。

11番（矢野正憲君） 多分、議員の皆さんもそうだと思うんですが、自転車を運転している利用者を見て

いると、スマホをいじりながらとか音楽を聞きながらとか傘を差しながらとかというふうな光景がよく見られると思います。それがいい大人であったりとかするわけで、そういった意味では、やはり小学生から、中学生のころからそういった教育をしないといけない、そういうような認識を持ちます。大阪府警のホームページを見ていると、自転車の交通事故は6割ぐらいが40歳以下やというふうな形の比較的若い層が事故を起こしているというふうな統計も出ておりますから、そういった意味では教育委員会が果たすべき役割というのは大きいのかなというふうに思っております。しっかりと、ながら運転はだめですよというようなことも教えつつ、いい大人になってもらうような、マナーのいいような、ルールを守るような、やはりそういったこともこの条例の中には含まれていると思いますので、しっかりと対応していただきたいなと思います。

議長（重光俊則君）泉谷事業部長。

事業部長（泉谷 徹君）交通安全教室の中身についてちょっとご説明させていただきたいと思います。

先日、私も東小学校の高学年の部の交通安全教室の内容について見学に行かせていただいたんですけども、先ほど議員がおっしゃられたように、27年6月1日にルールがかなり変わってございます。今おっしゃられたように、携帯をやる場面とか、またはふらふら運転をする、2人乗りをする、一旦停止をしない等々について、まずは高学年の方々にはルール説明を黒板を使ったり、実際に先生が自転車に乗って前で走ったりということで、この6月1日に変わった中で特に重要なところのルール説明を高学年の方々にまずはすると。そんな中で、次はDVDを使って、小学生の子役の方が自転車の点検からまず始めて、通行帯を左にする、一旦停止をするということで、それまでに教えていただいたルールをDVDの中でまた復習して、どんな形になるか、もしくはこういうときは事故につながるとかというようなDVDを現在、高学年の方に見ていただいて、それらを毎回毎回繰り返して6年間、まず1年から始まりまして、1年から3年ぐらいまではまず歩行を中心に、道路の歩き方を中心に説明をさせていただいて、4年から6年までは自転車を中心に説明をさせていただくということで、約1時間程度やらせていただいている内容です。

今、議員がおっしゃられたように、確かに小学校の時代からいろんな交通安全に対する教育は必要だと私も考えていますし、本町の場合は保育園からそのような対応をさせていただきますので、その辺につきましては今後も引き続いてやっていきたいと考えてございます。よろしく願いいたします。

議長（重光俊則君）矢野議員。

11番（矢野正憲君）小さいころから小学生まではそういうふうな対応されているというようなことですよ。この条例を見たら中学校にもと。中学校もやっているんですね、同じような形でね。了解。わかりました。

こういうふうな条例をつくるというふうなことで、また保険加入をしないといけないというような家族の中での話し合いの中で、やはり自転車利用のマナーの向上であったりとかルールを守るといような、そういった一助になればなというふうに思ったりします。僕自身も今回この質問を選んだのは、情報提供するのはいろいろ難しいところもあるんで、一助になればいいなというふうな思いを持ちましてこのテーマを選びました。しっかりと7月1日まで、それ以降もこの熊取町から自転車事故がなくなるぐらいの、それぐらいの教育を徹底していただきたいなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

次に、2番目の質問なんですが、これは福祉避難所、それから緊急入所施設の指定についてなんです。熊取町において大規模な災害が発生した場合、家屋の損壊やライフラインの途絶などにより、多くの住民が自宅での生活が困難となり、避難所で共同生活を営むことになる。特に高齢者や障がい者の要援護者については、一般の避難所では生活に支障を来すおそれがあります。民間、民間というよりこれは社会福祉法人です。の高齢者・障がい者施設と協定締結し、災害時における要援護者の受け入れなどについて円滑な連携や対応が必要だと考えておりますけれども、今後の展開についてお尋ねをしたいと思います。

議長（重光俊則君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）それでは、福祉避難所、緊急入所施設の指定について答弁いたします。

本町の地域防災計画におきましては、大規模な災害が発生した場合、町立小・中学校8校の指定避難所、こちらを開設し被災住民を受け入れることといたしております。また、この避難所において高齢者、障がい者などの要配慮者について配慮を要する状況となった場合、総合保健福祉センターを福祉避難所として指定しており、これを開設して受け入れ、加えて状況に応じ社会福祉施設等への緊急一時入所を行う計画としております。

当該福祉避難所には262人程度の収容が可能であり、本町の被害想定における最大避難所生活者数3,245人から算出される想定要配慮者数90人程度の受け入れは可能であると考えておりますが、大規模災害などにより、想定以上の避難所生活者が発生し、多数の要配慮者が避難することで当該福祉避難所に入れないという事態が生じるおそれもございます。このような万が一の事態が発生した場合への対応としましては、議員もご指摘のとおり、民間の老人福祉施設、障がい者支援施設等の社会福祉施設を福祉避難所に追加指定することが考えられ、当該指定のためには、指定する社会福祉施設等と十分調整を行った上で当該指定について協定を締結することが必要となります。

したがいまして、本町といたしましては、現在の被害想定から見込まれる要配慮者の受け入れは現在している福祉避難所で一定可能と想定しているものの、民間の社会福祉施設等によっては、要配慮者を受け入れることに係る物資、機材、人材が整っているところもございます。これらの点を踏まえ、当該施設を追加指定することにより、要配慮者への対応をより充実することができるようになることを考慮し、今後におきましては、避難が想定される要配慮者数の精査を進めるとともに、各施設における施設の利用状況、収容可能人数などの調査、また受け入れ施設側の意向等について確認、調整を進めてまいり所存でございますので、ご理解、ご協力のほど賜りますようお願いし、答弁とさせていただきます。

以上です。

議長（重光俊則君）矢野議員。

11番（矢野正憲君）今の答弁を要約したら、やるということやね。それでいいんですね。はい、わかりました。

議長（重光俊則君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）基本的には前向きに検討するというのを今、まずお伝えしたつもりでございます。ただ、福祉避難所の指定等につきましても、何分にも相手方の社会福祉施設側の意向等もございまして、そういったところに最大限配慮していく必要があると。

緊急入所施設のほうにつきましては、緊急一時入所の施設ということで既に地域防災計画に8施設、特別養護老人ホームなり、あるいは介護老人保健施設とか、町内の施設のほうとは一定調整を進めておまして、現時点では可能な限り受け入れていただくように努めていただくと、そういった一定の支援を行っていただけるように現地域防災計画の中にも入れております。今後、近隣等の状況を踏まえて前向きに取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

議長（重光俊則君）矢野議員。

11番（矢野正憲君）4月14日に大きな地震が起こって、こういう社会福祉法人のところにいるいろいろな訪ねていたりすると非常に前向きな理事長先生であったりとか園長先生のお話を聞く機会に恵まれました。地域のためにいろいろと一生懸命協力するよというような話をたくさん聞きましたから、熊取町は福祉センターが避難所に指定されているというふうな形で、いろいろ調べていると、大阪府下でも28の市町村が指定しているけれども15がやっていないというような状況の中で、熊取町はやっている。いろいろ見ていると、やはりこういうふうな老人介護施設であったりとか身体障がいの療護施設であったりとか知的障がいの更生施設であったりとか、いろんなところと提携しながらやっているというふうなことから、よそができて熊取町にできへんことはないやろうなとい

うふうなこともあり、理事長、園長先生の話を聞いていると非常に前向きな話であったので、投げかけをさせてもらったということになっています。

皆さん、地域のために大きな地震が来たときには協力しますというふうなことをおっしゃっていますから、鉄は熱いうちに、熊取町のほうから投げかけをしていただいたらそんなに悪い反応ではなかろうかなというふうに思っておりますので、この点については熊取町も前向きにやっていくというふうな答弁をいただきましたからこれで終わりますけれども、ひとつ間違いのないような対応をしていただきたいというふうに思います。

議長（重光俊則君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）ありがとうございます。ご支援のほどよろしくお願いいたします。

最近の動きで、そういったところで早速状況を調べましたところ、岸和田市のほうがことしの3月に市内の12法人、17施設と今申し上げましたような福祉避難所の開設について協定というのを具体的には結んでおりますので、こういったところの情報収集なりに努めたいということと、何よりも今、社会福祉施設側の協力のことをおっしゃられましたけれども、我々も担当健康福祉部局等に伺った中では、熊取町地域福祉施設等地域貢献委員会という各町内の社会福祉施設なり医療法人であったり社会福祉法人であったりと、こういったところの会議のほうでも実は積極的に、熊取町とこの委員会に参画の施設との第2避難所、福祉避難所協定の締結について検討していこうという動きがあることも一定伝わっております。非常に喜ばしい限りで、こういったところと早速意向の把握なり調整を進めていきたいと考えております。重ねて、そのあたりまたご指導なりご協力よろしくお願いいたします。

議長（重光俊則君）矢野議員。

11番（矢野正憲君）福祉避難所に係るコストというのは実は熊取町が持たなくていいんですね。災害救助法でしたか、国が100%国庫負担されるというふうなことになっていますよね。そういった意味では熊取町も財政的な負担もないというふうなことです。そういった意味ではウイン・ウインの関係になるのかなというふうに思っております。

先ほども言いましたが、しっかりと、私が聞いている限りでは社福の理事長先生や園長先生というのは非常に前向きに話をされておりましたから、熊取町のほうからそういうふうな締結はどうですかというふうなことになれば話はとんとんと前に進むのかなと思っておりますので、その辺の対応はしっかりとしていただきたいと思っております。

以上で、私の質問のほうはこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（重光俊則君）以上で、矢野議員の質問を終了いたします。

以上で、一般質問を終わります。

議長（重光俊則君）お諮りいたします。議事の都合により、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、13日の予備日でございますが、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれにて延会いたします。

（「17時00分」延会）

6 月熊取町議会定例会（第 3 号）

平成28年6月定例会会議録（第3号）

月 日 平成28年6月13日（月曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり13名であります。

1番 文野 慎治	2番 重光 俊則	3番 浦川 佳浩
5番 坂上 昌史	6番 阪口 均	7番 二見 裕子
8番 渡辺 豊子	9番 服部 脩二	10番 佐古 員規
11番 矢野 正憲	12番 鱧谷 陽子	13番 江川 慶子
14番 坂上巳生男		

欠席議員 4番 河合 弘樹

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	中尾 清彦
教 育 長	勘六野 朗	企 画 部 長	貝口 良夫
企 画 部 理 事	明松 大介	企 画 部 理 事	寺中 敏人
総 務 部 長	南 和仁	総 務 部 理 事	林 利秀
総 務 部 理 事	阪上 敦司	総 務 部 理 事	田宮 克昭
住 民 部 長	下中 博之	住 民 部 統 括 理 事	吉田 潔
住 民 部 理 事	藤原 伸彦	健 康 福 祉 部 長	小山 高宏
健 康 福 祉 部 理 事	山本 浩義	健 康 福 祉 部 理 事	山本 雅隆
健 康 福 祉 部 理 事	田中 耕二	事 業 部 長	泉谷 徹
事 業 部 理 事	田畑 洋	事 業 部 理 事	大西 宏
会計管理者兼会計課長	北川 雄彦	上 下 水 道 部 長	山戸 寛
上 下 水 道 部 理 事	永橋 広幸	教 育 次 長	中谷ゆかり
教育委員会事務局理事	吉田 茂昭	教育委員会事務局理事	亀坂 典夫

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	阪上 清隆	書 記	阪上 章
-------------	-------	-----	------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

議案第51号 税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告について
議案第52号 平成27年度熊取町一般会計補正予算（第9号）の専決処分報告について
議案第53号 平成28年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分報告について
議案第54号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例
議案第55号 国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る町税の特例に関する条例の一部を改正する条例
議案第56号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第57号 工事請負契約の締結について（北保育所大規模修繕工事）
議案第58号 環境センター専用公用車（4 t ダンプ）の購入について
議案第59号 平成28年度熊取町一般会計補正予算（第2号）
議案第60号 平成28年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第61号 平成28年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第62号 平成28年度熊取町水道事業会計補正予算（第1号）

議長（重光俊則君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。議席4番 河合議員から欠席の届けがありましたので、ご報告いたします。定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年6月熊取町議会定例会第3日目の会議を開きます。

（「10時00分」開会）

議長（重光俊則君）それでは、本日の日程に入ります。

初めに、日程第4 議案第51号 税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。阪上総務部理事。

総務部理事（阪上敦司君）おはようございます。

それでは、議案第51号 税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

地方自治法第179条第1項の規定により、税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

まず、提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する等の法律が平成28年3月31日に公布されたことなどに伴い、税条例等の一部を改正する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

次に、2ページをお開きください。

平成28年3月31日専決、税条例等の一部を改正する条例でございます。

本条例は2条立てでございますが、第1条が税条例の一部改正となっており、3ページの第2条は、平成27年度税制改正に対応し平成27年12月21日に公布した税条例等の一部を改正する条例附則中の旧3級品たばこの特例税率の段階的廃止に係る内容について文言整理を行うもので、制度変更を伴うものではございません。

それでは、改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきます。

議案書の後ろのピンク色の分界紙の次の資料1-1をごらんください。

税条例新旧対照表でございます。

それでは、税条例の一部改正（第1条関係）からご説明させていただきます。

右が改正前、左が改正後でございます。

まず、第8条でございますが、行政不服審査法の施行に伴い「不服申立て」から「審査請求」に文言の整理を行うものでございます。

次に、第62条でございますが、独立行政法人労働安全衛生総合研究所と独立行政法人労働者健康福祉機構の統合に伴い新たに設立された独立行政法人労働者健康安全機構に対し、これまでどおり固定資産税を非課税とする制度を継続するための措置を行うものでございます。

資料1-2、下側のほうをお願いします。

第65条でございます。第62条の改正を受け、本来の用途以外で使用するようになった場合や有料で使用させることとなった場合において、所有者の届け出義務を規定するものでございます。

資料1-3をごらんください。

中段の第115条第2項第1号ですが、特別土地保有税の減免申請書に個人番号を記載しないこととする改正でございます。

続きまして、附則の改正でございます。附則第16条の2でございますが、地域の実情に応じて地方税の軽減の特例措置を条例で定めることができるわがまち特例の対象拡大に関する条項でござい

ます。

資料1-4をごらんください。

第4項につきましては、地方税法の号ずれに対応する改正でございます。

次に、第5項から第9項でございますが、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備に係る課税標準の特例を定めるものでございまして、第5項では、太陽光発電について課税標準の特例割合を3分の2と定めるものでございます。次の第6項では風力発電設備について同じく課税標準の特例割合を3分の2と、第7項では水力発電設備について同じく特例割合を2分の1と、第8項では地熱発電設備について特例割合を2分の1と、第9項ではバイオマス発電設備について特例割合を2分の1と、それぞれ定めるものでございます。

次に、第10項でございますが、第5項から第9項までを新たに追加したことによる項ずれ対応でございます。

第11項でございます。都市再生特別措置法に基づき、認定誘導事業者が整備した公共の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例割合を5分の4と定めるものでございます。

次の第12項につきましても、今回の改正に伴う項ずれ対応でございます。

資料1-5をごらんください。

附則第16条の3第4項第5号でございますが、地方税法の改正に伴い、熱損失防止改修工事を行った住宅の固定資産税の減額の適用を受けるに当たり、国や地方公共団体からの補助金等について申請書に記載するよう改正を行うものでございます。

次に、附則第18条の2でございますが、現行の燃費性能等に応じて軽自動車税の税額を軽減するグリーン化特例について、平成28年度中に取得した軽自動車についても平成29年度に限り適用となるよう1年間延長するものでございます。

続いて、税条例等の一部を改正する条例の一部改正（第2条関係）でございます。

資料1-7をごらんください。

附則第5条でございますが、旧3級品たばこの特例税率の段階的廃止に係る附則内容の文言整理に関する内容でございますが、制度内容の変更を伴うものではございません。

恐れ入りますが、議案書の3ページにお戻りください。

ページの中ほど少し下のほうですけれども、附則でございます。

第1条につきましては施行期日で、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

第2条につきましては経過措置でございますが、第1項では、第2項から第8項に規定するものを除き平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については従前の例によるものとするものでございます。次の第2項から次ページの第7項までのわがまち特例の拡充に係る規定については、平成28年4月1日以降に新たに取得された固定資産について、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用することとするものでございます。次に、第8項の省エネ改修に係る規定については、平成28年4月1日以降の住宅改修について、平成29年度以後の課税に適用することとするものでございます。

第3条でございます。平成27年度中に取得した車両に係るグリーン化特例の適用については、従前の例によるものとするものでございます。

なお、今回の税条例等の一部改正では、平成28年度の税制改正のうち本年4月1日付で施行しなければならないものについて専決処分をさせていただきました。施行まで期日の間に合うものにつきましては、今後、改正条例を上程させていただく予定でございます。

以上で、議案第51号 税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告についての説明を終わります。よろしくご審議いただき、原案どおりご承認賜りますようお願いいたします。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。
それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、本件について、討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第51号 税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告についての件を採決いたします。

議案第51号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第51号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長(重光俊則君)次に、日程第5 議案第52号 平成27年度熊取町一般会計補正予算(第9号)の専決処分報告についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。貝口企画部長。

企画部長(貝口良夫君)議案第52号 平成27年度熊取町一般会計補正予算(第9号)の専決処分報告につきましてご説明申し上げます。

この専決処分報告につきましては、地方自治法第179条第1項の規定によりまして平成28年3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

なお、専決処分の内容につきましては、地方創生加速化交付金の事業不採択による減額補正と前教育長の退職手当の補正でございます。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをごらんください。

第1条ですが、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,087万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ134億36万8,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

次に、第2条につきましては繰越明許費の補正でございます。順次説明させていただきます。

4ページをお開き願います。

第2表繰越明許費補正でございます。

款 商工費、項 商工業振興費の商工業振興事業1,267万4,000円でございますが、これは3月議会の追加補正で計上いたしました熊取町のブランド創造推進事業に係る経費で、地方創生加速化交付金事業の不採択により繰越明許費を皆減するものでございます。その次の地域活性化事業7,927万4,000円ですが、にぎわい創出プラットフォーム施設整備、地域にぎわい創出事業及び大学生転入・定住促進強化事業に係る経費でございます。こちらにつきましても、地方創生加速化交付金事業の不採択により繰越明許費を皆減するものでございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

5ページ、6ページは総括ですので、省略させていただきます。

8ページ、9ページをごらん願います。

まず、歳入予算でございますが、款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 総務費国庫補助金の地方創生加速化交付金8,000万円の減額につきましては、交付金事業の不採択により減額するもので

ございます。

次に、款 繰入金、項 基金繰入金、目 財政調整基金繰入金の1,087万1,000円の減額につきましては、今回の補正における財源調整分でございます。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

10ページ、11ページをごらんください。

款 商工費、項 商工費、目 商工業振興費の商工業振興事業1,267万4,000円の減額につきましては、地方創生加速化交付金を活用し熊取町のブランド創造推進事業に係る経費を計上しておりましたが、事業の不採択により予算を減額するものでございます。

次の地域活性化事業の7,927万4,000円の減額につきましても、地方創生加速化交付金を活用し、にぎわい創造プラットフォーム整備事業に係る経費を計上しておりましたが、商工業振興事業と同様、事業の不採択により予算を減額するものでございます。

次に、款 教育費、項 教育総務費、目 教育委員会費の職員給与関係事業の退職手当107万7,000円の増額につきましては、前教育長の退職手当に係るものでございます。

次に、12ページをごらんください。

補正予算給与費明細書でございますが、内容としましては、歳出の教育費でご説明いたしました前教育長の退職手当の補正となっております。

以上で、議案第52号 平成27年度熊取町一般会計補正予算（第9号）の専決処分報告の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、本件について、討論を省略し、採決いたしたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第52号 平成27年度熊取町一般会計補正予算（第9号）の専決処分報告についての件を採決いたします。

議案第52号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第52号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（重光俊則君）次に、日程第6 議案第53号 平成28年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分報告についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）それでは、議案第53号 平成28年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分報告についてご説明申し上げます。

議案書の7ページをお開きください。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

今回専決処分いたしました補正予算でございますが、平成27年度国民健康保険事業特別会計の決

算歳入見込み額が60億4,304万4,327円に対し、決算歳出見込み額が60億9,217万3,225円となり、収支差は4,912万8,898円の赤字で、決算総額に対する割合は0.8%でほぼ収支均衡いたしておりますが、支払い不足が発生いたしますので、その補填のため、平成28年度の国民健康保険事業特別会計補正予算より繰上充用を行うものでございます。

なお、平成27年度予算の出納閉鎖までに繰上充用を行わなければならないため、5月31日付での専決処分を行わせていただいたものでございます。

それでは、簡単に平成27年度の収支の見込みの概要説明をさせていただきます。

まず、保険会計につきましては、医療費等必要な経費を見込みまして、国及び府などから交付される負担金等の見込みを差し引き、その残額を保険料で賄うこととなりますが、特に医療費については、ご存じのとおり、高齢化とともに医療の高度化に伴い年々増加の傾向にあります。それを賄う収入もあわせて増加しておりますが、医療費が対前年度比で約2億円増加し約37億円となり、また、一元化された共同事業拠出金が約13億円と合わせますと、歳出総額約61億円に対しまして約50億円と8割を超える支出となつてございます。収入では、前期高齢者交付金が約17億5,000万円で約3,400万円の増、国・府の負担金は合わせて14億5,000万円で約1億5,000万円の増、また財政安定化支援事業等による一般会計からの繰入額が約1億円の増となつたことから、収支の差が最終的に歳入総額の約0.8%、4,912万8,898円の赤字となつたものでございます。これを平成28年度予算で補正し、解消するものでございます。

それでは、補正の内容を説明させていただきます。

次のページ、補正予算の1ページをごらんください。

補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,912万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を63億9,511万1,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

それでは、歳入歳出予算の補正の内容につきましては、4ページ以降の事項別明細書で説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括でございますので、説明は省略させていただきます。

6ページ及び7ページをごらんください。

まず、歳入でございますが、款 国民健康保険料、項 国民健康保険料、目 一般被保険者国民健康保険料、補正額4,766万1,000円の増額、同じく目 退職被保険者等国民健康保険料146万8,000円の増額、合わせて4,912万9,000円の増額でございます。これにつきましては、歳出補正の財源とするものでございます。

続きまして、歳出の説明に移らせていただきます。

8ページ及び9ページをごらんください。

款 前年度繰上充用金、項 前年度繰上充用金、目 前年度繰上充用金、補正額4,912万9,000円でございます。冒頭でご説明いたしましたとおり、決算見込みにおきまして収入が約0.8%不足となりますので、平成28年度当初予算から27年度予算へ繰上充用を行うものでございます。

以上で、議案第53号 平成28年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分報告についての説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）専決処分ということではあるんですけども、前年度繰上充用ということでお金を補填するというので、結局平成28年度の国民健康保険料に一定響いてくるかなと思うんですが、その辺の影響はいかがですか。

議長（重光俊則君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）繰上充用につきましては、例年、歳入不足が生じた場合こういうような措置をとらせていただいております。いわゆる先借り、前借りというような対応になりますので、28年度の予算の中でこの分を解消する方向で対応することになります。

ちなみに今回の27年度での大きくというか、率にしては0.8%なんですけれども、四千数百万円の赤字になったと。一番大きな要因といたしましては、先ほども申しましたように医療費の伸びということがございます。こういった一定想定しづらい部分が生じておりますので、この部分につきましては、28年度の中で医療費の伸びが想定した以内におさまれば、当然、収支均衡のさらにとれた決算の内容で終わるということを期待いたしております。

以上です。

議長（重光俊則君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）保険料への影響はどうですか。

議長（重光俊則君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）ご存じのとおり、6月20日、国民健康保険の運営協議会におきまして当然、保険料率の算定におきましては繰上充用額、この額については一定保険料のほうに賦課をさせていただくという方向での検討になろうかというふうに考えております。

以上です。

議長（重光俊則君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）毎年2月ないし3月ごろにここのところ連続して賦課限度額の引き上げということが提案されて、国保運営協議会の中で試算を示されるときに限度額の引き上げで中低所得者層の保険料の軽減につながるということが説明されているわけなんですけど、その時点においては、繰上充用によって影響が出てくるというふうなことは想定されていないですよね。

議長（重光俊則君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）繰上充用というのは、先ほど申しましたように、決算見込み額が確定した上でそれに対応する額でございますので、2月時点では、まだそういった数字についての確定はしかねておるといような状況でございます。

以上です。

議長（重光俊則君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）1年前の現時点での繰上充用は幾らでしたか。

議長（重光俊則君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）昨年度は26年度決算で350万円程度の繰上充用額であったというふうに記憶しております。

以上です。

議長（重光俊則君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）昨年度は350万円程度ということで繰上充用の影響が少なかったわけなんですけど、今年度、率にすれば0.8%とはいえ、保険料に一定影響の出ってくる金額の繰上充用かと思うんです。この点、やはり被保険者の住民の方々の保険料への影響をなくすためにこの分を一般会計で補填するという考えはなかったんでしょうか。

議長（重光俊則君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）ご指摘あるかどうかというふうに想定しておりましたけれども、一般会計からの繰り入れと申しますのは、もう何回も議論させていただいておるとおり、やはりこれは行うべ

きものではないというふうに考えております。と申しますのも、先日もご説明申し上げましたとおり、国民健康保険の歳入の構成の中身、保険料が2割、それ以外がもう既に公費と、それからいわゆる前期高齢者ということで、被用者保険の方から拠出いただいております経費で賄われておるといのが実態でございます。公費、それから前期高齢者の仕組みもそれぞれ法律にのっとってこういうふうに国保のほうに拠出しなさい、税金を国保のほうに投入しなさいと法律に従って繰り入れというか、収入されておるものがございますが、一般会計からの法定外とまさに言うとおりの、法律の定めのない繰り入れということになりますので、それは全て国保以外の住民の方に法律外で法律に定めのない負担を新たをお願いするということになりますので、この点につきましてはやはり慎重な対応が必要やというふうに考えております。以前からご答弁申し上げさせていただいております。

以上です。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）今の質問の答弁の中で医療費の想定外の伸びというのがありましたけれども、なぜ想定外に伸びたのかという検証はされましたか。

議長（重光俊則君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）医療費総額30何億円という数字になりますので、そのうち4,000万円という額がどこから発生したのか、なかなか検証しづらい部分がございますが、特に27年度におきましては、我々調べた中では、ちょっと細かな具体的な話になってしまうんですけども、C型肝炎の新薬が今年の夏ぐらいに承認されて使用が可能になったと。このC型肝炎の新薬というのが物すごくよく効く薬で、もう効果抜群というお薬でございます。ただ、1回1日の料金というのが1人8万円になるという情報を仕入れておまして、この治療を一連でざっと1人当たり500万円ぐらいかかってしまうというようなそんなような状況があるというのは、これは国保の専門新聞なんですけれども、そちらのほうにもかなり大きく取り上げられて報道がなされております。こういったことで、1人通算で500万円ぐらいかかる治療でございますので、10人そういった方が新規に発生すれば、もう既にそれだけで5,000万円というような額になってしまいます。

本町におきましても、高額な医療の対象になっている方のリスト等も出しまして調べさせていただいたところ、やはりこの新薬、名前はちょっと忘れてしまいましたけれども、C型肝炎の治療薬による伸びというものが今回の27年度の大きな要因の一つであるというふうに考えております。

以上です。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、本件について、討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第53号 平成28年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分報告についての件を採決いたします。

議案第53号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第53号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（重光俊則君）次に、日程第7 議案第54号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君） それでは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書の9ページをお開きください。

まず、提案理由でございます。平成29年7月開始予定の特定個人情報の情報連携に向け、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく独自利用事務を定めるとともに所要の改正を行うため、この条例案を提出するものでございます。

少し補足説明させていただきますと、地方公共団体が社会保障、地方税、防災その他これに類する条例で定める事務につきまして、個人情報保護委員会で定める要件を満たすことにより、本町以外の地方公共団体や国の行政機関などから情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を取得することが可能となります。言いかえますと、他の公共団体などから特定個人情報を取得し、国が定める最大のメリットであります住民の利便性の向上につなげるためには、本条例の一部改正が必要となるものでございます。また、今回、本町が情報連携する事務といたしましては、老人医療費助成、身体障がい者等医療費助成、ひとり親家庭医療費助成、子ども医療費助成といったいわゆる4医療費助成事務について情報連携するものでございます。

それでは、具体的な改正内容を新旧対照表によりご説明させていただきます。

恐れ入りますが、桃色の分界紙の後ろの資料2-1をお願いいたします。

右が現行、左が改正案でございます。

まず、第3条に特定個人情報を独自利用事務として活用できるための条文を1項追加し、表中に、情報連携する4医療事務、1番として老人医療費助成を、2番として身体障害者等医療費助成、3番としてひとり親家庭医療費助成を、4番として子ども医療費助成をそれぞれ明記して、独自利用の情報連携を可能とする規定でございます。

次に、資料2-3の項ずれ後の改正後の第3号の表、こちらの表は、役場内部でのいわゆる庁内連携の利用事務と、その事務に必要な特定個人情報を記載している表となりますが、新たな4医療事務を1番から4番まで規定し、それぞれの事務で必要となる特定個人情報を表の右側で定めることにより、新たな4医療事務につきましてもそれぞれの特定個人情報を役場内部でも庁内連携できるものとする規定でございます。

また、資料2-3の右側の現行の表で健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務、こちらは本年1月より既に庁内連携している事務になりますが、こちらの項を資料2-6の改正後の表の5番に項ずれさせるものでございます。

それでは、恐れ入りますが、議案書の12ページにお戻りください。

附則でございます。この条例は平成28年10月1日から施行するものでございます。なお、他の公共団体などの情報連携は、提案理由に記載のとおり、平成29年7月の予定でございます。

以上で、議案第54号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。
議長（重光俊則君） 以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（重光俊則君） 次に、日程第8 議案第55号 国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る町税の特例に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。寺中企画部理事。

企画部理事（寺中敏人君） それでは、議案書13ページをお開きください。

議案第55号でございます。国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る町税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

まず、提案理由でございます。大阪府国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の府民税及び事業税並びに不動産取得税の課税の特例に関する条例の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため、この条例案を提出するものでございます。

この場をおかりいたしまして、少し具体的にお話をさせていただきます。

国際戦略総合特別区域、以降、特区と申し上げます。とは、我が国の経済成長のエンジンとなり、産業、機能の集積拠点となる可能性の高い地域を国が指定いたしまして、その地域の戦略的なチャレンジを国家戦略と位置づけて総合的に支援する制度でございます。平成23年12月に国が7つの区域を指定いたしました。この区域の7つの中に関西の3府県及び指定都市が申請いたしました関西イノベーション国際戦略総合特区があり、ライフサイエンス分野での取り組みの一つとして、革新的がん治療法として注目されておりますホウ素中性子捕捉療法、通称BNCTの実用化の促進が挙げられております。本町におきましては、BNCTに関する研究が進められております京都大学原子炉実験所の区域が特区に指定されております。

特区に指定されますと規制緩和を初めとするさまざまな支援措置が講じられますが、税制上の支援措置といたしまして、特区エリアで新たにBNCT関連事業を行う事業に対しまして、本町と大阪府が連携いたしまして町税と府民税を地方税セットという形で5年間最大ゼロ、その後の5年間につきましては2分の1に軽減するという制度を運用しておるところでございます。大阪府では、平成27年度末で期限切れとなりますこの特区税制事業の認定期間の延長と、引き続き成長産業の集積を図ることを目的といたしました条例改正案を本年3月の定例府議会で可決し、4月1日から施行しておるところでございます。今般、大阪府の条例に連動する形で本町の条例について規定されております。この本町の条例につきまして、所要の整備を行うため、一部改正を行う条例案をご審議いただくものでございます。

それでは、14ページをお開きください。

こちらが国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る町税の特例に関する条例の一部を改正する条例でございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきます。

議案書の後ろ、ピンク色の分界紙以降、資料3-1をごらんください。

こちらが、国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る町税の特例に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表でございます。

右側が現行、左側が改正案でございます。

それでは、改正内容につきまして順にご説明させていただきます。

まず、題名につきまして、右側の現行「国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る町税の特例に関する条例」を、左側の「成長産業特別集積区域における成長産業の集積の促進及び国際競争力の強化に係る町税の特例に関する条例」に改めます。これまで大阪府の条例は、税の優遇措置の適用について、特区に指定された区域を対象としておりました。しかし、総合特別区域法の対象外であります水素関連や健康関連といった事業は、今後も成長が期待され、大阪の成長にとって不可欠な事業であることから、特区の指定区域に加え、大阪府が成長産業の集積の促進などを図る必要があると認めて指定した区域についても成長産業特別集積区域として取り扱い、税の優遇措置の適用が可能となるよう改正がなされたものです。それに伴いまして条例の題名が改められましたため、本町の条例も大阪府の条例と整合を図る観点から題名を改めるものでございます。

次に、第1条でございます。ここでは、この条例の目的を定めております。先ほど申し上げましたとおり、今般、大阪府の条例におきまして、特区の指定区域に加えまして府が定めた要件に合致する区域における事業についても税制上の支援措置が講じられるようになったため、所要の改正を行うものでございます。

次に、第2条でございます。ここではこの条例上における定義を定めております。

資料3-2をごらんください。

まず、税制上の支援措置が講じられている区域を成長産業特別集積区域に、また、大阪府から成長産業事業計画を認定された法人を成長産業事業法人と定義づけるものでございます。

次に、第3条及び第4条でございます。こちらは条文や条項の整合を図るための改正でございます。また、「事業計画」を「成長産業事業計画」に、「特区事業法人」を「成長産業事業法人」などに改めるものでございます。

資料3-3をごらんください。

次に、第5条でございます。「認定特区事業」を「認定成長産業事業」など条文の整合を図るもののほかに、大阪府の条例改正に合わせまして優遇措置の対象となる固定資産につきまして、これまで事業計画が認定されていなければならなかったものを、今般、計画の提出時から認定を受けるまでの期間において取得したのも対象とするよう拡充を行ったものでございます。

続きまして、資料3-4をごらんください。

第6条でございます。条文や条項の整合を図るもののほかに、対象が特区指定区域に縛られなくなったため、資料の中央右側でございます現行の条例第2項第3号に規定いたします国際戦略総合特別区域協議会に関する記述を削除するものでございます。

次に、資料3-6をごらんください。

次の第7条から最終の第15条までにつきましては、条文の整合を図るための改正でございます。具体的には、第7条の見出し中「認定特区事業法人」を「認定成長産業事業法人」に改め、第7条から第15条までの規定中「認定特区事業」を「認定成長産業事業」に改めるものでございます。

恐れ入りますが、議案書15ページにお戻りください。

下側、この条例でございますが、公布の日から施行いたします。

なお、これまで優遇税制の対象としておりました特区の区域は、新たに規定いたします成長産業特別集積区域とみなすという経過措置がございます。

以上で、議案第55号 国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る町税の特例に関する条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（重光俊則君）次に、日程第9 議案第56号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。田中健康福祉部理事。

健康福祉部理事（田中耕二君）それでは、議案第56号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書16ページをお開きください。

提案理由でございますが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に

関する基準を定める条例の一部を改正する必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきますので、ピンク色の分界紙の後ろ、資料4-1をお開きください。

右が現行、左が改正案でございます。

改正内容は大きく2点ございます。1点目が設備に関するもので、2点目が、保育士のマンパワー不足に鑑み、保育士配置要件等について弾力化を図るものでございます。

1点目の設備に関してでございますが、小規模保育事業所A型、B型、C型及び保育所型事業所内保育事業所、小規模型事業所内保育事業所の設備基準について一部改正するもので、建築基準法施行令が改正され特別非常階段に係る規制が合理化されたことに伴い、資料4-1の第29条第7号イの表中、小規模保育事業所A型の保育室等が4階以上の階にある場合は、避難用の屋内階段について、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、現行は「屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことの出来る窓若しくは排煙設備を有する付室を通じて連絡すること」となっていたものを、改正案では、屋内と階段室とは、バルコニーまたは付室を通じて連絡することとし、かつ、建築基準法施行令第123条第3項第3号、第4号及び第10号に定める構造を満たすものとする改正するものでございます。こちらは、大枠で申し上げますと、現行では屋内と避難用屋内階段室をつなぐ付室には窓または排煙設備が必要だったものが、火災時に生じる煙が付室を通じて階段室に流入することを有効に防止できるものとして、国土交通大臣が定めた構造、方法を用いた構造または認定を受けた構造となっていればよいというふうにされたものでございます。なお、小規模保育事業所B型、C型、保育所型事業所内保育事業所及び小規模型事業所内保育事業所の設備基準につきましては、それぞれ第29条の準用規定を定めておりますので、今回の改正内容が反映されるものでございます。

次に、小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置について弾力化を図るべく、特例を附則に追加するものでございますが、資料4-3をお開きください。

第6項は、朝夕等の児童が少数の時間帯で計算上1人の保育士で対応可能となるような場合の保育士配置につきましても、現行は必ず2名以上の保育士を置かねばならないとなっていたものを、当分の間、保育士1人に加えて保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認める者1人による2名配置を可能とする旨を定めるものでございます。

次に、資料4-3から4-4にかけての第7項でございますが、こちらは、配置基準上必要な保育士数の算定において、当分の間、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭の普通免許状を有する者を保育士とみなすことができる旨、定めるものでございます。

次に、第8項は、1日8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所で開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士数、こちらは配置基準に基づく保育士数でございますが、これを超える場合、当分の間、当該超える部分の追加的に確保しなければならない保育士数を上限に、保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認める者を保育士とみなすことができる旨、定めるものでございます。

次に、第9項は、前2項の規定を適用する場合であっても、各時間帯において配置基準上必要となる保育士数の3分の2以上が保育士でなければならない旨、規定するものでございます。

17ページの本文へお戻り願います。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第56号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決願いますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長(重光俊則君) 次に、日程第10 議案第57号 工事請負契約の締結について(北保育所大規模修繕工事)の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。田宮総務部理事。

総務部理事(田宮克昭君) それでは、議案第57号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

議案書の18ページをお開きください。

北保育所大規模修繕工事について、次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び要議決契約等条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

まず、契約の目的でございますが、北保育所大規模修繕工事でございます。

次に、契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。

次に、契約の金額は、9,699万480円でございます。

契約の相手方は、大阪府泉南郡熊取町小垣内2丁目841番地の4、株式会社阪南工務店、代表取締役植園幸成でございます。

入札の結果についてご説明いたします。熊取町指名競争入札要綱を初め熊取町建設工事等における郵便入札実施要領等に基づきまして、平成28年4月28日付にて指名通知を5社に行い、平成28年5月26日に開札を執行し、最低価格を提示した者を落札者として決定いたしました。

次に、工事概要でございます。

議案書に添付しております資料、桃色の分界紙以降、資料5-1をお開きください。

工事名称は、北保育所大規模修繕工事でございます。

工事箇所は、熊取町希望が丘4丁目地内でございます。

工事概要は、耐震改修工事として鉄骨ブレス補強5カ所、屋根面水平ブレス補強1式、梁面水平ブレス補強1式、屋根改修1式、その他改修1式となります。非構造部材改修工事として外壁改修1式、建具改修1式、その他改修1式となります。その他改修工事として、0、1歳室及び2歳用トイレ兼職員トイレ改修1式、既設トイレ改修1式、駐車場整備1式、遊戯室改修1式、各保育室改修1式、その他改修1式となっております。

工期につきましては、議決日より平成29年2月27日まででございます。

工事施工箇所の配置図、平面図、立面図を資料として資料5-2から資料5-5にあわせてお示しをいたしておりますので、後ほどごらんください。

以上で、議案第57号 工事請負契約の締結についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご決賜りますようお願い申し上げます。

議長(重光俊則君) 以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。坂上巳生男議員。

14番(坂上巳生男君) 今回の工事請負契約の締結について、この議案に関連して事前に議員各位に回覧が回ってまいりました、入札結果について。それで大体のことは承知しておるんですが、念のため入札結果についてご説明願えますか。

議長(重光俊則君) 田宮総務部理事。

総務部理事(田宮克昭君) 先ほどもちょっとご説明申し上げましたが、入札の結果につきましては、指名競争入札要綱に基づきまして、建築一式の等級別区分がB等級の町内業者と熊取町建設工事等業者選定委員会において抽せんし決定した建築一式の等級別区分がB等級の町外業者を選定いたしました。これが5社でございます。この5社によりまして平成28年5月26日に開札を執行いたしました。開札に参加いたしましたのは2社、辞退したのが3社ということで、2社による開札となりま

した。その結果、議案でご説明申し上げましたとおり、株式会社阪南工務店が落札したということでございます。

議長（重光俊則君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）5社による指名競争入札ということで予定されていたんですが、3社が辞退で2社による入札となって、なおかつ1社が予定価格にかなり近い高額で入札し、そして1社が最低制限価格で落札したという結果になっているんです。極めて異例な、最近といいますか、談合事件発覚以後、ほぼ全てと言っていいぐらい最低制限価格でくじ引きとなる入札結果が続いていたんですが、こういった辞退とか、あるいは最低制限価格よりもはるかに高い金額を入れる業者があつて実質的に1社で決まってしまうと、くじ引きもせずに決まってしまうと、こういった結果というのは多分これが初めてではなかったでしょうか。

議長（重光俊則君）田宮総務部理事。

総務部理事（田宮克昭君）全く初めてということではございません。最低制限価格以外で価格を入れてくる工事もたまにございます。今回、2社ということで、結果的には5社指名の2社入札ということになったわけですが、過去にも永楽ゆめの森公園等のときにもそういうふうな、複数指名をしたにもかかわらず辞退者が多く出た結果、2社による入札というふうな工事の落札の結果となった場合もございます。このように、なぜ指名業者の辞退が起こるのかということにつきましては、これは辞退届の提出のときに理由の添付は求めておりません。ということで、当方からわざわざ辞退理由を聞くというアプローチもしておりませんので、なぜ辞退が出たのかということについては当方としては把握しておりません。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（重光俊則君）次に、日程第11 議案第58号 環境センター専用公用車（4 t ダンプ）の購入の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）議案第58号 環境センター専用公用車（4 t ダンプ）の購入についてご説明申し上げます。

議案書19ページをごらんください。

本議案は、環境センター専用公用車（4 t ダンプ）を購入するため、地方自治法第96条第1項第8号及び要議決契約等条例第3条の規定により、下記のとおり議会の議決を求めます。

物品購入は環境センター専用公用車（4 t ダンプ）1台、これは、専ら環境センター場内において主に焼却炉から排出された灰や鉄、アルミなどの廃棄物を最終処分あるいはリサイクルに搬出させるため、一時的に仮置き場などへ運搬するための環境センター専用公用車で、現在使用の4トンダンプは14年が経過し、灰固化物の付着により腐食や損傷による老朽化が進み、故障やふぐあいに伴う修繕件数もふえていることから、安全面、費用面を考慮し今回購入するものでございます。

契約の方法は指名競争入札による契約。熊取町指名競争入札要綱などに基つきまして、町内において自動車を取り扱う業者8社を指名いたしまして郵便入札を実施し、平成28年5月17日に開札を行い、最低価格を提示した業者を落札者として決定したものでございます。

契約の金額は、625万3,200円。

契約の相手方、大阪府泉南郡熊取町七山東906、株式会社西尾組、代表取締役西尾元宏でございます。

次に、議案書の最終ページ、資料6をごらんください。

1に記載の車種、三菱ふそうファイター・ショートキャブに3の仕様により荷台を取りつけた4トンダンプでございます。以下、説明は省略しますので、後ほどお目通しください。

なお、契約金額は要議決契約等条例第3条に規定する議会の議決に付さなければならない金額を満たしてはおりませんが、予定価格が928万1,000円で、議決要件となります700万円以上となったため、要議決契約となるものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（重光俊則君）次に、日程第12 議案第59号 平成28年度熊取町一般会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）議案第59号 平成28年度熊取町一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容でございますが、町長選挙後の肉づけ補正予算として町長給与の20%削減、ひまわりバスの土日祝日運行に係る経費、不妊・不育治療費助成、地方創生加速化交付金2次募集の対象事業などが主なものとなっております。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,544万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ131億2,413万9,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものとしております。

次に、第2条につきましては債務負担行為の補正でございます。順次説明させていただきます。

4ページをお開き願います。

第2表債務負担行為補正でございます。

今回の補正で予算計上しております総合計画策定支援業務委託につきまして、平成28年度から29年度までの期間で限度額を432万円と設定するものでございます。

次に、歳入歳出予算の内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

5ページ、6ページは総括ですので、省略させていただきます。

8ページ、9ページをごらんください。

まず、歳入でございますが、款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 総務費国庫補助金の地方創生加速化交付金2,190万円の増額につきましては、2次募集の補助金でございます。

また、その下の目 民生費国庫補助金の子ども・子育て支援交付金58万4,000円の増額につきましては、利用者支援事業に係る増額でございます。

次の目 衛生費国庫補助金の妊娠・出産包括支援事業費補助金57万7,000円の増額につきましては、当初予算に計上しておりました産後2週間サポート事業に係る補助金でございます。

次に、款 府支出金、項 府補助金、目 民生費府補助金の地域福祉・子育て支援交付金144万2,000円の増額につきましては、コミュニティソーシャルワーカー1名の増員に係るものでございます。また、その下の子ども・子育て支援交付金58万4,000円の増額につきましては、国庫補助金

と同様、利用者支援事業に係る増額でございます。

また、その下の目 衛生費府補助金の大阪府市町村健康づくり事業補助金23万円の増額につきましては、健康マイレージ事業に係る補助金でございます。その下の大阪府自殺対策強化事業交付金16万4,000円の増額につきましては、自殺対策事業に係る補助金でございます。

また、目 商工費府補助金の消費者行政活性化基金事業補助金41万9,000円の増額につきましては、消費生活相談の相談日増設に対する補助金でございます。

続いて、款 繰入金、項 基金繰入金、目 公共施設整備基金繰入金4,700万円の増額及びその下の目 財政調整基金繰入金7,551万円の増額につきましては、いずれも今回の補正における財源調整分でございます。

また、目 くまとりふるさと応援基金繰入金241万円の増額につきましては、平成27年度に受けた寄附金を活用するための繰り入れでございます。

続いて、款 諸収入、項 雑入、目 雑入のコミュニティ助成金250万円の増額につきましては、一般コミュニティ助成事業に係る自治総合センターからの助成金でございます。次の泉州南部初期急病センター分配金192万7,000円の増額につきましては、平成26年度の分配金でございます。最後に、水道事業会計出資金返還金20万円の増額につきましては、一般会計から水道事業会計への出資金について、損害賠償金の納付により過充当になった部分の返還金でございます。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

10ページ、11ページをお開き願います。

款 議会費、項 議会費、目 議会費の議会運営事業、庁用器具費129万6,000円の増額につきましては、委員会のインターネット中継及び傍聴室での生放送に係る北館3階大会議室用カメラ等周辺機器の購入経費でございます。

次に、款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費の職員給与関係事業（一般管理費特別職分）、特別職給から期末手当までの合計270万3,000円の減額につきましては、町長給与の20%削減によるものでございます。また、その下の広報事業、印刷製本費2万5,000円及び通信運搬費17万2,000円の増額につきましては、パブリックモニター制度の本格実施に係る経費でございます。次の財政一般事務経費、地方公会計システム構築委託料201万8,000円の増額につきましては、財務書類等の作成に必要となるシステムの構築委託料でございます。その下の債権整理対策事業、弁護士委託料54万円の増額につきましては、債権回収等に係る着手金でございます。

次に、目 財産管理費の町有財産管理事業、不動産鑑定手数料49万6,000円及び測量・設計・監理等委託料240万8,000円の増額につきましては、普通財産の売却に伴って必要となる経費でございます。次の庁舎維持管理事業、庁舎改修工事費1,377万6,000円の増額につきましては、庁舎本館1階、2階トイレの改修経費でございます。

次に、目 企画費の総合計画策定事業、総合計画審議会委員報酬88万8,000円の増額から計画策定委託料432万円の増額までにつきましては、第4次総合計画の策定に係る経費でございます。また、その下のシティプロモーション事業、PR広告業務委託料750万円の増額につきましては、熊取町PR動画作成、大学生向け転入・定住促進情報誌作成に係る経費で、地方創生加速化交付金の対象事業でございます。次の熊取創生プロジェクトチーム運営事業、報償金17万6,000円の増額から食糧費2,000円の増額につきましては、プロジェクトチームの運営などに係る経費でございます。

続いて、ページ下の目 自治振興費の町政連絡事務事業、12ページ、13ページに移りましてページ上の一般コミュニティ助成事業補助金250万円の増額につきましては、プロジェクター等を購入するための区長会への補助金でございます。その下の地区助成事業、地区集会所等施設整備事業補助金120万円の増額につきましては、小垣内地区公民館改修工事に係る補助でございます。その下の防犯事業、機械器具費468万8,000円の増額につきましては、防犯カメラ10台の設置経費でございます。次の町内循環バス運行事業、町内循環バス運行費補助金734万7,000円の増額につきましては、ひまわりバスの土日祝日運行などに係る経費でございます。

続いて、目 電子計算費の電子計算システム整備事業、電子計算システム開発委託料454万4,000円の増額につきましては、国民健康保険広域化対応改修及び地方公会計推進に係る財務会計システム改修経費でございます。

次に、款 民生費、項 社会福祉費、目 社会福祉費のコミュニティソーシャルワーカー配置事業、非常勤職員報酬179万円及び消耗品3,000円の増額につきましては、コミュニティソーシャルワーカーの1名増員に伴うものでございます。

続いて、項 児童福祉費、目 児童福祉施設費の保育所運営事業、保育所備品購入費198万6,000円の増額及びその下の子育て支援事業、遊具、教材等購入費22万4,000円の増額につきましては、寄附を活用した遊具等の購入でございます。

次の項 介護保険費、目 介護保険費の介護保険特別会計繰出事業、介護保険特別会計繰出金12万3,000円の増額につきましては、介護保険特別会計における介護予防事業等の補正によるものでございます。

続いて、款 衛生費、項 保健衛生費、目 保健衛生総務費の母子保健一般事務経費、臨時雇賃金11万5,000円の増額につきましては、事務補助に係るものでございます。

次の目 予防費の子ども等予防接種事業、普通旅費2,000円の増額から、14ページ、15ページに移りまして予防接種助成金12万6,000円の増額までにつきましては、平成28年10月から予定されているB型肝炎ワクチンの定期接種化に係る経費でございます。その下の母子保健事業、非常勤職員報酬175万2,000円の増額につきましては、利用者支援事業母子保健型を実施するための保健師報酬でございます。その下の不妊・不育治療助成金540万円の増額につきましては、一般不妊治療、特定不妊治療及び不育治療に対する助成金でございます。次の健康増進事業、報償金4万円の増額から電子計算機器等保守管理委託料3万円の増額までにつきましては、自殺対策及び健康マイレージ事業に係る経費でございます。

続いて、款 農林水産業費、項 農業費、目 農地費のため池等整備事業、維持修繕工事費155万円の増額につきましては、大原池法面の維持工事でございます。

次に、款 商工費、項 商工費、目 商工業振興費の商工業振興事業、消耗品11万4,000円の増額から16ページ、17ページに移りまして自動車重量税7,000円の増額までにつきましては、地方創生加速化交付金の対象として実施する熊取コロケのPR等に係る経費でございます。次の地域活性化事業、泉州DMO観光誘致事業負担金600万円の増額につきましても、地方創生加速化交付金の対象となるものでございます。

続いて、目 消費生活対策費の消費生活対策事業、消費者生活相談員報酬34万円及び費用弁償7万9,000円の増額につきましては、消費生活相談の相談日増設に伴うものでございます。

次に、款 土木費、項 道路橋りょう費、目 道路新設改良費の熊取駅西整備事業、測量・設計・監理等委託料810万円の増額につきましては、熊取駅西広場用地測量業務及びJR協議予備設計業務に係る経費でございます。

次の項 都市計画費、目 公園費の公園維持管理事業、公園等維持修繕工事費710万円の増額につきましては、和田山木橋の改修工事に係る経費でございます。

続いて、目 下水道費の下水道事業特別会計繰出事業、下水道事業特別会計繰出金755万円の増額につきましては、下水道事業特別会計における町債元金繰上償還金の補正によるものでございます。

次に、款 教育費、項 教育総務費、目 教育委員会費のスクールソーシャルワーカー活用事業、非常勤職員報酬147万7,000円の増額につきましては、スクールソーシャルワーカー1名の増員に伴うものでございます。

次に、項 小学校費、目 学校管理費の小学校運営事業、校用器具費1,690万1,000円の増額につきましては、校務用パソコン、プリンター及び校内LAN関連機器の更新に係る経費でございます。

続いて、目 教育振興費の小学校教育振興事業、図書費7万5,000円の増額につきましては、寄

附を活用した学校図書の購入でございます。

続いて、18ページ、19ページをごらんください。

項 中学校費、目 学校管理費の中学校運営事業、校用器具費1,017万4,000円の増額につきましては、小学校と同様、校務用パソコン、プリンター及び校内LAN関連機器の更新に係る経費でございます。次に、中学校維持管理事業、維持修繕工事費115万6,000円の増額につきましては、南中学校体育館前渡り廊下の改修に係る経費でございます。

続いて、目 教育振興費の中学校教育振興事業、図書費4万5,000円の増額につきましては、寄附を活用した学校図書の購入でございます。

次に、項 社会教育費、目 社会教育総務費の社会教育一般事務経費、電波利用料5,000円の増額につきましては、コミュニティ備品として整備する無線機の電波利用料でございます。

続いて、目 図書館費の図書館運営事業、図書費8万円の増額につきましては、寄附を活用した図書購入でございます。次の図書館施設管理事業、修繕料102万6,000円の増額につきましては、騒音対策のための冷温水ポンプカバーの設置に係る経費でございます。その下の読書活動推進事業、消耗品費6万8,000円の増額及び印刷製本費26万6,000円の増額につきましては、読書通帳の導入に係る経費でございます。

続いて、項 保健体育費、目 体育施設費の体育施設維持管理事業、修繕料1,356万5,000円の増額につきましては、町民グラウンドトイレの洋式化改修及び中央公園テニスコートの人工芝張りかえ改修経費でございます。

次に、20ページの補正予算給与費明細書をごらんください。

まず、下段の比較の欄のところ、報酬におきまして、総合計画審議会委員報酬などの増により624万7,000円の増額となったものでございます。また、給料、期末手当、地域手当の減については町長給与の20%削減によるものでございます。

以上で、議案第59号 平成28年度熊取町一般会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（重光俊則君）次に、日程第13 議案第60号 平成28年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。永橋上下水道部理事。

上下水道部理事（永橋広幸君）それでは、議案第60号 平成28年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正予算の内容につきましては、歳入歳出とも損害賠償金の納入及び国庫補助金の返還に伴う町債元金の繰上償還の追加と、それに伴う一般会計繰入金金の補正となっております。

補正予算書の1ページをごらんください。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ755万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億7,621万8,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものとしてございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括ですので、6ページ、7ページをごらんください。

歳入予算でございます。

款 繰入金、項 繰入金、目 他会計繰入金の一般会計繰入金755万円の増額は、今回の補正に伴う財源調整として増額を補正するものでございます。

8ページ、9ページをごらんください。

歳出予算でございます。

款 公債費、項 公債費、目 元金、節 償還金、利子及び割引料の町債元金繰上償還金755万円の増額は、損害賠償金が納入され国庫補助金が返還されたことに伴い、当該工事に係る起債元金を繰上償還するものでございます。

以上によりまして、4ページ、5ページの総括のとおり、歳入歳出それぞれ補正前の額から755万円を増額し、補正後の額を13億7,621万8,000円とするものでございます。

最後に、10ページをごらんください。

地方債の補正調書でございます。表の右下の欄をごらんください。今回の補正によりまして、平成28年度末の地方債現在高見込額が65億3,251万円となるものでございます。

以上で、議案第60号 平成28年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてのご説明を終わらせていただきたいと思います。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（重光俊則君）次に、日程第14 議案第61号 平成28年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）それでは、議案第61号 平成28年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正内容につきましては、住民主体で介護予防活動に取り組む住民運営の通いの場に係る経費、認知症初期集中支援チームの設置に係る経費の補正などでございます。

まず、1ページをごらんください。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ194万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億4,819万9,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしてございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして、事項別明細書に沿って説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括でございますので、説明を省略いたします。

6ページ、7ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 地域支援事業交付金（介護予防事業）9万2,000円の減額、次の款 支払基金交付金、項 支払基金交付金、目 地域支援事業支援交付金10万2,000円の減額、次の款 府支出金、項 府補助金、目 地域支援事業交付金（介護予防事業）4万6,000円の減額、次の款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 地域支援事業繰入金（介護予防事業）4万6,000円の減額につきましては、一番下でございます款 諸収入、項 雑入、目 雑入の長寿社会づくりソフト事業費交付金を当初予算に計上しておりました事業費に充当することに伴いまして、それぞれ減額するというものでございます。

一番上に戻っていただきまして、款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）33万8,000円の増額、一つ飛ばしていただき、款 府支出金、項

府補助金、目 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）16万9,000円の増額、次の項一般会計繰入金、目 地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）16万9,000円の増額につきましては、歳出における包括的支援事業・任意事業費に対し、介護保険法などに基づき国39%、府19.5%、町19.5%の割合で負担することが規定されておりますので、それぞれの割合に応じて増額補正するというものでございます。

次に、款 繰入金、項 基金繰入金、目 介護給付費準備基金繰入金11万2,000円の増額につきましては、今回の補正予算における財源調整のため、当該基金からの繰り入れで対応するものでございます。

次の款 諸収入、項 雑入、目 雑入の長寿社会づくりソフト事業費交付金144万7,000円の増額につきましては、歳出における介護予防事業費に対して公益財団法人地域社会振興財団から交付されるものでございます。

次に、歳出予算でございます。

8ページ、9ページをお開きください。

まず、款 地域支援事業費、項 介護予防事業費、目 介護予防事業費における介護予防事業の謝礼金19万4,000円の増額につきましては、住民運営の通いの場、タピオ体操プラス普及DVD作成検討会及び介護予防講演会に係る講師謝礼の補正でございます。次の印刷製本費9万2,000円の増額につきましては、住民運営の通いの場及びタピオ体操プラス普及のためのリーフレット印刷に係る経費の補正でございます。次の介護予防事業委託料50万4,000円の増額につきましては、住民運営の通いの場及びタピオ体操プラス普及のためのDVD作成に係る委託料の補正でございます。次の庁用器具費29万2,000円の増額につきましては、出前講座及び講演会用機器、タピオ体操プラス実施用貸し出し備品の購入に係る経費の補正でございます。

なお、介護予防事業の経費につきましては、全額、歳入でご説明させていただきました長寿社会づくりソフト事業費交付金を活用して行うものでございます。

次に、款 地域支援事業、項 包括的支援事業・任意事業費、目 包括的支援事業・任意事業費における包括的支援事業の報償金86万7,000円の増額につきましては、認知症初期集中支援チームの設置に係る経費の補正で、チーム員の研修旅費、チーム設置後の会議や訪問に対する報償金でございます。

以上で、議案第61号 平成28年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（重光俊則君）次に、日程第15 議案第62号 平成28年度熊取町水道事業会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。山戸上下水道部長。

上下水道部長（山戸 寛君）それでは、議案第62号 平成28年度熊取町水道事業会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

このたびの補正予算の内容につきましては、上水道課副主査1名の病気休暇並びに出産予定に伴う特別休暇等による臨時職員の賃金にかかわる補正と、平成27年度における損害賠償金の納入に伴う一般会計出資金の返還にかかわる補正となっております。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

第1条の総則でございます。平成28年度熊取町の水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

次に、第2条の収益的収入及び支出の補正でございます。平成28年度熊取町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出として、第1款 事業費、第1項 営業費用の既決予定額に87万円を増額し、補正後の額を9億944万6,000円とするものでございます。それにより、第1款 事業費の補正後の額を9億7,380万1,000円とするものでございます。

次に、第3条の資本的収入及び支出の補正でございます。予算第4条本文括弧書き中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億9,251万6,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億9,271万6,000円」に改め、「過年度分損益勘定留保資金2億2,723万2,000円」を「過年度分損益勘定留保資金2億2,743万2,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出として、第1款 資本的支出、第3項 他会計繰入金返還金の既決予定額に20万円を増額し、補正後の額を20万円とするものでございます。それにより、第1款 資本的支出の補正後の額を5億954万6,000円とするものでございます。

2ページをお開きください。

平成28年度熊取町水道事業会計補正予算（第1号）実施計画でございます。

詳細については5ページからの説明書でご説明させていただきますので、5ページをお開きください。

収益的支出の目 総係費、節 賃金として87万円を増額してございます。これは、上水道課副主査1名の特別休暇等により欠員が生じるため、代替要員として臨時職員の賃金を補正するものでございます。支出合計として、既決予定額に87万円を増額し、補正後の額を9億7,380万1,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。

資本的支出の目 他会計出資金返還金、節 一般会計出資金返還金として20万円を増額してございます。これは、和解による損害賠償金の平成27年度分の分割納付が納入されたことにより、近畿財務局から一般会計を通して出資を受けていました一般会計出資金の対象額が減額となり、返還する必要が生じたため、補正するものでございます。支出合計として、既決予定額に20万円を増額し、補正後の額を5億954万6,000円とするものでございます。

恐れ入りますが、3ページをごらんください。

平成28年度熊取町水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書補正（第1号）でございまして、次の4ページは平成28年度熊取町水道事業予定貸借対照表補正（第1号）でございます。いずれもこのたびの補正に伴うものでございますので、後ほどお目通しくさせていただきますようお願い申し上げます。

以上で、議案第62号 平成28年度熊取町水道事業会計補正予算（第1号）についてのご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（重光俊則君）以上で、本日の日程は全て終了しました。よって、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

(「11時59分」散会)

6 月熊取町議会定例会（第 4 号）

平成28年6月定例会会議録（第4号）

月 日 平成28年6月21日（火曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 文野 慎治	2番 重光 俊則	3番 浦川 佳浩
4番 河合 弘樹	5番 坂上 昌史	6番 阪口 均
7番 二見 裕子	8番 渡辺 豊子	9番 服部 脩二
10番 佐古 員規	11番 矢野 正憲	12番 鱧谷 陽子
13番 江川 慶子	14番 坂上巳生男	

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	中尾 清彦
教 育 長	勘六野 朗	企 画 部 長	貝口 良夫
企 画 部 理 事	明松 大介	企 画 部 理 事	寺中 敏人
総 務 部 長	南 和仁	総 務 部 理 事	林 利秀
総 務 部 理 事	阪上 敦司	総 務 部 理 事	田宮 克昭
住 民 部 長	下中 博之	住 民 部 統 括 理 事	吉田 潔
住 民 部 理 事	藤原 伸彦	健 康 福 祉 部 長	小山 高宏
健 康 福 祉 部 理 事	山本 浩義	健 康 福 祉 部 理 事	山本 雅隆
健 康 福 祉 部 理 事	田中 耕二	事 業 部 長	泉谷 徹
事 業 部 理 事	田畑 洋	事 業 部 理 事	大西 宏
会計管理者兼会計課長	北川 雄彦	上 下 水 道 部 長	山戸 寛
上 下 水 道 部 理 事	永橋 広幸	教 育 次 長	中谷ゆかり
教育委員会事務局理事	吉田 茂昭		

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	阪上 清隆	書	記	阪上 章
-------------	-------	---	---	------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

- 議案第54号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第55号 国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る町税の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第57号 工事請負契約の締結について（北保育所大規模修繕工事）
- 議案第59号 平成28年度熊取町一般会計補正予算（第2号）
- 議案第56号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第58号 環境センター専用公用車（4トンダンプ）の購入について
- 議案第60号 平成28年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第61号 平成28年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第62号 平成28年度熊取町水道事業会計補正予算（第1号）

追加付議議案

- 議員提出議案第5号 食品ロス削減に向けての取り組みを進める意見書
- 議員提出議案第6号 次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書
- 議員提出議案第7号 骨髄移植ドナーに対する支援の充実に関する意見書

議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出について

議長（重光俊則君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年6月熊取町議会定例会第4日目の会議を開きます。

（「10時00分」開会）

議長（重光俊則君）本日の議事日程については、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりといたします。

日程に入る前に、議会運営委員会委員長から発言を求めておられますので、これを許可します。
坂上議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（坂上巳生男君）それでは、議会運営委員会報告をいたします。

去る6月15日午後1時30分から、委員7名全員出席のもとに議会運営委員会を開催し、平成28年6月熊取町議会定例会における追加議案について審議いたしました結果、次のとおり決まりましたので、その報告をいたします。

追加議案といたしましては、議員提出議案の食品ロス削減に向けての取り組みを進める意見書ほか2件の意見書、以上3件を追加議案といたします。

なお、議員提出の3件につきましては、委員会付託を省略し、本会議で審議をしていただきます。このほかに、議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出についての件であります。

なお、追加議案に係る議事日程についてであります。議案書の追加議事日程表のとおりといたします。

以上のとおり決まりましたので、議長よりよろしくお諮り願います。

これで、議会運営委員会の報告を終わります。

議長（重光俊則君）お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、議員提出の食品ロス削減に向けての取り組みを進める意見書ほか2件の意見書及び議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出についての件、以上の4件を日程に追加することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本4件を日程に追加することに決定いたしました。

議長（重光俊則君）それでは、本日の議事日程に入ります。

日程第1 議案第54号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の件、日程第2 議案第55号 国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る町税の特例に関する条例の一部を改正する条例の件、日程第3 議案第57号 工事請負契約の締結について（北保育所大規模修繕工事）の件及び日程第4 議案第59号 平成28年度熊取町一般会計補正予算（第2号）の件、以上4件を一括議題といたします。

本4件は、6月13日の本会議で総務文教常任委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。服部総務文教常任委員会委員長。

総務文教常任委員会委員長（服部脩二君）それでは、総務文教常任委員会報告をいたします。

去る6月13日の本会議において本委員会に付託されました議案4件の審査を行うため、6月17日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員7名出席のもとに総務文教常任委員会を開催いたしました。

その審査の結果について報告いたします。

まず、議案第54号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に

基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の件につきましては、活発な質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第55号 国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る町税の特例に関する条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第57号 工事請負契約の締結について（北保育所大規模修繕工事）の件につきましては、活発な質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第59号 平成28年度熊取町一般会計補正予算（第2号）の件につきましては、活発な質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定し、本委員会を閉会いたしました。

以上で、総務文教常任委員会報告を終わります。

議長（重光俊則君）以上で、総務文教常任委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第54号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第54号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第54号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（重光俊則君）次に、議案第55号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第55号 国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る町税の特例に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第55号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（重光俊則君）次に、議案第57号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第57号 工事請負契約の締結について（北保育所大規模修繕工事）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第57号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(重光俊則君)次に、議案第59号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第59号 平成28年度熊取町一般会計補正予算(第2号)の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第59号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(重光俊則君)次に、日程第5 議案第56号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件、日程第6 議案第58号 環境センター専用公用車(4tダンプ)の購入についての件、日程第7 議案第60号 平成28年度熊取町下水道事業特別会計補正予算(第1号)の件、日程第8 議案第61号 平成28年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第1号)の件及び日程第9 議案第62号 平成28年度熊取町水道事業会計補正予算(第1号)の件、以上5件を一括議題といたします。

本5件は、6月13日の本会議で事業厚生常任委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。事業厚生常任委員会委員長の報告を求めます。江川事業厚生常任委員会委員長。事業厚生常任委員会委員長(江川慶子君)それでは、事業厚生常任委員会報告をいたします。

去る6月13日の本会議において本委員会に付託されました議案5件の審査を行うため、6月15日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員7名全員出席のもと、事業厚生常任委員会を開催いたしました。

その審査の結果について報告いたします。

まず、議案第56号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件につきましては、活発な質疑応答の後、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第58号 環境センター専用公用車(4tダンプ)の購入の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第60号 平成28年度熊取町下水道事業特別会計補正予算(第1号)の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第61号 平成28年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第1号)の件につきましては、活発な質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第62号 平成28年度熊取町水道事業会計補正予算(第1号)の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたし、本委員会を閉会いたしました。

以上で、事業厚生常任委員会報告を終わります。

議長(重光俊則君)以上で、事業厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長の報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

議長（重光俊則君）次に、議案第56号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件について、討論を行います。

初めに、本件に反対の方の発言を許します。鱧谷議員。

12番（鱧谷陽子君）議案第56号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に対しまして、日本共産党熊取町会議員団を代表し、反対討論を行います。

この条例は、待機児童解消を口実に保育士の配置基準を緩和したものです。保育の質を引き下げる規制緩和です。

昨年の死亡事故14件のうち、9件は有資格者が3分の1でよいとされる認可外保育所で起こっております。この条例は3分の2以上置かなければならないとなっておりますが、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で保育士とみなすことができるとなっており、定員超過や延長保育の受け入れで認可定員を上回る分の職員は無資格者でよく、預かる時間が長いほど、預かる子どもがふえればふえるほど無資格者がふえていくこととなります。このことは、子どもの命や発達を保証しないことにつながります。

保育所には、0歳から6歳児の成長を見据えた、知識と専門性を持った保育士の配置が必要です。保育士は足りないのではなく、保育士の処遇が悪過ぎるのです。保育士が未来に希望を持って働いてこそ、未来に羽ばたく子どもが育てられると考えます。無資格者ではなく有資格者での保育を願ひまして、日本共産党熊取町会議員団の反対討論といたします。

議長（重光俊則君）次に、本件に賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本件に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本件に賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ほかに討論される方はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で、議案第56号についての討論を終わります。

それでは、議案第56号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 10名）

起立多数であります。よって、議案第56号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（重光俊則君）次に、議案第58号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第58号 環境センター専用公用車（4 t ダンプ）の購入についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第58号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（重光俊則君）次に、議案第60号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第60号 平成28年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第60号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（重光俊則君）次に、議案第61号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第61号 平成28年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第61号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（重光俊則君）次に、議案第62号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第62号 平成28年度熊取町水道事業会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第62号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（重光俊則君）次に、追加議事日程第1 議員提出議案第5号 食品ロス削減に向けての取り組みを進める意見書、追加議事日程第2 議員提出議案第6号 次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書及び追加議事日程第3 議員提出議案第7号 骨髄移植ドナーに対する支援の充実に関する意見書、以上3件を一括して議題といたします。

本3件について説明を求めます。坂上議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（坂上巳生男君）それでは、議員提出議案第5号 食品ロス削減に向けての取り組みを進める意見書についてご説明申し上げます。

追加議案書の追一1ページをお開きください。

議員提出議案第5号 食品ロス削減に向けての取り組みを進める意見書。

議会会議規則第13条の規定により提出するものでございます。

提出者	熊取町議会議員	坂上巳生男
賛成者	熊取町議会議員	文野 慎治
同じく		坂上 昌史
同じく		阪口 均
同じく		渡辺 豊子

同じく
同じく

矢野 正憲
鱧谷 陽子

でございます。

案文の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

次のページをお開きください。

食品ロス削減に向けての取り組みを進める意見書。

食は世界中の人々にとって大事な限りある資源である。世界では全人類が生きるのに十分な量の食べ物が生産されているにもかかわらず、その3分の1は無駄に捨てられている。中でも、もったいないのは、まだ食べられる状態なのに捨てられてしまう食品ロスだ。農林水産省によると、日本では年間2,801万トンの食品廃棄物が発生しており、このうちの642万トンが食品ロスと推計されている。

食品ロスの半分は事業者の流通・販売の過程の中で起き、もう半分は家庭での食べ残しや賞味期限前の廃棄などで発生している。削減には、事業者による取組とともに、国民の食品ロスに対する意識啓発も問われてくる。

よって政府においては、国、地方公共団体、国民、事業者が一体となって食品ロス削減に向けての取り組みを進めるため、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

記

1. 食品ロス削減に向けて、削減目標や基本計画を策定するとともに、食品ロス削減推進本部の設置や担当大臣を明確化すること。

2. 加工食品等の食品ロスを削減するため、需要予測の精度向上により過剰生産の改善を図るとともに、商慣習の見直しに取り組む事業者の拡大を推進すること。

3. 飲食店での食品ロス削減に向けて、「飲食店で残さず食べる運動」など好事例を全国に展開すること。

4. 家庭における食品在庫の適切な管理や食材の有効活用など普及啓発を強化すること。また、学校等における食育・環境教育など、食品ロス削減に効果が見られた好事例を全国的に展開すること。

5. フードバンクや子ども食堂などの取組みを全国的に拡大し、未利用食品を必要とする人に届ける仕組みを確立すること。さらに、災害時にフードバンク等の活用を進めるため、被災地とのマッチングなど必要な支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月21日

大阪府泉南郡熊取町議会

次に、議員提出議案第6号 次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書についてご説明申し上げます。

追加議案書の追－3ページをお開きください。

議員提出議案第6号 次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書。

議会会議規則第13条の規定により提出するものでございます。

提出者	熊取町議会議員	坂上 巳生男
賛成者	熊取町議会議員	文野 慎治
同じく		坂上 昌史
同じく		阪口 均
同じく		渡辺 豊子
同じく		矢野 正憲
同じく		鱧谷 陽子

でございます。

案文の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

次のページをお開きください。

次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書。

平成27年6月30日に閣議決定された「骨太の方針」の中で、次期介護保険制度改正に向けて、軽度者に対する福祉用具貸与等の給付の見直しを検討することが盛り込まれました。現行の介護保険制度による福祉用具、住宅改修のサービスは、高齢者自身の自立意識を高め、介護者の負担軽減を図るという極めて重要な役割を果たしています。

例えば、手すりや歩行器などの軽度者向け福祉用具は、転倒、骨折予防や自立した生活の継続を実現し、重度化を防ぎ遅らせることに役立っています。また、安全な外出機会を保障することによって、特に一人暮らしの高齢者のとじこもりを防ぎ、社会生活の維持につながっています。

仮に軽度者に対する福祉用具、住宅改修の利用が原則自己負担になれば、特に低所得世帯等弱者の切り捨てになりかねず、また、福祉用具、住宅改修の利用が抑制され重度化が進展し、結果として介護保険給付の適正化という目的に反して高齢者の自律的な生活を阻害し給付費が増大するおそれがあります。

以上の理由から次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しにおいては、高齢者の自立を支援し、介護の重度化を防ぐといった介護保険の理念に沿って介護が必要な方の生活を支える観点から検討を行うことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月21日

大阪府泉南郡熊取町議会

最後に、議員提出議案第7号 骨髄移植ドナーに対する支援の充実に関する意見書についてご説明申し上げます。

追加議事書の追-5ページをお開きください。

議員提出議案第7号 骨髄移植ドナーに対する支援の充実に関する意見書。

議会議事規則第13条の規定により提出するものでございます。

提出者	熊取町議会議員	坂上 巳生男
賛成者	熊取町議会議員	文野 慎治
同じく		坂上 昌史
同じく		阪口 均
同じく		渡辺 豊子
同じく		矢野 正憲
同じく		鱧谷 陽子

でございます。

案文の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

次のページをお開きください。

骨髄移植ドナーに対する支援の充実に関する意見書。

骨髄移植及び末梢血幹細胞移植は、白血病等の難治性血液疾患に対する有効な治療法である。広く一般の方々に善意による骨髄等の提供を呼び掛ける骨髄バンク事業は、公益財団法人日本骨髄バンクが主体となり、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律に基づいて実施されている。

骨髄バンク事業において、平成28年2月現在のドナー登録者数は45万人を超え、患者とのHLA適合率は9割を超えている一方で、そのうち移植に至るのは6割未満にとどまっている。これは、ドナーの健康上の問題のほか、提供に伴う通院や入院等のための休暇を認めるか否かは、ドナーを雇用している事業主ごとに対応が異なることなど、様々な要因による。

骨髄バンク事業では、骨髄等の提供に際しての検査や入院等に必要な交通費、医療費等、ドナー側の費用負担はなく、また、万一、骨髄等の提供に伴う健康障害が生じた場合でも、日本骨髄バン

クによる損害補償保険が適用されるなど、ドナーの負担軽減に関して様々な取組が行われている。

しかし、ドナーが、検査や入院等で病院に出向くなどして仕事を休業した場合の補償は、現在、行われていない。ドナーが安心して骨髄等を多くの患者に提供できるような仕組みづくりが早急に求められる。

よって、政府に対し、骨髄移植等の一層の推進を図るため、ドナーに対する支援の充実に関し、次の事項を早期に実現するよう強く要請する。

記

1. 事業主向けに策定した労働時間等見直しガイドラインの中でドナー休暇制度を明示するなど、企業等の取組を促進するための方策を講ずるとともに、ドナー休暇の制度化についても検討すること。

2. ドナーが、骨髄等の提供に伴う入院、通院、打合せ等のために休業する場合の補償制度の創設について検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月21日

大阪府泉南郡熊取町議会

以上、3件についてよろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。これら3件については、議会会議規則第38条第3項の規定より、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって委員会付託を省略することに決定しました。

それでは、これら3件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、これら3件について、討論を省略し、順次採決を行いたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

初めに、議員提出議案第5号 食品ロス削減に向けての取り組みを進める意見書の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第5号は原案のとおり可決されました。

議長（重光俊則君）次に、議員提出議案第6号 次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第6号は原案のとおり可決されました。

議長（重光俊則君）次に、議員提出議案第7号 骨髄移植ドナーに対する支援の充実に関する意見書の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第7号は原案のとおり可決されました。

議長（重光俊則君）次に、追加議事日程第4 議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

議会運営委員会委員長から議会会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申出書のとおり、次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む。）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、平成28年6月定例会閉会から平成28年9月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、平成28年6月定例会閉会から平成28年9月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（重光俊則君）お諮りいたします。以上で、本定例会に付された案件の審議は全て終了いたしました。本日をもって本定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

閉会に当たり、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。

町長（藤原敏司君）議長のお許しを賜りましたので、平成28年6月熊取町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました諸議案につきまして、議員の皆様方には慎重なご審議を賜りましてご可決いただきましたことを厚くお礼申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、これから暑さも厳しくなる時節柄、健康には十分ご留意の上、さらなる町政の発展のため引き続きご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、閉会のご挨拶とさせていただきます。

議長（重光俊則君）これをもちまして、平成28年6月熊取町議会定例会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「10時41分」閉会）

以上の会議の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

平成28年6月21日

熊取町議会

議 長 重 光 俊 則

議 員 鱧 谷 陽 子

議 員 江 川 慶 子